

JILPT 調査シリーズ

No. 214

2021年11月

「同一労働同一賃金の 対応状況等に関する調査」

(企業に対するアンケート調査 及び ヒアリング調査) 結果

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training

独立行政法人 労働政策研究・研修機構



JILPT 調査シリーズ No. 214

2021 年 11 月

「同一労働同一賃金の対応状況等に関する調査」
(企業に対するアンケート調査 及び ヒアリング調査) 結果

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

同一企業内における「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と「パートタイム・有期雇用労働者」の間の不合理な待遇差を無くし、どのような雇用形態を選択しても、その待遇に納得して働き続けることができるよう、2020年4月1日に「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム・有期雇用労働法）とその施行規則、及び「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（同一労働同一賃金ガイドライン）、「パートタイム・有期雇用労働指針」が施行された。

同法では、同一企業内で働く「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と「パートタイム・有期雇用労働者」の間で、基本給や賞与、手当、福利厚生等、あらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止される（第8～9条）とともに、事業主には「パートタイム・有期雇用労働者」から、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」との待遇の違いやその理由等にかかる説明を求められた場合の説明義務が課せられた（第14条第2項）。こうした規定は2020年4月1日（中小企業は2021年4月1日）より適用され、企業にはその対応が求められることとなった。

当機構では、厚生労働省雇用環境・均等局の要請に基づき、いわゆる「同一労働同一賃金ルール」に企業がどのように対応しているのか（対応しようとしているのか）等、喫緊の状況を把握するため、企業に対するアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。今回の調査は、同法の施行から半年を経過した時点における状況について把握しようとしたものであり、特に中小企業に対しては適用前の状況把握となったことから、引き続きその動向を注視する必要がある。こうした前提条件を十分考慮した上で、本報告書を活用していく必要がある。

調査の実施に当たり、ご協力いただいた多くの企業に厚く御礼申し上げたい。

2021年11月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 樋口 美雄

調査・執筆担当者

氏名・所属	担当	執筆
藤澤 美穂 (雇用構造と政策部門統括研究員)	ヒアリング調査 及び全体統括	第1章第2節の2 第1章第3節の2 第2章第2節 第3章
渡邊 木綿子 (雇用構造と政策部門付リサーチャー(当時) 現・調査部(政策課題)主任調査員)	アンケート調査	第1章第1節 第1章第2節の1 第1章第3節の1 第2章第1節 第3章

目 次

第 1 章 調査の概要	1
第 1 節 調査の趣旨	1
第 2 節 調査の方法	5
1. アンケート調査	5
2. ヒアリング調査	8
第 3 節 調査により把握できたこと（要約）	10
1. アンケート調査	10
2. ヒアリング調査	10
第 2 章 調査結果の概要	12
第 1 節 アンケート調査結果	12
1. 有効回答企業の主な属性	12
2. 「同一労働同一賃金ルール」の認知度	13
3. 「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況	15
4. 「同一労働同一賃金ルール」に対応するために行った具体的な見直し内容	19
5. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に伴う人件費総額の変化	25
6. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた検討時の活用ツール	26
7. 「同一労働同一賃金ルール」への対応で得られた（得られると見込む）効果	28
8. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた労使の話合い状況	29
9. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に当たっての課題	31
10. 「同一労働同一賃金ルール」に取り組む上で行政に求めたい支援	32
11. 「パートタイム・有期雇用労働者」の活用状況・方針	33
12. 「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と職務が同じ「パートタイム・有期雇用労働者」の不合理な待遇差にかかる認識と待遇差についての説明状況	40
第 2 節 ヒアリング調査結果	44
1. ヒアリング企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の待遇の状況	44
2. パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善に向けてのプロセス	61
3. 同一労働同一賃金への対応として、待遇面以外での取組	66
4. 同一労働同一賃金の取組を進める上での重要なポイント	67
5. 同一労働同一賃金に取り組むことによる効果、社員からの反応	68
第 3 章 まとめに代えて（政策的インプリケーション）	70

付属資料 ①アンケート調査票	73
付属資料 ②附属統計表	87

第1章 調査の概要

第1節 調査の趣旨

わが国の全雇用者の約4割を占める「パートタイム・有期雇用労働者」や「派遣労働者」等のいわゆる「非正規雇用労働者」を巡っては、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」との間に賃金、福利厚生、教育訓練など様々な待遇差があり、それが少子化や貧困の一因になるとともに、労働生産性の向上を阻む恐れ等が危惧されている。

そうしたなか、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日・閣議決定）では「同一労働同一賃金の実現に向けて、我が国の雇用慣行には十分に留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める。労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的であるかまたは不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定する」とされ、第5回働き方改革実現会議（2016年12月20日）で、「同一労働同一賃金ガイドライン案」が公表された。更に、「働き方改革実行計画」（2017年3月28日・働き方改革実現会議決定）や「同一労働同一賃金に関する法整備について」（2017年6月16日・労働政策審議会建議）等を踏まえ、第196回国会において「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）が成立し、2018年7月6日に公布された。

同法により、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）（「パートタイム労働法」）が発展的に改正された「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（「パートタイム・有期雇用労働法」）では、その対象に「有期雇用労働者」を加え、(1)同一企業内における「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と「パートタイム・有期雇用労働者¹」の間の不合理な待遇差が禁止される（第8～9条）とともに、(2)待遇に関する説明義務が強化（不利益取扱い禁止規定も創設）され（第14条）、更に(3)行政による事業主への助言・指導等（第18条）や、裁判外紛争解決手続（行政ADR）規定（第24～26条）が整備された。

このうち、(1)を巡っては、待遇差が不合理かどうかを判断するための基準として、「均等待遇」と「均衡待遇」という考え方がそれぞれ規定された。前者の「均等待遇規定」（第9条）は、①職務内容（業務²の内容＋責任の程度³）、②職務内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用等⁴）がまったく同じ場合に、差別的な取扱いを禁止する（基本的に全ての待遇について同じ取扱いをしなければならない）ものである。また、後者の「均衡待遇規定」（第8条）は、①職務内容、②職務内容・配置の変更の範囲、

¹ 定年後の継続雇用者も含まれるが、「③その他の事情」（後述）として「定年後に継続雇用された者であること」も考慮され得るとされている。

² 業務とは「職業上継続して行う仕事」を指し、「業務が同じか否か」の見極めに当たっては「業務の種類」（職種）と「個々の業務の中の中核的業務」で判断する。

³ 責任の程度とは「業務に伴い与えられている権限の範囲・程度等」を指し、例えば決裁権限の範囲や部下の人数、トラブル発生時や緊急時の対応の程度、ノルマ等の成果に対して求められる役割等が挙げられる。

⁴ 例えば全国転居転勤を伴う異動ありや、自宅から通勤可能な範囲の異動のみといった、人事異動や役割の変化等の有無や範囲を指す。

③その他の事情⁵の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するものであり、基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など個々の待遇毎に、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して、不合理性を判断する必要があるとされた。そして、ガイドライン（指針）策定の規定（第 15 条）に基づき、均等・均衡待遇規定については「同一労働同一賃金ガイドライン」（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）（平成 30 年厚生労働省告示第 430 号）が位置付けられた。

「同一労働同一賃金ガイドライン」はどのような待遇差が不合理であり、どのような待遇差が不合理でないかについて、原則となる考え方及び「問題となる例・ならない例」の形でいくつかの具体例を示したものである（**図表 1-1**）。例えば、「基本給」については、「労働者の業績または成果に応じて支給する」場合、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と同一の業績または成果を有する「パートタイム・有期雇用労働者」にも、業績または成果に応じた部分につき、同一の基本給を支給しなければならないとし、また、業績または成果に一定の相違があっても、その相違に応じた基本給を支給しなければならないと規定した。その上で、問題となる例として、基本給の一部を「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」が販売目標を達成した場合に支給している A 社において、所定労働時間が半分の「パートタイム・有期雇用労働者」X にも同一の販売目標を設定し、達成しない限りは支給していないケースを挙げ、一方で問題とならない例には「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」の販売目標の半分に達すれば（当該基本給の一部の）半分を支給しているケース等を挙げた。

同様に「賞与」については、「会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給する」場合、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と同一の貢献を行っている「パートタイム・有期雇用労働者」にも、貢献に応じた部分につき同一の賞与を支給しなければならないとし、また、貢献に一定の相違があっても、その相違に応じた賞与を支給しなければならないことを求めている。そして、問題となる例として、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」には「職務の内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給している」にもかかわらず、「パートタイム・有期雇用労働者」には一切、「支給していない」ケース等を挙げている。

他方、「各種手当」については、「役職手当」「業務の危険度や作業環境に応じて支給される特殊作業手当」「交替制勤務等の勤務形態に応じて支給される特殊勤務手当」「精皆勤手当」「時間外労働に対して支給される手当」「深夜労働または休日労働に対して支給される手当」「通勤手当及び出張旅費」「労働時間の途中に、食事のための休憩時間がある労働者に対する食費の負担補助として支給される食事手当」「単身赴任手当」「特定の地域で働く労働者に対する補償として支給される地域手当」を列挙している。

⁵ 「職務の成果、能力、経験」「合理的な労使慣行」「労使交渉の経緯」等、様々な事情が含まれる。

図表 1-1 「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要
(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

- このガイドラインは、**正社員（無期雇用フルタイム労働者）**と**非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）**との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。
- 基本給、昇給、ボーナス（賞与）、各種手当といった賃金にとどまらず、教育訓練や福利厚生等についても記載。
- このガイドラインに記載がない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理な待遇差の解消が求められる。このため、各社の労使により、個別具体的な事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。

（詳しくはこちら）<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



⚠ 不合理な待遇差の解消に当たり、次の点に留意

- ・ 正社員の待遇を不利益に変更する場合は、原則として労使の合意が必要であり、就業規則の変更により合意なく不利益に変更する場合であっても、その変更は合理的なものである必要がある。ただし、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するに当たり、基本的に、**労使の合意なく正社員の待遇を引き下げることは望ましい対応とはいえない。**
- ・ 雇用管理区分が複数ある場合（例：総合職、地域限定正社員など）であっても、すべての雇用管理区分に属する正社員との間で不合理な待遇差の解消が求められる。
- ・ 正社員と非正規雇用労働者との間で職務の内容等を分離した場合であっても、正社員との間の不合理な待遇差の解消が求められる。

ガイドラインの構造



パートタイム労働者・有期雇用労働者

<p style="text-align: center;">① 基本給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本給が、労働者の能力又は経験に応じて支払うもの、業績又は成果に応じて支払うもの、勤続年数に応じて支払うものなど、その趣旨・性格が様々な現実を認めたと上で、それぞれの趣旨・性格に照らして、実態に違いがなければ同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。 ・ 昇給であって、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うものについては、同一の能力の向上には同一の、違いがあれば違いに応じた昇給を行わなければならない。 	<p style="text-align: center;">③ 各種手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職手当であって、役職の内容に対して支給するものについては、同一の内容の役職には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。 ・ そのほか、業務の危険度又は作業環境に応じて支給される特殊作業手当、交替制勤務などに応じて支給される特殊勤務手当、業務の内容が同一の場合の精進働手当、正社員の所定労働時間を超過して同一の時間外労働を行った場合に支給される時間外労働手当の割増率、深夜・休日労働を行った場合に支給される深夜・休日労働手当の割増率、通勤手当・出張旅費、労働時間の途中に食事のための休憩時間がある際の食事手当、同一の支給要件を満たす場合の単身赴任手当、特定の地域で働く労働者に対する補償として支給する地域手当等については、同一の支給を行わなければならない。
<p style="text-align: center;">⚠ <正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で賃金の決定基準・ルールの相違がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で賃金に相違がある場合において、その要因として賃金の決定基準・ルールの違いがあるときは、「正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者は将来の役職期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」という主観的・抽象的説明ではなく、賃金の決定基準・ルールの相違は、職務内容、勤務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして、不合理なものであってはならない。 	
<p style="text-align: center;">⚠ <定年後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定年後に継続雇用された有期雇用労働者についても、パートタイム・有期雇用労働法が適用される。有期雇用労働者が定年後に継続雇用された者であることは、待遇差が不合理であるか否かの判断に当たり、その他の事情として考慮される。様々な事情が総合的に考慮されて、待遇差が不合理であるか否かが判断される。したがって、定年後に継続雇用された者であることのみをもって直ちに待遇差が不合理ではないと認められるものではない。 	
<p style="text-align: center;">④ 福利厚生・教育訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂、休憩室、更衣室といった福利厚生施設の利用、転勤の有無等の要件が同一の場合の転勤者用住宅、慶弔休暇、健康診断に伴う勤務免除・有給保障については、同一の利用・付与を行わなければならない。 ・ 病気休暇については、無期雇用の短時間労働者には正社員と同一の、有期雇用労働者にも労働契約が終了するまでの期間を踏まえて同一の付与を行わなければならない。 ・ 法定外の有給休暇その他の休暇であって、勤続期間に応じて認めているものについては、同一の勤続期間であれば同一の付与を行わなければならない。特に有期労働契約を更新している場合には、当初の契約期間から通算して勤続期間を評価することを要する。 ・ 教育訓練であって、現在の職務に必要な技能・知識を習得するために実施するものについては、同一の職務内容であれば同一の、違いがあれば違いに応じた実施を行わなければならない。 	

資料出所：厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000470304.pdf>

そのうち、例えば「精皆勤手当」については「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と業務の内容が同一であれば、「パートタイム・有期雇用労働者」にも同一の支給をしなければならないと規定し、また、「通勤手当及び出張旅費」は「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と同一の支給をしなければならないなどとした。

なお、「同一労働同一賃金ガイドライン」は、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と「パートタイム・有期雇用労働者」の間で、共通の賃金の決定基準・ルールが適用されていることを前提としているが、これらにそもそも違いがあっても、「非正規雇用労働者だから」「将来の役割期待が異なるから」といった主観的・抽象的な説明では足りず、①職務内容、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情という客観的・具体的な実態に照らして、その違いが不合理なものでないか点検することを求めている^{6,7,8}。

こうした改正を加えた「パートタイム・有期雇用労働法」が2020年4月1日より施行され、2021年4月1日からは中小企業にも適用された。厚生労働省では事業主が法改正に対応するための支援策として、全国47都道府県の「働き方改革推進支援センター」における相談体制を始め、「ホームページ（パート・有期労働ポータルサイト⁹）の整備」や「業種別点検・検討マニュアルの整備」「職務分析・職務評価の導入支援（コンサルタントの派遣）」「キャリアアップ助成金の支給」等を進めてきた。そうした中で厚生労働省雇用環境・均等局より当機構に対し、企業の対応状況や支援策の活用状況等にかかる調査研究が要請されたため、要請時点では適用前の「中小企業」を中心とする「アンケート調査」を実施して、「同一労働同一賃金ルール」等に企業がどう対応しようとしているかの全体的な動向を把握するとともに、既に適用されている「大企業」については「ヒアリング調査」を行い、具体的な取組内容や待遇の変化、取組に当たって苦勞した点も含めたプロセスや、取組を進める上での重要なポイント、取組の効果等を掘り下げて把握することとした¹⁰。

⁶ 「同一労働同一賃金ガイドライン」に載っていない「退職手当」「家族手当」「住宅手当」等も含め、不合理な待遇差の解消に向けて待遇全般について、各企業の労使でよく話合うことが望ましいとされている。

⁷ その際、改正法を潜脱して回避するような、例えば労使の合意無く「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」の待遇を引下げて、不合理な待遇差を解消しようとすることは望ましくないとされている。また、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」の中に複数の雇用管理区分（例えば総合職、一般職等）がある場合には、全ての雇用管理区分と「パートタイム・有期雇用労働者」の間で、不合理な待遇差の解消が求められる（そのため、待遇水準の低い「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」の雇用管理区分を設けても、他の雇用管理区分との比較を免れるものではない）。更に、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と「パートタイム・有期雇用労働者」の間で職務の内容を異なるもの（いわゆる「職務分離」）したとしても、その違いに応じてバランスの取れた待遇を確保する必要がある。

⁸ なお、話し合いで解決できない場合には司法判断を仰ぐこととなるが、有期雇用労働者の不合理な労働条件を禁止する旧労働契約法第20条にかかるこれまでの裁判例としては、ハマキョウレックス事件（平成30年6月1日・最二小判）、長澤運輸事件（平成30年6月1日・最二小判）、九水運輸商事事件（平成30年9月20日・福岡高判）、学校法人産業医科大学事件（平成30年11月29日・福岡高判）、井関松山製造所事件（令和元年7月8日・高松高判）、ヤマト運輸（賞与）事件（平成29年3月30日・仙台地判）、学究社事件（平成30年1月29日・東京地立川支判）、医療法人A会事件（平成30年3月15日・新潟地判）、五島育英会事件（平成30年10月11日・東京高判）、日本ビューホテル事件（平成30年11月21日・東京地判）、北日本放送事件（平成30年12月19日・富山地判）、中央学院事件（令和2年6月24日・東京高判）等が挙げられる。

⁹ <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

¹⁰ なお、本調査研究で調査対象とするのは、あくまで「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と同一企業で直接雇

第2節 調査の方法

1. アンケート調査

調査対象（標本）は、「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業（郵便局、協同組合等）」「サービス業（他に分類されないもの）」の16産業分類における、全国の常用雇用者10人以上規模の企業2万社とし、民間の信用調査機関が所有するデータベースに登録されている中から、経済センサスの分布に基づき、16産業分類に5規模区分（10～50人、51～100人、101～300人、301～1,000人、1,001人以上）を掛け合わせた80層別に層化無作為抽出した。

調査項目は、調査票（付属資料）の通り、(1)「同一労働同一賃金ルール」の認知度、(2)「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況、(3)「同一労働同一賃金ルール」に対応するために行った具体的な見直し内容、(4)対応に向けた検討の中で活用したツール、(5)対応で得られた（得られると見込む）効果、(6)対応に当たり課題になった（なっている）こと、(7)「同一労働同一賃金ルール」に取り組む上で行政に求めたい支援、(8)「パートタイム・有期雇用労働者」の活用状況・方針、(9)「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と職務が同じ「パートタイム・有期雇用労働者」の不合理的待遇差にかかる認識と待遇差についての説明状況等、全26問である。なお、本調査では、基本的な用語として下記の通り定義した¹¹。

正社員	直接雇用されている、いわゆる正規雇用労働者※及びフルタイムの無期契約労働者 ※短時間正社員を含む
パート・有期社員	直接雇用されている、パートタイム（1週間の所定労働時間が正社員より短い）、あるいは有期契約（6ヶ月や1年など期間を定めた労働契約）の労働者（フルタイムの有期契約労働者、パートタイムの有期契約労働者、パートタイムの無期契約労働者のいずれか）。上記に該当すれば、 正社員を定年後、再雇用された労働者も含む
待遇	基本給や手当、福利厚生、その他（休暇・休職、教育訓練等）

調査方法は郵送配布・郵送回収方式とし、上記で抽出した企業を対象に、「パートタイム・有期契約労働者の雇用状況等に関する調査」という案件名で、2020年10月14日より調査票を配布し始め、～11月18日に掛けて回収した（原則として10月1日現在の状況について記入を依頼した）。

なお、実査期間は偶然にも、待遇格差を巡る計5件の訴訟で最高裁が相次ぎ判断を示した¹²直後となった。有効回答数（有効回答率）は9,027社（45.1%）にのぼったものの、それだけに連日報道された判決内容等が、アンケート調査の回答傾向に影響を及ぼした恐れも危惧される。そこで、同判決内容についても念の為、厚生労働省雇用環境・均等局の取りまとめを引用しておく（図表1-2-1）。

用されている「パートタイム・有期雇用労働者」である。「派遣労働者」は、当機構の他の調査研究が対応している。

¹¹ 調査票同様、各図表中でも「正社員」「パート・有期社員」と略称する。

¹² 日本郵便（東京・大阪・佐賀）事件（令和2年10月15日・最一小判）、大阪医科薬科大学事件（令和2年10月13日・最三小判）、メトロコマース事件（令和2年10月13日・最三小判）。

図表 1-2-1 旧労働契約法第 20 条を巡る最高裁判決の概要

◆日本郵便（東京・大阪・佐賀）事件 令和2年10月15日 最高裁判所第一小法廷判決

○日本郵便（東京）事件（令和元年（受）第777号、第778号 地位確認等請求事件）
 ○日本郵便（大阪）事件（令和元年（受）第794号、第795号 地位確認等請求事件）
 ○日本郵便（佐賀）事件（平成30年（受）第1519号 未払時間外手当金等請求事件）

各種手当や休暇等について、郵便業務等に従事する通常の労働者（正社員）には付与し、職務の内容等に相応の相違がある有期雇用労働者（契約社員）には付与しないことが不合理か否かが争われた。

待遇	判断	待遇の性質・目的	判決理由
扶養手当	不合理	長期勤続が期待される正社員の生活保障や福利厚生を図り、継続的な雇用を確保する目的で支給。	扶養親族があり、かつ、相応に継続的な勤務が見込まれるのであれば、契約社員にも扶養手当の趣旨は妥当する。 <small>日本郵便（大阪）事件</small>
祝日給	不合理	最繁忙期であるために年始に勤務したことの代償として支給。	短期間の勤務ではなく繁忙に関わらない勤務が見込まれている契約社員にも、年始における勤務の代償として祝日給を支給する趣旨は妥当する。 <small>日本郵便（大阪）事件</small>
年末年始勤務手当	不合理	最繁忙期であり、多くの労働者は休日である年末年始期間に業務に従事したことに対し、その勤務の特殊性の対価として支給。	業務の内容等に関わらず、実際に勤務したこと自体を支給要件としており、年末年始勤務手当の支給趣旨は契約社員にも妥当する。 <small>日本郵便（東京・大阪）事件</small>
夏期冬期休暇	不合理	労働から離れる機会を与えることにより、心身の回復を図る目的で支給。	短期間の勤務ではなく繁忙に関わらない勤務が見込まれている契約社員にも、夏期冬期休暇を与える趣旨は妥当する。 <small>日本郵便（佐賀）事件</small>
有給の病欠休暇	不合理	長期勤続が期待される正社員の生活保障を図り、療養に専念させることを通じて、継続的な雇用を確保する目的で休暇中の賃金を最大90日分まで支給。	相応に継続的な勤務が見込まれるのであれば（※原告らはいずれも10年以上勤務）、契約社員についても、有給の病欠休暇を与える趣旨は妥当する。 <small>日本郵便（東京）事件</small>

※ 住居手当については、転居を伴う配置転換等が予定されない正社員にも住居手当が支給されていることから、転居を伴う配置転換等が予定されていない契約社員について住居手当を支給とすることは不合理な検査であるとの高裁判決が確定している。

次の2つの裁判例は、以下の総論を述べた上で判断されました。

- 有期雇用労働者と無期雇用労働者（通常の労働者）の間の労働条件の相違が賞与／退職金の支給に係るものであったとしても、それが旧労働契約法第20条にいう不合理と認められるものに当たる場合はあり得る。
- その判断に当たっては、当該使用者における賞与／退職金の性質や目的を踏まえて、職務の内容、職務の内容・配置の変更範囲、その他の事情を考慮することにより、不合理か否かを検討すべき。

※ 本件各事案においては、原告らによって比較の対象とされた通常の労働者を比較の対象としつつ、他の多数の通常の労働者についてはその他の事情として考慮された。

◆大阪医科薬科大学事件 令和2年10月13日 最高裁判所第三小法廷判決
 （令和元年（受）第1055号、第1056号 地位確認等請求事件）

賞与及び私傷病による欠勤中の賃金について、通常の労働者（教室事務員である正職員）には支給し、有期雇用労働者（教室事務アルバイト職員）には支給しないことが不合理か否かが争われた。

待遇	判断	待遇の性質・目的	判決理由
賞与	不合理ではない	正職員の賃金体系や求められる職務遂行能力及び責任の程度等に照らせば、正職員としての職務を遂行し得る人材の確保・定着を図るなどの目的で支給（職能給である基本給を基礎に算定）。	（本件における）賞与の性質・目的を踏まえて、職務内容及び変更の範囲に一定の相違があったこと、その他の事情（人員配置の見直し等により教室事務員の正職員は極めて少数となっていたこと、正職員雇用制度を設けていたこと）を考慮すれば、不合理であるともいえない。
私傷病による欠勤中の賃金	不合理ではない	長期的又は将来的な勤続が期待される正職員の生活保障を図り、雇用を維持・確保する目的で支給（6か月間は給与全額、その後は休職となり2割支給）。	職務の内容等の一定の相違や、上記のその他の事情に加えて、長期雇用を前提とした勤務を予定しているものとはいえない。また、原告の勤続期間（※在籍期間は欠勤期間を含め3年余り）が相当の期間に及んでいない。労働契約が当然に更新され継続するとうかがわせる事情も見当たらない。

◆メトロコマース事件 令和2年10月13日 最高裁判所第三小法廷判決
 （令和元年（受）第1190号、1191号 損害賠償等請求事件）

退職金について、通常の労働者（売店業務に従事する正社員）には支給し、有期雇用労働者（売店業務契約社員）には支給しないことが不合理か否かが争われた。

手当名	判断	待遇の性質・目的	判決理由
退職金	不合理ではない	支給要件や支給内容等に照らせば、職務遂行能力や責任の程度等を踏まえた労務の対価の後払いや継続勤務等に対する功労報償等の機動的な性質を有し、正社員としての職務を遂行し得る人材の確保・定着を図るなどの目的で、様々な部署等で継続的な就労が期待される正社員に対し支給（年齢給と職能給からなる基本給を基礎に算定）。	（本件における）退職金の有する機動的な性質・目的を踏まえて、職務内容及び変更の範囲に一定の相違があったこと、その他の事情（売店業務に従事する正社員（少数）は、組織再編等に起因して賃金水準の変更や配置転換が困難であったこと、正社員雇用制度を設けて相当給を支給していたこと）を考慮すれば、不合理であるともいえない。

（厚生労働省雇用環境・均等部において作成）

資料出所：厚生労働省ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/_00745.html

また、本報告書では調査の回答結果を紹介するが、**図表**や**附属統計表**には参考として、産業分類と規模区分の回収分布の偏りを、経済センサスの構成比に基づき補正した復元（ウェートバック）集計結果も示した。その集計に当たり、用いたウェート値は**図表 1-2-2**の通りである。なお、いわゆる大企業・中小企業分類（**図表 1-2-3**）に当たっては、調査票の設問に含まれていなかった情報として、民間信用調査機関のデータベースに所蔵されている「主たる業種の中分類・小分類¹³⁾」及び「資本金・出資額」データを活用した¹⁴⁾。

¹³⁾ 調査回答の「大分類」と、民間信用調査機関の登録情報の「大分類」が一致した場合のみ、「主たる業種の中分類・小分類」を採用した。

¹⁴⁾ 必然的に、「主たる業種（業種によって必要な中分類・小分類含む）」と「常用雇用者の規模」「資本金または出資額」の全ての調査回答・登録情報が得られたケースが、復元集計対象となる（いずれかが欠落している場合は「無回答」に分類される）。

図表 1-2-2 復元（ウェートバック）集計に用いたウェート値

	10～50人		51～100人		101～300人		301～1,000人		1,001人以上		
	n数	ウェート値	n数	ウェート値	n数	ウェート値	n数	ウェート値	n数	ウェート値	
計	377,400	6,649	57,922	1,167	40,939	807	13,572	253	4,362	77	
鉱業、採石業、砂利採取業	366	22	16,636	27	1	27,000	9	1	9,000	6	1
建設業	50,479	1,094	46,142	3,304	74	44,649	1,466	35	41,886	392	11
製造業	71,024	1,343	52,885	12,330	227	54,317	8,814	128	68,859	2,676	35
電気・ガス・熱供給・水道業	300	82	3,659	79	8	9,875	62	2	31,000	21	1
情報通信業	9,041	150	60,273	1,946	29	67,103	1,552	19	81,684	548	7
運輸業、郵便業	22,306	359	62,134	4,440	54	82,222	3,147	52	60,519	846	12
卸売業、小売業	78,378	1,049	74,717	10,509	180	58,383	6,780	108	62,778	2,392	43
金融業、保険業	2,160	35	61,714	436	8	54,500	504	11	45,818	294	7
不動産業、物品賃貸業	7,588	109	69,615	1,117	10	111,700	781	13	60,077	256	2
学術研究、専門・技術サービス業	12,108	177	68,407	1,516	18	84,222	929	8	116,125	351	2
宿泊業、飲食サービス業	28,318	272	104,110	3,496	88	39,727	2,373	69	34,391	781	24
生活関連サービス業、娯楽業	14,611	125	116,888	2,750	31	88,710	1,603	23	69,696	470	9
教育、学習支援業	10,628	233	45,614	1,737	67	25,925	1,234	36	34,278	486	13
医療、福祉	48,953	1,042	46,980	9,818	279	35,190	8,022	222	36,135	2,475	53
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	322	8	40,250	139	5	27,800	269	6	44,833	279	6
サービス業（他に分類されないもの）	20,818	549	37,920	4,278	88	48,614	3,394	74	45,865	1,299	27

図表 1-2-3 「パートタイム・有期雇用労働法」の施行に当たっての中小企業の範囲

パートタイム・有期雇用労働法の施行にあたっての中小企業の範囲		
業種	資本金の額または従業員数	雇用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	3億円以下	300人以下

● 業種の分類は、日本標準産業分類に従って判断されます。

業種	大分類	日本標準産業分類	
小売業	大分類①（卸売業、小売業）のうち	中分類56（各種総合小売業）、中分類57（服飾・衣類・身の回り小売業）、中分類58（飲食料品小売業）、中分類59（書籍・文具小売業）、中分類60（その他の小売業）、中分類61（製造小売業）	
	大分類②（宿泊業、飲食サービス業）のうち	中分類76（飲食店）、中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）	
	サービス業	大分類③（情報通信業）のうち	中分類36（放送業）、中分類39（情報サービス業）、中分類41（情報制作業・放送業）、中分類42（放送情報制作業）、中分類43（放送制作業）、中分類416（放送・音声・文字情報制作に附属するサービス業）
	大分類④（不動産業、物品賃貸業）のうち	中分類63（不動産業）、中分類70（物品賃貸業）	
	大分類⑤（学術研究、専門・技術サービス業）		
	大分類⑥（宿泊業、飲食サービス業）のうち	中分類75（宿泊業）	
大分類⑦（生活関連サービス業、娯楽業）	ただし、中分類791（娯楽業）は除く		
大分類⑧（教育、学習支援業）			
大分類⑨（医療、福祉）			
大分類⑩（複合サービス業）			
大分類⑪（サービス業（他に分類されないもの））			
卸売業	大分類①（卸売業、小売業）のうち	中分類50（各種総合卸売業）、中分類51（繊維、衣類卸売業）、中分類52（飲食料品卸売業）、中分類53（書籍・文具卸売業）、中分類54（機械器具卸売業）、中分類55（その他の卸売業）	
その他（製造業、建設業、運輸業、その他）	上記以外のすべて		

【参考】日本標準産業分類（2013年10月改定（第13回改定））
 詳細はこちら（http://www.soken.go.jp/boukei_kuzitatsu/index/seido/sangyo/index.htm）をご覧ください
 【大分類】
 A.農林業 B.漁業 C.鉱業、採石業、砂利採取業 D.建設業 E.製造業 F.電気・ガス、熱供給、水道業 G.情報通信業 H.運輸業、郵便業 I.卸売業、小売業 J.金融業、保険業 K.不動産業、物品賃貸業 L.学術研究、専門・技術サービス業 M.宿泊業、飲食サービス業 N.生活関連サービス業、娯楽業 O.教育、学習支援業 P.医療、福祉 Q.複合サービス事業 R.サービス業（他に分類されないもの） S.その他（他に分類されないものを除く） T.分類不明の業種

資料出所：厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/000596564.pdf>

2. ヒアリング調査

厚生労働省から情報提供のあった首都圏の企業を中心にお願いをした結果、同一労働同一賃金に積極的に取り組んでいる大企業6社に協力いただき、2020年8～9月にヒアリング調査を実施した。本調査シリーズでは、うち5社の状況について記載する。

なお、各社の状況についてできるだけ詳細に教えていただいたことや、自社の取組が必ずしもベストとは限らないというスタンスの企業が多かったことなどもあり、各社のご要望により、とりまとめに当たっては企業名を匿名としている。

5社については、**第2章第2節**及び**第3章**では業種分類の順にA社～E社と記載しているが、各社の業種、従業員数、事業概要等の基本情報は**図表 1-2-4**のとおりである。

図表 1-2-4 ヒアリング調査各社の基本情報

	業種	都道府県	従業員数	事業概要
A社	建設業	東京都	約900人 (うちパートタイム・有期雇用労働者は約170人) ※ 2020年9月時点	施工管理、機器販売、保守 点検業務
B社	情報通信業 (情報サービス業)	東京都	約600人 (うちパートタイム・有期雇用労働者は約70人) ※ 2020年7月時点	ネットワーク総合サービス、 ソリューションサービス、 オフィスシステムサービスなど
C社	小売業	東京都	約1,200人 (うちパートタイム・有期雇用労働者は約640人) ※ 2020年3月時点	専門品の販売
D社	小売業	-	約12万人 (うちパートタイム・有期雇用労働者は約10万人) ※ 2020年2月時点	サービス・物販
E社	金融業	-	-	-

各社には、具体的には以下の項目についてヒアリングを行った。

- 正社員、パートタイム・有期雇用労働者、それぞれの雇用状況（人数、職務内容、人材活用の仕組み）
- 正社員とパート・有期雇用労働者の待遇の状況（基本給、昇給、賞与、各種手当、退職金、福利厚生施設、福利厚生、慶弔休暇、健康診断に伴う勤務免除や有給休暇の保障、病気休職、教育訓練など）
- 同一労働同一賃金の取組を行った待遇（取組前の正社員とパート・有期雇用労働者間の待遇の違い、待遇改善の取組の内容、取組後の待遇）
- 取組開始から待遇改善までのプロセス（労使交渉なども含めた具体的なプロセス、取組開始から対応完了までに要した期間）
- 同一労働同一賃金の取組を進める上での重要なポイント
- 同一労働同一賃金の取組による効果（できるだけ定量的な効果）
- 同一労働同一賃金にあたっての労使のコメント（定性的な効果）

人事・労務担当部署の方々から話を伺ったが、コロナ禍で大変お忙しい中、取組状況について丁寧に教えてくださった各企業の皆様にこの場を借りて御礼申し上げたい。

なお、**第2章第2節**において、ヒアリング調査結果として各企業から伺った内容を記載しているが、執筆者の責任においてまとめたものである。

第3節 調査により把握できたこと（要約）

調査結果の概要としては、以下、第2章第1節でアンケート調査、第2節でヒアリング調査についてそれぞれ記載するとともに、第3章において両調査のまとめとして、政策的インプリケーションも含めて記載している。そのため、第3章と重複する部分もあるが、ここでは、両調査により把握できたことを簡単に挙げておきたい。

1. アンケート調査

- 「同一労働同一賃金ルール」について、「内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある」を含めた認知度は9割超と高いものの、「内容を知っている」企業は約6割にとどまり、その周知徹底が課題となっている。
- 「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用している企業に「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況を尋ねると、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の割合が4割を超える一方、約2割が依然として「対応方針は、未定・わからない」状態に取り残されている現状が浮き彫りになった。
- 「同一労働同一賃金ルール」への対応に当たり、「パートタイム・有期雇用労働者」を含めて「労使の話し合いを行った（行う）」割合は1/3にとどまり、約半数は「労使の話し合いは行っていない（行わない）」実態が明らかになった。
- 調査時点の割合は一定程度にとどまったものの、「同一労働同一賃金ルール」に対応するための具体的な見直し内容が、「正社員とパート・有期社員の、職務分離や人材活用の違いの明確化」のみの企業や、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」のいずれかの待遇要素の「減額や縮小」「(制度の)廃止」を挙げた企業もみられたことから、引き続き、その対応動向に注意する必要がある。

2. ヒアリング調査

- 正社員以外の雇用区分として、いずれの企業も複数の区分を設けていたが、職務内容や人材活用の仕組み・運用等のいずれもが正社員と同じ区分はなかった。
- 各社における待遇を網羅的に把握したものではないが、待遇の種類によって、既に正社員とパートタイム・有期雇用労働者とで同様にしているもの、同一労働同一賃金のルールが大企業に施行される2020年4月に向けて見直したものの、施行後も正社員とパートタイム・有期雇用労働者間に差異があるものと、各社ともそれぞれである。
なお、見直しを行った企業では、パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行っており、正社員の待遇の見直しを行った企業はなかった。
- 待遇の見直しに向けた具体的な行動としては、他社の動向や事例の情報収集、最高裁判決ほか裁判例についての情報収集などが多かった。

- 同一労働同一賃金の取組を進める上での重要なポイントとしては、労働者側の納得を得られるようにすることを挙げた企業が多かった。
- 同一労働同一賃金に向けた取組による効果を定量的に測定することは困難だが、パートタイム・有期雇用労働者の賃金の増加率などを挙げた企業もあった。また、パートタイム・有期雇用労働者自身にとっての処遇向上、満足度の上昇などのメリットのほか、会社としてのメリットを示した企業もあった。

第2章 調査結果の概要

第1節 アンケート調査結果¹⁵

1. 有効回答企業の主な属性

(1) 主たる業種

全有効回答企業（n=9,027）を対象に「主たる業種」を尋ねると、回答割合の高い順に「製造業」（19.4%）、「サービス業¹⁶」（計 18.3%）、「医療、福祉」（17.9%）、「卸売業、小売業」（15.6%）、「建設業」（13.5%）等となった（図表 2-1-1）。

(2) 常用雇用者の人数規模

全有効回答企業（n=9,027）を対象に「常用雇用者¹⁷の人数規模」を尋ねると、「50人以下」が 73.7%であり、～300人以下を合わせて 95%超となった。

(3) 本社の所在地

全有効回答企業（n=9,027）に尋ねた「本社の所在地」を主な地域別に分類すると、「関東」が 29.1%で、これに「近畿」（13.3%）等が続く¹⁸。また、「首都圏」が 26.8%、「東海・近畿圏」が 23.1%で、これらと「その他の地域」でほぼ半々となった¹⁹。

図表 2-1-1 有効回答企業の主な属性

				(%)					
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	0.3	常用雇用者の規模	50人以下	73.7	本社の所在地	北海道	5.4	
	建設業	13.5		51人以上100人以下	12.9		東北	12.4	
	製造業	19.4		101人以上300人以下	8.9		関東	29.1	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1.1		301人以上	3.7		北陸	7.3	
	情報通信業	2.3		無回答	0.8		東海	9.8	
	運輸業、郵便業	5.4		300人以下計	95.6		近畿	13.3	
	卸売業、小売業	15.6		事業所数	1ヶ所(本社のみ)		52.6	中国	6.4
	金融業、保険業	0.7			2ヶ所以上		46.3	四国	3.1
	不動産業、物品賃貸業	1.5			無回答		1.2	九州	11.0
	学術研究、専門・技術サービス業	2.3						沖縄	1.4
	宿泊業、飲食サービス業	5.2			無回答	0.9			
	生活関連サービス業、娯楽業	2.1			首都圏	26.8			
	教育、学習支援業	4.0			東海・近畿圏	23.1			
	医療、福祉	17.9			その他の地域	49.2			
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	0.3							
	サービス業(他に分類されないもの)	8.4							
	その他	0.0							
	サービス業計	18.3							

¹⁵ %表示は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合算が必ずしも100%にならない場合等がある。また、文中の合算%は合算n数に遡って算出しているため、%表示の単純な合算とは必ずしも一致しない場合等がある。なお、0.0表記は該当n数あり(四捨五入の結果が0.0になる)に対し、-表記は該当n数無しを示している。

¹⁶ 「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「複合サービス業(郵便局、協同組合等)」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。

¹⁷ 直接雇用している、全ての労働者(「契約期間が1ヶ月未満」の者は除く)の合計(なお、人材派遣会社の場合は、直接雇用して他社に派遣している労働者も含む)と注釈した。

¹⁸ 総務省統計局の「地域別表章に関するガイドライン」(2019年3月28日・政策統括官(統計基準担当)決定)の「類型I」に基づく(https://www.soumu.go.jp/main_content/000611949.pdf)。

¹⁹ 「首都圏」は東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県の1都7県。「東海・近畿圏」は愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県の2府8県。

2. 「同一労働同一賃金ルール」の認知度

「パートタイム・有期雇用労働法」の施行（2020年4月1日）に伴い、同一企業内の正社員と「パートタイム・有期雇用労働者²⁰」の間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について不合理な差を設けることを禁止する、いわゆる「同一労働同一賃金ルール」が規定された。全有効回答企業（n=9,027）を対象にその認知度を尋ねると、「同一労働同一賃金ルールの内容を知っている」との回答が6割を超え（64.0%）、「内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある」は31.4%、「まったく知らない・わからない」は2.7%となった（図表2-1-2）。

主たる業種別にみると、「同一労働同一賃金ルールの内容を知っている」割合は、「金融業、保険業」（80.6%）や「情報通信業」（79.2%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（71.8%）等で高い。これに対し、「内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある」割合は、「建設業」（39.9%）や「電気・ガス・熱供給・水道業」（37.9%）、「宿泊業、飲食サービス業」（37.2%）、「不動産業、物品賃貸業」（36.0%）等で高くなっている²¹。また、常用雇用者の規模別にみると、「同一労働同一賃金ルール」の内容までの認知度は、大規模企業になるほど高い（「50人以下」で58.3%～「301人以上」で93.6%）のに対し、小規模企業ほど「内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある」（同順に37.0%～5.2%）割合等が高くなっている。

図表 2-1-2 「同一労働同一賃金ルール」の認知度²²

		(96)					
		同一労働同一賃金 ルールの内容を 知っている	内容はわからないが、 同一労働同一賃金 という文言は 聞いたことがある	まったく 知らない・ わからない	無回答		
全有効回答企業計		9,027	64.0	31.4	2.7	2.0	
パート・有期社員を雇用している		6,877	66.9	28.9	2.1	2.1	
雇用していない		2,148	54.6	39.4	4.6	1.5	
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	25	60.0	40.0	-	-	
	建設業	1,219	52.7	39.9	5.7	1.7	
	製造業	1,753	65.1	30.2	2.1	2.6	
	電気・ガス・熱供給・水道業	95	54.7	37.9	7.4	-	
	情報通信業	207	79.2	16.4	1.4	2.9	
	運輸業、郵便業	487	62.8	32.6	2.9	1.6	
	卸売業、小売業	1,406	63.5	32.7	2.1	1.6	
	金融業、保険業	62	80.6	16.1	1.6	1.6	
	不動産業、物品賃貸業	136	61.0	36.0	2.2	0.7	
	学術研究、専門・技術サービス業	209	71.8	23.9	1.9	2.4	
	宿泊業、飲食サービス業	468	58.5	37.2	2.6	1.7	
	生活関連サービス業、娯楽業	191	66.5	30.4	1.6	1.6	
	教育、学習支援業	359	65.2	30.9	1.7	2.2	
	医療、福祉	1,620	67.5	28.1	2.0	2.3	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	29	69.0	27.6	-	3.4	
	サービス業(他に分類されないもの)	757	69.6	26.8	2.5	1.1	
	サービス業計	1,654	66.4	29.8	2.3	1.5	
	常用雇用者の規模	50人以下	6,653	58.3	37.0	3.3	1.4
		51人以上100人以下	1,167	76.8	20.6	1.1	1.5
		101人以上300人以下	807	85.0	14.1	0.6	0.2
301人以上		330	93.6	5.2	-	1.2	
復元集計	計		64.0	32.1	2.6	1.3	
	中小企業		62.3	33.5	2.8	1.4	
	大企業		91.2	7.5	0.3	0.9	

²⁰ 第1章第2節の1. に掲載した通り、「正社員を定年後、再雇用された労働者」も含まれる。

²¹ n数僅少のため、「鉱業、採石業、砂利採取業」と「複合サービス事業(郵便局、協同組合など)」については、あえて本文で取り上げない(以降、同様)。

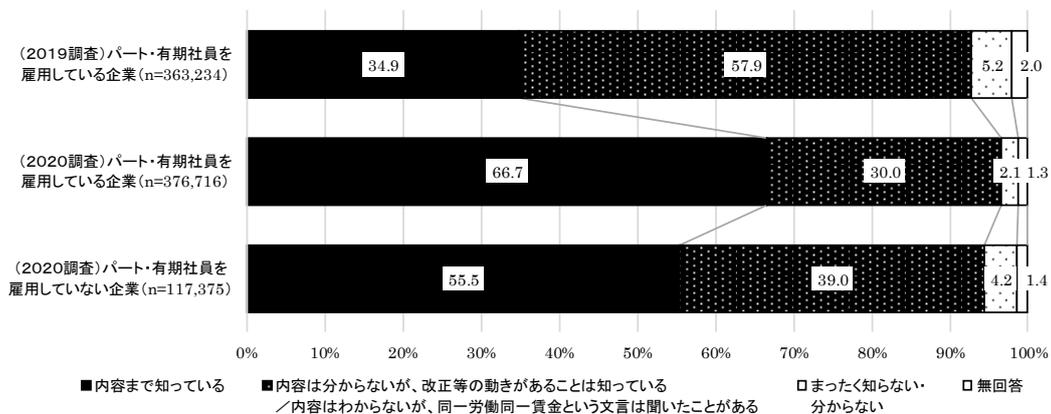
²² 図表の表側に共通して、無回答と、主たる業種の「その他」(n数僅少)は掲載しない。

なお、参考として、主たる業種と常用雇用者の規模の回収分布の偏りを補正した復元（ウェイトバック）集計（第1章第2節の1.に基づく）の全体計と、更にそのうち、いわゆる大企業・中小企業別の集計結果も掲載した²³。それによると、復元集計でも全体計については単純集計した全有効回答企業計と大きくは変わらないが、「小売業」の51人以上や「サービス業」「卸売業」の101人以上等は「大企業」に分類され、また、301人以上でも「小売業」や「サービス業」の「資本金・出資額」5,000万円以下等は「中小企業」に分類されるため、例えば「同一労働同一賃金ルールの内容を知っている」割合は、「大企業」で91.2%に対して「中小企業」では62.3%と、単純集計による常用雇用者の規模別結果を混合した（緩やかにした）ような回答傾向が得られている。

また、全有効回答企業（n=9,027）のうち、2020年10月1日現在で「パートタイム・有期雇用労働者」を「雇用している」割合は3/4超（76.2%）となったが、同企業で「同一労働同一賃金ルールの内容を知っている」割合は約2/3（66.9%）と、「雇用していない」企業のそれ（54.6%）を10割以上、上回っている。「雇用していない」場合でも「まったく知らない・わからない」との回答は4.6%にとどまり、「内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある」を含めれば「同一労働同一賃金ルール」等の認知度はかなり高いことがわかる。

この点、今回の調査結果を、2019年度に実施した「『パートタイム』や『有期雇用』の労働者の活用状況等に関する調査」結果と比較すると²⁴、「パートタイム・有期雇用労働者」の雇用有無によらず、「同一労働同一賃金ルール」等の認知度は確かに高まっていることがわかる（図表2-1-3）。しかしながら、「雇用している」場合でも「内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある」程度にとどまる企業が3割近く（28.9%）みられ、引き続きその周知が課題となっている。

図表 2-1-3 2019年度調査と2020年度調査を比較した認知の進展状況（参考）



²³ 復元集計のn数は参考値に過ぎないため、図表中には掲載しない（附属統計表にのみ掲載）。

²⁴ 詳細は、調査シリーズ No.207-1「『パートタイム』や『有期雇用』の労働者の活用状況等に関する調査結果」（<https://www.jil.go.jp/institute/research/2021/207-1.html>）参照。なお、（パネル調査ではないため）両者を単純に比較できるものではないが、参考としていずれも主たる業種と常用雇用者規模の偏りを補正した復元集計結果を示す（n数はあくまで参考値）。

3. 「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況

「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用している企業（n=6,877）を対象に、「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況を尋ねると、「従来通りで見直しの必要なし（対応完了）」との回答が1/3を超え（34.1%）、「既に必要な見直しを行った（対応完了）」※が14.9%、「現在、必要な見直しを行っている（対応中）」※が11.5%、「今後の見直しに向けて検討中（対応予定）」※が19.5%、「対応方針は、未定・わからない」が19.4%となった（**図表 2-1-4**）。総じて、「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用している企業のうち、「同一労働同一賃金ルール」に対応するために「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の割合（※の合算割合）は4割超（計45.8%）となっている。

主たる業種別にみると、「従来通りで見直しの必要なし（対応完了）」との回答割合は、「電気・ガス・熱供給・水道業」（46.6%）や「建設業」（46.2%）、「運輸業、郵便業」（41.3%）等で高く、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の割合は、「医療、福祉」（計53.0%）や「金融業、保険業」（計50.0%）等で高い。こうしたなか、「対応方針は、未定・わからない」の割合は、「不動産業、物品賃貸業」（31.5%）や「宿泊業、飲食サービス業」（28.0%）等で高くなっている。

常用雇用者の規模別にみると、「従来通りで見直しの必要なし（対応完了）」（「50人以下」で39.1%～「301人以上」で16.5%）や「対応方針は、未定・わからない」（同順に21.4%～6.4%）との回答割合は、小規模企業になるほど高まる傾向が見て取れる。これに対し、「現在、必要な見直しを行っている（対応中）」を含めて「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の割合（同順に計38.7%～77.1%）は、大規模企業ほど高い結果となっている。

その上で、「同一労働同一賃金ルール」に対応するため、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の企業（n=3,152）を対象に、具体的にどのような見直しを行ったか（行うか）尋ねると（複数回答）、①「左記（正社員と職務・人材活用とも同じ）以外のパート・有期社員の待遇の見直し（不合理な待遇差禁止義務への対応）」を挙げた割合が4割を超えてもっとも高く（42.9%）、これに、②「正社員とパート・有期社員の職務分離や人材活用の違いの明確化」（19.4%）²⁵、③「正社員と職務・人材活用とも同じパート・有期社員の待遇の見直し（差別的取扱い禁止義務への対応）」（18.8%）、④「就業規則や労使協定の改定」（18.6%）、⑤「労働条件（正社員との待遇差の内容・理由を含む）の明示や説明」（17.0%）、⑥「パート・有期社員の正社員化や正社員転換制度の導入・拡充」（12.8%）、⑦「正社員を含めた待遇の整理や人事制度の改定」（10.7%）、⑧「正社員の待遇の見直し（引下げ等）」（6.1%）等が続いた（有効回答企業の平均選択数は1.8）。総じて、「待遇面で必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の割合（①、③、⑧の合算割合）は計56.0%となった。

²⁵ 「正社員とパート・有期社員の職務分離や人材活用の違いの明確化」のみ回答した割合は3.6%となっている。

図表 2-1-4 「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況

		(%)							
		既に必要な見直しを行った (対応完了)	現在、必要な見直しを行っている (対応中)	今後の見直しに向けて検討中 (対応予定)	対応方針は、未定・わからない	従来通りで見直しの必要なし (対応完了)	無回答	必要な見直しを行った・行っていない、または検討中計	
パート・有期社員を雇用している企業計		6,877	14.9	11.5	19.5	19.4	34.1	0.6	45.8
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	21	14.3	9.5	9.5	23.8	42.9	-	33.9
	建設業	578	15.6	5.9	14.0	17.5	46.2	0.9	36.5
	製造業	1,349	13.7	11.0	18.2	19.1	37.3	0.7	42.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	58	20.7	3.4	13.8	13.8	46.6	1.7	37.9
	情報通信業	136	25.7	12.5	8.8	13.2	39.7	-	47.1
	運輸業、郵便業	298	15.4	9.1	15.1	17.8	41.3	1.3	39.6
	卸売業、小売業	1,091	14.7	9.3	20.0	20.6	34.7	0.6	44.0
	金融業、保険業	48	20.8	12.5	16.7	10.4	39.6	-	50.0
	不動産業、物品賃貸業	92	10.9	14.1	17.4	31.5	26.1	-	42.4
	学術研究、専門・技術サービス業	126	17.5	11.1	14.3	16.7	39.7	0.8	42.9
	宿泊業、飲食サービス業	440	8.6	14.1	24.5	28.0	24.3	0.5	47.3
	生活関連サービス業、娯楽業	186	15.7	10.8	21.7	18.7	31.9	1.2	48.2
	教育、学習支援業	340	13.8	12.9	20.3	21.5	31.2	0.3	47.1
	医療、福祉	1,536	15.5	14.5	23.0	18.8	27.7	0.5	53.0
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	24	25.0	16.7	16.7	12.5	29.2	-	58.3
	サービス業(他に分類されないもの)	574	16.4	12.9	20.2	16.6	33.4	0.5	49.5
サービス業計	1,330	14.0	12.9	21.2	20.5	30.8	0.6	48.1	
常用雇用の規模	50人以下	4,627	14.0	8.7	16.0	21.4	39.1	0.8	38.7
	51人以上100人以下	1,081	11.8	13.7	28.2	18.0	27.9	0.3	53.7
	101人以上300人以下	780	17.4	19.5	26.2	15.4	21.4	0.1	63.1
	301人以上	327	27.5	23.9	25.7	6.4	16.5	-	77.1
復元集計・参考	計		14.6	11.0	19.5	20.0	34.3	0.6	45.1
	中小企業		13.2	10.3	19.8	20.6	35.4	0.7	43.4
	大企業		30.2	18.6	21.3	9.4	20.2	0.2	70.2

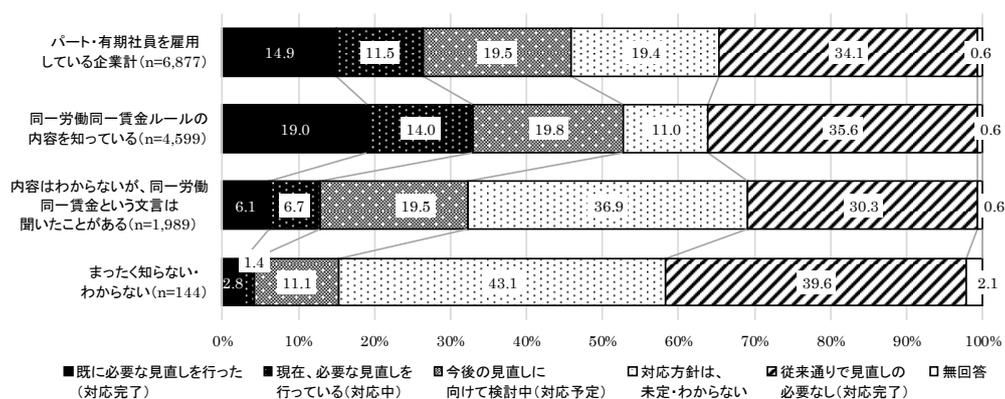
		(%)															
		具体的な見直し内容(複数回答)															
		待遇面 正社員と職務・人材活用とも同じパート・有期社員の待遇の見直し(差別的取扱禁止義務への対応) 左記以外のパート・有期社員の待遇の見直し(不合理な待遇差禁止義務への対応) 正社員の待遇の見直し(引下げ等) パート・有期社員の正社員化や正社員転換制度の導入・拡充 パート・有期社員と職務や人材活用が類似する、正社員区分(一般職等)の廃止や縮小 職務分離や人材活用の違いの明確化 (外注化や機械化・自動化を含む) パート・有期社員の活用縮小 正社員を含めた待遇の整理 や人事制度の改定 就業規則や労使協定の改定 パート・有期社員に対する相談体制の整備や担当者の設置 労働条件(正社員との待遇差の内容・理由を含む)の明示や説明 その他 具体的な内容は検討中 無回答 待遇面で必要な見直しを行った・行っていない、または検討中計															
計		3,152	18.8	42.9	6.1	12.8	1.0	19.4	1.7	10.7	17.0	5.0	18.6	0.3	8.2	8.7	56.0
既に必要な見直しを行った(対応完了)		1,022	13.8	59.4	7.7	8.2	0.8	8.4	1.0	4.3	9.2	2.9	11.2	0.3	0.2	17.7	56.0
現在、必要な見直しを行っている(対応中)		790	28.2	44.9	6.1	17.3	1.3	24.8	1.3	12.8	21.4	5.4	26.3	0.9	4.3	3.9	70.0
今後の見直しに向けて検討中(対応予定)		1,340	17.1	29.0	4.9	13.5	1.0	24.5	2.5	14.3	20.4	6.4	19.8	0.1	16.7	4.6	62.3
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	7	42.9	42.9	14.3	-	-	-	-	28.6	-	-	14.3	-	-	-	71.4
	建設業	205	17.1	42.0	5.4	6.3	0.5	8.3	2.4	6.8	17.1	2.9	16.1	0.5	8.3	10.7	54.6
	製造業	579	18.1	38.3	6.0	10.5	2.1	18.8	3.3	10.4	17.4	4.1	14.9	0.7	9.5	8.8	53.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	22	22.7	40.9	4.5	9.1	-	4.5	4.5	4.5	9.1	4.5	18.2	-	13.6	13.6	59.1
	情報通信業	84	21.9	59.4	6.3	10.9	-	18.8	1.6	9.4	21.9	6.3	29.7	-	3.1	3.1	70.3
	運輸業、郵便業	118	22.9	44.1	8.5	3.4	2.5	12.7	2.5	6.8	12.7	1.7	11.9	-	10.2	11.9	62.7
	卸売業、小売業	490	14.6	39.8	5.8	13.8	1.5	20.0	1.5	12.7	15.8	4.0	17.1	-	7.5	11.5	51.0
	金融業、保険業	24	20.8	62.5	4.2	16.7	-	12.5	-	20.8	16.7	-	33.3	-	12.5	-	70.8
	不動産業、物品賃貸業	39	17.9	41.0	-	17.9	-	25.6	5.1	15.4	20.5	17.9	33.3	-	5.1	10.3	51.3
	学術研究、専門・技術サービス業	54	25.9	46.3	3.7	11.1	1.9	18.5	5.6	13.0	18.5	7.4	24.1	-	5.6	9.3	60.7
	宿泊業、飲食サービス業	208	22.1	38.0	9.6	19.7	1.9	24.0	0.5	17.8	20.7	9.1	23.1	0.5	7.7	6.7	50.5
	生活関連サービス業、娯楽業	80	11.3	38.8	5.0	6.3	-	22.5	2.5	15.0	18.8	5.0	18.8	-	6.3	6.3	51.3
	教育、学習支援業	160	21.3	47.5	4.4	10.6	-	21.3	0.6	10.0	17.5	6.3	20.6	-	9.4	5.6	59.4
	医療、福祉	814	20.0	45.8	5.7	16.5	0.2	21.1	0.6	9.2	16.6	5.4	19.0	0.5	8.7	7.7	58.5
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	14	21.4	50.0	21.4	7.1	-	21.4	-	21.4	28.6	21.4	28.6	-	7.1	7.1	64.3
	サービス業(他に分類されないもの)	284	18.7	45.1	7.0	12.0	0.7	21.1	1.4	8.1	16.5	4.2	20.8	0.4	6.7	9.2	58.1
サービス業計	640	19.5	42.2	7.7	13.6	1.1	22.0	1.6	12.8	18.6	6.6	21.7	0.3	6.9	8.0	55.6	
常用雇用の規模	50人以下	1,792	17.2	41.4	5.8	11.0	1.2	15.6	2.0	9.0	16.0	4.6	15.3	0.4	7.9	9.9	55.1
	51人以上100人以下	581	21.3	41.8	5.7	17.0	0.3	21.5	1.2	11.7	18.8	5.9	22.5	-	10.2	6.7	55.1
	101人以上300人以下	492	19.5	42.5	6.9	13.2	1.2	26.6	1.6	13.0	18.7	5.3	21.5	0.4	8.7	7.5	54.7
	301人以上	252	21.4	56.3	7.5	14.3	0.8	27.8	0.4	15.5	18.3	6.0	28.2	0.4	6.0	6.7	65.9
復元集計・参考	計		18.3	42.3	5.9	12.5	1.1	19.5	1.8	11.1	17.4	5.0	18.3	0.3	8.4	8.7	55.3
	中小企業		18.3	40.7	5.6	12.3	1.2	19.1	1.9	11.3	17.0	4.8	17.4	0.4	8.9	8.9	54.0
	大企業		17.2	54.3	6.2	13.9	0.4	26.5	-	12.8	18.9	6.2	24.7	0.7	8.3	6.9	62.2

こうした結果を主たる業種別にみると、①「左記（正社員と職務・人材活用とも同じ）以外の「パート・有期社員の待遇の見直し（不合理な待遇差禁止義務への対応）」を挙げた割合は、「金融業、保険業」（62.5%）や「情報通信業」（59.4%）等で高い。また、常用雇用者の規模別にみると、①「左記（正社員と職務・人材活用とも同じ）以外のパート・有期社員の待遇の見直し（不合理な待遇差禁止義務への対応）」（「50人以下」で41.4%～「301人以上」で56.3%）や、②「正社員とパート・有期社員の職務分離や人材活用の違いの明確化」（同順に15.6%～27.8%）、⑦「正社員を含めた待遇の整理や人事制度の改定」（同順に9.0%～15.5%）を挙げた割合は、大規模企業になるほど高まる傾向が見て取れる。

なお、「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況について、2. でみた「同一労働同一賃金ルール」の認知度との関係を調べると、**図表 2-1-5**の通りになる。すなわち、「同一労働同一賃金ルール」の内容までの認知度が高いほど、「既に必要な見直しを行った（対応完了）」あるいは「現在、必要な見直しを行っている（対応中）」「今後の見直しに向けて検討中（対応予定）」との回答割合が高く、一方で「まったく知らない・わからない²⁶」企業ほど「対応方針は、未定・わからない」や「従来通りで見直しの必要なし（対応完了）」とする割合が高まる傾向が見て取れる。

この点、「まったく知らない・わからない」企業の割合はそもそも僅少（2.7%（**図表 2-1-2**）にとどまるが、そのうち「従来通りで見直しの必要なし（対応完了）」との回答割合が約4割（39.6%）もあるのは気掛かりである。この点、3. でみた「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況についての回答結果も、割り引いて考える必要があるかも知れないが、いずれにしても「同一労働同一賃金ルール」の内容までの認知度を高めることが重要な課題となっている。

図表 2-1-5 「同一労働同一賃金ルール」の認知度別にみた対応（雇用管理の見直し）状況

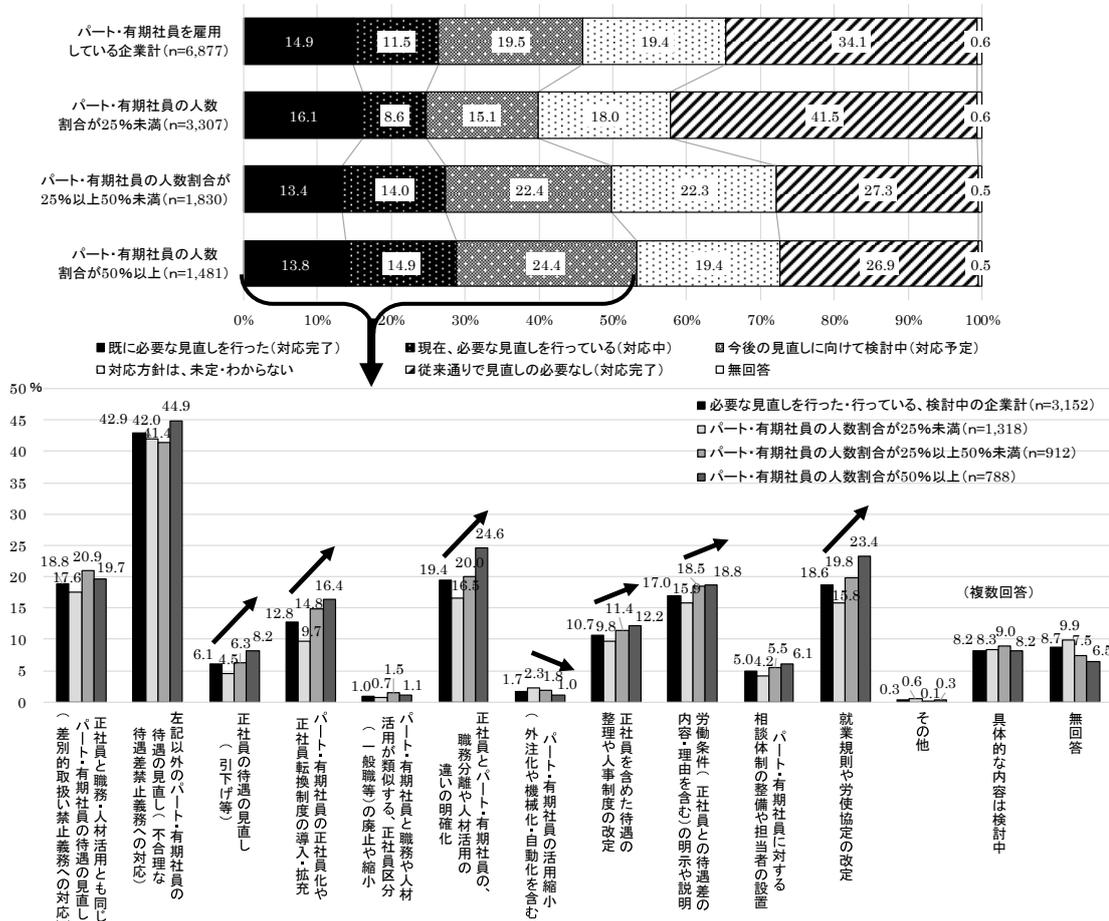


²⁶ 「まったく知らない・わからない」企業でも、「既に必要な見直しを行った（対応完了）」や「現在、必要な見直しを行っている（対応中）」との回答がみられる。これは無責任回答である恐れもあるが、後述する活用ツールの調査結果（第2章第1節6.）と組み合わせて考えると「社会保険労務士や弁護士等」に丸投げしている企業の存在を現しているかも知れない。

また、「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用している企業（n=6,877）に、その常用雇用者全体に占める人数割合を尋ねると、「25%未満」が約半数（48.1%）で、「25%以上 50%未満」が 26.6%、「50%以上」が 21.5%となった（附属統計表）。その上で、こうした結果と「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた雇用管理の具体的な見直し内容（複数回答）の関係を調べると、興味深いことがわかる（図表 2-1-6）。

すなわち、「パートタイム・有期雇用労働者」の人数割合が低い企業ほど「既に必要な見直しを行った（対応完了）」割合や「従来通りで見直しの必要なし（対応完了）」としている割合が高い。これに対し、人数割合が高まるほど「現在、必要な見直しを行っている」（対応中）や「今後の見直しに向けて検討中（対応予定）」との回答割合が高まる傾向が見て取れる。その上で、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の場合の具体的な見直し内容（複数回答）についても、「左記以外のパート・有期社員の待遇の見直し（不合理な待遇差禁止義務への対応）」等は人数割合によらず一定の回答が得られる一方、例えば「正社員とパート・有期社員の、職務分離や人材活用の違いの明確化」や「パート・有期社員の正社員化や正社員転換制度の導入・拡充」「正社員の待遇の見直し（引下げ等）」等については、人数割合が高い企業ほど回答割合も高まる傾向が見て取れる。また、人数割合が高い企業ほど、「就業規則や労使協定の改定」を伴う形で、対応（しようと）している様子も窺える。

図表 2-1-6 パート・有期社員の人数割合別にみた雇用管理の具体的な見直し内容



なお、「同一労働同一賃金ルール」に対応するため、「既に必要な見直しを行った（対応完了）」企業（n=1,022）に対しては、対応完了までにどれくらいの期間を要したかについても尋ねている。それによると、「6ヶ月未満」が約6割（60.6%）で、「6ヶ月以上1年未満」（24.0%）と合わせた1年未満計で8割を超えたほか、「1年以上2年未満」が7.5%、「2年以上」が2.6%となった（附属統計表）。

こうした結果についても、「パートタイム・有期雇用労働者」が常用雇用者全体に占める人数割合との関係を調べると、人数割合が高まるほど「6ヶ月未満」の割合が低下し（「25%未満」で66.0%～「50%以上」で50.7%）、その分、「6ヶ月以上1年未満」（同順に21.2%～28.8%）や「1年以上」（同順に計7.9%～15.6%）の期間を要する割合が高まる傾向が見て取れる。

4. 「同一労働同一賃金ルール」に対応するために行った具体的な見直し内容

「同一労働同一賃金ルール」に対応するため、「待遇面で必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の企業（n=1,765）を対象に、待遇要素毎の見直し内容を掘り下げて尋ねると（複数回答）、**図表 2-1-7**の通りになった。すなわち、回答割合がもっとも高いのは、「パートタイム・有期雇用労働者」についての、①「基本的な賃金（賃金表を含む）の増額や拡充²⁷」（43.4%）であり、次いで、②「昇給（評価・考課を含む）の増額や拡充」（33.7%）、③「賞与（特別手当）の増額や拡充」（28.8%）、④「通勤手当（交通費支給を含む）の増額や拡充」（19.7%）、⑤「慶弔休暇の拡充」（16.9%）、⑥「賞与（特別手当）（制度）の新設」（16.2%）、⑦「時間外、深夜・休日労働に対する手当（割増率を含む）の増額や拡充」（14.6%）、⑧「健康診断に伴う勤務免除や有給の保障の拡充」（14.2%）、⑨「勤続期間に応じた法定外（有給）の休暇の拡充」（12.4%）、⑩「昇給（評価・考課を含む）（制度）の新設」（11.7%）、⑪「基本的な賃金（賃金表含む）（制度）の新設」（11.4%）、⑫「病気休職の拡充」（10.8%）、⑬「通勤手当（交通費支給を含む）（制度）の新設」（10.7%）等が挙げられた（有効回答企業の平均選択数は5.1）。

なお、「待遇面で必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の企業（n=1,765）のうち、「基本給」関連を挙げた割合は64.6%であり、「手当関係」は77.9%、「福利厚生、その他」は49.0%となっている。同様に、同企業のうち「パートタイム・有期雇用労働者」のいずれかの待遇要素の「（制度の）新設」ないし「増額や拡充」を挙げた割合が95.0%に対し、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」のいずれかの待遇要素の「減額や縮小」を挙げた割合は12.6%、「（制度の）廃止」は10.5%である。

²⁷ なお、2019年度に実施した『「パートタイム」や『有期雇用』の労働者の活用状況等に関する調査』でも、「パートタイム」や「有期雇用」の労働者を雇用している企業（n=4,538）のうち、正社員とそれ以外の労働者の不合理な待遇差を無くすための「取組を行った」（33.2%）場合の具体的な内容として（複数回答）、もっとも多いのは①「基本的な賃金の水準の引上げ」（54.9%）であり、これに②「基本的な賃金の算定方法や算定要素の見直し」（38.4%）、③「正社員（無期雇用）への転換制度の導入や、制度内容の見直し」（34.5%）、④「賞与の導入や、賞与の算定方法等の見直し」（31.2%）、⑤「通勤に係る費用の支給（導入）や、算定方法等の見直し」（31.0%）等が続いている。

図表 2-1-7 待遇要素毎の具体的な見直し内容

「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」として待遇面の見直しを挙げた企業計 n=1,765を100として		(複数回答)				(制度) 廃止	無回答	いずれか の回答 企業
		パート・有期社員		正社員				
		(制度)の新設	増額や拡充	減額や縮小				
基本給	基本的な賃金(賃金表を含む)	11.4	43.4	4.4	-	64.6		
	昇給(評価・考課を含む)	11.7	33.7	4.4	0.6			
手当関係	賞与(特別手当)	16.2	28.8	5.0	1.0	77.9		
	家族手当	7.9	7.9	1.5	4.4			
	住宅手当	5.6	6.2	2.2	5.0			
	役職手当	4.9	7.5	3.1	1.9			
	業務の危険度や作業環境に応じた特殊作業手当	2.7	5.2	1.1	2.2			
	交替制勤務等の勤務形態に応じた特殊勤務手当	2.3	4.6	1.0	2.1			
	精皆勤手当	3.1	3.9	1.2	4.1			
	時間外、深夜・休日労働に対する手当(割増率を含む)	5.0	14.6	2.3	0.6			
	通勤手当(交通費支給を含む)	10.7	19.7	2.0	0.6			
	食事手当	2.5	3.5	1.0	3.7			
	単身赴任手当	0.8	0.7	0.6	3.6			
	特定の地域で働く補償としての地域手当	1.2	1.1	0.3	3.6			
	退職金(退職手当)	7.6	9.2	1.8	1.8			
	それ以外の手当	2.4	2.0	0.3	1.5			
福利厚生、その他	給食施設、休憩室、更衣室の利用	2.7	9.8	1.0	0.7	49.0		
	それ以外の福利厚生	1.9	3.9	0.7	0.7			
	慶弔休暇	10.1	16.9	1.9	0.3			
	健康診断に伴う勤務免除や有給の保障	6.0	14.2	1.4	0.3			
	病気休職	5.3	10.8	1.4	0.7			
	勤続期間に応じた法定外(有給)の休暇	6.3	12.4	1.4	0.5			
	それ以外の休暇・休職	3.0	4.5	0.7	0.7			
	教育訓練	3.1	9.0	1.3	0.7			
その他	1.1	0.7	0.2	0.5				
いずれかの回答企業		95.0		12.6	10.5			
基本給		62.8		6.1	0.6			
手当関係		73.8		9.9	10.0			
福利厚生、その他		48.0		3.8	2.5			

こうした結果を主たる業種別にみると、図表 2-1-8 の通りになる。すなわち、「パートタイム・有期雇用労働者」に対する「昇給(評価・考課を含む)(制度)の新設」については、「学術研究、専門・技術サービス業」(19.4%)や「宿泊業、飲食サービス業」(19.0%)のほか、「運輸業、郵便業」(16.2%)等で高い。なお、「昇給(評価・考課を含む)(制度)の廃止」は「運輸業、郵便業」(4.1%)等で高くなっている。

「賞与(特別手当)(制度)の新設」については、「不動産業、物品賃貸業」(30.0%)で高く、「賞与(特別手当)の増額や拡充」は、「建設業」(39.3%)や「医療、福祉」(34.7%)等で高い。また、「家族手当(制度)の新設」については、「生活関連サービス業、娯楽業」(12.2%)や「金融業、保険業」(11.8%)、「建設業」(11.6%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(11.5%)等で高い。更に、「家族手当の増額や拡充」は、「電気・ガス・熱供給・水道業」(15.4%)や「建設業」(13.4%)等で高くなっている。「住宅手当(制度)の新設」については、「金融業、保険業」(11.8%)や「学術研究、専門・技術サービス業」(11.1%)等で高く、「住宅手当の増額や拡充」については、「建設業」(10.7%)等で高い。なお、「家族手当」や「住宅手当」の「(制度)の廃止」は、「運輸業、郵便業」(同順に12.2%、14.9%)等で高くなっている。

		通勤手当 (交通費支給を含む)												食事手当			単身赴任手当			特定の地域で働く補償としての地域手当				退職金(退職手当)			
		パート・有期社員		正社員		(制度の)廃止	パート・有期社員		正社員		(制度の)廃止	パート・有期社員		正社員		(制度の)廃止	パート・有期社員		正社員		(制度の)廃止						
		(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)新設		増額や拡充	減額や縮小	(制度の)新設	増額や拡充		減額や縮小	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小		(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小								
「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」として待遇面の見直しを挙げた企業計	1,765	10.7	19.7	2.0	0.6	2.5	3.5	1.0	3.7	0.8	0.7	0.6	3.6	1.2	1.1	0.3	3.6	7.6	9.2	1.8	1.8						
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	5	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0						
	建設業	112	12.5	25.0	4.5	-	1.8	3.6	-	4.5	1.8	1.8	0.9	3.6	1.8	3.6	0.9	1.8	8.9	16.1	1.8	0.9					
	製造業	307	13.7	16.9	1.3	1.0	4.9	4.6	0.7	4.9	1.3	1.0	1.0	5.2	1.3	1.0	-	5.2	7.2	11.1	1.3	1.6					
	電気・ガス・熱供給・水道業	13	-	23.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.7	-	-	-	7.7	-	-					
	情報通信業	45	6.7	15.6	-	-	-	2.2	-	6.7	-	-	-	4.4	-	-	-	4.4	4.4	6.7	-	6.7					
	運輸業、郵便業	74	5.4	18.9	2.7	2.7	-	4.1	1.4	8.1	-	-	-	8.1	-	-	-	6.8	5.4	2.7	4.1	4.1					
	卸売業、小売業	245	9.4	23.3	2.0	0.8	1.2	3.3	1.6	4.5	0.4	0.8	0.8	2.9	0.8	0.8	0.4	3.3	9.4	9.4	2.0	1.6					
	金融業、保険業	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.9	-	-					
	不動産業、物品賃貸業	20	5.0	10.0	-	-	-	5.0	-	-	-	-	-	-	5.0	-	-	-	15.0	-	-	-					
	学術研究、専門・技術サービス業	36	2.8	11.1	-	-	8.3	2.8	-	-	5.6	-	-	-	8.3	-	-	-	8.3	8.3	-	-					
	宿泊業、飲食サービス業	105	13.3	21.0	6.7	1.0	6.7	8.6	2.9	5.7	2.9	-	1.0	6.7	1.9	-	-	6.7	11.4	6.7	1.9	1.9					
	生活関連サービス業、娯楽業	41	7.3	26.8	-	-	2.4	4.9	2.4	2.4	-	-	-	4.9	2.4	4.9	-	4.9	4.9	7.3	-	7.3					
	教育、学習支援業	95	8.4	18.9	4.2	-	3.2	3.2	2.1	-	-	1.1	-	-	1.1	2.1	-	-	5.3	9.5	3.2	-					
	医療、福祉	476	10.9	18.1	1.5	0.4	1.5	2.5	0.6	3.2	0.2	0.8	0.4	3.4	0.2	0.6	0.4	3.8	6.5	9.2	1.7	1.7					
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	9	22.2	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.1					
サービス業計	356	11.5	22.8	2.2	0.6	3.9	4.5	1.4	2.8	1.7	-	0.6	3.4	3.1	1.4	0.3	3.4	9.3	8.4	1.7	1.7						
常用雇用の規模	50人以下	988	11.9	21.4	2.6	0.8	2.9	4.4	1.2	5.1	0.5	0.8	0.7	5.5	1.0	1.1	0.4	5.2	7.5	10.9	2.4	2.7					
	51人以上100人以下	320	12.2	17.2	0.6	0.6	1.9	3.8	1.3	2.5	1.3	0.6	-	1.6	1.6	0.6	0.3	1.6	9.1	6.9	0.6	0.6					
	101人以上300人以下	269	6.3	17.5	1.5	0.4	2.6	1.9	0.4	1.5	1.5	0.4	0.7	1.5	1.1	1.1	-	2.2	7.4	8.6	1.5	0.4					
	301人以上	166	7.2	18.7	1.8	-	0.6	0.6	-	1.8	0.6	0.6	0.6	-	2.4	2.4	-	0.6	6.6	4.8	-	0.6					
復元集計	計		10.4	19.6	2.1	0.7	2.8	3.9	1.1	4.0	0.9	0.7	0.6	4.0	1.4	1.1	0.3	4.0	7.8	9.3	1.7	2.1					
	中小企業		11.5	20.0	2.2	0.7	3.1	4.1	1.1	4.2	1.0	0.8	0.6	4.1	1.5	0.9	0.3	4.2	8.1	9.7	1.7	2.2					
	大企業		4.2	14.6	0.8	-	1.7	0.4	0.4	1.3	0.6	-	0.6	0.8	1.6	0.6	-	1.2	6.2	4.2	1.3	-					

		それ以外の手当				給食施設、休職室、更衣室の利用				それ以外の福利厚生				慶弔休暇				健康診断に伴う勤務危険や有給の保障				
		パート・有期社員		正社員		(制度の)廃止	パート・有期社員		正社員		(制度の)廃止	パート・有期社員		正社員		(制度の)廃止	パート・有期社員		正社員		(制度の)廃止	
		(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)新設		増額や拡充	減額や縮小	(制度の)新設	増額や拡充		減額や縮小	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小		(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小			
「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」として待遇面の見直しを挙げた企業計	1,765	2.4	2.0	0.3	1.5	2.7	9.8	1.0	0.7	1.9	3.9	0.7	0.7	10.1	16.9	1.9	0.3	6.0	14.2	1.4	0.3	
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設業	112	0.9	1.8	-	1.8	2.7	9.8	0.9	0.9	2.7	8.0	1.8	-	12.5	22.3	1.8	-	8.0	20.5	2.7	0.9
	製造業	307	1.6	1.0	-	2.0	3.9	12.7	1.0	0.3	2.3	3.6	0.7	1.0	9.1	16.0	2.0	0.7	5.9	16.3	1.3	0.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	13	-	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.4	15.4	-	-	7.7	23.1	-	-
	情報通信業	45	2.2	-	-	4.4	4.4	4.4	-	2.2	2.2	6.7	-	-	6.7	20.0	-	-	4.4	13.3	-	-
	運輸業、郵便業	74	-	1.4	-	2.7	2.7	10.8	1.4	2.7	1.4	2.7	1.4	1.4	2.7	25.7	1.4	-	4.1	14.9	2.7	-
	卸売業、小売業	245	0.8	1.2	-	1.2	2.4	11.0	0.4	0.8	1.6	2.0	-	0.8	6.9	17.6	2.9	-	4.9	18.4	0.8	-
	金融業、保険業	17	-	-	-	-	-	-	-	-	5.9	5.9	-	-	11.8	29.4	-	-	-	5.9	-	-
	不動産業、物品賃貸業	20	-	-	-	-	5.0	10.0	-	-	-	5.0	-	-	20.0	30.0	-	-	10.0	15.0	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	36	5.6	2.8	-	-	2.8	5.6	-	-	2.8	5.6	-	-	8.3	11.1	2.8	-	5.6	8.3	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	105	6.7	1.9	1.0	1.9	4.8	13.3	-	-	3.8	1.0	1.9	-	22.9	13.3	1.9	-	13.3	11.4	1.0	-
	生活関連サービス業、娯楽業	41	-	2.4	2.4	4.9	2.4	4.9	-	2.4	7.3	7.3	-	2.4	17.1	9.8	-	-	4.9	12.2	2.4	-
	教育、学習支援業	95	3.2	4.2	1.1	-	1.1	9.5	1.1	-	-	4.2	-	-	8.4	11.6	4.2	-	2.1	14.7	2.1	-
	医療、福祉	476	3.8	3.2	0.6	1.3	1.9	9.0	1.7	1.1	1.3	4.0	1.3	1.1	9.9	17.2	1.7	0.6	6.1	13.2	1.5	0.8
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	9	11.1	-	-	-	-	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	356	3.4	2.0	0.6	1.4	3.1	9.0	0.6	0.3	3.1	3.7	0.6	0.6	14.3	13.2	1.7	-	7.9	8.7	1.4	-	
常用雇用の規模	50人以下	988	1.7	2.1	0.3	2.1	3.8	13.3	1.3	1.3	2.0	4.9	1.0	1.3	9.4	17.9	2.3	0.3	8.0	19.7	1.9	0.6
	51人以上100人以下	320	2.5	1.3	-	0.6	2.2	5.6	0.3	-	1.3	2.8	0.6	-	9.4	13.8	1.3	0.3	4.4	9.7	0.9	-
	101人以上300人以下	269	3.3	3.0	1.1	1.1	0.4	6.7	1.1	-	1.1	1.9	0.4	-	10.4	14.1	1.5	0.4	3.0	5.9	1.1	-
	301人以上	166	4.2	1.8	-	-	-	3.0	-	-	3.6	2.4	-	-	15.7	22.3	1.8	-	2.4	3.0	-	-
復元集計	計		2.1	1.9	0.3	1.7	2.8	10.2	0.8	0.8	2.0	3.7	0.8	0.8	10.1	17.6	1.9	0.3	6.2	14.6	1.3	0.3
	中小企業		2.0	1.7	0.2	1.7	3.5	11.1	0.9	0.7	2.0	3.8	0.8	0.7	10.0	18.2	2.1	0.2	6.7	16.1	1.3	0.3
	大企業		5.6	2.5	0.8	0.4	-	2.5	0.8	-	1.8	1.2	-	-	12.2	14.6	0.9	0.4	1.6	2.7	0.8	-

(96)
無回答

	1,765	病欠休職				通勤時間に応じた法定外(有給)の休職				それ以外の休職・休職				教育訓練				その他				2.9	
		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員			
		(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止		
「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」として待遇の見直しを挙げた企業計	1,765	5.3	10.8	1.4	0.7	6.3	12.4	1.4	0.5	3.0	4.5	0.7	0.7	3.1	9.0	1.3	0.7	1.1	0.7	0.2	0.5	2.9	
主たる業種																							
鉱業、採石業、砂利採取業	5	-	-	-	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	112	4.5	17.9	2.7	0.9	13.4	18.8	2.7	-	2.7	8.0	2.7	0.9	6.3	17.0	2.7	-	-	0.9	-	-	4.5	
製造業	307	6.2	10.7	1.3	1.0	6.8	10.7	1.6	0.7	2.0	3.9	-	1.0	4.2	9.4	1.6	0.7	2.0	0.7	-	-	1.0	4.2
電気・ガス・熱供給・水道業	13	-	15.4	-	-	7.7	7.7	-	-	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.4
情報通信業	45	6.7	8.9	-	-	4.4	4.4	-	2.2	-	-	-	2.2	-	15.6	-	2.2	-	2.2	-	2.2	4.4	
運輸業、郵便業	74	4.1	9.5	1.4	-	6.8	13.5	4.1	2.7	1.4	4.1	2.7	-	-	6.8	4.1	-	1.4	1.4	1.4	-	4.1	
卸売業、小売業	245	2.0	12.2	1.6	-	5.3	16.7	0.8	-	0.8	2.9	0.4	0.8	2.9	6.5	0.4	1.2	0.4	0.4	-	-	4.9	
金融業、保険業	17	-	-	-	-	-	-	-	-	11.8	5.9	-	-	5.9	-	-	-	-	-	11.8	-	-	5.9
不動産業、物品賃貸業	20	5.0	25.0	-	-	10.0	10.0	-	-	-	5.0	-	-	5.0	5.0	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	36	5.6	11.1	-	-	2.8	13.9	-	-	11.1	8.3	-	-	2.8	11.1	-	-	-	2.8	-	-	-	
宿泊業、飲食サービス業	105	12.4	9.5	1.0	-	7.6	12.4	1.9	1.0	1.9	1.0	1.0	-	2.9	3.8	1.0	-	1.9	1.0	1.0	1.0	1.9	
生活関連サービス業、娯楽業	41	12.2	7.3	-	2.4	9.8	7.3	-	-	9.8	2.4	-	-	2.4	-	2.4	2.4	-	-	-	2.4	2.4	
教育、学習支援業	95	-	9.5	2.1	-	5.3	9.5	2.1	-	2.1	11.6	1.1	-	1.1	11.6	1.1	-	2.1	2.1	-	-	2.1	
医療、福祉	476	4.8	10.9	1.7	1.1	6.1	12.2	1.1	0.4	3.6	4.2	0.4	1.3	2.9	10.3	1.3	1.1	1.1	0.2	0.2	0.6	1.3	
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	9	-	-	-	-	-	11.1	-	-	-	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業(他に分類されないもの)	165	8.5	7.3	0.6	1.2	3.0	11.5	1.2	0.6	5.5	6.1	1.2	-	3.0	7.9	1.2	0.6	0.6	0.6	-	-	1.2	
サービス業計	356	9.6	8.1	0.6	0.8	5.1	11.5	1.1	0.6	5.3	4.5	0.8	-	2.8	5.9	1.1	0.6	1.1	0.6	0.3	0.6	1.4	
常用雇用者の規模																							
50人以下	988	5.5	13.1	1.7	1.1	8.7	16.7	1.7	0.8	2.7	4.7	0.6	1.2	3.5	11.4	1.9	1.1	0.8	0.4	0.1	0.8	3.3	
51人以上100人以下	320	3.1	8.8	0.9	0.6	4.4	7.2	1.3	-	2.2	3.4	0.6	0.3	2.5	8.1	-	0.3	1.6	0.9	-	-	2.2	
101人以上300人以下	269	5.6	6.7	1.5	-	3.3	6.3	0.7	-	2.6	3.7	0.7	-	2.6	4.5	1.1	0.4	1.1	1.1	0.7	-	1.9	
301人以上	166	7.8	8.4	-	-	1.2	6.0	-	0.6	6.6	7.8	0.6	-	2.4	3.0	-	-	1.2	1.8	-	0.6	3.6	
復元集計																							
計		5.5	10.9	1.3	0.7	6.7	12.8	1.3	0.5	3.0	4.6	0.6	0.7	3.3	8.7	1.3	0.8	1.0	0.9	0.2	0.6	3.0	
中小企業		4.9	11.6	1.4	0.8	7.2	13.6	1.6	0.5	1.8	4.2	0.7	0.9	3.4	8.6	1.1	0.8	0.9	0.6	0.2	0.7	3.2	
大企業		7.6	6.6	0.4	-	2.6	3.7	-	-	9.5	9.7	-	-	1.9	1.7	0.4	0.4	1.9	3.0	-	-	2.0	

このほか、「パートタイム・有期雇用労働者」に対する「精皆勤手当(制度)の新設」については、「製造業」(8.8%)や「生活関連サービス業、娯楽業」(7.3%)等で高く、「精皆勤手当の増額や拡充」は、「電気・ガス・熱供給・水道業」(7.7%)や「製造業」(6.5%)等で高い。また、「時間外、深夜・休日労働に対する手当(割増率を含む)の増額や拡充」は、「電気・ガス・熱供給・水道業」(30.8%)や「建設業」(25.0%)、「宿泊業、飲食サービス業」(17.1%)、「卸売業、小売業」(16.7%)等で高くなっている。

「通勤手当(交通費支給を含む)の増額や拡充」については、「生活関連サービス業、娯楽業」(26.8%)や「建設業」(25.0%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(24.8%)、「卸売業、小売業」(23.3%)等で高い。また、「退職金(退職手当)(制度)の新設」は、「不動産業、物品賃貸業」(15.0%)や「宿泊業、飲食サービス業」(11.4%)等で高く、「退職金(退職手当)の増額や拡充」は、「建設業」(16.1%)等で高くなっている。

「給食施設、休憩室、休憩室の利用の拡充」については、「宿泊業、飲食サービス業」(13.3%)や「製造業」(12.7%)等で高い。更に、「慶弔休暇(制度)の新設」については、「宿泊業、飲食サービス業」(22.9%)や「不動産業、物品賃貸業」(20.0%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(17.1%)等で高く、「慶弔休暇の拡充」は、「不動産業、物品賃貸業」(30.0%)や「金融業、保険業」(29.4%)のほか、「運輸業、郵便業」(25.7%)、「建設業」(22.3%)等で高くなっている。

他方、常用雇用者の規模別にみると、「パートタイム・有期雇用労働者」に対する「基本的な賃金（賃金表を含む）の増額や拡充」（「50人以下」で48.1%～「301人以上」で26.5%）、「昇給（評価・考課を含む）の増額や拡充」（同順に37.9%～16.9%）、「賞与（特別手当）の増額や拡充」（同順に32.6%～18.7%）のほか、「時間外、深夜・休日労働に対する手当（割増率を含む）の増額や拡充」（同順に17.9%～7.8%）、「精皆勤手当の増額や拡充」（同順に5.4%～0.6%）、「食事手当の増額や拡充」（同順に4.4%～0.6%）、「健康診断に伴う勤務免除や有給の保障（制度）の新設」（同順に8.0%～2.4%）や「健康診断に伴う勤務免除や有給の保障の拡充」（同順に19.7%～3.0%）、「勤続期間に応じた法定外（有給）の休暇（制度）の新設」（同順に8.7%～1.2%）や「勤続期間に応じた法定外（有給）の休暇の拡充」（同順に16.7%～6.0%）、「教育訓練の拡充」（同順に11.4%～3.0%）等については、小規模企業になるほど回答割合が高まる傾向が見て取れる。反対に、「家族手当（制度）の新設」（同順に6.0%～15.1%）や「家族手当の増額や拡充」（同順に7.3%～10.2%）、「それ以外の手当（制度）の新設」（同順に1.7%～4.2%）、「慶弔休暇（制度）の新設」（同順に9.4%～15.7%）等については大規模企業ほど高くなっている。

その上で、「（制度の）廃止」はいずれも一定程度にとどまるが、「家族手当（制度）の廃止」は同順に5.0%～2.4%、「単身赴任手当（制度）の廃止」は5.5%～0.0%等と、小規模企業になるほど回答割合が高まるものもみられる。

こうしたなか、見直し内容を大括りにして、その回答傾向についても主たる業種別にみると、「待遇面で必要な見直しを行った・行っている、または検討中の企業」（n=1,765）のうち、「基本給」関連を挙げた企業の割合は、「不動産業、物品賃貸業」（100%）のほか、「宿泊業、飲食サービス業」（73.3%）や「学術研究、専門・技術サービス業」（72.2%）等で高くなっている（**図表 2-1-9**）。同様に、「手当関係」を挙げた企業の割合は、「サービス業（他に分類されないもの）」（84.2%）や「建設業」（82.1%）、「医療、福祉」（80.5%）等で高い。また、「福利厚生、その他」を挙げた企業割合は、「建設業」（59.8%）や「宿泊業、飲食サービス業」（59.0%）、「金融業、保険業」（58.8%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（53.8%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（50.9%）等で高くなっている。

常用雇用者の規模別にみると、「基本給」関連を回答した企業の割合は小規模企業になるほど高まる傾向がみられる（「50人以下」で71.9%～「301人以上」で41.0%）。これに対し、「手当関係」を回答した企業の割合は規模によらず7割を超えて高い中において、更に、大規模企業になるほど高まる傾向が見て取れる（同順に77.3%～79.5%）。

他方、「待遇面で必要な見直しを行った・行っている、または検討中の企業」（n=1,765）のうち、「パートタイム・有期雇用労働者」のいずれかの待遇要素の「（制度の）新設」ないし「増額や拡充」を挙げた割合を、主たる業種別にみると軒並み高い。また、「正社

員（無期雇用フルタイム労働者）」のいずれかの待遇要素の「減額や縮小」を挙げた割合は、「運輸業、郵便業」（23.0%）や「宿泊業、飲食サービス業」（20.0%）等で高く、「（制度の）廃止」は、「運輸業、郵便業」（20.3%）等で高くなっている。なお、常用雇用者の規模別にみると、「（制度の）廃止」については小規模企業ほど、回答割合も高まる傾向が見て取れる（「50人以下」で11.7%～「301人以上」で7.2%）。

図表 2-1-9 主たる業種及び常用雇用者の規模別にみた具体的な見直し内容の概要

		(%)				
		基本給を 回答した 企業	手当関係 を回答 した企業	福利厚生、 その他を 回答した 企業	無回答	
「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」として待遇面の見直しを挙げた企業計		1,765	64.6	77.9	49.0	2.9
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	5	80.0	60.0	20.0	-
	建設業	112	68.8	82.1	59.8	4.5
	製造業	307	61.2	74.9	45.6	4.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	13	46.2	61.5	53.8	15.4
	情報通信業	45	48.9	60.0	46.7	4.4
	運輸業、郵便業	74	62.2	77.0	47.3	4.1
	卸売業、小売業	245	65.3	79.6	47.3	4.9
	金融業、保険業	17	29.4	64.7	58.8	5.9
	不動産業、物品賃貸業	20	100.0	70.0	50.0	-
	学術研究、専門・技術サービス業	36	72.2	61.1	47.2	-
	宿泊業、飲食サービス業	105	73.3	79.0	59.0	1.9
	生活関連サービス業、娯楽業	41	63.4	70.7	43.9	2.4
	教育、学習支援業	95	62.1	76.8	47.4	2.1
	医療、福祉	476	66.2	80.5	48.3	1.3
	複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	9	44.4	100.0	22.2	-
サービス業（他に分類されないもの）	165	64.2	84.2	50.9	1.2	
サービス業計	356	67.1	79.2	51.4	1.4	
常用雇用者 の規模別	50人以下	988	71.9	77.3	52.6	3.3
	51人以上100人以下	320	64.1	78.1	41.9	2.2
	101人以上300人以下	269	52.8	79.2	40.1	1.9
	301人以上	166	41.0	79.5	53.6	3.6
復元集計 ・参考計	計		64.7	77.2	49.5	3.0
	中小企業		66.7	76.9	49.8	3.2
	大企業		39.3	82.9	44.7	2.0

		(%)				
		パート有期社員 の（制度の） 新設、または、 増額や拡充を 回答した企業	正社員の 減額や 縮小を 回答した 企業	（制度の） 廃止を 回答した 企業	無回答	
「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」として待遇面の見直しを挙げた企業計		1,765	95.0	12.6	10.5	2.9
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	5	80.0	20.0	20.0	-
	建設業	112	94.6	11.6	8.0	4.5
	製造業	307	93.8	12.4	12.4	4.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	13	84.6	15.4	-	15.4
	情報通信業	45	93.3	6.7	13.3	4.4
	運輸業、郵便業	74	91.9	23.0	20.3	4.1
	卸売業、小売業	245	91.0	13.1	12.7	4.9
	金融業、保険業	17	94.1	-	5.9	5.9
	不動産業、物品賃貸業	20	100.0	5.0	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	36	97.2	5.6	2.8	-
	宿泊業、飲食サービス業	105	96.2	20.0	16.2	1.9
	生活関連サービス業、娯楽業	41	92.7	12.2	12.2	2.4
	教育、学習支援業	95	97.9	11.6	4.2	2.1
	医療、福祉	476	97.9	10.5	9.7	1.3
	複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	9	100.0	33.3	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	165	95.2	14.5	6.7	1.2	
サービス業計	356	95.5	15.4	9.6	1.4	
常用雇用者 の規模別	50人以下	988	94.5	13.0	11.7	3.3
	51人以上100人以下	320	96.3	10.9	10.6	2.2
	101人以上300人以下	269	95.2	13.8	8.2	1.9
	301人以上	166	94.6	12.0	7.2	3.6
復元集計 ・参考計	計		94.7	12.5	11.3	3.0
	中小企業		94.4	12.6	12.3	3.2
	大企業		97.2	11.7	4.0	2.0

5. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に伴う人件費総額の変化

「待遇面で必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の企業（n=1,765）を対象に、「同一労働同一賃金ルール」に対応後の、「パートタイム・有期雇用労働者」の人件費総額の増減状況・見通しを尋ねると、「ほぼ同じ（変動は5%未満）」との回答が1/3を超えた（36.8%）ものの、「5%以上10%未満の範囲で増加」（25.2%）など「増加」と回答した企業が計40.8%に対し、「5%以上減少」が0.8%、「わからない」が18.2%となった（図表2-1-10）。

主たる業種別にみると、「増加」と回答した企業の割合は「教育、学習支援業」（計55.8%）や「不動産業、物品賃貸業」（50.0%）等で高い。また、常用雇用者の規模別では、小規模企業になるほど高まる傾向が見て取れる（「50人以下」で43.5%～「301人以上」で31.9%）。

図表 2-1-10 人件費総額の増減状況・見通し

	企業数	増加			ほぼ同じ (変動は 5%未満)	5%以上 減少	わからない	無回答	増加計	
		20%以上 増加	10%以上 20%未満の 範囲で増加	5%以上 10%未満の 範囲で増加						
「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」として待遇面の見直しを挙げた企業計	1,765	3.7	11.8	25.2	36.8	0.8	18.2	3.3	40.8	
既に必要な見直しを行った(対応完了)	715	4.3	11.9	26.2	47.8	1.3	7.1	1.4	42.4	
現在、必要な見直しを行っている(対応中)	492	3.3	13.2	27.0	32.9	0.6	18.5	4.5	43.5	
今後の見直しに向けて検討中(対応予定)	558	3.4	10.6	22.4	26.2	0.5	32.3	4.7	36.4	
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	5	-	-	40.0	-	20.0	-	40.0	
	建設業	112	2.7	12.5	25.9	39.3	1.8	14.3	3.6	41.1
	製造業	307	4.2	9.8	25.1	42.3	0.3	16.0	2.3	39.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	13	7.7	7.7	7.7	61.5	-	-	15.4	23.1
	情報通信業	45	4.4	6.7	20.0	60.0	-	8.9	-	31.1
	運輸業、郵便業	74	2.7	10.8	21.6	44.6	-	18.9	1.4	35.1
	卸売業、小売業	245	3.7	9.4	23.3	40.8	1.2	15.9	5.7	36.3
	金融業、保険業	17	-	-	5.9	58.8	-	29.4	5.9	5.9
	不動産業、物品賃貸業	20	10.0	20.0	20.0	35.0	5.0	10.0	-	50.0
	学術研究、専門・技術サービス業	36	2.8	8.3	11.1	52.8	-	25.0	-	22.2
	宿泊業、飲食サービス業	105	3.8	8.6	21.9	40.0	1.9	20.0	3.8	34.3
	生活関連サービス業、娯楽業	41	-	9.8	31.7	34.1	-	24.4	-	41.5
	教育、学習支援業	95	4.2	17.9	33.7	23.2	-	16.8	4.2	55.8
	医療、福祉	476	3.6	14.3	27.5	29.0	0.6	21.2	3.8	45.4
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	9	-	-	22.2	44.4	-	33.3	-	22.2
	サービス業(他に分類されないもの)	165	4.8	15.2	26.7	30.3	1.8	19.4	1.8	46.7
	サービス業計	356	3.7	11.5	24.2	36.2	1.4	21.1	2.0	39.3
常用雇 用者の 規模別	50人以下	988	4.5	13.9	25.2	38.3	1.1	14.3	2.8	43.5
	51人以上100人以下	320	2.8	11.9	26.9	29.7	0.6	24.1	4.1	41.6
	101人以上300人以下	289	3.0	7.8	24.5	38.7	0.7	22.3	3.0	35.3
	301人以上	166	2.4	4.8	24.7	38.0	-	24.7	5.4	31.9
復元 集計	計		3.8	11.2	24.8	38.0	1.0	18.3	2.9	39.8
	中小企業		3.4	11.7	24.7	38.4	0.9	18.0	2.8	39.8
	大企業		4.5	4.0	21.2	41.2	-	25.8	3.5	29.6

6. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた検討時の活用ツール

「同一労働同一賃金ルール」に対応するため、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の企業（n=3,152）を対象に、検討の中で活用した（活用する予定の）ツールがあるか尋ねると（複数回答）、回答割合の高い順に、①「社会保険労務士や弁護士等への相談」（47.0%）、②「ホームページ（厚生労働省のパート・有期労働ポータルサイト等）」（35.3%）、③「同一労働同一賃金ガイドライン」（31.1%）、④「リーフレット、パンフレット」（24.2%）、⑤「民間のセミナー、説明会」（16.7%）、⑥「労務関係の雑誌や本、新聞報道」（16.1%）、⑦「行政のセミナー（※以外）、説明会」（14.2%）等が挙げられた（図表 2-1-11）。総じて、活用した（活用する予定の）ツールがある割合計が 8 割を超え（85.6%）（平均選択数は 2.6）、「特になし」は 10.2%となっている。

主たる業種別にみても、活用した（活用する予定の）ツールがある割合は総じて高い。また、常用雇用の規模別にみると、「助成金（キャリアアップ助成金等）」（「50 人以下」で 9.4%～「301 人以上」で 6.3%）や「特になし」（同順に 14.2%～2.4%）とする割合は小規模企業ほど高いものの、「社会保険労務士や弁護士等への相談」（44.7%～50.4%）や「ホームページ（厚生労働省のパート・有期労働ポータルサイト等）」（同順に 27.6%～56.3%）、「同一労働同一賃金ガイドライン」（同順に 21.6%～59.5%）等、他の選択肢についてはいずれも大規模企業になるほど高まる傾向が見て取れる。

図表 2-1-11 「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた検討時の活用ツール

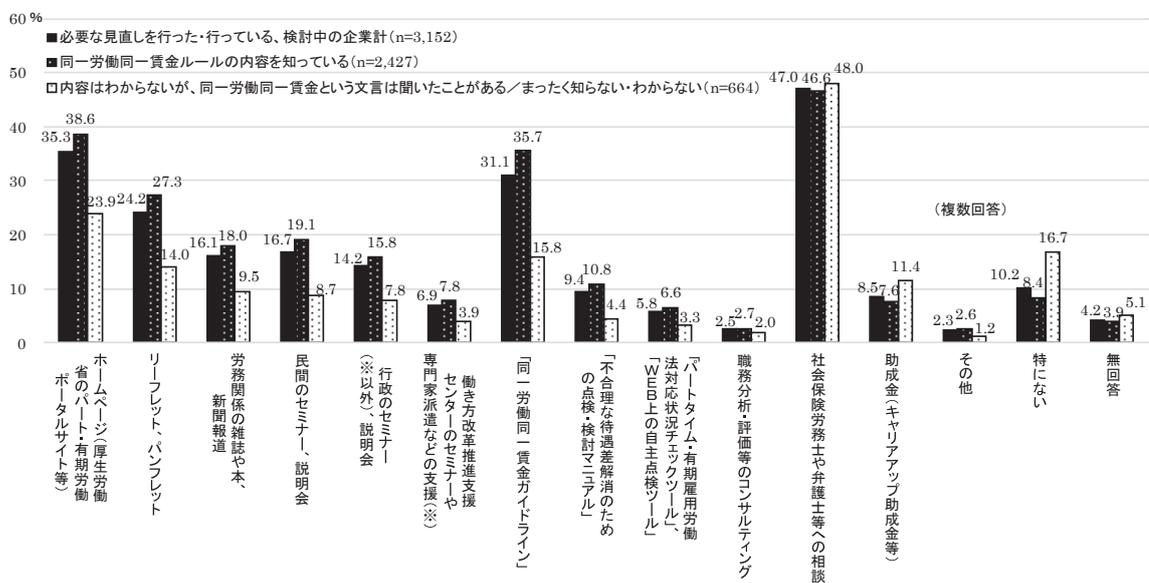
		(複数回答)														(%)			
		パート・ホームページ(厚生労働省のパート・有期労働ポータルサイト等)	リーフレット、パンフレット	労務関係の雑誌や本、新聞報道	民間のセミナー、説明会	行政のセミナー(※以外)、説明会	働き方改革推進支援センターのセミナーや専門家派遣などの支援(※)	「同一労働同一賃金ガイドライン」	点検・検討マニュアル	「パートタイム・有期雇用労働法」対応状況チェックツール	WEB上の自主点検ツール	不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル	職務分析・評価等のコンサルティング	社会保険労務士や弁護士等への相談	助成金(キャリアアップ助成金等)	その他	特にない	無回答	活用した(活用する予定のものがある)計
	計	3,152	35.3	24.2	16.1	16.7	14.2	6.9	31.1	9.4	5.8	2.5	47.0	8.5	2.3	10.2	4.2	85.6	
	既に必要な見直しを行った(対応完了)	1,022	27.8	19.7	14.5	14.0	11.9	7.0	24.4	6.8	3.7	2.5	40.7	6.8	3.1	15.9	7.5	76.6	
	現在、必要な見直しを行っている(対応中)	790	40.5	28.9	17.5	18.9	15.9	7.8	34.4	11.6	6.5	2.8	50.1	8.2	2.3	8.7	2.0	89.2	
	今後の見直しに向けて検討中(対応予定)	1,340	38.0	25.0	16.5	17.5	14.9	6.3	34.3	10.1	7.1	2.4	49.9	9.9	1.6	6.9	2.9	90.2	
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	7	14.3	28.6	-	14.3	-	14.3	-	-	-	-	42.9	-	-	-	14.3	85.7	
	建設業	205	29.3	21.0	14.6	11.7	13.7	4.4	22.0	8.3	6.8	2.4	43.9	7.3	3.4	13.7	4.4	82.0	
	製造業	579	36.6	26.3	13.8	13.0	12.8	6.9	29.2	8.5	6.2	1.9	43.5	5.2	2.4	12.1	5.0	82.9	
	電気・ガス・熱供給・水道業	22	18.2	13.6	18.2	27.3	18.2	4.5	31.8	9.1	9.1	-	50.0	9.1	-	13.6	18.2	68.2	
	情報通信業	64	40.6	28.1	15.6	25.0	15.6	3.1	42.2	12.5	3.1	4.7	48.4	7.8	3.1	9.4	1.6	89.1	
	運輸業、郵便業	118	34.7	27.1	24.6	20.3	17.8	8.5	30.5	8.5	2.5	1.7	39.8	5.1	2.5	13.6	2.5	83.9	
	卸売業、小売業	480	31.0	17.5	16.9	11.7	9.6	6.0	27.1	4.4	6.0	4.0	51.5	7.1	2.1	11.7	4.6	83.8	
	金融業、保険業	24	62.5	45.8	37.5	45.8	4.2	8.3	58.3	20.8	8.3	-	41.7	-	4.2	-	-	100.0	
	不動産業、物品賃貸業	39	33.3	35.9	25.6	15.4	10.3	15.4	28.2	7.7	7.7	5.1	38.5	12.8	-	17.9	-	82.1	
	学術研究、専門・技術サービス業	54	42.6	14.8	22.2	13.0	11.1	5.6	42.6	11.1	7.4	-	42.6	7.4	13.0	14.8	1.9	83.3	
	宿泊業、飲食サービス業	208	36.5	23.1	19.7	16.8	13.0	5.8	28.4	11.1	7.7	3.4	50.5	13.0	1.0	9.1	3.4	87.5	
	生活関連サービス業、娯楽業	80	32.5	17.5	20.0	11.3	15.0	6.3	30.0	11.3	1.3	1.3	43.8	8.8	2.5	17.5	5.0	77.5	
	教育、学習支援業	160	41.9	23.1	19.4	21.9	16.9	6.3	32.5	11.3	4.4	2.5	53.1	9.4	3.1	5.6	2.5	91.9	
	医療、福祉	814	33.4	24.4	12.5	19.8	16.3	8.2	31.8	9.8	5.5	2.7	47.7	11.8	1.4	7.4	4.5	88.1	
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	14	50.0	42.9	35.7	14.3	21.4	-	50.0	14.3	21.4	-	50.0	-	-	-	-	100.0	
	サービス業(他に分類されないもの)	284	42.6	32.7	16.5	20.8	18.3	7.7	41.5	15.1	6.0	1.4	46.1	7.4	2.5	9.5	3.5	87.0	
	サービス業計	640	39.5	26.4	18.9	17.5	15.6	6.6	36.1	13.0	6.4	1.9	47.0	9.2	2.8	10.6	3.4	85.9	
	常用雇用の規模	50人以下	1,792	27.6	17.2	12.3	12.2	9.2	6.0	21.6	4.9	4.2	1.8	44.7	9.4	1.8	14.2	5.1	80.7
		51人以上100人以下	581	38.9	27.5	17.4	16.9	16.5	7.2	36.3	9.6	5.7	3.1	50.9	7.4	2.8	5.7	3.3	91.0
101人以上300人以下		492	49.0	35.8	19.9	24.8	21.5	7.7	46.7	17.7	9.8	3.3	48.8	6.9	3.7	4.9	2.6	92.5	
301人以上		252	56.3	45.2	31.7	33.7	29.8	11.5	59.5	24.6	10.7	4.4	50.4	6.3	2.0	2.4	2.8	94.8	
従業員数	計		35.3	24.2	16.6	16.1	13.5	6.7	30.7	9.3	5.8	2.5	46.4	8.2	2.4	10.9	4.0	85.2	
	中小企業		33.3	22.5	15.4	14.8	12.2	6.4	28.2	7.7	5.5	2.5	47.0	8.7	2.1	11.5	4.2	84.4	
	大企業		56.9	42.5	29.9	31.9	24.6	6.9	55.5	25.9	11.8	3.3	48.6	4.4	4.5	3.1	1.8	95.1	

なお、「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた検討時の活用ツール(複数回答)について、2. でみた「同一労働同一賃金ルール」の認知度別に調べると、「社会保険労務士や弁護士等への相談」等については、「同一労働同一賃金ルールの内容を知っている」企業と「内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある」企業で同程度となった²⁸(図表 2-1-12)。これに対し、両者の差がもっとも開いたのは「同一労働同一賃金ガイドライン」(前者 35.7%、後 15.8%)で、これに「ホームページ(厚生労働省のパート・有期労働ポータルサイト等)」(同順に 38.6%、23.9%)や「リーフレット、パンフレット」(同順に 27.3%、14.0%)等が続く。「同一労働同一賃金ルール」の内容までの認知度を高めるため、如何にこれらの閲覧に繋げるかが課題となっていることがわかる。

²⁸ なお、このことは事業主自身が「同一労働同一賃金ルール」に対する理解を深めることなく、「社会保険労務士や弁護士等への相談」に依存している様子を浮き彫りにしている恐れもあり、留意を要する。

なお、活用意向も含まれているため、必ずしも既に活用している企業ばかりではないだろうが、これらを活用していても「内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある」程度の理解にとどまる企業が含まれていないとも限らない。「ホームページ（厚生労働省のパート・有期労働ポータルサイト等）」上には、「改正法で求められる企業の対応にかかる解説動画」や「自社の取組状況を Web 上で簡単にチェックできるツール」等、豊富なコンテンツが盛り込まれているが、これらが真にわかりやすいもの・使いやすいものとなっているかの点検も求められるだろう。

図表 2-1-12 「同一労働同一賃金」の認知度別にみた対応に向けた検討時の活用ツール



7. 「同一労働同一賃金ルール」への対応で得られた（得られると見込む）効果

「同一労働同一賃金ルール」に対応するため、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の企業（n=3,152）を対象に、対応で得られた（得られると見込む）効果があるか尋ねると（複数回答）、①「職場の公平・公正化や納得感の醸成」の回答割合がもっとも高く（40.3%）、これに、②「働く意欲や生産性の向上」（39.1%）、③「人材の確保・定着（採用・教育訓練コストの減少を含む）」（28.8%）等が続いた（図表 2-1-13）。総じて、何らかの効果が得られた（得られると見込む）割合が2/3超（計 67.3%）（平均選択数は 1.9）に対し、「特になし・わからない」は 28.5%となった。

主たる業種別にみると、何らかの効果が得られた（得られると見込む）割合は、「金融業、保険業」（79.2%）や「教育、学習支援業」（77.5%）等で高い。また、常用雇用者の規模別にみると、①「職場の公平・公正化や納得感の醸成」（「50人以下」で 37.6%～

「301人以上」で45.2%）、④「訴訟リスクの低下」（同順に6.1%～19.0%）を始めとする、何らかの効果が得られた（得られると見込む）割合（同順に66.0%～70.2%）は大規模企業になるほど高まる傾向がみられるのに対し、小規模企業ほど「特にない・わからない」との回答割合が高くなっている（同順に26.2%～29.2%）。

図表 2-1-13 「同一労働同一賃金ルール」への対応で得られる効果

		(複数回答)										(%)
		職場の公平・公正化や納得感の醸成	働く意欲や生産性の向上	人材の確保・定着(採用・教育訓練コストの減少を含む)	企業イメージの改善	訴訟リスクの低下	労働組合によるパート・有期社員の組織化(過半数代表性の確保を含む)	その他	特にない・わからない	無回答	何らかの効果が得られた(得られると見込む)計	
計		3,152	40.3	39.1	28.8	8.4	8.7	0.5	0.6	28.5	4.3	67.3
既に必要な見直しを行った(対応完了)		1,022	37.7	35.8	27.1	7.2	6.4	0.3	1.0	30.4	6.8	93.2
現在、必要な見直しを行っている(対応中)		790	42.3	38.6	25.7	8.2	11.8	0.4	1.0	28.1	2.9	97.1
今後の見直しに向けて検討中(対応予定)		1,340	41.1	42.0	31.9	9.3	8.7	0.7	0.1	27.2	3.1	96.9
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	7	28.6	42.9	14.3	-	-	-	-	28.6	14.3	57.1
	建設業	205	36.6	42.0	28.8	9.3	3.4	-	1.0	27.8	4.4	67.8
	製造業	579	39.7	37.5	23.7	8.3	11.6	0.5	0.5	29.4	4.5	66.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	22	13.6	40.9	36.4	9.1	4.5	-	-	31.8	13.6	54.5
	情報通信業	64	29.7	29.7	21.9	7.8	14.1	1.6	1.6	39.1	1.6	59.4
	運輸業、郵便業	118	32.2	38.1	28.8	5.9	16.9	-	0.8	32.2	1.7	66.1
	卸売業、小売業	480	39.8	35.0	26.3	7.5	8.5	-	0.8	30.4	4.8	64.8
	金融業、保険業	24	66.7	41.7	29.2	-	4.2	-	-	20.8	-	79.2
	不動産業、物品賃貸業	39	30.8	41.0	25.6	7.7	5.1	-	-	38.5	-	61.5
	学術研究、専門・技術サービス業	54	31.5	40.7	27.8	1.9	9.3	-	-	35.2	5.6	59.3
	宿泊業、飲食サービス業	208	41.3	43.8	35.6	17.3	9.1	1.0	-	26.9	2.9	70.2
	生活関連サービス業、娯楽業	80	37.5	37.5	22.5	11.3	8.8	-	-	31.3	6.3	62.5
	教育、学習支援業	160	46.9	46.3	37.5	8.8	10.0	0.6	0.6	18.8	3.8	77.5
	医療、福祉	814	45.1	40.7	32.2	8.4	5.8	0.9	0.6	25.4	4.8	69.8
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	14	50.0	35.7	14.3	7.1	14.3	-	-	21.4	-	78.6
サービス業(他に分類されないもの)	284	35.9	38.0	28.5	5.3	10.6	0.4	1.1	32.4	3.5	64.1	
サービス業計	640	37.8	40.0	29.7	9.7	9.8	0.5	0.5	30.5	3.8	65.8	
常用雇用者の規模別	50人以下	1,792	37.6	39.2	29.1	8.8	6.1	0.4	0.6	29.2	4.8	66.0
	51人以上100人以下	581	43.4	39.8	28.4	5.3	9.5	0.9	0.9	28.2	3.8	68.0
	101人以上300人以下	492	43.7	37.0	27.2	8.9	12.2	0.4	0.6	27.0	3.0	69.9
	301人以上	252	45.2	40.9	31.0	11.1	19.0	0.4	0.4	26.2	3.6	70.2
復元集計	計		40.3	39.0	28.7	8.7	9.0	0.4	0.6	28.7	4.1	67.2
	中小企業		39.3	37.9	28.4	9.1	8.8	0.5	0.6	29.3	4.3	66.4
	大企業		51.8	43.2	33.4	8.7	13.6	0.5	0.7	23.8	2.8	73.4

8. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた労使の話合い状況

「同一労働同一賃金ルール」に対応するため、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の企業（n=3,152）を対象に、対応に当たり労使の話合いを行ったか（行う予定はあるか）尋ねると、「パート・有期社員を含めた労使の話合いを行った（行う）」割合が1/3（33.3%）に対し、「労使の話合いは行った（行う）が、パート・有期社員は含まれていない」が13.3%、「労使の話合いは行っていない（行わない）」が48.4%となった（図表 2-1-14）。総じて、労使の話合いを行った（行う）割合は計46.6%となっている。

主たる業種別にみると、労使の話合いを行った（行う）割合が高いのは、「金融業、保険業」（計58.3%）や「運輸業、郵便業」（55.1%）、「情報通信業」（54.7%）等となっている。また、常用雇用者の規模別にみると、労使の話合いを行った（行う）割合（「50

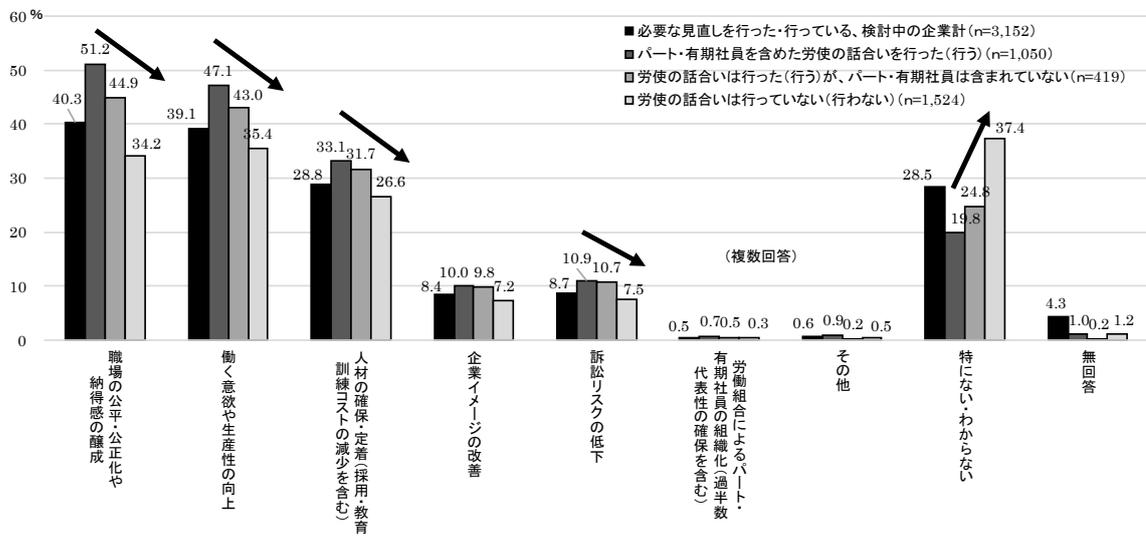
人以下」で計 43.6%～「301人以上」で計 61.5%)は大規模企業ほど高く、小規模企業になるほど「労使の話合いは行っていない(行わない)」割合が高まる傾向が見て取れる(同順に 50.6%～35.3%)。

図表 2-1-14 「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた労使の話合い状況

		(%)					
		パート・有期社員を含めた労使の話合いを行った(行う)	労使の話合いは行った(行う)が、パート・有期社員は含まれていない	労使の話合いは行っていない(行わない)	無回答	労使の話合いを行った(行う)計	
計		3,152	33.3	13.3	48.4	5.0	46.6
既に必要な見直しを行った(対応完了)		1,022	35.1	11.4	46.0	7.4	46.6
現在、必要な見直しを行っている(対応中)		790	37.2	14.9	44.1	3.8	52.2
今後の見直しに向けて検討中(対応予定)		1,340	29.6	13.7	52.7	4.0	43.4
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	7	28.6	14.3	42.9	14.3	42.9
	建設業	205	33.2	12.7	49.3	4.9	45.9
	製造業	579	30.4	12.6	50.9	6.0	43.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	22	27.3	13.6	45.5	13.6	40.9
	情報通信業	64	32.8	21.9	43.8	1.6	54.7
	運輸業、郵便業	118	40.7	14.4	41.5	3.4	55.1
	卸売業、小売業	480	33.3	10.8	50.6	5.2	44.2
	金融業、保険業	24	41.7	16.7	37.5	4.2	58.3
	不動産業、物品賃貸業	39	25.6	20.5	53.8	-	46.2
	学術研究、専門・技術サービス業	54	38.9	14.8	44.4	1.9	53.7
	宿泊業、飲食サービス業	208	31.3	22.1	43.3	3.4	53.4
	生活関連サービス業、娯楽業	80	33.8	17.5	43.8	5.0	51.3
	教育、学習支援業	160	35.0	12.5	48.8	3.8	47.5
	医療、福祉	814	32.9	9.6	51.5	6.0	42.5
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	14	57.1	35.7	7.1	-	92.9
	サービス業(他に分類されないもの)	284	36.6	17.6	41.5	4.2	54.2
	サービス業計	640	35.2	19.2	41.9	3.8	54.4
常用規模雇用者	50人以下	1,792	33.8	9.9	50.6	5.7	43.6
	51人以上100人以下	581	31.7	13.3	50.4	4.6	44.9
	101人以上300人以下	492	33.1	18.9	44.3	3.7	52.0
	301人以上計	252	35.7	25.8	35.3	3.2	61.5
復元集計	計		33.4	13.5	48.4	4.8	46.9
	中小企業		33.5	12.3	49.2	5.0	45.8
	大企業		33.1	20.9	44.3	1.8	53.9

なお、7. でみた「同一労働同一賃金ルール」への対応で得られた(得られると見込む)効果について、対応に向けた労使の話合い状況別にみると興味深いことがわかる(図表 2-1-15)。すなわち、「パート・有期社員を含めた労使の話合いを行った(行う)」企業ほど、「職場の公平・公正化や納得感の醸成」「働く意欲や生産性の向上」「人材の確保・定着(採用・教育訓練コストの減少を含む)」等の効果が得られた(得られると見込む)割合が高い。これに対し、「労使の話合いは行っていない(行わない)」企業ほど「特にない・わからない」とする割合が高くなっており、取り組む以上は労使の話合いを活用しながら対応する方が、効果も得られやすい(見込みやすい)様子が窺える。

図表 2-1-15 対応に向けた労使の話し合い状況別にみた
「同一労働同一賃金ルール」への対応で得られた（得られると見込む）効果



9. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に当たっての課題

「同一労働同一賃金ルール」に対応するため、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の企業ないし「対応方針は、未定・わからない」と回答した企業 (n=4,488) を対象に、対応に当たり課題になった（なっている）ことを尋ねると（複数回答）、①「人件費負担の増加、原資の不足・捻出」（47.1%）と②「待遇差が不合理かどうかの判断」（45.8%）を挙げた割合が高く、これに③「（人件費に見合う）生産性の向上」（28.4%）、④「ルールの理解（情報収集等）」（26.9%）、⑤「待遇差の説明のあり方（納得性等）」（25.6%）、⑥「正社員の待遇の内容整理」（17.6%）、⑦「判例や他社の動向」（14.3%）、⑧「事務負担の増大」（13.9%）等が続いた（図表 2-1-16）。総じて、何らかの課題があるとした企業が計 8 割を超えた（81.2%）（平均選択数は 2.8）のに対し、「特にない」は 14.8%にとどまっている。

主たる業種別にみると、①「人件費負担の増加、原資の不足・捻出」を挙げた割合は、「宿泊業、飲食サービス業」（60.4%）や「教育、学習支援業」（57.9%）、「医療、福祉」（56.3%）等で高い。また、②「待遇差が不合理かどうかの判断」については、「金融業、保険業」（62.1%）等で高くなっている。更に、③「（人件費に見合う）生産性の向上」を挙げた割合は、「生活関連サービス業、娯楽業」（38.7%）や「宿泊業、飲食サービス業」（38.4%）等で高い結果となっている。

一方、常用雇用者の規模別にみると、②「待遇差が不合理かどうかの判断」（「50 人以下」で 39.2%～「301 人以上」で 62.6%）、⑤「待遇差の説明のあり方（納得性等）」（同順に 19.4%～41.0%）、⑦「判例や他社の動向」（同順に 10.6%～33.0%）、⑧「事務負担

の増大」(同順に 11.8%~20.5%)を含め、何らかの課題があるとする割合は大規模企業になるほど高い(同順に計 76.7%~91.6%)。反対に、「特にない」との回答は、小規模企業ほど高まる傾向が見て取れる(同順に 18.8%~5.1%)。

図表 2-1-16 「同一労働同一賃金ルール」への対応に当たっての課題

		(複数回答)											(%)		
		人件費負担の増加、 原資の不足・捻出	(人件費に見合う) 生産性の向上	(情報収集等) ルールの理解	待遇差が不合理か どうかの判断	正社員の待遇の 内容整理	待遇差の説明の あり方(納得性等)	判例や他社の動向	事務負担の増大	労使の話し合い・調整	その他	特にない	無回答	課題になった(なっていない)ことがある計	
計		4,488	47.1	28.4	26.9	45.8	17.6	25.6	14.3	13.9	9.0	2.1	14.8	4.0	81.2
必要な見直しを行った・行っている、 または検討中		3,152	47.9	28.0	23.6	43.1	17.7	25.3	13.3	15.7	9.2	1.6	14.0	4.8	81.2
対応方針は、未定・わからない		1,336	45.1	29.5	34.8	52.0	17.5	26.1	16.8	9.7	8.3	3.4	16.7	2.1	81.2
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	12	66.7	25.0	25.0	33.3	8.3	-	-	-	-	-	25.0	-	75.0
	建設業	306	31.4	25.5	23.2	34.6	15.0	20.9	14.4	9.5	6.5	1.3	25.2	4.2	70.6
	製造業	836	41.6	33.3	26.8	47.0	16.6	24.8	14.1	10.8	7.7	1.4	15.3	4.3	80.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	30	40.0	23.3	26.7	33.3	26.7	13.3	-	13.3	6.7	-	20.0	10.0	70.0
	情報通信業	82	40.2	28.0	23.2	52.4	17.1	25.6	15.9	14.6	6.1	1.2	18.3	2.4	79.3
	運輸業、郵便業	171	44.4	22.8	24.0	38.0	8.8	21.6	14.0	10.5	11.1	1.8	19.9	2.9	77.2
	卸売業、小売業	705	41.4	30.5	26.2	44.4	16.9	22.6	14.2	10.8	8.2	1.3	16.6	4.4	79.0
	金融業、保険業	29	34.5	27.6	31.0	62.1	20.7	37.9	31.0	17.2	13.8	3.4	13.8	-	86.2
	不動産業、物品賃貸業	68	33.8	20.6	36.8	38.2	14.7	27.9	17.6	7.4	7.4	1.5	23.5	2.9	73.5
	学術研究、専門・技術サービス業	75	29.3	29.3	32.0	49.3	10.7	25.3	17.3	8.0	2.7	2.7	24.0	2.7	73.3
	宿泊業、飲食サービス業	331	60.4	38.4	29.6	42.3	23.6	26.3	14.5	18.7	9.1	3.0	11.2	2.4	86.4
	生活関連サービス業、娯楽業	111	47.7	38.7	23.4	41.4	23.4	22.5	14.4	12.6	10.8	2.7	14.4	3.6	82.0
	教育、学習支援業	233	57.9	20.6	22.3	47.6	20.6	30.5	15.5	20.2	11.6	4.7	10.3	4.7	85.0
	医療、福祉	1,103	56.3	23.9	27.9	50.1	19.1	29.1	12.4	16.7	10.7	2.5	10.0	4.4	85.6
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	17	35.3	11.8	23.5	58.8	17.6	29.4	29.4	11.8	11.8	-	5.9	-	94.1
サービス業(他に分類されないもの)	379	46.7	27.4	29.3	47.5	15.6	25.9	18.2	18.5	9.0	2.4	15.0	3.7	81.3	
サービス業計	913	50.2	32.6	28.8	45.2	19.1	25.6	16.5	16.9	8.8	2.6	14.1	3.1	82.8	
常用雇 用者 の規 模	50人以下	2,780	43.7	28.9	24.7	39.2	16.5	19.4	10.6	11.8	7.9	2.3	18.8	4.6	76.7
	51人以上100人以下	776	53.7	30.5	31.3	53.6	19.1	31.7	16.6	15.6	9.3	2.1	10.1	3.1	86.9
	101人以上300人以下	612	52.0	26.5	31.5	60.1	19.9	39.7	20.6	18.3	12.1	1.3	6.9	2.5	90.7
	301人以上	273	50.9	21.2	28.2	62.6	19.8	41.0	33.0	20.5	11.7	2.6	5.1	3.3	91.6
復 元 率 計	計		46.1	29.3	26.6	45.5	17.4	25.1	14.3	13.3	8.6	2.1	15.2	3.8	80.9
	中小企業		45.9	29.9	26.5	44.3	17.3	24.3	13.6	12.6	8.7	2.3	15.6	4.0	80.4
	大企業		51.9	24.3	26.5	63.4	18.2	40.6	26.0	21.5	10.3	1.2	5.0	2.8	92.2

10. 「同一労働同一賃金ルール」に取り組む上で行政に求めたい支援

「同一労働同一賃金ルール」に対応するため、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の企業ないし「対応方針は未定・わからない」企業(n=4,488)を対象に、同一労働同一賃金に向けて取り組む上で行政に求めたい支援があるか尋ねると(複数回答)、①「ルールの内容等を説明するホームページや資料」(36.2%)や、②「他社の取組事例の紹介」(31.6%)、③「取組に対する助成」(28.6%)に対するニーズが高く、これに、④「ルールの内容を問合せたり、自社の状況を相談できる電話等窓口」(23.6%)、⑤「ルールの内容等を解説するセミナーの開催」(20.4%)等が続いた(図表 2-1-17)。総じて、行政に求めたい支援がある割合は7割を超え(73.8%)(平均選択数は2.1)、「特にない」は20.6%となった。

主たる業種別にみると、①「ルールの内容等を説明するホームページや資料」や②「他社の取組事例の紹介」を挙げた割合は、「金融業、保険業」（ともに 51.7%）等で高い。また、③「取組に対する助成」を挙げた割合は、「宿泊業、飲食サービス業」（36.9%）や「医療、福祉」（34.1%）等で高くなっている。

また、常用雇用者の規模別にみると、②「他社の取組事例の紹介」（「50人以下」で 27.9%～「301人以上」で 40.3%）、④「ルールの内容を問合せたり、自社の状況を相談できる電話等窓口」（同順に 20.5%～33.0%）、⑥「不合理な待遇差を検証したり、取組をアドバイスする専門家の派遣」（同順に 10.1%～14.3%）等を含め、行政に求めたい支援がある割合は大規模企業になるほど高まる傾向が見て取れる（同順に計 70.1%～81.3%）。これに対し、「特にない」との回答は、小規模企業ほど高くなっている（同順に 23.4%～13.9%）。

図表 2-1-17 同一労働同一賃金に向けて取り組む上で行政に求めたい支援

(96)

	計	(複数回答)								特にない	無回答	行政に求めたい支援がある計
		ルールの内容等を説明するホームページや資料	ルールの内容等を解説するセミナーの開催	不合理な待遇差を検証したり、取組をアドバイスする専門家の派遣	ルールの内容を問合せたり、自社の状況を相談できる電話等窓口	他社の取組事例の紹介	取組に対する助成	その他				
	4,488	36.2	20.4	11.3	23.6	31.6	28.6	1.7	20.6	5.5	73.8	
	必要な見直しを行った・行っている、または検討中の企業	3,152	32.2	19.8	11.0	21.7	30.2	27.6	1.6	22.3	5.7	71.9
	対応方針は、未定・わからない	1,336	45.7	21.7	12.1	28.1	34.7	31.0	1.8	16.6	5.0	78.4
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	12	50.0	25.0	8.3	8.3	33.3	33.3	8.3	16.7	-	83.3
	建設業	306	33.3	17.3	8.5	17.3	30.7	23.2	2.0	24.5	5.2	70.3
	製造業	836	39.0	19.3	8.6	21.5	34.0	24.8	1.9	21.1	5.3	73.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	30	36.7	20.0	6.7	30.0	20.0	20.0	-	23.3	13.3	63.3
	情報通信業	82	36.6	18.3	15.9	30.5	31.7	28.0	2.4	23.2	2.4	74.4
	運輸業、郵便業	171	39.2	20.5	8.8	22.8	30.4	25.1	2.3	22.2	4.7	73.1
	卸売業、小売業	705	32.9	16.7	8.9	22.4	29.6	25.2	1.3	24.3	6.5	69.2
	金融業、保険業	29	51.7	27.6	13.8	34.5	51.7	27.6	-	20.7	-	79.3
	不動産業、物品賃貸業	68	33.8	25.0	10.3	23.5	30.9	22.1	1.5	23.5	2.9	73.5
	学術研究、専門・技術サービス業	75	32.0	12.0	12.0	24.0	34.7	21.3	-	33.3	5.3	61.3
	宿泊業、飲食サービス業	331	33.5	18.1	13.0	26.0	32.0	36.9	1.8	16.0	4.2	79.8
	生活関連サービス業、娯楽業	111	38.7	18.9	11.7	27.0	30.6	30.6	0.9	18.9	9.0	72.1
	教育、学習支援業	233	38.2	26.2	14.2	23.2	32.6	28.3	1.3	17.6	6.0	76.4
	医療、福祉	1,103	36.1	24.7	14.5	26.0	32.1	34.1	1.8	16.5	6.1	77.4
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	17	41.2	17.6	5.9	29.4	41.2	23.5	-	17.6	-	82.4
	サービス業(他に分類されないもの)	379	37.2	19.0	12.1	23.7	26.9	29.3	1.6	24.0	4.5	71.5
サービス業計	913	35.7	18.1	12.3	25.1	30.1	31.4	1.4	21.1	4.9	73.9	
常用雇用者の規模別	50人以下	2,780	35.5	17.2	10.1	20.5	27.9	27.9	1.5	23.4	6.5	70.1
	51人以上100人以下	776	38.0	25.6	13.1	27.3	37.0	30.5	2.3	16.6	3.6	79.8
	101人以上300人以下	612	37.1	25.3	13.6	28.9	38.1	31.5	1.6	16.0	3.4	80.6
	301人以上	273	36.3	26.0	14.3	33.0	40.3	24.2	1.5	13.9	4.8	81.3
復元参考集計	計		36.2	20.0	11.1	23.6	31.4	28.1	1.7	21.1	5.5	73.4
	中小企業		36.2	19.6	10.7	23.2	31.7	29.2	1.7	20.8	5.8	73.4
	大企業		34.3	25.7	14.5	29.8	40.4	27.4	0.8	17.1	4.0	78.8

1.1 「パートタイム・有期雇用労働者」の活用状況・方針

- (1) 「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」との職務や人材活用の異同、職務・人材活用とも同じ「パートタイム・有期雇用労働者」がいる場合の今後の活用方針
- 「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用している企業（n=6,877）を対象に、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と職務（業務内容と責任の程度）が同じ「パートタイ

ム・有期雇用労働者」がいるか尋ねると、「業務の内容も、責任の程度も同じ者がいる」との回答が 15.8%に対し、「業務の内容は同じだが、責任の程度が異なる者がいる」が 38.1%、「業務の内容も、責任の程度もまったく異なる（いずれか同じ者はいない）」が 41.3%となった（図表 2-1-18）。

また、「パートタイム・有期雇用労働者」の中に、正社員と「業務の内容も、責任の程度も同じ者がいる」場合（n=1,089）に、更に人材活用（転勤や配置の変更有無・範囲）まで同じ人が「いる」割合は 28.4%に対し、「いない」が 67.3%となった（なお、人材活用（転勤や配置の変更有無・範囲）まで同じ人が「いる」割合を、「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用している企業（n=6,877）を母数に改めて算出すると「いる」は 4.5%となっている）²⁹。

その上で、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と職務・人材活用とも同じ「パートタイム・有期雇用労働者」が「いる」企業（n=309）を対象に、同「パートタイム・有期雇用労働者」の今後の活用方針について尋ねると、「これまで通り活用」が 6割を超えた（63.1%）ものの、「正社員に転換する」との回答も一定程度（22.7%）みられた。

こうした結果を主たる業種別にみると、「業務の内容も、責任の程度も同じ者がいる」との回答は、「情報通信業」（25.0%）や「運輸業、郵便業」（24.8%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（23.0%）等で高い。そのうち更に、人材活用（転勤や配置の変更有無・範囲）まで同じ人が「いる」割合は、「金融業、保険業」（60.0%）や「教育、学習支援業」（58.3%）、「情報通信業」（47.1%）等で高くなっている（なお、人材活用（転勤や配置の変更有無・範囲）まで同じ人が「いる」割合を、「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用している企業（n=6,877）を母数に改めて算出すると、「いる」割合が高い順に「情報通信業」（11.8%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（8.7%）、「教育、学習支援業」（6.2%）、「運輸業、郵便業」（7.4%）等となっている）。

また、常用雇用者の規模別にみると、「業務の内容も、責任の程度も同じ者がいる」との回答は、小規模企業ほど高い（「50人以下」で 16.5%～「301人以上」で 13.1%）のに対し、大規模企業になるほど「業務の内容は同じだが、責任の程度が異なる者がいる」割合が高まる傾向が見て取れる（同順に 34.0%～50.2%）。更に、そのうち人材活用（転勤や配置の変更有無・範囲）まで同じ人が「いる」との回答は、大規模企業ほど高くなっている（同順に 25.7%～41.9%）（なお、「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用している企業（n=6,877）を母数にみると、同順に 4.2%～5.5%となる）。

その上で、同「パートタイム・有期雇用労働者」の今後の活用方針として、「正社員に転換する」との回答は「教育、学習支援業」（52.4%）や「生活関連サービス業、娯楽業」

²⁹ なお、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」との職務や人材活用の異同状況別と、3. でみた「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況の関係を調べると、「従来通りで見直しの必要なし（対応完了）」や「既に必要な見直しを行った（対応完了）」割合は、「職務も人材活用も同じパート・有期社員がいる」（同順に 42.4%、17.5%）や「職務のみ同じパート・有期社員がいる」（同順に 38.9%、18.6%）等で高いのに対し、「現在、必要な見直しを行っている（対応中）」や「今後の見直しに向けて検討中（対応予定）」「対応方針は未定・わからない」割合は、「業務の内容は同じだが、責任の程度が異なる者がいる」（同順に 14.3%、23.9%、22.0%）等で高いことがわかる。

(42.9%)、「不動産業、物品賃貸業」(40.0%)等で高い。また、常用雇用者の規模別にみると、大規模企業ほど「正社員に転換する」(「50人以下」で20.4%～「301人以上」で38.9%)や「わからない」(同順に6.6%～16.7%)との回答が高まるのに対し、小規模企業になるほど「これまで通り活用する」(同順に68.9%～33.3%)割合が高い。

図表 2-1-18 「正社員(無期雇用フルタイム労働者)」との職務や人材活用の異同、職務・人材活用とも同じ「パートタイム・有期雇用労働者」がいる場合の今後の活用方針

	パート・有期社員を雇用している企業計	業務の内容も、責任の程度も同じ者がいる					業務の内容も、責任の程度もまったく異なる(いずれか同じ者はいない)					
		6,877	15.8	38.1	41.3	4.8	無回答					
							人材活用(転勤や配置の変更有無・範囲)まで同じ人がいる					
							1,089	28.4	67.3	4.3		
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	21	23.8	52.4	19.0	4.8	5	40.0	60.0	-		
	建設業	578	19.9	31.0	45.8	3.3	115	20.9	74.8	4.3		
	製造業	1,349	16.4	37.2	41.3	5.1	221	26.2	69.7	4.1		
	電気・ガス・熱供給・水道業	58	10.3	22.4	58.6	8.6	6	16.7	66.7	16.7		
	情報通信業	136	25.0	32.4	41.2	1.5	34	47.1	52.9	-		
	運輸業、郵便業	298	24.8	26.8	45.6	2.7	74	29.7	67.6	2.7		
	卸売業、小売業	1,091	14.0	38.5	42.3	5.2	153	26.1	70.6	3.3		
	金融業、保険業	48	10.4	43.8	41.7	4.2	5	60.0	40.0	-		
	不動産業、物品賃貸業	92	14.1	32.6	50.0	3.3	13	38.5	61.5	-		
	学術研究、専門・技術サービス業	126	23.0	27.0	48.4	1.6	29	37.9	62.1	-		
	宿泊業、飲食サービス業	440	11.1	43.2	42.3	3.4	49	26.5	59.2	14.3		
	生活関連サービス業、娯楽業	166	15.7	33.7	47.0	3.6	26	26.9	69.2	3.8		
	教育、学習支援業	340	10.6	35.6	49.7	4.1	36	58.3	38.9	2.8		
	医療、福祉	1,536	14.8	46.6	32.6	6.1	227	25.1	69.6	5.3		
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	24	12.5	45.8	37.5	4.2	3	-	100.0	-		
	サービス業(他に分類されないもの)	574	16.2	33.8	44.6	5.4	93	31.2	64.5	4.3		
	サービス業計	1,330	15.0	36.5	44.4	4.1	200	30.0	64.0	6.0		
常用雇用者の規模	50人以下	4,627	16.5	34.0	44.4	5.2	762	25.7	69.4	4.9		
	51人以上100人以下	1,081	14.6	43.8	37.4	4.2	158	29.7	67.1	3.2		
	101人以上300人以下	780	14.5	49.9	32.2	3.5	113	39.8	57.5	2.7		
	301人以上	327	13.1	50.2	33.6	3.1	43	41.9	58.1	-		
復元集計	計		15.8	37.6	42.0	4.5		27.7	67.8	4.5		
	中小企業		16.2	37.1	42.3	4.5		26.8	68.6	4.6		
	大企業		11.3	50.6	34.6	3.5		44.4	55.6	-		

今後の活用方針について								
	正社員に転換する	活用を縮小する	これまで通り活用	活用を拡大する	わからない	無回答		
パート・有期社員を雇用している企業計	309	22.7	3.2	63.1	1.3	9.1	0.6	
鉱業、採石業、砂利採取業	2	50.0	-	50.0	-	-	-	
建設業	24	12.5	-	87.5	-	-	-	
製造業	58	20.7	5.2	67.2	-	6.9	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	-	100.0	-	-	-	
情報通信業	16	37.5	-	56.3	-	6.3	-	
運輸業、郵便業	22	4.5	4.5	77.3	-	9.1	4.5	
卸売業、小売業	40	15.0	10.0	62.5	-	10.0	2.5	
金融業、保険業	3	33.3	-	33.3	-	33.3	-	
不動産業、物品賃貸業	5	40.0	-	60.0	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	11	9.1	-	90.9	-	-	-	
宿泊業、飲食サービス業	13	30.8	-	53.8	-	15.4	-	
生活関連サービス業、娯楽業	7	42.9	-	57.1	-	-	-	
教育、学習支援業	21	52.4	4.8	28.6	-	14.3	-	
医療、福祉	57	24.6	1.8	54.4	7.0	12.3	-	
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業(他に分類されないもの)	29	17.2	-	69.0	-	13.8	-	
サービス業計	60	21.7	-	68.3	-	10.0	-	
常用雇用者の規模	50人以下	196	20.4	2.6	68.9	1.5	6.6	-
	51人以上100人以下	47	23.4	-	66.0	-	10.6	-
	101人以上300人以下	45	24.4	6.7	46.7	2.2	15.6	4.4
	301人以上	18	38.9	11.1	33.3	-	16.7	-
復元集計	計		22.7	3.8	63.6	1.1	8.1	0.7
	中小企業		20.0	4.6	66.9	0.7	7.3	0.5
	大企業		36.5	3.4	26.2	3.4	24.7	5.9

(2) 「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と職務が同じ者の待遇状況

「パートタイム・有期雇用労働者」の中に、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と「業務の内容も、責任の程度も同じ者がいる」企業（n=1,089）を対象にその待遇状況を尋ねると、【基本的な賃金（基本給）】については「正社員と同様の基準で決定」している割合が58.0%に対し、「正社員とは異なる基準で決定」が38.7%となった。また、【基本給の水準】は「正社員の基本給の時給換算と同じ」が半数を超え（56.4%）、「正社員の基本給の時給換算より高い」（12.3%）と合算すると2/3超となった。このほか、「正社員の基本給の時給換算の80%以上」が16.2%、「正社員の基本給の時給換算の60%以上80%未満」が10.0%等となった（図表2-1-19）。

こうした結果を主たる業種別にみると、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と業務の内容も責任の程度も同じ「パートタイム・有期雇用労働者」の【基本的な賃金（基本給）】について、「正社員と同様の基準で決定」している割合が高いのは、「情報通信業」（79.4%）や「生活関連サービス業、娯楽業」（73.1%）等であり、結果としてその支給水準が「正社員の基本給の時間換算より高いか同じ」割合も、「情報通信業」で82.4%、「生活関連サービス業、娯楽業」で76.9%等と高いことがわかる。これに対し、むしろ「正社員とは異なる基準で決定」している割合が高いのは、「卸売業、小売業」（47.1%）や「教育、学習支援業」（44.4%）、「宿泊業、飲食サービス業」（42.9%）等であり、結果としてその支給水準が「正社員の基本給の時間換算より高いか同じ」割合も、「卸売業、小売業」で61.4%、「製造業」で60.6%等と低い。このほか、支給水準が「正社員の基本給の時間換算より高いか同じ」割合は、「電気・ガス・熱供給・水道業」（計33.3%）や「金融業、保険業」（計40.0%）、「不動産業、物品賃貸業」（計46.2%）等で特に低くなっている。

また、常用雇用者の規模別にみると、「パートタイム・有期雇用労働者」の【基本的な賃金（基本給）】の支給水準が、「正社員の基本給の時間換算より高い」割合（「50人以下」で13.9%～「301人以上」で7.0%）を始め、「正社員の基本給の時間換算より高いか同じ」割合（計70.7%～60.5%）は小規模企業ほど概ね高まる傾向が見て取れる。これに対し、大規模企業になるほど「正社員の基本給の時間換算の80%以上」（同順に15.2%～20.9%）や「正社員の基本給の時間換算の60%以上80%未満」（同順に8.8%～14.0%）の割合が高くなっている。

同様に、【賞与】については、「正社員と同様の基準で決定し、支給している」が36.7%、「正社員とは異なる基準で決定し、支給している」が35.1%で、支給している企業が7割超に対し、「パート・有期社員には支給していない」企業が16.9%、「正社員にも支給していない」企業が9.9%となった。また、【賞与の水準】については、「正社員の賞与の時給換算と同じ」が47.8%で、「正社員の賞与の時給換算より高い」（2.4%）と合わせて半数を超えている。このほか、「正社員の賞与の時給換算の80%以上」が12.3%、「正社員の賞与の時給換算の60%以上80%未満」が10.9%、「正社員の賞与の時給換算の40%以上60%未満」と「正社員の賞与の時給換算の40%未満」がともに12.4%となった。

図表 2-1-19 「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と職務が同じ
「パートタイム・有期雇用労働者」の待遇状況①

		決定方法 (%)				支給水準 (%)								
		正社員と同等の基準で決定	正社員とは異なる基準で決定	無回答	正社員の基本給の時給換算と同じ	正社員の基本給の時給換算より高い	正社員の基本給の時給換算の80%以上	正社員の基本給の時給換算の60%以上80%未満	正社員の基本給の時給換算の40%以上60%未満	正社員の基本給の時給換算の40%未満	無回答	正社員の基本給の時給換算より高いか同じか	正社員の基本給の時給換算より高いか同じか	
基本的な賃金(基本給)について														
業務の内容も、責任の程度も同じパート・有期社員がいる企業計		1,089	58.0	38.7	3.3	1,089	12.3	56.4	16.2	10.0	1.1	0.3	3.8	68.7
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	5	80.0	20.0	-	5	-	80.0	-	-	20.0	-	-	80.0
	建設業	115	65.2	29.6	5.2	115	12.2	61.7	13.9	7.8	0.9	-	3.5	73.9
	製造業	221	54.3	41.2	4.5	221	10.4	50.2	23.1	10.4	1.8	0.5	3.6	60.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	50.0	50.0	-	6	-	33.3	33.3	16.7	16.7	-	-	33.3
	情報通信業	34	79.4	20.6	-	34	20.6	61.8	5.9	8.8	-	-	2.9	82.4
	運輸業、郵便業	74	59.5	37.8	2.7	74	6.8	64.9	16.2	5.4	-	1.4	5.4	71.6
	卸売業、小売業	153	50.3	47.1	2.6	153	13.1	48.4	15.7	16.3	2.0	0.7	3.9	61.4
	金融業、保険業	5	60.0	40.0	-	5	-	40.0	20.0	20.0	-	-	20.0	40.0
	不動産業、物品賃貸業	13	53.8	38.5	7.7	13	7.7	38.5	30.8	23.1	-	-	-	46.2
	学術研究、専門・技術サービス業	29	69.0	31.0	-	29	6.9	69.0	10.3	10.3	-	-	3.4	75.9
	宿泊業、飲食サービス業	49	55.1	42.9	2.0	49	10.2	61.2	16.3	8.2	-	-	4.1	71.4
	生活関連サービス業、娯楽業	26	73.1	26.9	-	26	19.2	57.7	11.5	7.7	-	-	3.8	76.9
	教育、学習支援業	36	52.8	44.4	2.8	36	2.8	69.4	11.1	13.9	-	-	2.8	72.2
	医療、福祉	227	59.5	37.0	3.5	227	18.1	58.6	12.8	7.0	-	-	3.5	76.7
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	3	-	100.0	-	3	33.3	-	-	33.3	-	-	33.3	33.3
	サービス業(他に分類されないもの)	93	55.9	40.9	3.2	93	9.7	57.0	18.3	9.7	2.2	-	3.2	66.7
	サービス業計	200	59.0	39.0	2.0	200	11.0	59.0	15.5	9.5	1.0	-	4.0	70.0
常用雇用の規模	50人以下	762	60.2	36.5	3.3	762	13.9	56.8	15.2	8.8	1.2	0.4	3.7	70.7
	51人以上100人以下	158	57.6	38.6	3.8	158	8.9	57.6	18.4	12.0	-	-	3.2	66.5
	101人以上300人以下	113	47.8	48.7	3.5	113	8.0	52.2	18.6	13.3	2.7	-	5.3	60.2
	301人以上	43	51.2	46.5	2.3	43	7.0	53.5	20.9	14.0	-	-	4.7	60.5
復元集計	計		58.0	39.0	3.0		12.5	55.8	16.7	10.1	1.0	0.3	3.6	68.3
	中小企業		56.8	40.3	3.0		12.2	54.4	19.5	9.1	1.1	0.4	3.3	66.6
	大企業		53.4	42.5	4.1		9.5	56.2	1.5	22.2	-	-	10.6	65.7

		支給の有無・方法 (%)					支給水準 (%)									
		正社員と同等の基準で決定し、支給している	正社員とは異なる基準で決定し、支給している	パート・有期社員には支給していない	正社員にも支給していない	無回答	正社員の賞与の時給換算より高い	正社員の賞与の時給換算と同じ	正社員の賞与の時給換算の80%以上	正社員の賞与の時給換算の60%以上80%未満	正社員の賞与の時給換算の40%以上60%未満	正社員の賞与の時給換算の40%未満	無回答	正社員の賞与の時給換算より高いか同じか		
賞与について																
業務の内容も、責任の程度も同じパート・有期社員がいる企業計		1,089	36.7	35.1	16.9	9.9	1.4	782	2.4	47.8	12.3	10.9	12.4	12.4	1.8	50.3
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	5	20.0	60.0	20.0	-	-	4	-	25.0	25.0	-	50.0	-	-	25.0
	建設業	115	47.0	29.6	17.4	3.5	2.6	88	3.4	61.4	11.4	5.7	8.0	9.1	1.1	64.8
	製造業	221	34.4	40.3	12.7	11.3	1.4	165	1.8	42.4	14.5	12.7	13.9	12.7	1.8	44.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	16.7	50.0	16.7	16.7	-	4	-	25.0	25.0	-	25.0	25.0	-	25.0
	情報通信業	34	52.9	14.7	23.5	8.8	-	23	-	73.9	4.3	4.3	4.3	13.0	-	73.9
	運輸業、郵便業	74	41.9	24.3	17.6	14.9	1.4	49	2.0	59.2	20.4	2.0	6.1	8.2	2.0	61.2
	卸売業、小売業	153	33.3	35.3	21.6	8.5	1.3	105	3.8	46.7	13.3	10.5	9.5	14.3	1.9	50.5
	金融業、保険業	5	40.0	20.0	20.0	20.0	-	3	-	33.3	-	33.3	-	-	33.3	33.3
	不動産業、物品賃貸業	13	38.5	46.2	15.4	-	-	11	-	36.4	27.3	18.2	9.1	9.1	-	36.4
	学術研究、専門・技術サービス業	29	55.2	24.1	17.2	-	3.4	23	4.3	60.9	17.4	8.7	4.3	4.3	-	65.2
	宿泊業、飲食サービス業	49	16.3	26.5	16.3	38.8	2.0	21	-	52.4	9.5	14.3	14.3	9.5	-	52.4
	生活関連サービス業、娯楽業	26	30.8	30.8	19.2	19.2	-	16	6.3	37.5	12.5	6.3	25.0	12.5	-	43.8
	教育、学習支援業	36	38.9	36.1	16.7	5.6	2.8	27	7.4	44.4	14.8	-	14.8	11.1	7.4	51.9
	医療、福祉	227	33.0	43.6	17.6	4.8	0.9	174	1.7	40.2	9.8	16.7	14.4	16.1	1.1	42.0
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	3	66.7	-	33.3	-	-	2	-	50.0	-	-	50.0	-	-	50.0
	サービス業(他に分類されないもの)	93	40.9	31.2	12.9	14.0	1.1	67	1.5	50.7	4.5	11.9	16.4	11.9	3.0	52.2
	サービス業計	200	36.0	28.5	15.5	18.5	1.5	129	2.3	51.2	8.5	10.9	15.5	10.1	1.6	53.5
常用雇用の規模	50人以下	762	37.8	32.4	17.1	11.0	1.7	535	3.2	50.5	11.8	10.3	11.0	11.6	1.7	53.6
	51人以上100人以下	158	35.4	43.7	12.7	7.6	0.6	125	0.8	44.8	15.2	6.4	15.2	16.8	0.8	45.6
	101人以上300人以下	113	34.5	38.1	22.1	5.3	-	82	1.2	37.8	13.4	14.6	18.3	11.0	3.7	39.0
	301人以上	43	27.9	44.2	18.6	7.0	2.3	31	-	38.7	6.5	22.6	12.9	16.1	3.2	38.7
復元集計	計		36.2	34.3	17.5	10.7	1.3		2.5	48.2	12.7	10.8	12.0	12.2	1.6	50.7
	中小企業		35.8	35.3	17.0	10.3	1.5		2.4	47.0	14.7	11.1	11.3	12.0	1.5	49.3
	大企業		36.5	39.3	18.9	5.3	-		-	41.6	3.1	15.7	20.3	11.3	8.2	41.6

こうした結果を主たる業種別にみると、【賞与】について「正社員と同様の基準で決定し、支給している」割合は、「学術研究、専門・技術サービス業」（55.2%）や「情報通信業」（52.9%）等で高くなっている。これらの業種では、結果としてその支給水準が「正社員の基本給の時間換算より高いか同じ」割合も、「情報通信業」で73.9%、「学術研究、専門・技術サービス業」で65.2%等と高い。また、常用雇用者の規模別にみると、【賞与】を「正社員と同様の基準で決定し、支給している」割合は小規模企業になるほど高く（「50人以下」で37.8%～「301人以上」で27.9%）、結果としてその支給水準が「正社員の基本給の時間換算より高いか同じ」割合も、小規模企業ほど高まる傾向が見て取れる（同順に53.6%～38.7%）。

他方、【退職金】については「正社員と同様の基準で決定し、支給している」との回答が20.6%、「正社員とは異なる基準で決定し、支給している」が10.8%で、支給している割合は3割超となった。これに対し、「パート・有期社員には支給していない」は46.5%で、「正社員にも支給していない」は18.5%となっている（図表2-1-20）。主たる業種別にみると、【退職金】を「正社員と同様の基準で決定し、支給している」企業の割合は「建設業」（37.4%）や「教育、学習支援業」（36.1%）等で高い。これに対し、「正社員とは異なる基準で決定し、支給している」は「金融業、保険業」（20.0%）や「電気・ガス・熱供給・水道業」（16.7%）、「製造業」（14.5%）等で高く、「パート・有期社員には支給していない」割合は、「不動産業、物品賃貸業」（69.2%）や「学術研究、専門・技術サービス業」（58.6%）等で高い。

図表 2-1-20 「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と職務が同じ
「パートタイム・有期雇用労働者」の待遇状況②

		支給の有無・方法 ^(%)				
		正社員と 同様の基準で 決定し、支給 している	正社員とは異なる 基準で決定し、 支給している	パート・有期社員 には支給して いない	正社員にも 支給して いない	無 回 答
退職金について						
業種の内容も、責任の程度も同じ パート・有期社員がいる企業計		1,089	20.6	10.8	46.5	18.5
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	5	20.0	20.0	60.0	-
	建設業	115	37.4	12.2	35.7	10.4
	製造業	221	17.2	14.5	52.0	13.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	16.7	16.7	50.0	16.7
	情報通信業	34	11.8	5.9	29.4	50.0
	運輸業、郵便業	74	13.5	5.4	52.7	27.0
	卸売業、小売業	153	17.6	10.5	53.6	14.4
	金融業、保険業	5	20.0	20.0	20.0	40.0
	不動産業、物品賃貸業	13	7.7	7.7	69.2	7.7
	学術研究、専門・技術サービス業	29	10.3	10.3	58.6	17.2
	宿泊業、飲食サービス業	49	4.1	10.2	36.7	44.9
	生活関連サービス業、娯楽業	26	3.8	7.7	50.0	38.5
	教育、学習支援業	36	36.1	5.6	41.7	2.8
	医療、福祉	227	28.6	11.9	38.3	16.7
	複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	3	-	-	100.0	-
	サービス業（他に分類されないもの）	93	15.1	7.5	53.8	22.6
	サービス業計	200	10.0	8.5	50.5	29.0
常用雇用者の規模	50人以下	762	22.6	11.9	42.3	19.3
	51人以上100人以下	158	21.5	9.5	48.7	15.8
	101人以上300人以下	113	9.7	7.1	66.4	15.0
	301人以上	43	9.3	9.3	58.1	20.9
復元集計 ^{参考}	計		18.9	11.2	46.7	19.8
	中小企業		20.0	12.0	45.7	18.8
	大企業		15.1	8.6	69.1	5.6

また、常用雇用者の規模別にみると、「正社員と同様の基準で決定し、支給している」割合は、小規模企業になるほど高まる傾向が見て取れる（「50人以下」で22.6%～「301人以上」で9.3%）。

（3）基本的な賃金の決定に当たり、考慮している算定要素の比較

「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用している企業（n=6,877）を対象に、「パートタイム・有期雇用労働者」の【基本的な賃金³⁰（基本給）】の決定に当たり、どのような算定要素を考慮しているか尋ねると（複数回答）、回答割合の高い順に、①「能力、経験」（62.5%）、②「職務（業務の内容や責任の程度）」（57.5%）、③「勤続年数」（37.2%）、④「地域の賃金相場」（33.3%）、⑤「業績、成果」（32.0%）、⑥「資格、免許の所有状況」（29.0%）、⑦「同業他社の賃金相場」（19.1%）、⑧「年齢」（14.4%）等が挙げられた（図表2-1-21）。

図表 2-1-21 基本的な賃金（基本給）の決定にあたっての算定要素

パート・有期社員を雇用している企業計で集計		(複数回答)																無回答	
		職務(業務の内容や責任の程度)	業績、成果	能力、経験	勤続年数	事業所内での配置転換の有無や範囲	事業所間の転動の有無や範囲	残業の有無や頻度	地域の賃金相場	同業他社の賃金相場	資格、免許の所有状況	生計費や婚姻・家族の状況	(減額率含む)年金額	年齢	学歴	過不足状況	その他		
正社員について		6,877	77.3	53.8	75.4	54.7	13.4	9.5	16.5	22.0	20.5	42.7	17.3	2.1	28.2	18.5	8.0	1.3	7.2
パート・有期社員について		6,877	57.5	32.0	62.5	37.2	5.6	3.4	8.0	33.3	19.1	29.0	6.1	3.0	14.4	5.5	10.5	1.8	8.2
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	21	71.4	42.9	71.4	33.3	9.5	4.8	14.3	33.3	14.3	52.4	19.0	19.0	28.6	9.5	9.5	-	9.5
	建設業	578	60.4	33.7	69.0	32.4	2.2	2.1	8.3	26.3	17.1	36.0	10.0	6.7	22.3	4.2	9.7	1.0	9.5
	製造業	1,349	55.7	38.2	68.7	33.7	5.8	2.2	8.7	37.1	13.5	8.9	6.6	3.9	17.3	2.8	8.9	1.3	7.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	58	50.0	34.5	53.4	27.6	5.2	3.4	8.6	27.6	8.6	29.3	8.6	3.4	15.5	3.4	10.3	3.4	12.1
	情報通信業	136	68.4	51.5	75.0	25.7	5.1	3.7	6.6	19.9	12.5	10.3	5.9	0.7	10.3	4.4	4.4	0.7	8.1
	運輸業、郵便業	298	53.0	29.2	50.7	23.8	4.0	3.7	14.1	27.2	15.1	24.5	8.1	3.4	13.8	2.7	6.0	2.3	11.4
	卸売業、小売業	1,091	56.6	36.6	60.9	34.3	5.4	4.1	7.2	37.6	16.4	15.9	6.2	2.8	12.8	3.4	11.0	1.3	8.4
	金融業、保険業	48	58.3	43.8	60.4	25.0	2.1	2.1	4.2	43.8	14.6	6.3	2.1	6.3	2.1	6.3	4.2	6.3	6.3
	不動産業、物品賃貸業	92	67.4	38.0	63.0	29.3	6.5	6.5	4.3	29.3	15.2	19.6	5.4	2.2	9.8	7.6	6.5	4.3	6.5
	学術研究、専門・技術サービス業	126	77.0	41.3	74.6	30.2	5.6	2.4	10.3	30.2	12.7	37.3	5.6	3.2	18.3	11.9	11.1	1.6	3.2
	宿泊業、飲食サービス業	440	54.5	29.3	64.3	38.4	5.5	4.1	8.4	41.6	27.7	14.1	5.9	1.6	15.0	1.6	19.3	1.4	12.0
	生活関連サービス業、娯楽業	166	57.2	31.3	62.0	31.9	5.4	2.4	6.6	33.7	20.5	18.1	2.4	0.6	10.2	4.2	10.8	2.4	10.2
	教育、学習支援業	340	60.0	22.1	56.2	46.8	4.1	2.1	6.2	29.7	22.9	49.1	4.1	1.5	12.1	14.7	8.2	2.9	3.5
	医療、福祉	1,536	55.9	22.5	58.5	49.3	6.8	4.4	7.4	29.8	26.4	59.3	4.7	1.9	12.0	9.7	11.3	2.3	7.6
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	24	62.5	25.0	58.3	37.5	12.5	8.3	12.5	45.8	20.8	29.2	12.5	4.2	8.3	-	8.3	-	4.2
サービス業(他に分類されないもの)	574	59.6	33.3	59.2	32.4	7.7	3.5	7.3	35.4	18.3	22.6	5.4	3.0	12.9	4.5	11.7	2.6	9.8	
サービス業計	1,330	59.3	32.3	62.7	34.2	6.5	3.5	8.0	36.9	21.2	20.8	5.3	2.3	13.7	4.1	14.0	2.0	9.8	
常用雇用者の規模	50人以下	4,627	55.8	31.9	62.0	36.8	4.8	2.1	8.4	32.2	18.3	28.2	6.7	3.5	14.8	5.2	10.5	1.9	-
	51人以上100人以下	1,081	61.2	32.5	65.0	38.7	7.1	4.8	7.9	34.0	19.4	30.5	5.9	2.6	13.5	6.3	10.3	1.6	6.4
	101人以上300人以下	780	60.0	31.5	61.4	37.2	7.1	6.2	7.3	33.3	21.4	31.4	3.5	1.8	13.7	5.3	11.2	2.4	6.9
	301人以上	327	65.1	33.0	65.1	37.0	8.3	10.4	4.0	47.4	25.4	29.4	4.3	1.2	13.1	8.9	9.5	1.2	4.3
復元集計・参考	計		57.5	32.7	62.5	36.2	5.5	3.3	8.0	33.9	18.8	25.9	6.0	3.0	14.1	5.2	10.6	1.7	8.5
	中小企業		56.8	32.8	62.5	35.7	5.2	3.0	8.1	34.2	19.0	24.8	6.4	3.1	14.7	5.0	11.0	1.6	8.9
	大企業		61.2	29.0	57.7	40.5	6.6	7.4	6.2	38.2	23.1	41.3	3.2	0.7	11.7	10.0	9.6	1.0	4.4

³⁰ 毎月支払われるもので、実際に支払われる賃金から、①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)、②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、③所定労働時間を超える時間や所定労働日以外の勤務に対して支払われる賃金(時間外・深夜割増賃金、休日割増賃金等)、④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除いたもの、と注釈した。

これに対し、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」については、①「職務（業務の内容や責任の程度）」（77.3%）、②「能力、経験」（75.4%）、③「勤続年数」（54.7%）、④「業績、成果」（53.8%）、⑤「資格、免許の所有状況」（42.7%）、⑥「年齢」（28.2%）、⑦「地域の賃金相場」（22.0%）、⑧「同業他社の賃金相場」（20.5%）等の順となっており、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と「パートタイム・有期雇用労働者」の間には「業績、成果」や「職務（業務の内容や責任の程度）」「勤続年数」等の勘案状況に大きな相違がある様子が見て取れる。また、有効回答企業の平均選択数を算出すると、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」が 5.0 に対し、「パートタイム・有期雇用労働者」は 3.6 で、前者の方がより多様な算定要素を考慮して賃金が決定されていることがわかる。

こうしたなか、「パートタイム・有期雇用労働者」の基本給の算定要素について、「同一労働同一賃金ルール」への対応を含めて過去 3 年間に見直しを行っている場合は【見直し前】の状況も尋ねたところ（複数回答）、有効回答があった企業の割合は約 2 割となった。

その上で、「パートタイム・有期雇用労働者」の【見直し前】と【現在】の両方とも有効回答が得られた企業（n=1,299）で算定要素を比較すると（複数回答）、【見直し前】から【現在】にかけて考慮する割合が高まった順に、①「能力、経験」（【見直し前】51.0%→【現在】66.8%で 15.8 ㊦増加）、②「職務（業務の内容や責任の程度）」（同様に 47.8%→61.3%で 13.5 ㊦増加）、③「業績、成果」（28.2%→37.0%で 8.8 ㊦増加）、④「勤続年数」（32.3%→40.6%で 8.3 ㊦増加）、⑤「資格、免許の所有状況」（25.7%→33.9%で 8.2 ㊦増加）等となっている（平均選択数も 2.9→3.7 に増加）（図表 2-1-22）。

図表 2-1-22 基本的な賃金（基本給）の決定にあたっての見直し前後の算定要素比較

	サンプル数	(複数回答)														無回答			
		職務（業務の内容や責任の程度）	業績、成果	能力、経験	勤続年数	事業所内での配置転換の有無や範囲	事業所間の転動の有無や範囲	残業の有無や頻度	地域の賃金相場	同業他社の賃金相場	資格、免許の所有状況	生計費や婚姻・家族の状況	（減額率含む）年金額	年齢	学歴		過不足状況	その他	
パート・有期社員の見直し前後とも回答した企業で集計																			
正社員について	1,299	80.8	56.0	77.4	56.0	15.2	10.9	17.9	23.9	22.8	46.5	17.6	2.5	25.9	19.7	10.4	1.8	0.5	
パート・有期社員について	見直し前	1,299	47.8	28.2	51.0	32.3	5.8	3.5	7.8	30.3	17.9	25.7	4.7	2.9	12.1	4.2	11.4	1.8	-
	見直し後	1,299	61.3	37.0	66.8	40.6	8.0	4.9	10.5	35.0	24.8	33.9	6.9	3.2	14.5	5.6	13.5	1.8	-
	見直し後-前の差分	-	13.5	8.8	15.8	8.3	2.2	1.4	2.7	4.7	6.9	8.2	2.2	0.3	2.4	1.4	2.1	-	-

1 2. 「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と職務が同じ「パートタイム・有期雇用労働者」の不合理な待遇差にかかる認識と待遇差についての説明状況

「パートタイム・有期雇用労働者」の中に、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と「業務の内容も、責任の程度も同じ者がいる」企業（n=1,089）を対象に、「正社員（無

期雇用フルタイム労働者)」と職務が同じ「パートタイム・有期雇用労働者」について、(人材活用の違い等を踏まえても説明できない) 不合理な待遇差にかかる認識を尋ねると、【基本的な賃金(基本給)】について「不合理な待遇差がある」との回答は 6.3%にとどまり、「不合理な待遇差はない」が 79.7%で、「わからない」が 9.4%となった(図表 2-1-23)。

同様に、【賞与】について「不合理な待遇差がある」との回答は 8.3%で、「不合理な待遇差はない」が 69.2%、「わからない」が 14.8%となっている。また、【退職金】については、「不合理な待遇差がある」が 6.6%で、「不合理な待遇差はない」が 63.4%、「わからない」が 20.5%となっている。

主たる業種別にみると、【基本的な賃金(基本給)】に「不合理な待遇差がある」との回答は「不動産業、物品賃貸業」(15.4%)や「宿泊業、飲食サービス業」(12.2%)等で高い。また、【賞与】に「不合理な待遇差がある」との回答は、「不動産業、物品賃貸業」(15.4%)や「医療、福祉」(14.5%)等で高くなっている。

常用雇用者の規模別にみると、【基本的な賃金(基本給)】(「50人以下」で 4.2%~「301人以上」で 18.6%)、【賞与】(同順に 6.7%~20.9%)、【退職金】(同順に 5.2%~16.3%)のいずれも、大規模企業になるほど「不合理な待遇差がある」との回答割合が高まる傾向が見て取れる。

図表 2-1-23 「正社員(無期雇用フルタイム労働者)」と職務が同じ「パートタイム・有期雇用労働者」の不合理な待遇差にかかる認識

	業務の内容も、責任の程度も同じ パート・有期社員がいる企業計	基本的な賃金(基本給) について				賞与について				退職金について				
		待遇不 合理な 差が ある	待遇不 合理な 差は ない	わか らな い	無回 答	待遇不 合理な 差が ある	待遇不 合理な 差は ない	わか らな い	無回 答	待遇不 合理な 差が ある	待遇不 合理な 差は ない	わか らな い	無回 答	
		1,089	6.3	79.7	9.4	4.6	8.3	69.2	14.8	7.7	6.6	63.4	20.5	9.6
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	5	-	100.0	-	-	80.0	20.0	-	-	60.0	40.0	-	
	建設業	115	2.6	87.8	5.2	4.3	2.6	77.4	13.0	7.0	4.3	74.8	13.0	7.8
	製造業	221	9.5	75.6	10.4	4.5	9.0	67.0	15.4	8.6	7.2	56.1	26.7	10.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	-	66.7	33.3	-	-	66.7	33.3	-	-	66.7	33.3	-
	情報通信業	34	2.9	88.2	8.8	-	5.9	79.4	14.7	-	2.9	73.5	14.7	8.8
	運輸業、郵便業	74	4.1	82.4	9.5	4.1	2.7	73.0	13.5	10.8	1.4	67.6	20.3	10.8
	卸売業、小売業	153	4.6	82.4	9.2	3.9	8.5	69.9	16.3	5.2	7.2	67.3	20.3	5.2
	金融業、保険業	5	-	80.0	20.0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-
	不動産業、物品賃貸業	13	15.4	76.9	7.7	-	15.4	76.9	7.7	-	15.4	69.2	15.4	-
	学術研究、専門・技術サービス業	29	3.4	93.1	3.4	-	3.4	89.7	3.4	3.4	3.4	79.3	13.8	3.4
	宿泊業、飲食サービス業	49	12.2	57.1	16.3	14.3	8.2	57.1	14.3	20.4	4.1	61.2	16.3	18.4
	生活関連サービス業、娯楽業	26	3.8	80.8	7.7	7.7	7.7	61.5	23.1	7.7	3.8	46.2	30.8	19.2
	教育、学習支援業	36	2.8	77.8	13.9	5.6	5.6	69.4	19.4	5.6	11.1	55.6	25.0	8.3
	医療、福祉	227	7.0	78.9	9.7	4.4	14.5	63.4	15.0	7.0	8.8	63.4	18.1	9.7
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	3	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	
サービス業(他に分類されないもの)	93	7.5	79.6	7.5	5.4	6.5	68.8	14.0	10.8	8.6	52.7	23.7	15.1	
サービス業計	200	7.5	76.5	9.0	7.0	6.5	68.5	13.5	11.5	6.0	58.5	21.0	14.5	
常用雇用者の規模	50人以下	762	4.2	81.8	9.1	5.0	6.7	71.7	12.9	8.8	5.2	65.2	18.6	10.9
	51人以上100人以下	158	9.5	77.2	8.9	4.4	10.8	60.8	22.8	5.7	7.6	60.1	25.9	6.3
	101人以上300人以下	113	11.5	74.3	11.5	2.7	11.5	68.1	15.9	4.4	10.6	58.4	25.7	5.3
	301人以上	43	18.6	67.4	14.0	-	20.9	58.1	20.9	-	16.3	60.5	18.6	4.7
復元集計	計		5.9	79.7	9.5	5.0	7.8	69.1	15.1	8.1	6.2	63.4	20.5	9.9
	中小企業		6.2	79.1	9.7	5.1	8.5	68.0	15.2	8.3	6.8	62.9	20.7	9.5
	大企業		4.5	83.1	12.3	-	10.7	68.8	18.9	1.5	8.8	71.1	18.6	1.5

その上で、「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用している企業（n=6,877）を対象に、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」との待遇差の理由について説明を求められた場合に、「不合理ではない」ことをどの程度、説明できると思うか尋ねると、「説明できると思う（待遇差がない場合を含む）」との回答が半数を超えた（57.6%）のに対し、「説明できる場合と、説明できない場合があると思う」が29.4%、「説明できないと思う」が2.5%、「わからない」が5.5%となった（図表2-1-24）。

また、待遇差や理由にかかる説明をどのような方法で行っているか（行うか）尋ねると（複数回答）、①「個別の問合せに応じて口頭で説明」が半数を超え（50.9%）、これに、②「雇入れ時や契約更新時に口頭で説明」（39.3%）、③「労働条件通知書に明記」（31.4%）、④「就業規則に明記・周知」（21.9%）等が続いた。

図表 2-1-24 「パートタイム・有期雇用労働者」に対する「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」との待遇差や理由にかかる説明状況

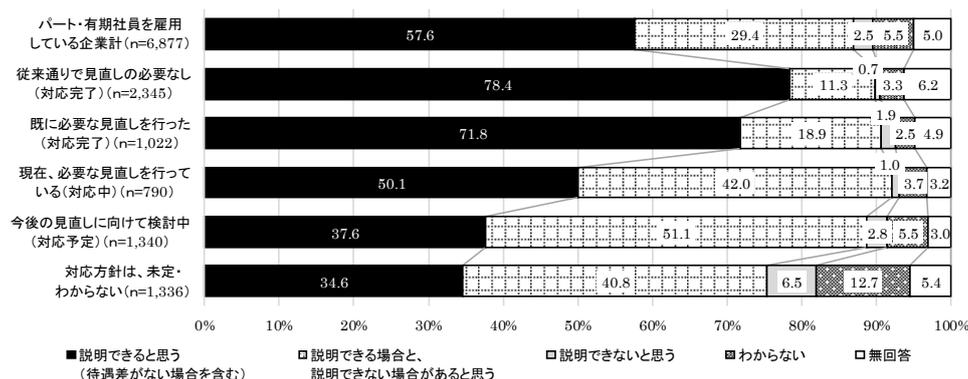
	待遇差が「不合理ではない」こと ⁽⁹⁶⁾						待遇差や理由にかかる説明方法（複数回答） ⁽⁹⁶⁾											
	6,877	57.6	29.4	2.5	5.5	5.0	6,877	10.2	50.9	3.4	39.3	31.4	1.5	21.9	1.4	10.2	5.1	84.7
	説明できる場合を含む (待遇差がない場合を含む)	説明できる場合と、 説明できない場合 があると思う	説明できないと思う	わからない	無回答		個別の問合せに 応じて口頭で説明	個別の問合せに 応じて口頭で説明	説明会を開催	雇入れ時や契約更新 時に口頭で説明	労働条件通知書 に明記	説明資料（冊子等） を作成・配布	就業規則に 明記・周知	その他	行っていない (行わない)	無回答	説明を行っている (行う)計	
パート・有期社員を雇用している企業計	6,877	57.6	29.4	2.5	5.5	5.0	6,877	10.2	50.9	3.4	39.3	31.4	1.5	21.9	1.4	10.2	5.1	84.7
鉱業、採石業、砂利採取業	21	57.1	33.3	4.8	4.8	-	21	9.5	42.9	-	47.6	28.6	-	19.0	-	19.0	-	81.0
建設業	578	62.1	20.9	2.2	7.8	6.9	578	9.9	46.7	0.5	39.3	30.4	0.7	17.3	1.0	12.1	6.7	81.1
製造業	1,349	55.7	31.1	2.2	5.8	5.2	1,349	9.6	49.7	3.0	35.4	29.6	1.3	18.2	1.6	12.2	5.0	82.9
電気・ガス・熱供給・水道業	58	67.2	17.2	3.4	6.9	5.2	58	10.3	55.2	3.4	20.7	27.6	1.7	20.7	1.7	10.3	5.2	84.5
情報通信業	136	69.1	24.3	2.2	0.7	3.7	136	18.4	47.8	5.9	45.6	36.8	2.9	27.2	2.9	9.6	2.9	87.5
運輸業、郵便業	298	63.1	23.2	3.0	6.4	4.4	298	12.1	43.0	3.0	38.3	34.6	1.0	19.5	1.3	11.1	5.4	83.6
卸売業、小売業	1,091	56.7	30.2	2.7	5.1	5.2	1,091	10.2	52.5	2.9	33.6	29.1	1.3	19.9	1.4	11.5	5.1	83.3
金融業、保険業	48	62.5	29.2	2.1	4.2	2.1	48	6.3	50.0	6.3	41.7	31.3	2.1	31.3	2.1	16.7	2.1	81.3
不動産業、物品賃貸業	92	50.0	29.3	2.2	14.1	4.3	92	9.8	41.3	5.4	35.9	31.5	1.1	14.1	-	16.3	5.4	78.3
学術研究、専門・技術サービス業	126	73.0	16.7	1.6	5.6	3.2	126	9.5	53.2	4.8	51.6	34.1	1.6	22.2	0.8	4.8	3.2	92.1
宿泊業、飲食サービス業	440	52.0	33.2	2.3	8.2	4.3	440	10.0	53.6	3.4	37.0	27.0	1.4	19.5	0.7	12.0	5.9	82.0
生活関連サービス業、娯楽業	166	62.7	26.5	2.4	6.0	2.4	166	9.6	50.6	4.8	39.2	34.3	2.4	24.1	1.2	9.0	3.0	88.0
教育、学習支援業	340	61.8	27.1	2.1	3.8	5.3	340	9.4	53.2	3.2	47.1	38.5	1.5	31.2	1.5	6.2	4.4	89.4
医療、福祉	1,536	54.0	35.0	2.5	3.8	4.8	1,536	9.4	53.2	4.0	44.9	34.0	2.0	27.1	1.4	6.8	5.5	87.8
複合サービス業(郵便局、協同組合など)	24	75.0	16.7	-	-	8.3	24	16.7	50.0	12.5	41.7	29.2	8.3	16.7	-	4.2	4.2	91.7
サービス業(他に分類されないもの)	574	59.9	25.8	3.1	5.9	5.2	574	11.7	51.6	4.2	39.2	28.7	1.9	20.9	1.7	10.8	4.9	84.3
サービス業計	1,330	59.2	27.3	2.6	6.5	4.4	1,330	10.8	52.3	4.2	39.7	29.4	1.9	20.9	1.2	10.3	4.8	84.9
50人以下	4,627	59.7	25.8	2.8	5.9	5.8	4,627	9.5	48.8	2.4	38.1	30.5	1.1	21.1	1.4	11.3	5.9	82.8
51人以上100人以下	1,081	54.3	35.6	1.7	4.8	3.6	1,081	9.2	54.0	4.1	40.3	35.9	1.6	22.6	1.2	8.7	3.9	87.4
101人以上300人以下	780	50.8	39.4	2.3	4.0	3.6	780	12.2	54.1	5.8	43.7	31.4	2.9	24.7	1.3	7.3	4.0	88.7
301人以上	327	54.4	38.8	0.6	4.3	1.8	327	18.0	64.5	9.2	42.2	29.4	4.6	23.2	1.8	6.1	1.2	92.7
計		57.7	29.3	2.4	5.7	4.9		10.2	50.7	3.4	38.6	31.1	1.5	21.3	1.4	10.5	5.1	84.4
中小企業		57.4	29.0	2.5	5.9	5.2		9.4	50.2	3.1	37.9	31.1	1.4	21.2	1.4	10.8	5.5	83.7
大企業		56.1	36.8	1.7	2.8	2.5		12.6	62.8	6.1	44.6	31.2	4.4	24.3	1.0	6.9	2.0	91.1

なお、「パートタイム・有期雇用労働者」に対する「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」との待遇差や理由にかかる説明状況について、3.の「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況別にみると、「既に必要な見直しを行った（対応完了）」企業では7割超が「説明できると思う（待遇差がない場合を含む）」と回答

しているのに対し、「今後の見直しに向けて検討中(対応予定)」の企業で同回答は 37.6%、「対応方針は、未定・わからない」企業では 34.6%にとどまり、その分、「説明できる場合とできない場合があると思う」割合(同順に 51.1%、40.8%)や「説明できないと思う」割合(同順に 2.8%、6.5%)のほか、「わからない」割合(同順に 5.5%、12.7%)等が高くなっている(図表 2-1-25)。

「パートタイム・有期雇用労働法」では事業主に、「パートタイム・有期雇用労働者」から、「正社員(無期雇用フルタイム労働者)」との待遇の違いやその理由等にかかる説明を求められた場合には、説明することを義務付けている。そうした説明を踏まえ、「パートタイム・有期雇用労働者」が待遇差に納得できない場合には更に司法判断を求める恐れもある。「同一労働同一賃金ルール」に関連した裁判が相次ぐ³¹なか、企業には対応に向けた雇用管理の見直しが求められており、その前提として行政には「同一労働同一賃金ルール」の内容までの周知徹底等が求められている。

図表 2-1-25 「同一労働同一賃金ルール」への対応(雇用管理の見直し)状況別にみた待遇差や理由にかかる説明状況



³¹ 詳細は、4頁注釈8参照。

第2節 ヒアリング調査結果

1. ヒアリング企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の待遇の状況

ヒアリング企業5社における、正社員とパートタイム・有期雇用労働者（以下、本節において「パート・有期社員」という。）それぞれの職務内容や人材活用の仕組みと、具体的な待遇として基本給・昇給、賞与、退職金、各種手当、休暇・休職制度、福利厚生、教育訓練について一覧表にしたものが**図表 2-2**である。なお、各社における待遇について、ヒアリングでは主なものを挙げていただき、待遇の全てを網羅的に把握したものではないことから、一覧表における記載も、各社の待遇全てを網羅しているものではない。

正社員以外の雇用区分として、3つの区分がある企業（A社等）から、6つの区分がある企業（C社）までであったが、職務内容や人材活用の仕組み・運用等のいずれもが正社員と同じ区分である企業はない。

今回のヒアリングは、「同一労働同一賃金ルール」への対応として、待遇の状況、待遇面での見直しに向けた取組等を中心に聞き取りをしており、待遇の種類によって、既に正社員とパート・有期社員とで同様にしているものや、「パートタイム・有期雇用労働法」により同一労働同一賃金ルールが大企業に施行されることとなった2020年4月に向けて待遇を見直したものの、同法施行後も正社員とパート・有期社員間に差異があるものと、各社ともそれぞれである。

なお、見直しを行った企業についてみると、パート・有期社員の待遇の見直しを行っており、正社員の待遇の見直しを行った企業はなかった。

またヒアリングの中で、待遇面での取組以外の対応について聞くことができた企業もあり、その内容については下記**3.**に記載する。

以下、**第1節**のアンケート調査結果と照らし合わせながらみてみることにする。

図表 2-2 ヒアリング企業 5 社の概況

	正社員、パート・有期社員の職務 内容、人材活用の仕組み等	基本給・昇給	賞与	退職金	各種手当	休暇・休職制度	福利厚生	教育訓練
A社 建設業 東京 従業員 約 900 人	<p>○正社員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合職と限定正社員（転動のない子会社の正社員で、子会社統合に伴いA社社員になった。） ・職種としては、人事、総務等の管理部門関係のほか、営業、工事、施工管理、保守メンテナンス、設計、技術開発、品質保証、製造、海外事業など ・総合職は職種の限定はなく、いろいろな経験をさせるため、異動、転居を伴う転勤もある。また、さまざまな業務を経験する中で資格があがっていく仕組みがある。 ・限定正社員は採用時の契約にて合意した職種に限定され、転居を伴う異動もない。 ・責任の程度においては総合職と限定正社員に違いはなく、昇進も特に違いはない。 <p>○パート・有期社員（約 170 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約で、短時間勤務のパート、65 歳以上で再雇用の短時間勤務のアルバイト、フルタイム（一部例外あり）の契約社員に分かれる。 ・短時間勤務のパートは基本は 60 歳以下で、事務職が多い。 ・アルバイトは、それまでのスキルを活かした業務を担う。工事、施工管理の経験を有している者が多く、業界全体が人手不足の中、これまでに蓄積した特殊なスキル・能力を活用して多くが現場で勤務している。 ・契約社員は、主に事務関係の業務を担当している。 	<p>○基本給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員は年齢、経験等に応じた賃金テーブルによって基本給を決定 ・短時間勤務のパートは年齢、経験、地域の状況なども勘案しながら、最低賃金プラス 50 円以上で個別に時給額を決定 ・アルバイトは一律の時給額 ・契約社員は経歴、経験、スキルなどをとに個別に決定 <p>○昇給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価制度を設けており、アルバイト以外は、それぞれの評価基準に基づく点数に応じ昇給する。 ・正社員とパート・有期社員では責任の程度が異なるため評価基準も異なるが、その中で個々人の評価に応じ±10%程度の差異を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・パート・有期社員にも支給するが、役割や責任が正社員と異なるため、金額等は異なる。また、正社員同様個々人の評価に応じた額を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員、契約社員に支給 ・契約社員には正社員の支給額（基本給×支給月数）の 1/2 を支給 ・短時間勤務のパートやアルバイトは支給対象としていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○従前よりパート・有期社員にも正社員と同様に支給されているもの ・役職手当 役職に就く社員には正社員かどうかにかかわらず同様に支給 ・通勤手当 ・食事手当 ・時間外、深夜・休日労働に対する手当の割増率 ○パート・有期社員について、最近正社員と同様にしたもの ・外勤手当・工事手当 営業職や施工管理、工事を担当している社員に一律の額を支給。それまでは、パート・有期社員は支給の有無にばらつきがあったが、2020 年 4 月から正社員と同額を支給 ○正社員とパート・有期社員とで異なるもの ・家族手当 無期契約社員（正社員と有期契約から無期契約に転換した者）に支給 ・住宅手当 異動の可能性がある正社員に支給 ・単身赴任手当 単身赴任となった社員に支給するが、総合職以外は単身赴任になることが想定されないため、結果として総合職のみに支給 ・地域手当 転居を伴う異動がある社員に支給するが、総合職以外は転居を伴う異動が想定されないため、結果として総合職のみに支給 	<ul style="list-style-type: none"> ○従前よりパート・有期社員も正社員と同様のもの ・病気休暇 ○パート・有期社員について、最近正社員と同様にしたもの ・慶弔休暇 2020 年 4 月に、慶弔休暇の対象となるケースを正社員と合わせた（例えば本人の結婚休暇は、これまで正社員のみ取得できたが、パート・有期社員も取得可とした）。有給の付与日数も、雇用区分にかかわらず同一である。 ・夏季特別休暇 これまでパート・有期社員は一律に有給で 3 日間付与していたが、2020 年 4 月より正社員同様、週 5 日勤務の場合は 5 日間、週 4 日勤務の場合は 4 日間と、勤務日数に応じた付与日数とした。 ○正社員とパート・有期社員とで一部異なるもの ・生理休暇 パート・有期社員の雇用区分によっては、有給かどうかで差異がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○従前よりパート・有期社員も正社員と同様に利用できるもの ・福利厚生施設 ・健康診断(受診に当たっては有給で勤務免除) ○正社員とパート・有期社員とで異なるもの ・住宅 入社時には利用できず、転勤があった場合に利用できる制度のため、結果として転宅を伴う異動がある総合職のみ利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○従前よりパート・有期社員も正社員と同様のもの ・対象業務が同一であれば、雇用区分にかかわらず同一の教育訓練を受講

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容は採用後基本的に変わらず、異動もない。業務内容に応じた賃金で契約している。 ・正社員と同じ業務内容の場合もあるが、責任の程度は異なる。 							
	正社員、パート・有期社員の職務内容、人材活用の仕組み等	基本給・昇給	賞与	退職金	各種手当	休暇・休職制度	福利厚生	教育訓練
B社 情報 通信業 東京 従業員 約 600 人	<p>○正社員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンジニア（SE、CE、NE）が中心で、ネットワークを構築する部署、修理する部署、プログラム開発の部署などで勤務。そのほか営業、管理部門などで勤務する場合もある。 ・地域限定という採用区分はなく、異動、転勤あり。 ・事業所ごとに配置されている部門がほぼ決まっているため、技術系以外で管理部門勤務の場合、基本は管理部門内での異動で、事業所間異動はない。 ・どの職種も役割が決まっており、役割に応じた業務を遂行。昇格試験を経てさらに上の役割に変更され、役職者等になれる。 <p>○パート・有期社員（約 70 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約で、契約社員、アルバイト、再雇用社員に分かれる。 ・契約社員： 中途採用で原則 1 年契約。正社員の指示を受け、契約内容に則した業務を担う。異動はない。半年に 1 回正社員登用の推薦のタイミングがある。 ・アルバイト： 短期の有期契約で、通常は 3 ヶ月の契約期間で必要に応じ更新。契約内容に則した業務（主として PC などの修理）を行う。異動はない。業務内容の限定が契約社員よりも強く、責任の程度も契約社 	<p>○基本給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員（主任以上）は役割ランクにより基本給を決定。経験年数の少ない正社員（主任未満）は、職能資格制度により年齢によって職能資格が上がり基本給が上がる。 ・契約社員は、入社時に、正社員として雇用した場合の給与・賞与を個人ごとに算出し、賞与分も含めて基本給を決定（このため、基本給だけを比較すると契約社員の方が正社員より高い場合もあるが、年収額に換算すると正社員のほうが高い。） ・アルバイトは、同じ部門の同じ職種の社員と同様の時給水準で決定 ・再雇用社員は、正社員時の評価をもとに基本給を決定 <p>○昇給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員には定期昇給がある。年 1 回の人事考課で、勤務状況、勤務態度などのほか、役割を具体的に示した基準書に照らして仕事を進めたかどうかといった点を評価し、その結果により昇給幅が異なる。 ・契約社員には定期昇給はないが、契約更新時に基本給を見直すこともある。 ・再雇用社員は、年 1 回の人事考課（基本は正社員と同じ）により、基本給を変更することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員と再雇用社員には目標管理制度を設け、個人が設定した目標の達成状況により 9 段階の評価をしている。 ・正社員には、その評価結果に基づいた係数を、会社の業績を踏まえた支給月数に乗じた額を年 2 回支給。 ・再雇用社員には、<u>2020 年 12 月から支給開始。正社員と同様に上記の目標管理制度による 9 段階の評価結果に基づき賞与額を決定</u> ・契約社員、アルバイトには支給しないが、会社の業績次第で寸志の支給がある（契約社員は、賞与分も含めた基本給を支給）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員のみ支給 	<ul style="list-style-type: none"> ○従前よりパート・有期社員にも正社員と同様に支給されているもの ・通勤手当 いづれの雇用区分も 6 ヶ月定期で支給（但し、アルバイト等で契約期間が 6 ヶ月に満たない場合は 1 ヶ月定期で支給） ・時間外、深夜・休日労働に対する手当の割増率 ○パート・有期社員（一部）について、最近正社員と同様にしたもの ・<u>単身赴任手当</u> 単身赴任は原則として正社員しか想定されないため、正社員のみ支給。しかし、<u>今後再雇用社員に単身赴任者が出てくる可能性もないとは言えないため、制度上は 2020 年 7 月から再雇用社員も正社員と同様の基準で支給対象とした。</u> ・<u>目当</u> いつもの勤務地と異なる場所で勤務する場合に支給するが、<u>正社員のほか、2020 年 7 月から再雇用社員にも同様の基準で支給</u> ○正社員とパート・有期社員とで異なるもの ・家族手当 正社員のみに支給 ・住宅手当 正社員のうちまだ役職について 	<ul style="list-style-type: none"> ○従前よりパート・有期社員と同様のもの ・慶弔休暇 ○正社員とパート・有期社員とで異なるもの ・病欠休暇 正社員は、職能資格・役割ランクにより休職期間は 6～12 ヶ月。パート・有期社員はいずれも休職期間は最長 6 ヶ月 	<ul style="list-style-type: none"> ○従前よりパート・有期社員も正社員と同様に利用できるもの ・福利厚生施設 ・健康診断(雇用区分にかかわらず実施) ○正社員とパート・有期社員とで異なるもの ・社宅 転勤者のみに提供しており、結果として転勤がある正社員のみに提供 ○正社員とパート・有期社員とで異なるもの ・契約社員やアルバイトは、階層別研修は受講しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○従前よりパート・有期社員も正社員と同様のもの ・下記階層別研修以外の全社的に実施する研修（指差し呼称研修など）は、雇用区分にかかわらず同様に受講する。 ○正社員とパート・有期社員とで異なるもの ・契約社員やアルバイトは、階層別研修は受講しない。

	<p>員より低い。</p> <p>・再雇用社員： 正社員の定年（60歳）後の再雇用で、1年契約。基本的には正社員時の業務を引き継ぐが、勤務日数等は本人の希望による。</p>				<p>いない者に支給</p> <p>・役職手当</p> <p>正社員しか役職に就かないため、正社員のみに支給</p>			
	<p>正社員、パート・有期社員の職務内容、人材活用の仕組み等</p>	<p>基本給・昇給</p>	<p>賞与</p>	<p>退職金</p>	<p>各種手当</p>	<p>休暇・休職制度</p>	<p>福利厚生</p>	<p>教育訓練</p>
<p>C社</p> <p>小売業</p> <p>東京</p> <p>従業員</p> <p>約 1,200人</p>	<p>○正社員</p> <p>・勤務地が全国全域でどこでも転勤しうる雇用区分（以下「全域区分正社員」）と、ブロック内でのみ転勤する地域限定の雇用区分（以下「地域限定区分正社員」）の2つがある。</p> <p>・全域区分正社員は、事業全体に精通し、経営幹部としての役割を期待。業務の限定はなし。</p> <p>・地域限定区分正社員は、ブロック内の営業現場と本社業務に精通し、エリア、チームの責任者としての役割を期待</p> <p>○パート・有期社員（約 640人）</p> <p>・準社員、契約社員（年俸制・月給制）、パートナー、再雇用社員（キャリア社員・嘱託）に分かれる。</p> <p>・準社員： フルタイム勤務で、採用時は原則として有期契約。担っている役割等から有期契約の必要がなければ無期契約に転換。</p> <p>通勤可能圏内の市場に精通する店長としての役割を期待。店舗業務のみを行う。勤務地域は自宅から90分圏内で、異動はあるが転居を伴うことはない。</p> <p>・契約社員： 有期契約で、年俸制（フルタイム）と月給制（フルタイム/短時間勤務）がある。年俸制契約社員は、担っている役割等から有期契約の必要がなければ無期契約</p>	<p>・基本月額は、活用範囲、資格等級、職務内容により決定され、成長をみる行動評価により評価された能力発揮により昇給することを基本とする。</p> <p>・全域区分正社員の基本月額を1とすると、（平均的なイメージでは）地域限定区分正社員、準社員は 0.85～0.98、年俸制契約社員は 1.50。</p> <p>・年俸制契約社員は基本の年俸額は毎年同じだが、毎年の評価により上下することもある。なお、正社員の1.5倍となっているのは、時間外手当、役職手当以外の諸手当や賞与が別途支給されず、年俸に含まれているためである。</p> <p>・月給制契約社員は、基本は職種別・地域別の基本月額で、若干の昇給はある（ただし、歩合の比重が大きい職種は定期昇給はない。）があまり大きくは変動しない。</p> <p>・パートナーの基本月額は、仕事の習熟度合によるランク別で、定期昇給はある。</p> <p>・キャリア社員は、高年齢者雇用継続給付との関係もあり、賃金額を少し低めにしている。全域区分正社員を1とすると 0.7～0.8 の水準で、定期昇給はない。</p> <p>※...<u>キャリア社員の基本給については、見直しの検討対象であったが、実際の見直しには至らなかった...</u></p> <p>・嘱託は、基本給をはじめ、労働条件は再雇用前と同じで、定期昇給はない。</p>	<p>○業績賞与</p> <p>会社への業績貢献度に応じ利益を分配するという考え方により、正社員と準社員（業績責任を負っており成果評価が適用される社員）を支給対象にしている（年俸制契約社員は、年俸に賞与を含む）。</p> <p>全域区分正社員の水準を1とすると、これまで地域限定区分正社員は 0.76～0.90、準社員は地域限定区分正社員の半分だった。</p> <p>→ <u>準社員も業績責任を負っていることから、準社員の支給水準について見直し、2020年4月より準社員の水準を地域限定区分正社員の水準の90%に引き上げた。</u></p> <p>○スパック（インセンティブ）</p> <p>賞与そのものでは</p>	<p>・正社員のみに支給（年俸制契約社員は年俸に含む）</p> <p>※...<u>支給していない準社員、月給制契約社員、パートナーについて、前払い退職金加算給の形で支給することも検討し、2020年に労組にも提案したが、実際の見直しには至らなかった...</u></p>	<p>○従前よりパート・有期社員にも正社員と同様に支給されているもの</p> <p>・通勤手当</p> <p>・時間外（固定時間外手当として支給している分を除く）、深夜・休日労働に対する手当の割増率</p> <p>・役職手当</p> <p>任命された職責に対する手当で、正社員のほか、準社員、契約社員にも支給される。なお、パートナー、キャリア社員は該当者がいないため支給されない。</p> <p>・労災付加（労災給付の上乗せ）・死亡弔慰金</p> <p>○パート・有期社員（一部）について、最近正社員と同様にしたもの</p> <p>・営業手当</p> <p>制限のない営業活動をする社員への手当で、<u>これまでは正社員に支給（年俸制契約社員は年俸に含み、外商系の月給制契約社員は基本月額・歩合に含む）し、準社員やキャリア社員が店舗で営業活動を行っている場合、支給対象外だったが、2020年4月から準社員を支給対象とした。</u></p> <p>○正社員とパート・有期社員とで異なる（or一部異なる）もの</p> <p>・住宅手当</p> <p>転居を伴う転勤がある社員への</p>	<p>○従前よりパート・有期社員も正社員と同様のもの</p> <p>・慶弔休暇</p> <p>○パート・有期社員（一部）について、最近正社員と同様にしたもの</p> <p>・年休の付与時期・日数</p> <p><u>正社員を含めフルタイム勤務の社員には入社時から年休を付与しているが、短時間勤務の社員については、これまでは入社後6ヶ月後に付与していた。</u></p> <p>→ システムの改修も必要なため、詳細は労使協議の上、実施時期は別途決めるが、<u>パートナーへの付与時期・日数を正社員と同一にする旨2020年3月に労組と協定書を締結した。</u></p> <p>・病気休職</p> <p><u>正社員、準社員、年俸制契約社員の休職期間は0.5～1.5年、月給制契約社員は0～1年、パートナーは0～2ヶ月だったが、2020年4月から、無期雇用に転換したパートナーについて正社員と同一にした。</u></p>	<p>○従前よりパート・有期社員も正社員と同様に利用できるもの</p> <p>・健康診断</p> <p>○正社員とパート・有期社員とで異なるもの</p> <p>・寮、社宅</p> <p>転居を伴う転勤への対応として、正社員と年俸制契約社員には寮の提供や借り上げの社宅で家賃保証</p> <p>・45歳以上の社員を対象とした人間ドック利用の費用補助</p> <p>パート・有期社員の雇用区分によっては補助額が異なる</p>	

	<p>に転換。月給制契約社員は、勤続3年経過後、本人から特に意思表示がなければ無期契約に転換</p> <p>年俸制契約社員の職務内容・人材活用の仕組みは正社員とほぼ同じだが、諸事情により正社員の枠では収まらない場合に採用。正社員の管理職相当の役割あるいは専門性の高い業務を担い、経営に直接関与（あるいは一助）する役割。勤務地域は全国で、転居を伴う異動もある。</p> <p>月給制契約社員は通勤可能圏内（自宅から90分以内）の勤務地でそれぞれの職種（技術、事務、店頭、アドバイザー、宅配など）に応じた役割を担う。異動はあるが、転居を伴う異動はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナー： 短時間勤務のパートで、有期契約。勤続3年経過後、本人から特に意思表示がなければ無期契約に転換。店舗等での簡易的業務を担う。勤務地域は自宅付近で、異動はない。 ・再雇用社員： 有期契約で、キャリア社員（正社員の60歳定年後65歳までの再雇用でフルタイム）と、嘱託（65歳以降の再雇用。正社員以外が定年の65歳以後に再雇用される場合と、キャリア社員が65歳以降勤務する場合とがある。フルタイム、短時間勤務いずれも可）がある。 <p>キャリア社員は、正社員の担う業務に近しく幅広い業務や役割を担う。勤務地は自宅から90分圏内で、異動はあるが転居を伴うことはない。</p> <p>嘱託は、基本的には嘱託前の仕事を引き続き行う。勤務地域や転勤も嘱託前と同様の扱い。</p>		<p>ないが、自分の所属組織（店舗・エリアなど）が目標を達成した際、報奨として支給</p> <p>これまでは、月給制契約社員・キャリア社員・嘱託のうちエリア・店所属の場合、パートナーのうち店所属の場合のみ支給</p> <p>→ <u>2020年4月より、所属にかかわらず、社会保険に加入しているパートナー、月給制契約社員、キャリア社員を支給対象にした。</u></p>		<p>支援であるため、正社員のみを支給（年俸制契約社員は年俸に含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当 <p>居住地の物価格差に対する生活支援として支給。正社員、準社員に支給。年俸制契約社員は年俸に含む、月給制契約社員は地域別の基本月額の中で、パートナーは地域加算時給にて地域間格差を反映済み。キャリア社員には支給せず。</p> <p>※ <u>キャリア社員への支給を検討し、2020年に労組にも提案したが、実際の見直しには至らなかった。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族手当 <p>家族扶養の金銭的負担への支援として配偶者・子ども手当を正社員のみを支給。年俸制契約社員は年俸に含む。</p> <p>※ <u>支給されていない雇用区分の社員への支給を検討し、2020年に労組にも提案したが、実際の見直しには至らなかった。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定時間外手当 <p>時間外手当を固定的に支払い、効率的な業務遂行を促す手当で、正社員、準社員、年俸制契約社員、キャリア社員の上位等級者に支払う。但し水準はそれぞれ異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見舞金 <p>パート・有期社員も含め、災害や慶弔などに際し支給されるが、パート・有期社員の雇用区分によっては正社員と支給額に差異がある。</p>			
--	---	--	--	--	--	--	--	--

	正社員、パート・有期社員の職務内容、人材活用の仕組み等	基本給・昇給	賞与	退職金	各種手当	休暇・休職制度	福利厚生	教育訓練
D社 小売業 従業員 約12万人	<p>○正社員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日給月給社員 ・全国転勤するグループ、地域限定で転勤するグループ、転居を伴う転勤がないグループがある。 ・店舗を越えた異動がある。 <p>○パート・有期社員（約10万人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時給制のパート社員で、うち4万5千人が無期契約（有期契約で5年を経過し無期転換権を行使したコミュニティ社員）、5万5千人が有期契約（コミュニティ社員、アルバイト） ・基本は個店別の契約で、採用時の店舗を越えた異動はない。 ・短時間勤務が中心だが、フルタイムの場合もある。 ・コミュニティ社員は、有期契約社員だが、基本的には正社員と同様65歳までの長期勤務を想定。このため、契約の反復更新ができる。 ・アルバイトは、繁忙期に2ヶ月だけ勤務するケースや、学生が勤務するケースがある。 	<p>○基本給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員は全国一律の基準で決定。 ・パート・有期社員は所属店舗別の契約で、時間給の水準も各店舗の採用環境下により個別に設定。最低賃金額、勤務部署、勤務時間帯、当該地域の競争環境などによって決め、基本的に社員個人による差異はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員のほか、コミュニティ社員に支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員のみ支給 	<p>○パート・有期社員について、最近正社員と同様にしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当 <p>これまで正社員に上限はなく、店舗の近隣地域から採用するパート・有期社員には3万円を上限として支給していたが、通勤にかかる費用は、正社員、パート・有期社員いずれも同じであることから、2019年4月にパート・有期社員の上限を撤廃した。</p> <p>○正社員（一部）とパート・有期社員とで異なるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅手当 <p>転居・転勤のない社員には支給しないという考え方であり、結果として、パート・有期社員や転居・転勤のない正社員には支給されない。</p>	<p>○パート・有期社員について、最近正社員と同様にしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慶弔休暇 <p>正社員の労働時間が月160時間であるのに対し、パート・有期社員は月50～60時間の場合もある。こうした短時間勤務の場合には、シフト調整で対応できるとして、これまで有給の慶弔休暇は設けていなかった。しかし、慶事・弔事ともに基本的にはどの社員にとっても同じであることから、2019年4月からパート・有期社員（契約期間が2ヶ月以内のアルバイトなどを除く。）にも正社員と同様の慶弔休暇制度を導入した。</p>		<p>○従前よりパート・有期社員も正社員と同様のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権研修、ISOに関する研修、売場によって設定されている技術検定などは、受講内容は同じ。 ・マネージャーなど一定の職位の職位研修も、同じ職位であれば同内容の研修を受講 <p>○正社員とパート・有期社員とで異なるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員とパート・有期社員では、求められる役割が異なるため、基本は役割に応じた別個の訓練を提供。正社員は3年間で教育していくが、コミュニティ社員は店舗勤務のため、1ヶ月、2

								ヶ月、3ヶ月とフォローしながら進める。 ・コミュニティ社員には、入社時から将来的に長期勤務することを想定して組み立てた研修を実施
	正社員、パート・有期社員の職務内容、人材活用の仕組み等	基本給・昇給	賞与	退職金	各種手当	休暇・休職制度	福利厚生	教育訓練
E社 金融業	<p>○正社員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の限定はなく、異動あり。 ・但し、雇用区分によって、仕事が限定的なものもあるほか、転居を伴う異動の有無も異なる。 <p>○パート・有期社員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年契約の有期社員で、具体的には、フルタイム勤務の定年後再雇用社員、短時間勤務のパート、フルタイム勤務の準社員（以前からの契約社員） ・営業、事務作業が基本で、職務の変更はない。異動・転勤もない。 ・管理職にはなれない。 	<p>○基本給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給基準として業務内容、責任の程度、異動の有無などがある（正社員とパート・有期社員とは仕事内容が異なるほか、パート・有期社員には職務の変更がなく、基本的に異動・転勤もない） <p>○昇給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員は昇給があるが、パート・有期社員は1年更新のため昇給はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パート・有期社員にも支給するが、算定式が正社員と異なる（基本給に乗じる月数や、個々人の評価の加味の有無）。 ・<u>有期社員の算定式を2019年に改定し、基本給×0.4→基本給×0.5</u>とした。 		<p>○従前よりパート・有期社員にも正社員と同様に支給されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当 ・特殊勤務手当（休日・夜間20時以降、年末年始の勤務時に支給） ・時間外、深夜・休日労働に対する手当の割増率 <p>○パート・有期社員について、最近正社員と同様にしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>住宅手当</u> パート・有期社員は転勤・転居がないため、これまでは正社員のみに支給していたが、定期的実施している全社員対象の意識調査においてパート・有期社員から要望があがっていたことを踏まえ、<u>2020年4月より正社員と同一条件（持ち家か賃貸か、扶養の有無などにより月額14,000～46,000円）で支給</u> <p>○正社員とパート・有期社員とでは異なるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身赴任手当 パート・有期社員は転勤がないため、正社員のみが対象 	<p>○パート・有期社員について、最近正社員と同様にしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>慶弔休暇</u> これまでパート・有期社員への忌引き休暇日数が1～5日以内と、<u>正社員（2～7日以内）より少なかったが、2020年4月から正社員と同一とした。</u> ・<u>病気休職</u> これまでは正社員のみ制度だったが、<u>2020年4月からパート・有期社員にも同様に適用（積立年休の活用による有給化、その有給期間を超えた場合の無給の病気休職制度。なお、正社員、パート・有期社員ともに、休職期間は勤続年数によって異なる。）</u> 	<p>○従前よりパート・有期社員も正社員と同様に利用できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生施設 ・健康診断、健康診断に伴う勤務免除や有給の保障 <p>○パート・有期社員について、最近正社員と同様にしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>社宅</u> パート・有期社員は転勤・転居がないため、左記住宅手当と同様に、<u>これまでは正社員のみに提供していたが、意識調査でパート・有期社員から要望があったことを踏まえ、2020年4月よりパート・有期社員も対象とした。</u> 	<p>○従前よりパート・有期社員も正社員と同様のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に直接関係ないものでも時間外に受講できる通信教育（経理など）や社内勉強会（有識者による教育等）は正社員、パート・有期社員いずれも受講できる。

(1) 基本給・昇給、賞与

「同一労働同一賃金ルール」に対応するために行った待遇面での具体的な見直し内容（第1節4.（図表2-1-7、2-1-8）参照）について、アンケート調査で回答割合が最も高かったのが、パート・有期社員の「基本的な賃金の増額や拡充」、次いで「昇給の増額や拡充」、「賞与の増額や拡充」だった。

まず、この基本給・昇給、賞与についてみてみることにする。

ア 基本給・昇給

5社においては、基本給や昇給について見直しを行った企業はない。また、正社員とパート・有期社員の基本給の支給基準・決定方法等は異なっている企業が多かった。一部の企業（C社、E社）では、基準としている要素自体は正社員とパート・有期社員で共通で、その基準にそれぞれ当てはめた結果が異なるという仕組みもあった。

具体的には、基本給について以下のとおりである。

- A社では、基本給について、正社員は年齢、経験等に応じた賃金テーブルによって決定する。短時間勤務のパートは年齢、経験、地域の状況等を勘案し、最低賃金プラス50円以上で個別に時給額を設定、アルバイトは一律の時給額である。契約社員は、経歴、経験、スキルなどをもとに個別に決定する。
- B社では、主任以上の正社員は役割ランクにより基本給を決定し、主任未満の正社員は職能資格制度により年齢によって職能資格が上がり、基本給も上がる。契約社員は、個々人ごとに正社員として雇用した場合の給与・賞与額を算出し、賞与分も含めて基本給を決定している。アルバイトは同じ部門の同一職種の社員と同様の時給水準であり、再雇用社員は正社員時の評価をもとに基本給を決定している。
- C社では、基本月額活用範囲、資格等級、職務内容により決定されることが基本である。全国に転勤しうる全域区分正社員の水準を1とすると、転勤がブロック内の地域限定区分正社員の平均的な水準のイメージは0.85～0.98、年俸制契約社員は1.50、キャリア社員は高年齢者雇用継続給付との関係もあり、少し低めで0.7～0.8である。月給制契約社員は、基本は職種別・地域別の基本月額、パートナーは習熟度合いによるランク別の基本給、嘱託は再雇用前と同じである。
- D社では、正社員は全国一律の基準で決定し、パート・有期社員は所属店舗別の契約で、各店舗の採用環境下（最低賃金額、勤務部署、勤務時間帯、当該地域の競争環境など）により時給水準も店舗ごとに設定する。
- E社では、支給基準として業務内容、責任の程度、異動の有無などがあるが、正社員とパート・有期社員では仕事内容が異なるほか、パート・有期社員には職務の変更も異動もないことなどの違いがある。

なお、1社（C社）では、結果的に見直しには至らなかったが、定年後の再雇用社員（60～65歳までのフルタイム・有期雇用のキャリア社員）の基本給が正社員の7～8割の水準となっていることについて、仕事が正社員とあまり変わらず、正社員が担う業務に近い仕事をしている中で、この賃金水準が妥当か検討が必要と考え、見直しの対象とされていた経緯がある。

また昇給については、以下のとおりである。基本給の支給基準・決定方法にもよるが、昇給自体、パート・有期社員にはないとしている企業のほか、同じパート・有期社員でも雇用区分によって昇給の有無が異なる企業もある。またパート・有期社員に昇給がある場合でも、評価基準そのものなどが正社員と異なるとしているケースと、正社員と基本は同じとしているケースがある。

- A社では、アルバイトを除きそれぞれの評価基準に基づく点数に応じ昇給するが、正社員とパート・有期社員では責任の程度が異なるため、評価基準も異なる。
- B社では、正社員は年1回の人事考課による定期昇給があり、勤務状況・勤務態度などのほか、役割基準書に照らして仕事を進めたかどうかなどを評価する。再雇用社員も、年1回の人事考課（基本は正社員と同じ）により基本給を変更することはある。契約社員に定期昇給はないが、契約更新時に基本給を見直すことはある。
- C社では、正社員は、成長をみる行動評価により評価された能力発揮により昇給する。年俸制契約社員の年俸額は基本は毎年同じだが、評価により上下することもある。月給制契約社員は若干の昇給が、パートナーには定期昇給がある。再雇用社員（キャリア社員、嘱託）には定期昇給はない。
- E社では、正社員には昇給があるが、パート・有期社員は1年の有期契約（更新あり）のため昇給はない。

イ 賞与

一方、賞与については、パート・有期社員の全てに支給している企業（A社、E社）、パート・有期社員のうち一部の雇用区分に支給している企業（B社、C社、D社）と分かれており、正社員のみを支給している企業はなかった。

パート・有期社員の全てに賞与を支給している2社では、正社員とパート・有期社員では役割や責任が異なることから金額等が異なること（A社）、算定式が正社員とパート・有期社員では異なること（基本給に乗じる月数や、個々人の評価の加味の有無/E社）を併せて挙げている。また、算定式が異なるとするE社では、パート・有期社員の算定式に用いる支給月数を、2019年に0.4月分から0.5月分に増やした。

パート・有期社員の一部の雇用区分のみ賞与を支給している企業3社をみると、支給している雇用区分は、定年後の再雇用社員（B社）、準社員（通勤圏内の市場に精通する店長としての役割が期待される区分／C社）、コミュニティ社員（長期勤務を想定している区分／D社）となっており、概して言えば、職務内容や期待する役割などがパート・有期社員の中でも正社員に近い区分が多いようであった。なお、B社では、契約社員について賞与分も含めた基本給とし、C社では、年俸制契約社員について年俸に賞与を含むとしている。

またB社は、再雇用社員への支給自体、2020年12月から開始しており、具体的な算定方法は、正社員と同様の仕組み（目標管理制度による評価結果による係数×月給×会社の業績を踏まえた支給月数）としている。C社は、準社員に対する支給水準がこれまで地域限定区分正社員の半分だったが、正社員同様に準社員も業績責任を負っていることから、2020年4月から地域限定区分正社員の水準の90%に引き上げた。

なお、賞与を支給しない雇用区分等に対しても、賞与そのものではないが別途の対応をしている企業もある。B社は、賞与分も含めた基本給が支給されている契約社員、アルバイトに対し、会社の業績次第で寸志を支給するとしており、C社は、賞与が支給されない月給制契約社員、再雇用社員（キャリア社員）、パートナーについては、店舗等に所属している場合はこれまでも所属店舗等が目標達成した際に報奨金を支給していたが、2020年4月より所属組織を店舗等に限定せず、所属にかかわらず支給することとした。

アンケート調査では、見直し内容として「基本給」「昇給」「賞与」それぞれの増額や拡充を挙げる割合は、小規模企業ほど高い傾向にあったが、上記のとおり、今回ヒアリングした大企業においては、1社で基本給について見直しの検討がされたほかは、「基本給」「昇給」については法施行に当たって実際に見直しをした企業はなく、「賞与」については3社で見直しが行われていた。

（2）各種手当

アンケート調査では、見直し内容を大きくくりにして回答傾向を規模別にみると、「基本給」関連を回答した企業割合は、小規模企業ほど高くなる傾向がみられたのに対し、「手当関係」を回答した企業は規模によらず高い割合で、さらに大規模企業ほど高まる傾向にあることがわかった。この「手当関係」についてヒアリング企業の状況は次のとおりであった。なお、退職金については、アンケート調査での扱いと合わせ、この「手当」の中で整理した。

各社ともに、法施行に向けて、パート・有期社員への手当について見直しを行った手当があったほか、多くの企業で、従前より正社員と同様に支給している手当がある。手当の性格にもよるが、上記（1）の基本給・昇給、賞与に比べると、概して、正社員と同様の支給基準のものや、パート・有期社員について見直し、正社員と同様の支給基準

のもとで支給することとなったものが多いと言える。

なお、正社員とパート・有期社員とで異なるとしているものの中には、設定された支給基準上、パート・有期社員には支給対象者として該当する者がいないというものや、別の枠組みで対応しているものもある。

ア 家族手当

① 正社員とパート・有期社員とでは異なる（A社、B社、C社）

- ・ 無期契約社員（正社員と、有期契約から無期契約に転換した社員）のみに支給（A社）
- ・ 正社員のみに支給（B社）
- ・ 家族扶養の金銭的負担への支援として、配偶者・子ども手当を正社員のみ支給（年俸制契約社員は年俸に含む）。なお、支給されていない雇用区分への支給について検討し、2020年に労組に提案した経緯はあるが、結局転居を伴う異動があることを支給条件とすることとし、これまでどおり正社員のみの支給とした。（C社）

イ 住宅手当

① 最近見直しを行い、正社員と同様にパート・有期社員に支給（E社）

- ・ パート・有期社員は転勤・転居がないため、これまでは正社員のみに支給していたが、定期的に実施している全社員対象の意識調査においてパート・有期社員からも要望があがっていたことを踏まえ、2020年4月より正社員と同一条件（持ち家か賃貸か、扶養の有無などにより月額14,000～46,000円）で支給

② 正社員とパート・有期社員とでは異なる（A社、B社、C社、D社）

- ・ 異動の可能性がある社員に支給しているため、パート・有期社員は支給対象に該当しない。（A社）
- ・ 正社員のうちまだ役職についていない者に支給（B社）
- ・ 転居を伴う転勤がある社員への支援であるため、正社員のみに支給（転居を伴う転勤のあり得る年俸制契約社員は、年俸に含む）（C社）
- ・ 転居・転勤のない社員には支給しないという考え方で、結果としてパート・有期社員や転居・転勤のない正社員には支給しない。（D社）

ウ 役職手当

① 従前より、パート・有期社員（一部の場合を含む。）にも正社員と同様に支給（A社、C社）

- ・ 役職に就く社員には、正社員かどうかにかかわらず同様に支給（A社）

- ・ 任命された職責に対する手当で、正社員のほか準社員、契約社員にも支給している。なお、パートナー、キャリア社員は該当者がいないため支給されない。(C社)

② 正社員とパート・有期社員とでは異なる (B社)

- ・ 正社員しか役職につかないため、正社員のみ支給

エ 特殊作業手当・特殊勤務手当

① 従前より、パート・有期社員にも正社員と同様に支給 (E社)

- ・ 休日・20時以降、年末年始の勤務時に支給

② 最近見直しを行い、正社員と同様にパート・有期社員(一部の場合も含む。)に支給 (A社、C社)

- ・ 営業職への外勤手当や、施工管理・工事の担当社員への工事手当について、これまでパート・有期社員は支給の有無にばらつきがあったため、2020年4月から正社員と同額を支給 (A社)
- ・ 制限のない営業活動をする社員への手当として、営業手当を正社員のみに支給(年俸制契約社員は年俸に、月給制契約社員は基本月額・歩合に含む。)ていたが、2020年4月より準社員について支給対象とした。(C社)

オ 時間外、深夜・休日労働に対する手当の割増率

① 従前より、パート・有期社員にも正社員と同様に支給 (A社、B社、C社、E社)

カ 通勤手当

① 従前より、パート・有期社員にも正社員と同様に支給 (A社、B社、C社、E社)

② 最近見直しを行い、正社員と同様にパート・有期社員に支給 (D社)

- ・ 正社員には支給上限はなく、パート・有期社員は勤務する店舗の近隣地域から採用するため3万円を上限に支給していたが、通勤費用は正社員、パート・有期社員いずれも同じであるため、2019年4月から上限を撤廃した。

キ 食事手当

① 従前より、パート・有期社員にも正社員と同様に支給 (A社)

ク 単身赴任手当

- ① 最近見直しを行い、正社員と同様にパート・有期社員（一部）に支給（B社）
 - ・ 単身赴任が想定されるのは原則正社員であり、正社員のみ支給していたが、今後再雇用社員に単身赴任者が出る可能性もあるため、2020年7月から再雇用社員も正社員と同様の基準で支給対象にした。
- ② 正社員とパート・有期社員とでは異なる（A社、E社）
 - ・ 正社員（一部の場合も含む。）以外は転勤がなく単身赴任が想定されず、正社員（一部の場合も含む。）のみ支給（A社、E社）

ケ 地域手当

- ① 正社員とパート・有期社員とでは異なる（一部異なる場合も含む。）
（A社、C社）
 - ・ 転居を伴う異動がある社員に支給するが、正社員のうち総合職以外はそもそも異動がないため、支給しない。（A社）
 - ・ 居住地域の物価格差に対する生活支援として、正社員のほか準社員に支給（年俸制契約社員は年俸に含む。月給制契約社員は地域別の基本月額の中で、パートナーは地域加算給の中で地域間格差を反映済。）しているが、キャリア社員には支給しない。但し、キャリア社員の支給について検討し、2020年に労組に提案した経緯はある。（C社）

コ 日当

- ① 最近見直しを行い、正社員と同様にパート・有期社員（一部）に支給（B社）
 - ・ いつもの勤務地と異なる場所で勤務する場合に支給するが、正社員のほか、2020年7月より再雇用社員にも同様の基準で支給

サ 固定時間外手当

- ① 正社員とパート・有期社員とでは一部異なる（C社）
 - ・ 時間外手当を固定的に支払い、効率的な業務遂行を促す手当で、正社員、準社員、年俸制契約社員、キャリア社員の上位等級者に支給する。但し水準はそれぞれ異なる。

シ 労災付加（労災給付の上乗せ）・死亡弔慰金

- ① 従前より、パート・有期社員にも正社員と同様に支給（C社）

ス 見舞金

① 正社員とパート・有期社員とで一部異なる（C社）

- ・ 災害や慶弔などに際し支給するが、パート・有期社員の雇用区分によっては正社員と金額に差異がある。

セ 退職金

① 正社員とパート・有期社員とでは異なる（A社、B社、C社、D社）

- ・ パート・有期社員のうち、契約社員には支給する（支給額は正社員の1/2）。そのほか短時間勤務のパートやアルバイトには支給しない。（A社）
- ・ 正社員のみに支給（年俸制契約社員は年俸に含む）。なお、支給していない準社員、月給制契約社員、パートナーについて、前払い退職金加算給の形で支給することも検討し、2020年に労組にも提案したが、実際の見直しには至らなかった。（C社）
- ・ 正社員のみに支給（B社、D社）

（3）休暇・休職制度

休暇や休職制度に関して、アンケート調査では、パート・有期社員の「慶弔休暇の拡充」「健康診断に伴う勤務免除や有給の保障の拡充」を見直しの内容として挙げた企業が15%程度と高くなっていたが、ヒアリング企業の状況は次のとおりであった。

慶弔休暇については、アンケート調査結果と同様に、最近見直し、パート・有期社員について正社員と同様に付与することとした企業が3社に上っていたほか、従前より正社員と同様だとしている企業も2社であった。

そのほかの制度についても最近見直しが行われたものが少なくなく、病気休職制度について2社、年休の付与時期・日数、夏季特別休暇について、それぞれ1社で見直され、正社員とパート・有期社員（一部の場合も含む）で同様に付与することとされた。

ア 慶弔休暇

① 従前より、パート・有期社員にも正社員と同様に付与（B社、C社）

② 最近見直しを行い、パート・有期社員にも正社員と同様に付与（A社、D社、E社）

- ・ 2020年4月に、慶弔休暇の対象となるケースを正社員と合わせた（例えば本人の結婚休暇は、これまでは正社員のみ取得できたが、パート・有期社員も取得可とした）。有給の付与日数も、雇用区分にかかわらず同一（A社）
- ・ 正社員の労働時間が月160時間であるのに対し、パート・有期社員は月50～60時間の場合もあり、こうした短時間勤務の場合は、シフト調整で対応できるとして、これまで有給の慶弔休暇は設けていなかった。しかし、慶事・弔事ともに基本的に

ほどの社員にとっても同じであることから、パート・有期社員（契約期間が2ヶ月以内のアルバイトなどを除く。）を対象に、2019年4月から正社員と同様の慶弔休暇制度を導入（D社）

- ・ これまでパート・有期社員への忌引き休暇日数が1～5日以内と、正社員（2～7日以内）より少なかったが、2020年4月から正社員と同一とした。（E社）

イ 健康診断に伴う勤務免除や有給の保障

下記（4）の福利厚生の中で記載する。

ウ 病気休暇・病気休職

- ① 従前より、パート・有期社員にも正社員と同様に付与（A社）

- ・ 病気休暇

- ② 最近見直しを行い、パート・有期社員（一部の場合も含む）も正社員と同様に付与（C社、E社）

- ・ 正社員、準社員、年俸制契約社員の病気休職期間は0.5～1.5年、月給制契約社員は0～1年、パートナーは0～2ヶ月だったが、2020年4月から、無期雇用に転換したパートナーについて正社員と同一にした。（C社）
- ・ これまでは病気休職は正社員のための制度だったが、2020年4月からパート・有期社員にも同様に適用（積立年休の活用による有給化、その有給期間を超えた場合の無給の病気休職制度。なお、正社員、パート・有期社員ともに、休職期間は勤続年数により異なる。）（E社）

- ③ 正社員とパート・有期社員とでは異なる（B社）

- ・ 正社員は、職能資格・役割ランクにより病気休職期間は6～12ヶ月。パート・有期社員はいずれも休職期間は最長6ヶ月

エ 年休の付与時期・日数

- ① 最近見直しを行い、パート・有期社員（一部）にも正社員と同様に付与（C社）

- ・ 正社員を含めフルタイム勤務の社員には入社時から年休を付与しているが、短時間勤務の社員については、これまでは入社後6ヶ月後に付与していた。システムの改修も必要なため、詳細は労使協議の上、実施時期は別途決めるが、パートナーへの付与時期・日数を正社員と同一にする旨2020年3月に労組と協定書を締結した。

オ 夏季特別休暇

- ① 最近見直しを行い、パート・有期社員も正社員と同様に付与（A社）
 - ・ これまでパート・有期社員は一律に有給で3日間付与していたが、2020年4月より正社員同様、週5日勤務の場合は5日間、週4日勤務の場合は4日間と、勤務日数に応じ付与日数を増加

カ 生理休暇

- ① 正社員とパート・有期社員とでは一部異なる（A社）
 - ・ パート・有期社員の雇用区分によっては有給かどうかで差異がある。

（4）福利厚生

上記の各種手当や休暇・休職制度とは異なり、アンケート調査では、福利厚生に関して見直しを行った企業の割合は、「健康診断に伴う勤務免除や有給の保障の拡充」が約15%であったほかは、いずれの項目も1割に満たなかったが、ヒアリング企業の状況は次のとおりであった。

福利厚生施設の利用や健康診断の実施（人間ドックへの費用補助を除く。）、健康診断に伴う勤務免除や有給の保障については、ヒアリングで回答のあった企業では全て、従前より正社員とパート・有期社員とで同じだとしていた。一方、社宅の提供については、転勤者を対象にしているため正社員とパート・有期社員とでは異なるとする企業が3社と多かった。このように、正社員とパート・有期社員とで異なるとしているものの中には、福利厚生の利用基準上、パート・有期社員には該当者がいないものもある。但し、この社宅に関しては、最近見直しを行い、転勤・転居のない雇用区分であるパート・有期社員にも提供することとした企業も1社あった。福利厚生について最近見直した企業はこの1社のみである。

ア 福利厚生施設

- ① 従前より、パート・有期社員も正社員と同様に利用（A社、B社、E社）

イ 健康診断

- ① 従前より、パート・有期社員も正社員と同様に実施（A社、B社、C社、E社）
- ② 正社員とパート・有期社員の一部とでは異なる（C社）
 - ・ 45歳以上の社員を対象とした人間ドック利用の費用補助を正社員のほかパ

ート・有期社員にも行っているが、パート・有期社員の雇用区分によっては、補助額が異なる

ウ 健康診断に伴う勤務免除や有給の保障

- ① 従前より、パート・有期社員も正社員と同様の扱い
(A社、B社、E社)
 - ・ 健康診断に当たっては有給で勤務免除 (A社、E社)

エ 社宅

- ① 最近見直しを行い、パート・有期社員も正社員と同様に利用 (E社)
 - ・ パート・有期社員は転勤・転居がないため、これまでは正社員のみに提供していたが、住宅手当と同様に、全社員対象の意識調査でパート・有期社員から要望があったことを踏まえ、2020年4月よりパート・有期社員も対象にした。
- ② 正社員とパート・有期社員とでは異なる (一部異なる場合を含む)
(A社、B社、C社)
 - ・ 転勤者のみに提供しており、結果として正社員 (一部の場合も含む。)のみ提供 (A社、B社)
 - ・ 転居を伴う転勤がある区分である正社員と年俸制契約社員には、寮の提供や借り上げの社宅で家賃保証 (C社)

(5) 教育訓練

アンケート調査では、教育訓練に関して見直しを行った企業の割合は、いずれの項目も1割に満たなかったが、ヒアリング企業についてみると最近見直しを行った企業はない。またパート・有期社員の受講について、正社員と同じとするもの、異なるもの、教育訓練の目的・内容等によって同一企業内でも分かれている。正社員と異なる場合については、正社員とパート・有期社員とで求める役割が異なることを理由として挙げており、一方で、求める役割の違い等にかかわらず、同じ業務や同じ職位であれば同一の教育訓練を受講させたり、さらに業務・職位等に関係なく、パート・有期社員も正社員と同じ内容で受講したりしている教育訓練もある。

具体的には以下のとおりである。

- ① 従前より、パート・有期社員も正社員と同様の扱い
(A社、B社、D社、E社)

- ・ 対象業務が同一であれば、雇用区分にかかわらず同一の教育訓練を受講（A社）
- ・ 下記②の階層別研修以外の全社的に実施する研修（指差し呼称研修など）は、雇用区分にかかわらず同様に受講（B社）
- ・ 人権研修、ISOに関する研修、売場によって設定されている技術検定などは、受講内容は同じ。（D社）
- ・ マネージャーなど一定の職位の職位研修も、同じ職位であれば同内容の研修を受講（D社）
- ・ 業務に直接関係ないものでも時間外に受講できる通信教育（経理など）や社内勉強会（有識者による教育等）はいずれも受講できる（E社）

② 正社員とパート・有期社員とでは異なる（B社、D社）

- ・ 契約社員やアルバイトは、階層別研修は受講しない。（B社）
- ・ 正社員とパート・有期社員では求められる役割が異なるため、基本は役割に応じた別個の訓練を提供。正社員は3年間で教育していくが、コミュニティ社員は店舗勤務のため、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月とフォローしながら研修を進める。なお、コミュニティ社員には、入社時から将来的に長期勤務することを想定して組み立てた研修も実施（D社）

2. パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善に向けてのプロセス

上記1. のとおり、ヒアリング各社では賞与、各種手当、休暇・休職制度、福利厚生といった項目に関して、改正法施行も見据えながらパート・有期社員の待遇について増額・拡充などの改善を行っていたが、見直し対象として特定の待遇に着目したきっかけ、背景や理由、労働組合がある場合には見直しに向けて労働組合とどう話し合ったのか、また取組開始から実際の見直しまでに要した期間などを次にまとめる。

（1）各社の状況

まず、各社の状況を以下記載する。

○ A社

【外勤手当・工事手当の支給、慶弔休暇、夏季特別休暇の付与に関し、パート・有期社員の待遇について正社員と同一になるよう改善したケース】

- ・ 改正法施行の1年ほど前から、他社の動向（どのような取組をし、今後どのようにしようとしているのか）や、最高裁判決（長澤運輸事件、ハマキョウレックス事件）などの裁判例について情報収集を始め、待遇の見直しを行った。

- ・ 他社の状況は情報収集しようとしてもなかなか分からず、当初は、同業以外の企業も含め多くの企業がお互いに周りを見ている様子見の状況で、特に進んでいる企業がなかった。法施行の期日が迫る中で、ようやく他社の方針・取組の骨格が見えてくるようになり、それらを参考にしながら制度作りをした。
- ・ 労働組合（過半数組合／正社員以外は加入できない。）からは、会社として改正法施行に向けてどう考えているのか、という投げかけがあり、労使協議を行いながら取組について了解を得て実施した。

○ B社

【賞与、単身赴任手当、日当について、パート・有期社員のうち再雇用社員の待遇を改善したケース】

- ・ 社内の年齢構成上、50～60歳代のところにボリュームがあり、今後定年延長（65歳定年）の可能性も考えながら、定年後再雇用の社員にモチベーションを維持して勤務してもらうためにはどうしたらいいか、なるべく正社員の時と同様に働いてもらうために、やはり待遇改善が必要という考えのもとで行ったもの。
- ・ まず待遇の点検を実施し、他社事例を参考にしながら見直しが必要な待遇を洗い出した。年金など他の制度との関連性を確認しつつ、見直し案を作成し、社内協議を重ねて、約1年かけて検討を進めた。
- ・ 労働組合はないため、労働者代表にあらかじめ説明し、意見照会しながら進めた。

○ C社

【賞与、報奨金、営業手当、年休の付与時期・日数、病気休職について、それぞれパート・有期社員の一部について正社員と同一、あるいは同一ではないがこれまでの待遇より改善したケース】

- ・ 福利厚生については、法施行前から労働組合の要求等により、労使間で協議をし、パート・有期社員について正社員と同一になるよう合わせてきた。このため、福利厚生に関しては、まだ若干差異があるものもあるが、基本的に法施行に合わせて改めて対応する必要がほとんどなく、他社と比較してこれまで相当程度正社員と整合性をとってきたという自負があることから、今回は報酬関係を中心に見直しの検討を進めた。
- ・ 報酬全体の水準をみると、全域区分正社員を1とすると、地域限定区分正社員が0.80～0.95程度、準社員が0.50～0.60程度、年俸制契約社員が1.00という状況である。この差異についてこれでいいのか、基本給、賞与、各種手当、退職金等個々に精査した結果、報酬以外のもも含めた以下のものについて、法施行に向けて見直しの検討を開始した。
- ・ 雇用区分が複雑に分かれているが、具体的な処遇項目ごとに現状と見直し案を詳細に整理し、労働組合に2020年1月に提示し、労働組合と今後の対応について検討してきた。

具体的には、2019年11月頃から人事部が労働局のセミナー等に参加したり、労働組合も同時期から上部団体主催のセミナーに参加するなどし、お互いに情報収集し、それを持ち寄って12月頃から人事部と労働組合委員長とで下打ち合わせを始めた。その中でどのあたりが課題か、ある程度答えを考えながら見直し案を作成した。その後1~2ヶ月程度かけ、2月は特に集中的に協議するなどして、春闘の妥結までの間検討した。待遇の見直しをどうするかによって、ベースアップがどの程度可能かに影響してくるため、春闘とセットで検討した。

- ・ 2020年1月に労働組合に提示した見直し案においては、嘱託社員については、処遇は従前の雇用区分を継承していること、また65歳以上の労働条件について合意の上で定年後再雇用するという雇用形態であることから、今回はいずれの処遇項目についても特段対応はしないこととした。
- ・ 提示した見直し案をベースに労働組合と検討したが、ちょうど新型コロナウイルスの感染拡大という事態になり、先行きが見えず、提示した見直し案を全て実施すると相当なコストになり、ベースアップもどこまでできるかという状況となった。このため、他社の動向なども見ながら、必要に応じて追加実施していけばいいという考え方のもとで、今回は最低限ここまでやれば従業員に対し一定の説明はできるだろうという内容のもので3月に合意した。したがって、今回見直しを行わなかった待遇についても、改善に向けて今後も検討を続けていく。
- ・ なお、労働組合への提案内容には含まれていたものの、上記のような事情もあり、実際の見直しには至らなかったものとして、パート・有期社員への退職金や家族手当の支給がある。退職金については、ぎりぎりまで検討し、ベースアップをやめてパートナーの時給を前払い退職金時給のような形で引き上げるか、というような話までいったが、まだそのタイミングではないのではないかとということで、今回は見直しをしなかった。家族手当については、転居を伴う転勤は家族に対しても負担をかけることになり、家族の扶養にも負担をかけるという考え方により、結局転居を伴う異動があることを手当の支給条件とするという整理にした。但し、この考え方が本当に妥当か、合理的か、悩ましい部分もある。しかし、家族手当について見直すとなると企業体力のことも考える必要があり、いずれにしても今後の課題として残っている。

○ D社

【通勤手当、慶弔休暇について、それぞれパート・有期社員について正社員と同一になるよう改善したケース】

- ・ 厚労省が作成しているガイドラインやマニュアルなどを踏まえ、必要な作業を行った。まず比較対象労働者を確認し、どういう処遇の差異があるのかを見た上で、それが合理性があるかどうか、その中でも優先的に対応しないといけないものは何かを考え、判例が出ていているものなど対応すべき項目は検討に入るといったプロセスであった。1年がか

りで弁護士とも相談しながら進めた。

- 一番難しかったのは、処遇の差異がそれぞれ合理的なものなのかどうか、判例もそもそも蓄積されていない中で、自社のこれまでの経緯を踏まえつつ判断していかなければならなかった点だ。まずは裁判例で明確に分かっていたものを優先したが、例えば、労働の対価そのものである基本給と違って、それぞれの企業がそれぞれの経緯や考え方に基づいて支給している各種手当については、これまでは各企業の裁量で決められていたものが、今度は均等・均衡が必要ということになった。同じ手当であっても同業他社と当社では考え方が異なっている場合もあり、1つずつ自社のこの待遇（手当）の目的は何かということを整理し、合理的な差異かどうかを確認し、それを社員に説明できるようにしていく作業は大変だった。
- 取り組む際に、事例集や判例集などさまざまな資料を参照したが、その中で優先度が高いものは何か、もしそれを自社で実施したらどのくらいのコストがかかるか、という切り口も重要だ。なお、同業他社が新たな取組をすると、それを我が社でも実施するよう労働組合等から要望が寄せられるが、それぞれの企業ごとにさまざまな背景の中で処遇を決めてきており、新たに必要なコストなども考えると、横並びでの実施というのは大変厳しい。
- 労働組合とは、同一労働同一賃金の取組に特化して定期的に協議を重ね、1年かけて認識の共有を図り、進めてきた。なお、組合員層がパート・有期社員にも広がり、かなりの社員が組合員になっているため、パート・有期社員全体の処遇改善がそのまま組合員全体の処遇改善になっている。

○ E社

【パート・有期社員の賞与について、これまでの待遇を改善するとともに、住宅手当、慶弔休暇、病気休職、社宅の提供については、それぞれ正社員と同一になるよう改善したケース】

- 定期的（以前は年1回だったが、現在は9月、2月の年2回）に、パート・有期社員も含めた全社員を対象に労働環境等に関する意識調査を実施しており、そこで得られたパート・有期社員の声や、改正法施行に向けて行った社内の各種制度の点検により、必要な制度改正を行ってきた。具体的には、上記意識調査、毎年の点検、見直しの中で課題等を一覧化し、意見が多いところから制度改正を実施してきた。
- 待遇について全部を変えるわけではなく、正社員とパート・有期社員との間に待遇差があっても合理的な説明できるものはそれで済んだため、取組完了までの時間は短かった。2020年4月に待遇を改善したもの（住宅手当、社宅提供、慶弔休暇、病気休職）については、取組開始から対応完了まで概ね3ヶ月だった。
- 労働組合はあるが、過半数組合ではないため、協議・交渉という形ではなく、報告をし、認識のすり合わせをしている。

(2) 各社におけるプロセスの概要（項目別）

5社という限られた企業数ではあるが、上記(1)の内容についていくつかの項目に分けて整理したところ、以下のとおりである。

ア. きっかけ、背景など

見直しに着手した背景として、多くの企業で改正法の施行を挙げていた(A社、C社、D社、E社)。なお、その中で、具体的な見直し内容として、以前より福利厚生については見直しを行い、相当程度正社員と整合性を取ってきたことから、改正法施行に当たっては報酬関係を中心に見直しを進めたとして、特に焦点を当てた分野があった企業(C社)や、全社員に定期的に行っている労働環境等に関する意識調査で把握したパート・有期社員からの声や、毎年行っている社内の各種制度の点検の中で、課題等を一覧化し、意見が多いところから必要な制度改正を行ってきたとして、パート・有期社員からの意見・要望を重視している企業(E社)もあった。

また、今後増加が見込まれる定年後の再雇用社員のモチベーション維持のためには、待遇改善が必要という考えのもとで見直しに着手した企業(B社)もあった。

イ. 見直しに向けて行った具体的な行動

アンケート調査では、「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた検討時に活用したツールとして、「社会保険労務士や弁護士等への相談」「厚生労働省のホームページ」「同一労働同一賃金ガイドライン」などが多く挙げられていた(第1節6. 参照)。

ヒアリング企業においても、弁護士に相談したとする企業(D社)もあったが、そのほか見直しに当たって参考となる情報の収集・確認として、他社の動向や事例の情報収集(A社、B社、D社)、最高裁判決ほか裁判例についての情報収集(A社、D社)、ほかの制度(年金制度など)との関連性の確認(B社)、労働局のセミナーへの参加(C社/なお、労働組合側も企業側と大体同時期から、上部団体主催のセミナーへの参加などを通じて情報収集を開始した。)、厚生労働省のガイドラインやマニュアルなどの確認(D社)が挙げられていた。

また具体的な見直し内容の洗い出し・検討に当たって、複雑に分かれている雇用区分ごとに、具体的な処遇項目ごとの現状・見直し案を詳細に整理した企業(C社)や、比較対象労働者を確認し、その処遇の差異の確認、差異の合理性の検討、判例があるものなど優先的に対応すべき項目のピックアップをした企業(D社)もある。

ウ. 労働者（労働組合）との調整（協議など）

アンケート調査では、「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた労使の話合い状況として、労使の話合いを行った企業が約半数であった(第1節8. 参照)。

ヒアリング企業では、労働組合(過半数組合)と労使協議を行い、取組について了解

を得て実施した企業（A社）や、労働組合はないため労働者代表に説明し、意見照会を行った企業（B社）、労働組合（過半数組合ではない）に報告し、認識のすり合わせをした企業（E社）など、労働組合がある場合には、労働組合が過半数組合かどうかにかかわらず、労働者側とのコンセンサスに向けた取組を行っているほか、労働組合がない場合でも、労働者側に意見照会している企業もある。

また、労働組合との協議の仕方として、ベースアップにも影響するため春闘とセットで労使協議を行った企業（C社）もあれば、同一労働同一賃金の取組みに特化して協議を重ねた企業（D社）もある。

エ. 見直しの検討着手から実施までに要した期間

約1年とする企業（A社、B社、D社）が多かったが、そのほかは約3ヶ月（E社）、約4ヶ月（C社）と半年未満であった。

3. 同一労働同一賃金への対応として、待遇面以外での取組

上記1. のとおりパート・有期社員の待遇面での取組を行っているほか、同一労働同一賃金への対応として、パート・有期社員の正社員化を進めたり、正社員とパート・有期社員の職務内容や人材活用の違いについて明確化している企業もあった。

（1）パート・有期社員の正社員化

B社では、パート・有期社員の中に将来的に正社員登用を予定している雇用区分（「契約社員」）があり、その区分では、半年に1回正社員への登用の推薦のタイミングがある。

（2）正社員とパート・有期社員の職務内容や人材活用の仕組み・運用等についての違いの明確化、その明示・説明

D社では、店舗で想定される基本的な業務を全部洗い出し、正社員とパート・有期社員とで比較できる一覧を作成している。パート・有期社員に待遇差を説明する際に、従業員区分・職位・資格ごとにどのような業務に就くのか、パート・有期社員の比較対象となる正社員は誰か、その比較対象の正社員との職務内容や人材活用の仕組みの違いがわかるようにしている。この一覧（社外秘）により、従業員からの照会に対しても、それぞれの区分・職位ごとに業務、役割等を明確に説明できるよう、マニュアルという形で運用している。そのほか雇い入れ時の説明の際に活用できるよう、説明内容を記載したマニュアルも別途作成し、各店舗に配布している。また、基本給、昇給、賞与など賃金の決定方法等の人事制度を周知するなど、社員にわかりやすい制度の整備を行っている。

4. 同一労働同一賃金の取組を進める上での重要なポイント

上記2. 3. のとおり各社ともに工夫しながら取組を進めているが、重要なポイントとして挙げているものは、概ね

- ・ 労働者側に納得してもらえること
- ・ 雇用区分ごとの待遇について丁寧な整理をした上で、合理的に説明できる差異か、何が課題かなどを明確にすること
- ・ 制度変更にあたっては社員が混乱しないよう、これまでの制度を大きく変えないこと
- ・ 待遇面の見直しだけでなく、正社員と同様の業務内容等の場合には正社員化も積極的に推進すること

ということであった。

特に労働者側の納得を得られるようにすること(必ずしも労働者全員の納得ということではない。A社は労働組合の納得、B社は社員満足度の向上、C社は労働者代表(労働組合)の理解、としている。)については、3社(A社、B社、C社)が挙げている。また、労働者側の理解・納得を得るための具体的な対応として、社員に定期的に意識調査を行い、社員の意見・要望等を把握し、その要望にできるだけ応えようと検討したり(E社)、雇用区分ごとに待遇を丁寧に整理し、実態も踏まえながら課題を見だし、考え方を整理することで労働者側に理解してもらえようようにしたり(C社、D社)、といった取組もみられた。また、なかなか正解が見えにくいテーマでもあるため、社員の不公平感をなくし、気持ちよく働ける職場にすべく、社内で社員の声を聞いたり集めたりする委員会を立ち上げ、社員満足度向上などを図っていきたいとしている企業(B社)もあった。改正法により、パート・有期社員への説明義務が強化されたことも、労働者側の納得が得られるようにすることをポイントとして重視している企業が多いことにつながっているのかもしれない。

以下、各社が挙げたものである。

○ A社

- ・ 労働組合に納得してもらい、了承してもらえる内容であること

○ B社

- ・ 社員が混乱しないようにすることが一番であり、このため、これまでの制度を徐々に変えていくことを意識して取り組んだ。再雇用社員に対する制度変更についても、最終的には正社員の制度をそのまま、あるいはできる限り踏襲する。定年後は基本給は下がるが、それでも評価制度や人事考課制度などはできるだけ正社員時のものを踏襲し、混乱を避けることにポイントを置いた。
- ・ 同一労働同一賃金は、パート・有期社員の待遇を上げることが主眼になるが、企業ごとに

状況が違うので、自社で具体的にどうしたらいいのなかなかかわからない部分が多く、明確な正解もない。このため、全員が納得するような制度にすることはなかなか難しい。こうした背景のもとで、社内で社員の声を聞いたり集めたりする委員会を立ち上げた。社員の不公平感をなくし、皆が気持ちよく働ける職場にしたい。具体的な活動はこれから検討するが、社員満足度向上などを図っていききたい。

- ・ 正社員登用制度自体は以前よりあったものの、同一労働同一賃金ということが言われるようになるまではあまり積極的には実施していなかった。今後はその制度を活用し、契約社員の正社員登用を進めていくつもりだ。但し、契約社員を正社員に登用する際には、誰がどういう業務をしているのかきちんと見極めた上で、登用するかどうか判断していききたい。具体的には、上司が能力や取組姿勢なども踏まえ総合的に判断して推薦し、それを経営層が判断する。

○ C社

- ・ 労働組合と検討を進めるに当たって、まず現状、そして課題が明確になるよう、またそれをお互いに共有できるよう、整理した詳細な資料を作成して議論を進めた。やはり会社側が雇用区分ごとの処遇をきちんと整理することがポイントではないか。しっかり整理することで、どこに相違があるかが明確になる。
- ・ それぞれの雇用区分ごとの役割が何なのか、実態としてどういう違いがあるのかを会社側がきちんと把握し、その違いから処遇の差異の理由づけができるように整理しておくことも重要だ。
- ・ 以上のことを前提に労働者に処遇について説明した場合に、少なくとも労働者代表に理解してもらえること、以上3点がポイントではないか。

5. 同一労働同一賃金に取り組むことによる効果、社員からの反応

アンケート調査では「同一労働同一賃金ルール」への対応で得られた効果として、「職場の公平・公正化や納得感の醸成」「働く意欲や生産性の向上」「人材の確保・定着」などが多かった（**第1節7. 参照**）。同一労働同一賃金に向けた取組による効果を定量的に測定することは困難であるが、ヒアリング企業では、定量的な効果、定性的な効果、社員からの声・反応等について、次のとおりであった。

中には定量的な効果として数値を示していただいた企業もあり、具体的には、パート・有期社員の賃金の増加率（0.6～0.7%程度のケースと、2%のケースがあった。）や、パート・有期社員のうち正社員に登用された社員の退職率がほぼゼロであることが挙げられていた。

また、パート・有期社員自身にとっての処遇向上、満足度の上昇などのメリットのほか、会社としてのメリット（採用における優位性、パート・有期社員の定着など）を示した企業もあった。

以下、各社の状況を記載する。

○ **A社**

- ・ 大まかな試算だが、2020年4月の前後で比較すると、制度の改善（慶弔休暇の対象となるケースの拡大、外勤・工事手当の支給、夏季特別休暇の日数増加）により、パート・有期社員（手当が実際に上昇しない者も含む。）の月収が0.6～0.7%程度上昇した。
- ・ パート・有期社員からは、特段の声はなく、正社員との待遇の違いについて説明を求めてくる者も今のところいない。

○ **B社**

- ・ 契約社員から正社員に登用された社員の退職率は、ここ5年ほどはゼロである。

○ **C社**

- ・ 福利厚生を中心に既に2～3年前から取り組んできており、今回の2020年4月の見直しもその一環とも言え、新たなことをしたということではないことから、効果として何か大きな変化は特に感じていない。

○ **D社**

- ・ パート・有期社員にとって処遇向上というメリットがあるだけでなく、会社側にもメリットがある。例えば慶弔休暇制度をパート・有期社員にも導入したことで、募集時に正社員と同じであることをPRでき、採用における優位性が向上する。またパート・有期社員の離職防止、継続勤務にもつながる。
- ・ 改正法施行後、様々な社会情勢の変化もあり、現時点で正社員との待遇の違いについて説明を求めてくるパート・有期社員はほとんどいない。ただし今後、判例が出始めるとパート・有期社員の関心が高まり、説明を求めてくることが想定される。

○ **E社**

- ・ 住宅手当はパート・有期社員のうち10～20名程度の対象者がいる。手当額としては平均月3万円程度で、支給に伴い賃金も上昇することとなり、パート・有期社員の賃金（年収）が平均2%上昇した（パート・有期社員全員の平均）。なお、同一労働同一賃金の取組を進めるに当たって、コストに関して大きな困難はなかった。パート・有期社員自体も多くはなく、今回、パート・有期社員について新たに正社員と同様の待遇とすることで対象者が増えた部分も、主に住宅手当の部分であり、コストも大きな増加ではなかった。
- ・ 実施して日が浅いが、住宅手当が支給されるようになったことについて、パート・有期社員から「よかった」という声はある。

第3章 まとめに代えて（政策的インプリケーション）

本調査研究では、厚生労働省雇用環境・均等局からの要請に基づき、同時点では「パートタイム・有期雇用労働法」の適用前にあった「中小企業」を中心とする「アンケート調査」を実施して、「同一労働同一賃金ルール」等に企業がどう対応しようとしているのかの全体的な動向を把握した。

「アンケート調査」結果によると、「同一労働同一賃金ルール」について、「内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある」を含めた認知度は9割超と高いものの、「内容を知っている」企業は約6割にとどまることが判明した（**図表 2-1-2**）。

その上で、「パートタイム・有期雇用労働者」を雇用している企業に「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況を尋ねると、「従来通りで見直しの必要なし（対応完了）」との回答が1/3を超え（34.1%）、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の割合が4割を超える（計45.8%）一方、約2割（19.4%）が依然として「対応方針は、未定・わからない」状態にとどまっている現状が浮き彫りになった（**図表 2-1-4**）。

こうしたなか、「同一労働同一賃金ルール」の認知度とその対応（雇用管理の見直し）状況の関係を調べると、「内容を知っている」ほど「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の割合が高いのに対し、「まったく知らない・わからない」企業ほど「対応方針は、未定・わからない」や「従来通りで見直しの必要なし（対応完了）」との回答割合が高い（**図表 2-1-5**）。すなわち、企業に「同一労働同一賃金ルール」への対応方針を見定めてもらうためにも、まずは内容までの認知度を高めることが、喫緊の課題となっていることが分かる。

また、「同一労働同一賃金ルール」に対応するため、「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の企業に労使の話合いの状況についても尋ねると、「パートタイム・有期雇用労働者」を含めて「労使の話合いを行った（行う）」割合は1/3（33.3%）にとどまり、約半数（48.4%）は「労使の話合いは行っていない（行わない）」様子が明らかになった（**図表 2-1-14**）。一方で、「パートタイム・有期雇用労働者」を含めて「労使の話合いを行った（行う）」企業ほど、「職場の公平・公正化や納得感の醸成」「働く意欲や生産性の向上」「人材の確保・定着（採用・教育訓練コストの減少を含む）」等の効果が得られたとする（得られると見込む）割合は高い（**図表 2-1-15**）。「同一労働同一賃金ルール」への対応に当たっては、「職場の公平・公正化や納得感の醸成」等が重要になることから、こうした結果も踏まえながら「労使の話合い」を促進していく必要があるだろう。

なお、調査時点の割合は一定程度にとどまるものの、「同一労働同一賃金ルール」に対応するための雇用管理上の具体的な見直し内容（複数回答）が、「正社員とパート・有期社員の、職務分離や人材活用の違いの明確化」のみの企業（**15 頁注釈 25**）や、「正社

員（無期雇用フルタイム労働者）」のいずれかの待遇要素の「減額や縮小」「（制度の）廃止」を挙げた企業（**図表 2-1-9**）等もみられたことから、引き続き、その対応動向に注意する必要があるだろう。

他方、本調査研究では、厚生労働省雇用環境・均等局からの要請時点で既に「同一労働同一賃金ルール」等が適用されていた「大企業」に対しては「ヒアリング調査」を行い、具体的な取組内容や待遇の変化、取組に当たって苦勞した点も含めたプロセスや、取組を進める上での重要なポイント、取組の効果等を掘り下げて把握した。

「ヒアリング調査」では、ご協力いただき、話を伺うことができた企業が少なかったが、**第 2 章第 2 節**に記載したように、別途実施したアンケート調査結果と照らし合わせることにより、アンケート調査結果の具体例として見ることもできるほか、アンケート調査結果とは少し異なる側面や、アンケートでは把握できなかった部分の補足という観点からも参照いただけると有り難い。

例えば、「アンケート調査」結果によれば、「同一労働同一賃金ルール」に対応するために「待遇面で必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の企業における具体的な見直し内容として、大企業では「手当関係」の回答割合が 8 割を超えて（82.9%）もっと高く、これに「福利厚生、その他」（44.7%）、「基本給」関連（39.3%）が続いている（**図表 2-1-9**）。こうした結果に符号するように、「ヒアリング調査」では、大企業が「各種手当」や「休暇・休職制度」等の見直しに真摯に取り組んでいる様子や、「福利厚生」では従前よりパートタイム・有期雇用労働者も正社員と同様の待遇が多い状況などが見えた。

ヒアリング企業は、**第 1 章第 2 節 2**のとおり、企業名を匿名という形で記載しているが、その大きな理由の 1 つが、自社の取組みが必ずしもベストとは限らないというヒアリング企業のスタンスによるものである。これは、アンケート調査結果でも「同一労働同一賃金ルール」への対応に当たっての課題として「待遇差が不合理かどうかの判断」を約半数の企業が挙げていた（**図表 2-1-16**）ように、ヒアリング企業においても、自社でのこれまでの取組、改正法施行に向け今回見直した待遇などが、これで“正解”なのかなかなか明確に判断することが難しいということであった。そうした中で厚生労働省が提供するマニュアルやセミナーなどの活用、他社の動向や事例、裁判例などの情報収集等を重ね、待遇の現状と課題を整理し、優先度やコストなども考えながら、労働者（労働組合）と真摯に向き合い、実際の見直しにつなげていくというのが、ヒアリング企業の姿であった。

厚生労働省においては、具体的な取組を進めようとする企業への支援としてさまざまなツールを提供しているが、個々の企業の個別の待遇において待遇差が不合理かどうかの判断はやはりなかなか難しいことから、個別具体の事情に応じたできる限りきめ細かい支援が今後もますます重要になるのではないかと考える。

なお、ヒアリング企業では、実際に行った見直しに当たってコストが大変だったという話はほとんどなかったが、これは今回の見直しの多くが「各種手当」「休暇・休職制度」であったことも影響しているとも考えられる。ヒアリング企業の中にも、コストという切り口は重要としていた企業もあったほか、アンケート調査でも、「同一労働同一賃金ルール」への対応に伴う人件費総額の変化として「(5%以上)増加」とした企業が約4割と多く(図表 2-1-10)、また課題として「人件費負担の増加」を挙げた企業が約5割と最も多かった(図表 2-1-16)ことに鑑みると、コストに関することも重要なポイントと言えよう。

今回のヒアリング企業をみても、各社ごとにさまざまな背景があり、考え方も制度もそれぞれ異なるため、各社の見直しの結果(見直し後の待遇)をみるとさまざまである。また、この同一労働同一賃金という取組、特に待遇差が不合理かどうか、という部分に関しては、最終的には裁判所での判断になることから、企業側も今の取組について“正解”かどうかわからないと慎重な姿勢をとっているものと考えているが、ヒアリング企業の取組、特にプロセス、進め方等共通する部分などは、他の企業の参考になり得るのではないか。

「同一労働同一賃金ルール」が大企業にとどまらず、中小企業にも適用されて既に半年超が経過した。企業における取組は更に進んでいるだろうが、未だ認識が充分でなく、対応に悩む企業が取り残されている恐れもある。政府には「同一労働同一賃金ルール」の内容までの認知度を更に高め、他社の具体的な取組事例を共有するなどしながら、「正社員(無期雇用フルタイム労働者)」と「パートタイム・有期雇用労働者」の間の不合理な待遇差を無くし、どのような雇用形態を選択しても、その待遇に納得して働き続けられるような社会環境の整備が求められている。

付属資料

① アンケート調査票

パートタイム・有期契約労働者の雇用状況等に関する調査

— ご協力をお願い —

「パートタイム・有期雇用労働法」の施行（2020年4月1日）に伴い、正社員とパートタイム労働者、有期契約労働者の間の不合理な待遇差を禁止する、いわゆる同一労働同一賃金ルールが導入されました。

本調査は、同ルールへの企業の対応状況等を把握するため、厚生労働省 雇用環境・均等局 有期・短時間労働課からの要請に基づき、同省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（<https://www.jil.go.jp>）が実施するものです。

民間の信用調査機関が所有するデータベースに登録されている、全国の10人以上規模の企業から無作為に抽出し、調査票を配布してご協力をお願いしています。

ご記入いただいた内容は統計的に処理され、貴社名が特定されたり、回答がそのままの形で公表されることは一切、ありません。 調査結果は、今後の労働政策を検討するうえでの基礎資料となります。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご回答にご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

— ご記入にあたって —

1. 特にことわりのない限り、**本年（2020年）10月1日現在**の状況をご記入ください。
2. 本調査は、**企業を単位**として行います。そのため、**本社だけでなく支店や出張所、工場、研究所、店舗、営業所など、すべての事業所を含めた全体**の状況についてご記入ください。
3. 「1つに○」「該当すべてに○」など回答方法に留意しながら、前から順にご記入ください。
4. 終わりましたら返信用封筒（切手不要）に入れ、**本年（2020年）10月30日（金曜）までに**、郵便ポストにご投函ください。
5. 調査票の発送・回収・入力、民間の調査機関である株式会社日本統計センターに委託しています。記入方法などのご不明点は、下記までお問い合わせください。

【お問合せ窓口】＜専用フリーダイヤル・無料＞ 0120-972-916

受付時間 土日・祝日を除く 9:00～17:30

FAX：03-3866-4944 / Email：chosa2@ntc-ltd.com

（調査主体）独立行政法人 労働政策研究・研修機構 担当：渡邊

（調査票の発送・回収・入力委託先）株式会社日本統計センター 担当：阿部・原田



II 同一労働同一賃金ルールの認知度や対応状況

問 5, 「パートタイム・有期雇用労働法」の施行（2020年4月1日）に伴い、同一企業内の正社員とパート・有期社員の間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることを禁止する同一労働同一賃金ルールが規定されました（中小企業は2021年4月1日より適用）。このことを、ご存じですか（1つに○）。

1. 同一労働同一賃金ルールの内容を知っている
2. 内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある
3. まったく知らない・わからない

— 本調査では、（貴社での呼称にかかわらず）社員区分を次のように定義します。
ご確認のうえ、問6へお進みください —

正社員	貴社に直接雇用されている、いわゆる正規雇用労働者※、及びフルタイムの無期契約労働者 ※短時間正社員を含む
パート・ 有期社員	貴社に直接雇用されている、パートタイム（1週間の所定労働時間が正社員より短い）、 あるいは有期契約（6ヶ月や1年など期間を定めた労働契約）の労働者（フルタイムの 有期契約労働者、パートタイムの有期契約労働者、パートタイムの無期契約労働者の いずれか）。上記に該当すれば、 <u>貴社の正社員を定年後、再雇用された労働者も含む</u>

問 6, 本年（2020年）10月1日現在で、貴社はパート・有期社員（定年後の再雇用者も含む）を雇用していますか（1つに○）。

1. 雇用している ⇒ 次ページへ
2. 雇用していない ⇒ 回答終了

問7, 常用雇用者に占める、パート・有期社員の人数と割合を教えてください。

常用雇用者に占める パート・有期社員の人数 (数値を記入)	常用雇用者に占める パート・有期社員の割合 (1つに○)
合計で <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> 人	1. 25%未満 2. 25%以上 50%未満 3. 50%以上 75%未満 4. 75%以上

— 以降、設問中の文言を次のように定義します。ご確認のうえ、問8へお進みください。 —

待遇	基本給や手当、福利厚生、その他（休暇・休職、教育訓練等）
職務	業務の内容と責任の程度
人材活用	転勤や配置の変更有無・範囲

問8, 不合理な待遇差を設けることを禁止する、同一労働同一賃金ルールへの対応状況（雇用管理の見直し状況※）を教えてください（1つに○）。 ※具体的には問10を参照

- | | | |
|-------------------------|--------------|---|
| 1. 既に必要な見直しを行った（対応完了） | ⇒ 問9へ | } |
| 2. 現在、必要な見直しを行っている（対応中） | ⇒ 問10へ | |
| 3. 今後の見直しに向けて検討中（対応予定） | ⇒ 問10へ | |
| 4. 対応方針は、未定・わからない | ⇒ 問16（8ページ）へ | |
| 5. 従来通りで見直しの必要なし（対応完了） | ⇒ 問18（9ページ）へ | |

問 9, 同一労働同一賃金ルールへの対応が完了するまでに、どれくらいの期間がかかりましたか
(1つに○)。

1. 6ヶ月未満
2. 6ヶ月以上1年未満
3. 1年以上2年未満
4. 2年以上

問 10, 同一労働同一賃金ルールに対応するため、どのような見直しを行いましたか (行いますか)
(該当すべてに○)。

1. 正社員と職務・人材活用とも同じパート・有期社員の待遇の見直し

(差別的取扱い禁止義務への対応)

2. 上記以外のパート・有期社員の待遇の見直し

(不合理な待遇差禁止義務への対応)

3. 正社員の待遇の見直し (引下げ等)

4. パート・有期社員の正社員化や正社員転換制度の導入・拡充

5. パート・有期社員と職務や人材活用が類似する、正社員区分 (一般職等)
の廃止や縮小

6. 正社員とパート・有期社員の、職務分離や人材活用の違いの明確化

7. パート・有期社員の活用縮小 (外注化や機械化・自動化を含む)

8. 正社員を含めた待遇の整理や人事制度の改定

9. 労働条件 (正社員との待遇差の内容・理由を含む) の明示や説明

10. パート・有期社員に対する相談体制の整備や担当者 の設置

11. 就業規則や労使協定の改定

12. その他 ()

13. 具体的な内容は検討中

6 ページへ

4～13の回答
のみの場合は
7 ページへ

問 11, パート・有期社員や正社員の待遇の見直しについて、具体的な内容を教えてください
(該当すべてに○)。

		パート・有期社員		正社員	(制度の) 廃止
		(制度の) 新設	増額や 拡充	減額や 縮小	
基本給	基本的な賃金 (賃金表を含む)	1	2	3	—
	昇給 (評価・考課を含む)	1	2	3	4
手当関係	賞与 (特別手当)	1	2	3	4
	家族手当	1	2	3	4
	住宅手当	1	2	3	4
	役職手当	1	2	3	4
	業務の危険度や作業環境に応じた特殊作業手当	1	2	3	4
	交替制勤務等の勤務形態に応じた特殊勤務手当	1	2	3	4
	精皆勤手当	1	2	3	4
	時間外、深夜・休日労働に対する手当 (割増率を含む)	1	2	3	4
	通勤手当 (交通費支給を含む)	1	2	3	4
	食事手当	1	2	3	4
	単身赴任手当	1	2	3	4
	特定の地域で働く補償としての地域手当	1	2	3	4
	退職金 (退職手当)	1	2	3	4
	上記以外の手当 ()	1	2	3	4
	福利厚生、その他	給食施設、休憩室、更衣室の利用	1	2	3
上記以外の福利厚生 ()		1	2	3	4
慶弔休暇		1	2	3	4
健康診断に伴う勤務免除や有給の保障		1	2	3	4
病気休職		1	2	3	4
勤続期間に応じた法定外 (有給) の休暇		1	2	3	4
上記以外の休暇・休職 ()		1	2	3	4
教育訓練		1	2	3	4
その他 ()		1	2	3	4

問 12, 同一労働同一賃金ルールへの対応後、パート・有期社員の人件費総額はどれくらい増減しましたか
(増減する見通しですか) (1つに○)。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 20%以上増加 | 4. ほぼ同じ (変動は5%未満) |
| 2. 10%以上20%未満の範囲で増加 | 5. 5%以上減少 |
| 3. 5%以上10%未満の範囲で増加 | 6. わからない |

問 13, 同一労働同一賃金ルールへの対応に向けた検討の中で、活用した（活用する予定の）ものはありますか（該当すべてに○）。

1. ホームページ（厚生労働省のパート・有期労働ポータルサイト等）
2. リーフレット、パンフレット
3. 労務関係の雑誌や本、新聞報道
4. 民間のセミナー、説明会
5. 行政のセミナー（下記6以外）、説明会
6. 働き方改革推進支援センターのセミナーや専門家派遣などの支援
7. 「同一労働同一賃金ガイドライン」
8. 「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」
9. 「パートタイム・有期雇用労働法対応状況チェックツール」、
「WEB上の自主点検ツール」
10. 職務分析・評価等のコンサルティング
11. 社会保険労務士や弁護士等への相談
12. 助成金（キャリアアップ助成金等）
13. その他（）
14. 特になし

問 14, 同一労働同一賃金ルールへの対応により、得られた（得られると見込む）効果はありますか（該当すべてに○）。

1. 職場の公平・公正化や納得感の醸成
2. 働く意欲や生産性の向上
3. 人材の確保・定着（採用・教育訓練コストの減少を含む）
4. 企業イメージの改善
5. 訴訟リスクの低下
6. 労働組合によるパート・有期社員の組織化（過半数代表性の確保を含む）
7. その他（）
8. 特になし・わからない

問 15, 同一労働同一賃金ルールへの対応にあたり、労使の話合いを行いましたか（行う予定はありますか）（1つに○）。

1. パート・有期社員を含めた労使の話合いを行った（行う）
2. 労使の話合いを行った（行う）が、パート・有期社員は含まれていない
3. 労使の話合いは行っていない（行わない）

問 16, 同一労働同一賃金ルールへの対応にあたり、課題になった（なっている）ことはありますか（該当すべてに○）。

1. 人件費負担の増加、原資の不足・捻出
2. (人件費に見合う) 生産性の向上
3. ルールの理解 (情報収集等)
4. 待遇差が不合理かどうかの判断
5. 正社員の待遇の内容整理
6. 待遇差の説明のあり方 (納得性等)
7. 判例や他社の動向
8. 事務負担の増大
9. 労使の話合い・調整
10. その他 ()
11. 特にない

問 17, 同一労働同一賃金に向けて取り組むうえで、行政に求めたい支援はありますか（該当すべてに○）。

1. ルールの内容等を説明するホームページや資料
2. ルールの内容等を解説するセミナーの開催
3. 不合理な待遇差を検証したり、取組をアドバイスする専門家の派遣
4. ルールの内容を問合せたり、自社の状況を相談できる電話等窓口
5. 他社の取組事例の紹介
6. 取組に対する助成
7. その他 ()
8. 特にない

Ⅲ パート・有期社員の活用状況

問 18, パート・有期社員の中に、正社員と職務（業務内容と責任の程度）が同じ人はいますか（1つに○）。

1. 業務の内容も、責任の程度も同じ者がいる ⇒ 問 19 へ
2. 業務の内容は同じだが、責任の程度が異なる者がいる ⇒ 問 23 へ
3. 業務の内容も、責任の程度もまったく異なる
(いずれか同じ者はいない) ⇒ 問 23 へ

問 19, 正社員と職務が同じ、パート・有期社員の待遇について教えてください。

①基本的な賃金（基本給） の決定方法（1つに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正社員と同様の基準で決定 2. 正社員とは異なる基準で決定
②基本給の水準 （1つに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正社員の基本給の時給換算より高い 2. 正社員の基本給の時給換算と同じ 3. 正社員の基本給の時給換算の 80%以上 4. 正社員の基本給の時給換算の 60%以上 80%未満 5. 正社員の基本給の時給換算の 40%以上 60%未満 6. 正社員の基本給の時給換算の 40%未満
③賞与の支給有無 ・決定方法（1つに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正社員と同様の基準で決定し、支給している ⇒④へ 2. 正社員とは異なる基準で決定し、支給している ⇒④へ 3. パート・有期社員には支給していない ⇒⑤へ 4. 正社員にも支給していない ⇒⑤へ
④賞与の水準 （1つに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正社員の賞与の時給換算より高い 2. 正社員の賞与の時給換算と同じ 3. 正社員の賞与の時給換算の 80%以上 4. 正社員の賞与の時給換算の 60%以上 80%未満 5. 正社員の賞与の時給換算の 40%以上 60%未満 6. 正社員の賞与の時給換算の 40%未満
⑤退職金の支給有無 ・算定方法（1つに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正社員と同様の基準で決定し、支給している 2. 正社員とは異なる基準で決定し、支給している 3. パート・有期社員には支給していない 4. 正社員にも支給していない

問 20、正社員と職務が同じパート・有期社員について、(人材活用の違い等を踏まえても説明できない) 不合理な待遇差の有無にかかる認識を教えてください(それぞれ1つに○)。

①基本的な賃金 (基本給)	1. 不合理な待遇差がある 2. 不合理な待遇差はない 3. わからない
②賞与	1. 不合理な待遇差がある 2. 不合理な待遇差はない 3. わからない
③退職金	1. 不合理な待遇差がある 2. 不合理な待遇差はない 3. わからない

問 21、正社員と職務が同じパート・有期社員の中に、さらに、人材活用(転勤や配置の変更有無・範囲)まで同じ人はいますか(1つに○)。

1. いる ⇒ 問 22 へ

2. いない ⇒ 問 23 へ

問 22、正社員と職務・人材活用とも同じ、パート・有期社員の今後の活用方針を教えてください(主なもの1つに○)。

1. 正社員に転換する

2. 活用を縮小する

3. これまで通り活用

4. 活用を拡大する

5. わからない

問 23, パート・有期社員の基本的な賃金※（基本給）の決定にあたり、どのような算定要素を考慮していますか。比較のため、正社員についても教えてください（該当すべてに○）。また、パート・有期社員の基本給の算定要素について、同一労働同一賃金ルールの対応を含めて過去3年間に見直しを行っている場合は、「見直し前」の状況についても教えてください（該当すべてに○）。

※毎月支払われるもので、実際に支払われる賃金から①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)、②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、③所定労働時間を超える時間や所定労働日以外の勤務に対して支払われる賃金(時間外・深夜割増賃金、休日割増賃金等)、④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除いたもの。

	正社員	パート・有期社員	
		現在	見直し前
	※全社が回答		※該当があれば回答
職務（業務の内容や責任の程度）	1	1	1
業績、成果	2	2	2
能力、経験	3	3	3
勤続年数	4	4	4
事業所内での配置転換の有無や範囲	5	5	5
事業所間の転勤の有無や範囲	6	6	6
残業の有無や頻度	7	7	7
地域の賃金相場	8	8	8
同業他社の賃金相場	9	9	9
資格、免許の所有状況	10	10	10
生計費や婚姻・家族の状況	11	11	11
年金額（減額率含む）	12	12	12
年齢	13	13	13
学歴	14	14	14
人手の過不足状況	15	15	15
その他（ ）	16	16	16



問 24, 上記で○を付けたうち、もっとも比重が大きい算定要素は何ですか（それぞれ番号を記入）。

--	--	--

付属資料

② 附属統計表

<統計利用上の注意>

1. 上段に n 数、下段に構成比(%)を掲載している。
2. 総計には、属性不明の企業を含んでいる。
3. 構成比(%)は、表章単位未満を四捨五入している。
そのため、内訳の合算が、必ずしも 100%あるいは総計に一致しないこともある。
4. ーは回答が無いものを指す。
5. 復元(ウェイトバック)集計に伴い算出された n 数は、あくまで参考値である。

『パートタイム・有期契約労働者の雇用状況等に関する調査』集計結果

I 貴社の概要について

問1. 本社の所在地は、どこですか(都道府県名を記入)。

Table with columns for industry (e.g., 飲食業, 建設業, 製造業) and prefectures (e.g., 北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 長野県, 新潟県, 富山県). Rows include '総計' and various industry categories.

	有効回答企業数 n %	北陸		東海					近畿					中国							
		石川 県	福井 県	計	岐阜 県	静岡 県	愛知 県	三重 県	計	滋賀 県	京都 府	大阪 府	兵庫 県	奈良 県	和歌 山県	計	鳥取 県	島根 県	岡山 県	広島 県	山口 県
合計	9,027 100.0	135 1.5	99 1.1	885 9.8	148 1.6	230 2.5	415 4.6	92 1.0	1,199 13.3	82 0.9	181 2.0	538 6.0	233 2.6	63 0.7	102 1.1	577 6.4	66 0.7	56 0.6	141 1.6	198 2.2	116 1.3
問3 主たる業種別																					
鉱業、採石業、砂利採取業	25 100.0	- -	- -	1 4.0	1 4.0	- -	- -	- -	2 8.0	- -	- -	2 8.0	- -	- -	2 8.0	- -	- -	1 4.0	1 4.0	- -	- -
建設業	1,219 100.0	11 0.9	14 1.1	95 7.8	16 1.3	24 2.0	47 3.9	8 0.7	102 8.4	8 0.7	11 0.9	51 4.2	22 1.8	2 0.2	8 0.7	92 7.5	15 1.2	19 1.6	14 1.1	25 2.1	19 1.6
製造業	1,753 100.0	26 1.5	28 1.6	266 15.2	54 3.1	60 3.4	132 7.5	20 1.1	317 18.1	29 1.7	35 2.0	166 9.5	60 3.4	17 1.0	10 0.6	98 5.6	4 0.2	7 0.4	33 1.9	34 1.9	20 1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	95 100.0	1 1.1	1 1.1	9 9.5	2 2.1	2 2.1	3 3.2	2 2.1	11 11.6	3 3.2	- -	5 5.3	- -	- -	3 3.2	8 8.4	1 1.1	- -	1 1.1	4 4.2	2 2.1
情報通信業	207 100.0	2 1.0	- -	16 7.7	3 1.4	1 0.5	11 5.3	1 0.5	25 12.1	- -	4 1.9	18 8.7	3 1.4	- -	- -	6 2.9	- -	- -	1 0.5	2 1.0	3 1.4
運輸業、郵便業	487 100.0	6 1.2	1 0.2	44 9.0	7 1.4	7 1.4	22 4.5	8 1.6	69 14.2	7 1.4	2 0.4	34 7.0	18 3.7	4 0.8	4 0.8	32 6.6	1 0.2	3 0.6	9 1.8	14 2.9	5 1.0
卸売業、小売業	1,406 100.0	19 1.4	22 1.6	175 12.4	34 2.4	40 2.8	81 5.8	20 1.4	181 12.9	12 0.9	25 1.8	89 6.3	41 2.9	5 0.4	9 0.6	92 6.5	9 0.6	4 0.3	22 1.2	35 2.5	22 1.6
金融業、保険業	62 100.0	1 1.6	- -	4 6.5	1 1.6	3 4.8	- -	- -	6 9.7	- -	- -	4 6.5	1 1.6	- -	1 1.6	5 8.1	- -	1 1.6	- -	3 4.8	1 1.6
不動産業、物品賃貸業	136 100.0	- -	1 0.7	11 8.1	1 0.7	3 2.2	7 5.1	- -	23 16.9	- -	1 0.7	17 12.5	4 2.9	1 0.7	- -	7 5.1	1 0.7	- -	2 1.5	3 2.2	1 0.7
学術研究、専門・技術サービス業	209 100.0	2 1.0	2 1.0	19 9.1	1 0.5	4 1.9	12 5.7	2 1.0	36 17.2	2 1.0	3 1.4	26 12.4	3 1.4	1 0.5	1 0.5	11 5.3	1 0.5	2 1.0	1 0.5	7 3.3	- -
宿泊業、飲食サービス業	468 100.0	6 1.3	2 0.4	49 10.5	4 0.9	18 3.8	18 3.8	9 1.9	43 9.2	3 0.6	14 3.0	14 10.1	10 2.1	1 0.2	1 0.2	26 5.6	4 0.9	1 1.5	6 1.3	8 1.7	1 0.2
生活関連サービス業、娯楽業	191 100.0	1 0.5	2 1.0	20 10.5	2 1.0	8 4.2	8 4.2	2 1.0	27 14.1	2 1.0	4 2.1	12 6.3	5 2.6	4 2.1	- -	17 8.9	2 1.0	- -	3 1.6	7 3.7	5 2.6
教育、学習支援業	359 100.0	20 5.6	4 1.1	24 6.7	2 0.6	14 3.9	4 1.1	4 1.1	21 5.8	1 0.3	3 0.8	6 1.7	5 1.4	2 0.6	4 1.1	36 10.0	2 0.6	2 0.6	3 4.2	15 4.2	14 3.9
医療、福祉	1,620 100.0	31 1.9	14 0.9	78 4.8	10 0.6	23 1.4	35 2.2	10 0.6	236 14.6	3 0.2	61 3.8	57 3.5	44 2.7	21 1.3	50 3.1	95 5.9	5 1.0	4 0.3	8 2.5	17 1.0	16 1.0
複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	29 100.0	2 6.9	- -	3 10.3	1 3.4	2 6.9	- -	- -	2 6.9	1 3.4	- -	- -	- -	- -	1 3.4	1 3.4	- -	- -	- -	- -	1 3.4
サービス業 (他に分類されないもの)	757 100.0	7 0.9	8 1.1	71 9.4	9 2.8	21 2.8	35 4.6	6 0.8	98 12.9	11 1.5	18 2.4	37 4.9	17 2.2	5 0.7	10 1.3	48 6.3	9 1.2	6 0.8	4 0.5	23 3.0	6 0.8
その他	4 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 25.0	- -	- -	1 25.0	- -	- -
サービス業計	1,654 100.0	18 1.1	14 0.8	162 9.8	17 1.0	53 3.2	73 4.4	19 1.1	206 12.5	19 1.1	39 2.4	89 5.4	35 2.1	11 0.7	13 0.8	103 6.2	16 1.0	15 0.9	14 0.8	45 2.7	13 0.8
問4 常用雇 用者の 規模別																					
50人以下	6,653 100.0	98 1.5	82 1.2	653 9.8	109 1.6	170 2.6	308 4.6	66 1.0	878 13.2	63 0.9	128 1.9	411 6.2	164 2.5	45 0.7	67 1.0	426 6.4	47 0.7	47 0.7	95 1.4	149 2.2	88 1.3
51人以上100人以下	1,167 100.0	13 1.1	8 0.7	125 10.7	21 1.8	36 3.1	53 4.5	15 1.3	153 13.1	10 0.9	25 2.1	55 4.7	34 2.9	10 0.9	19 1.6	72 6.2	8 0.7	7 0.6	20 1.7	21 1.8	16 1.4
101人以上300人以下	807 100.0	19 2.4	5 0.6	75 9.3	14 1.7	13 1.6	41 5.1	7 0.9	118 14.6	6 0.7	22 2.7	49 6.1	20 2.5	6 0.7	15 1.9	56 6.9	5 0.6	1 0.1	18 2.2	23 2.9	9 1.1
301人以上1,000人以下	253 100.0	5 2.0	2 0.8	26 10.3	4 1.6	10 4.0	9 3.6	3 1.2	41 16.2	2 0.8	5 2.0	21 8.3	11 4.3	2 0.8	- -	18 7.1	5 2.0	1 0.4	5 2.0	5 2.0	2 0.8
1,001人以上	77 100.0	- -	1 1.3	6 7.8	- -	1 1.3	4 5.2	1 1.3	8 10.4	1 1.3	1 1.3	2 2.6	4 5.2	- -	4 5.2	1 1.3	- -	2 2.6	- -	1 1.3	- -
無回答	70 100.0	- -	1 1.4	- -	- -	- -	- -	- -	1 1.4	- -	- -	- -	- -	- -	1 1.4	1 1.4	- -	- -	1 1.4	- -	- -
300人以下計 (中小規模企業)	8,627 100.0	130 1.5	95 1.1	853 9.9	144 1.7	219 2.5	402 4.7	88 1.0	1,149 13.3	79 0.9	175 2.0	515 6.0	218 2.5	61 0.7	101 1.2	554 6.4	60 0.7	55 0.6	133 1.5	193 2.2	113 1.3
301人以上計 (大規模企業)	330 100.0	5 1.5	3 0.9	32 9.7	4 1.2	11 3.3	13 3.9	4 1.2	49 14.8	3 0.9	6 1.8	23 7.0	15 4.5	2 0.6	- -	22 6.7	6 1.8	1 0.3	7 2.1	5 1.5	3 0.9
問2 事業所数別																					
1ヶ所(本社のみ)	4,746 100.0	69 1.5	53 1.1	460 9.7	76 1.6	119 2.5	221 4.7	44 0.9	568 12.0	49 1.0	88 1.9	247 5.2	112 3.6	36 0.8	36 0.8	283 6.0	35 0.7	31 0.7	73 1.5	87 1.8	57 1.2
2ヶ所以上	4,175 100.0	64 1.5	44 1.1	422 10.1	70 1.7	110 2.6	194 4.6	48 1.1	625 15.0	33 0.8	90 2.2	290 6.9	121 2.9	25 0.6	66 1.6	292 7.0	31 0.7	25 0.6	67 1.6	110 2.6	59 1.4
無回答	106 100.0	2 1.9	2 1.9	3 2.8	2 1.9	1 0.9	- -	- -	6 5.7	3 2.8	3 2.8	1 0.9	2 1.9	- -	2 1.9	2 1.9	- -	- -	1 0.9	1 0.9	- -
問6 パート・有期社員等の雇用比率																					
雇用している	6,877 100.0	114 1.7	83 1.2	705 10.3	115 1.7	188 2.7	324 4.7	78 1.1	926 13.5	68 1.0	142 2.1	389 5.7	181 2.6	55 0.8	91 1.3	443 6.4	50 0.7	34 0.5	113 1.6	152 2.2	94 1.4
雇用していない	2,148 100.0	21 1.0	16 0.7	180 8.4	33 1.5	42 2.0	91 4.2	14 0.7	272 12.7	14 0.7	39 1.8	148 6.9	52 2.4	8 0.4	11 0.5	134 6.2	16 0.7	22 1.0	28 1.3	46 2.1	22 1.0
無回答	2 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 50.0	- -	- -	1 50.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
問7 パート・有期社員等の人数割合別 企業規模×従業員数別																					
25%未満	3,307 100.0	42 1.3	41 1.2	356 10.8	61 1.8	84 2.5	177 5.4	34 1.0	445 13.5	40 1.2	52 1.6	210 6.4	88 2.7	21 0.6	34 1.0	217 6.6	19 0.6	16 0.5	54 1.6	88 2.7	40 1.2
25%以上50%未満	1,830 100.0	44 2.4	19 1.0	185 10.1	30 1.6	57 3.1	73 4.0	25 1.4	230 12.6	17 0.9	29 2.7	83 4.5	40 2.2	14 0.8	26 1.4	127 6.9	13 0.7	9 0.5	38 2.1	38 2.1	29 1.6
50%以上75%未満	1,038 100.0	17 1.6	14 1.3	92 8.9	16 1.5	30 2.9	37 3.6	9 0.9	155 14.9	3 0.3	26 2.5	55 5.3	31 3.0	14 1.3	26 2.5	62 6.0	10 1.0	5 0.5	13 1.3	15 1.4	19 1.8
75%以上	443 100.0	4 0.9	2 0.5	52 11.7	8 1.8	12 2.7	24 5.4	8 1.8	67 15.1	6 1.4	10 2.3	23 5.2	20 4.5	4 0.9	4 0.9	23 5.2	4 0.9	4 0.9	6 1.4	7 1.6	2 0.5
無回答	259 100.0	7 2.7	7 2.7	20 7.7	- -	5 1.9	13 5.0	2 0.8	29 11.2	2 0.8	4 1.5	18 6.9	2 0.8	2 0.8	14 4.4	14 5.4	4 1.5	- -	2 0.8	4 1.5	4 1.5
計	494,196 100.0	7,178 1.5	5,358 1.1	50,643 10.4	8,375 7.0	12,955 10.0	23,934 18.9	5,379 4.8	66,901 15.2	4,547 13.5	10,085 9.9	30,978 6.3	13,038 2.6	3,503 0.7	4,750 1.0	31,459 6.4	3,484 0.7	3,120 0.6	7,468 1.5	10,946 2.2	6,441 1.3
いわゆる中小企業	391,154 100.0	5,763 1.5	3,902 1.0	40,506 10.4	7,034 10.0	10,000 2.6	18,901 4.8	4,571 1.2	51,283 13.1	3,714 0.9	7,529 1.9	23,761 6.1	10,016 2.6	2,798 0.7	3,464 0.9	24,996 6.4	2,842 0.7	2,644 0.7	6,066 1.6	8,719 2.2	4,726 1.2

	全有効回答企業計	四国						九州						沖縄	無回答	地域ブロック別				
		計	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県			鹿児島県	無回答	首都圏	東海・近畿圏	それ以外の地域
総計	9,027	280	46	82	100	52	992	353	79	111	120	100	95	134	122	83	2,421	2,084	4,439	
	100.0	3.1	0.5	0.9	1.1	0.6	11.0	3.9	0.9	1.2	1.3	1.1	1.1	1.5	1.4	0.9	26.8	23.1	49.2	
問3	n	9,027	46	82	100	52	992	353	79	111	120	100	95	134	122	83	2,421	2,084	4,439	
飲食・採石業、砂利採取業	25	-	-	-	-	-	5	2	-	2	1	-	-	-	-	-	5	3	17	
建設業	1,219	47	8	9	12	18	133	43	11	11	21	16	12	19	18	7	290	197	725	
製造業	1,753	50	8	17	19	8	127	65	13	9	8	13	10	15	6	21	427	583	722	
電気・ガス・熱供給・水道業	95	3	-	1	1	1	18	8	-	2	2	2	3	1	3	1	19	20	55	
情報通信業	207	4	1	-	2	1	12	5	2	1	1	1	1	1	2	2	111	41	53	
運輸業、郵便業	487	23	6	8	9	-	60	31	4	6	8	2	5	4	2	5	138	113	231	
卸売業、小売業	1,406	57	8	18	23	8	133	48	6	17	13	21	12	16	17	11	382	356	657	
金融業、保険業	62	2	-	1	1	-	4	1	-	2	-	-	-	1	-	-	34	10	18	
不動産業、物品賃貸業	136	3	1	2	-	-	12	9	-	1	1	1	-	1	2	5	34	34	47	
学術研究、専門・技術サービス業	209	6	2	1	2	1	19	7	1	-	6	2	-	3	1	2	73	55	79	
宿泊業、飲食サービス業	468	22	4	8	6	4	49	15	6	4	7	12	2	3	5	6	112	92	258	
生活関連サービス業、娯楽業	191	8	1	2	5	-	17	7	3	2	1	2	1	1	6	3	51	47	90	
教育、学習支援業	359	8	1	1	5	1	72	5	9	6	7	2	11	32	12	2	60	45	252	
医療、福祉	1,620	31	4	10	9	8	256	79	20	42	34	25	31	25	46	17	410	314	879	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	29	1	-	1	-	-	8	2	-	-	4	1	-	1	-	-	6	5	18	
サービス業（他に分類されないもの）	757	15	2	5	6	2	66	26	4	6	6	5	7	12	5	4	249	169	335	
その他	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	3	
サービス業計	1,654	52	9	17	19	7	159	57	14	12	24	22	10	20	17	15	491	368	780	
	100.0	3.1	0.5	1.0	1.1	0.4	9.6	3.4	0.8	0.7	1.5	1.3	0.6	1.2	1.0	0.9	29.7	22.2	47.2	
問4	50人以下	6,653	229	33	63	88	45	729	251	51	85	78	68	104	94	20	1,707	1,531	3,395	
	51人以上100人以下	1,167	37	9	14	7	144	55	13	15	9	13	17	22	16	1	328	278	560	
	101人以上300人以下	807	14	3	4	3	88	37	12	9	11	7	9	3	9	1	255	193	358	
	301人以上1,000人以下	253	3	1	-	1	25	8	2	1	7	2	1	4	3	1	93	67	92	
	1,001人以上	77	2	-	1	1	6	2	1	1	1	-	-	1	-	-	33	14	30	
	無回答	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	5	1	4	
	300人以下計（中小規模企業）	8,627	275	45	81	98	51	961	343	76	109	98	94	129	119	22	2,290	2,002	4,313	
	301人以上計（大規模企業）	330	5	1	1	2	1	31	10	3	2	2	1	5	3	1	126	81	122	
	事業所数別	1,167	27	8	12	6	123	47	1.1	1.3	0.8	1.1	1.5	1.9	1.4	0.1	28.1	23.8	48.0	
	無回答	106	1	-	-	1	3	1	-	-	1	1	-	-	-	62	10	9	25	
	問2	4,746	171	28	49	56	38	566	180	50	63	75	61	49	88	74	1,185	1,028	2,519	
	1ヶ所（本社のみ）	4,175	108	18	33	43	14	423	172	29	48	38	46	46	48	7	1,226	1,047	1,895	
	2ヶ所以上	106	1	-	-	1	3	1	-	-	1	1	-	-	-	62	10	9	25	
	無回答	106	0.9	-	-	0.9	2.8	0.9	-	-	0.9	0.9	-	-	-	58.5	9.4	8.5	23.6	
	問6	6,877	197	26	64	74	33	769	256	61	95	79	76	110	102	72	1,808	1,631	3,366	
	雇用している	2,148	83	20	18	26	19	223	97	18	16	21	19	24	20	11	613	452	1,072	
	雇用していない	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
	無回答	106	0.9	-	-	0.9	2.8	0.9	-	-	0.9	0.9	-	-	-	58.5	9.4	8.5	23.6	
	問7	3,307	98	14	33	33	18	323	118	24	38	26	27	45	30	39	891	801	1,576	
	2.5%未満	1,830	50	5	14	25	6	236	67	20	28	30	28	38	41	12	430	415	973	
	2.5%以上50%未満	1,038	31	5	12	9	5	138	45	12	19	11	18	19	18	10	276	247	505	
	50%以上75%未満	443	7	1	2	3	1	42	19	4	6	7	1	2	6	3	143	119	178	
	75%以上	259	11	1	3	4	3	30	7	1	4	5	2	6	7	8	68	49	134	
	無回答	494,196	16,256	2,723	4,820	5,887	2,826	52,444	18,989	4,322	5,841	6,333	5,700	4,607	6,653	6,186	134,553	117,544	240,771	
	業種×規模×復元集計	391,154	13,334	2,104	4,138	4,764	2,328	42,301	15,399	3,468	4,309	5,178	4,692	3,803	5,451	5,430	102,824	91,788	195,640	
	いわゆる中小企業	21,268	436	132	72	185	47	2,628	807	270	444	544	117	201	245	161	78	7,437	4,618	9,135
	いわゆる大企業	81,774	2,486	487	610	938	452	7,516	2,783	583	1,088	610	891	603	957	596	349	24,292	21,137	35,996
	無回答	100.0	3.0	0.6	0.7	1.1	0.6	9.2	3.4	0.7	1.3	1.1	0.7	1.2	0.7	0.4	29.7	25.8	44.0	

問2. 事業所の数は、いくつですか（1つに○）。

	全 有 効 回 答 企 業 計	1 ヶ 所 （ 本 社 の み）	2 ヶ 所 以 上	無 回 答	
総計	9,027 100.0	4,746 52.6	4,175 46.3	106 1.2	
問3 主たる業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	25 100.0	12 48.0	12 48.0	1 4.0
	建設業	1,219 100.0	834 68.4	373 30.6	12 1.0
	製造業	1,753 100.0	1,041 59.4	690 39.4	22 1.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	95 100.0	62 65.3	33 34.7	-
	情報通信業	207 100.0	130 62.8	74 35.7	3 1.4
	運輸業、郵便業	487 100.0	263 54.0	218 44.8	6 1.2
	卸売業、小売業	1,406 100.0	499 35.5	893 63.5	14 1.0
	金融業、保険業	62 100.0	24 38.7	38 61.3	-
	不動産業、物品賃貸業	136 100.0	61 44.9	72 52.9	3 2.2
	学術研究、専門・技術サービス業	209 100.0	128 61.2	78 37.3	3 1.4
	宿泊業、飲食サービス業	468 100.0	193 41.2	268 57.3	7 1.5
	生活関連サービス業、娯楽業	191 100.0	71 37.2	118 61.8	2 1.0
	教育、学習支援業	359 100.0	219 61.0	137 38.2	3 0.8
	医療、福祉	1,620 100.0	788 48.6	808 49.9	24 1.5
	複合サービス事業 （郵便局、協同組合など）	29 100.0	11 37.9	18 62.1	-
	サービス業 （他に分類されないもの）	757 100.0	407 53.8	344 45.4	6 0.8
	その他	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-
	サービス業計	1,654 100.0	810 49.0	826 49.9	18 1.1
	問4 常用 雇 用 者 の 規 模 別	50人以下	6,653 100.0	4,233 63.6	2,382 35.8
51人以上100人以下		1,167 100.0	336 28.8	829 71.0	2 0.2
101人以上300人以下		807 100.0	148 18.3	655 81.2	4 0.5
301人以上1,000人以下		253 100.0	19 7.5	232 91.7	2 0.8
1,001人以上		77 100.0	3 3.9	74 96.1	-
無回答		70 100.0	7 10.0	3 4.3	60 85.7
300人以下計 （中小規模企業）		8,627 100.0	4,717 54.7	3,866 44.8	44 0.5
301人以上計 （大規模企業）		330 100.0	22 6.7	306 92.7	2 0.6
問1 本 社 所 在 地 （ 地 域 ブ ロ ッ ク 別）	北海道・東北	1,607 100.0	937 58.3	660 41.1	10 0.6
	関東	2,626 100.0	1,306 49.7	1,310 49.9	10 0.4
	北陸・東海	1,541 100.0	827 53.7	702 45.6	12 0.8
	近畿	1,199 100.0	568 47.4	625 52.1	6 0.5
	中国・四国	857 100.0	454 53.0	400 46.7	3 0.4
	九州・沖縄	1,114 100.0	640 57.5	471 42.3	3 0.3
	無回答	83 100.0	14 16.9	7 8.4	62 74.7
	問5 ハ イ ト ・ 本 業 の 雇 用 状 況	雇用している	6,877 100.0	3,249 47.2	3,538 51.4
雇用していない		2,148 100.0	1,497 69.7	635 29.6	16 0.7
無回答		2 100.0	-	2 100.0	-
問7 ハ イ ト ・ 有 限 社 員 の 人 数 割 合 別	25%未満	3,307 100.0	1,640 49.6	1,619 49.0	48 1.5
	25%以上50%未満	1,830 100.0	869 47.5	941 51.4	20 1.1
	50%以上75%未満	1,038 100.0	426 41.0	599 57.7	13 1.3
	75%以上	443 100.0	179 40.4	260 58.7	4 0.9
	無回答	259 100.0	135 52.1	119 45.9	5 1.9
	業種×規模・ 復元集計	494,196 100.0	257,491 52.1	234,298 47.4	2,407 0.5
いわゆる中小企業	391,154 100.0	214,616 54.9	174,621 44.6	1,917 0.5	
いわゆる大企業	21,268 100.0	3,119 14.7	18,113 85.2	36 0.2	
無回答	81,774 100.0	39,757 48.6	41,564 50.8	454 0.6	

問3. 主たる業種は何ですか（1つに○）。

	全有効回答企業計	鉱業・採石業 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業	学術研究 専門・技術 サービス業	宿泊業 飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育 学習支援業	医療、福祉	(複合サービス事業 協同組合など)	(他に分類されないもの)	その他	無回答	サービス業計		
総計	9,027 100.0	25 0.3	1,219 13.5	1,753 19.4	95 1.1	207 2.3	487 5.4	1,406 15.6	62 0.7	136 1.5	209 2.3	468 5.2	191 2.1	359 4.0	1,620 17.9	29 0.3	757 8.4	4 0.0	-	1,654 18.3		
問4 常用雇 用者の 規模別	50人以下	6,653 100.0	22 0.3	1,094 16.4	1,343 20.2	82 1.2	150 2.3	359 5.4	1,049 15.8	35 0.5	109 1.6	177 2.7	272 4.1	125 1.9	233 3.5	1,042 15.7	8 0.1	549 8.3	4 0.1	-	1,131 17.0	
	51人以上100人以下	1,167 100.0	1 0.1	74 6.3	227 19.5	8 0.7	29 2.5	54 4.6	180 15.4	8 0.7	10 0.9	18 1.5	88 7.5	31 2.7	67 5.7	279 23.9	5 0.4	88 7.5	-	-	230 19.7	
	101人以上300人以下	807 100.0	1 0.1	35 4.3	128 15.9	2 0.2	19 2.4	52 6.4	108 13.4	11 1.4	13 1.6	8 1.0	69 8.6	23 2.9	36 4.5	222 27.5	6 0.7	74 9.2	-	-	180 22.3	
	301人以上1,000人以下	253 100.0	1 0.4	11 4.3	35 13.8	1 0.4	7 2.8	12 4.7	43 17.0	7 2.8	2 0.8	2 0.8	24 9.5	9 3.6	13 5.1	53 20.9	6 2.4	27 10.7	-	-	68 26.9	
	1,001人以上	77 100.0	-	2 2.6	4 5.2	2 2.6	1 1.3	6 7.8	15 19.5	1 1.3	1 1.3	3 3.9	9 11.7	1 1.3	7 9.1	7 9.1	4 5.2	14 18.2	-	-	31 40.3	
	無回答	70 100.0	-	3 4.3	16 22.9	-	1 1.4	4 5.7	11 15.7	-	1 1.4	1 1.4	6 8.6	2 2.9	3 4.3	17 24.3	-	5 7.1	-	-	14 20.0	
	300人以下計 (中小規模企業)	8,627 100.0	24 0.3	1,203 13.9	1,698 19.7	92 1.1	198 2.3	465 5.4	1,337 15.5	54 0.6	132 1.5	203 2.4	429 5.0	179 2.1	336 3.9	1,543 17.9	19 0.2	711 8.2	4 0.0	-	1,541 17.9	
	301人以上計 (大規模企業)	330 100.0	1 0.3	13 3.9	39 11.8	3 0.9	8 2.4	18 5.5	58 17.6	8 2.4	3 0.9	5 1.5	33 10.0	10 3.0	20 6.1	60 18.2	10 3.0	41 12.4	-	-	99 30.0	
	問1 社所 在地(地域 別)	北海道・東北	1,607 100.0	6 0.4	305 19.0	218 13.6	17 1.1	19 1.2	81 5.0	219 13.6	5 0.3	15 0.9	30 1.9	95 5.9	31 1.9	76 4.7	353 22.0	4 0.2	132 8.2	1 0.1	-	292 18.2
		関東	2,626 100.0	8 0.3	317 12.1	493 18.8	21 0.8	115 4.4	146 5.6	409 15.6	34 1.3	55 2.1	77 2.9	133 5.1	52 2.0	61 2.3	427 16.3	8 0.3	269 10.2	1 0.0	-	539 20.5
北陸・東海		1,541 100.0	2 0.1	198 12.8	423 27.4	13 0.8	24 1.6	69 4.5	287 18.6	6 0.4	18 1.2	29 1.8	89 5.8	30 1.9	71 4.6	159 10.3	5 0.3	120 7.8	-	-	271 17.6	
近畿		1,199 100.0	2 0.2	102 8.5	317 26.4	11 0.9	25 2.1	69 5.8	181 15.1	6 0.5	23 1.9	36 3.0	43 3.6	27 2.3	21 1.8	236 19.7	2 0.2	98 8.2	-	-	206 17.2	
中国・四国		857 100.0	2 0.2	139 16.2	148 17.3	11 1.3	10 1.2	55 6.4	149 17.4	7 0.8	10 1.2	17 2.0	48 5.6	25 2.9	44 5.1	126 14.7	2 0.2	63 7.4	1 0.1	-	155 18.1	
九州・沖縄		1,114 100.0	5 0.4	151 13.6	133 11.9	21 1.9	12 1.1	62 5.6	150 13.5	4 0.4	13 1.2	20 1.8	54 4.8	23 2.1	84 7.5	302 27.1	8 0.7	71 6.4	1 0.1	-	176 15.8	
無回答		83 100.0	-	7 8.4	21 25.3	1 1.2	2 2.4	5 6.0	11 13.3	-	2 2.4	2 2.4	6 7.2	3 3.6	2 2.4	17 20.5	-	4 4.8	-	-	15 18.1	
問2 事業 所数別		1ヶ所(本社のみ)	4,746 100.0	12 0.3	834 17.6	1,041 21.9	62 1.3	130 2.7	263 5.5	499 10.5	24 0.5	61 1.3	128 2.7	193 4.1	71 1.5	219 16.6	11 0.2	407 8.6	3 0.1	-	810 17.1	
		2ヶ所以上	4,175 100.0	12 0.3	373 8.9	690 16.5	33 0.8	74 1.8	218 5.2	893 21.4	38 0.9	72 1.7	78 1.9	268 6.4	118 2.8	137 3.3	808 19.4	18 0.4	344 8.2	1 0.0	-	826 19.8
	無回答	106 100.0	1 0.9	12 11.3	22 20.8	-	3 2.8	6 5.7	14 13.2	-	3 2.8	3 2.8	7 6.6	2 1.9	3 2.8	24 22.6	-	6 5.7	-	-	18 17.0	
問3 雇用 状況別	雇用している	6,877 100.0	21 0.3	578 8.4	1,349 19.6	58 0.8	136 2.0	298 4.3	1,091 15.9	48 0.7	92 1.3	126 1.8	440 6.4	166 2.4	340 4.9	1,536 22.3	24 0.3	574 8.3	-	-	1,330 19.3	
	雇用していない	2,148 100.0	4 0.2	641 29.8	404 18.8	37 1.7	71 3.3	189 8.8	314 14.6	14 0.7	44 2.0	83 3.9	28 1.3	25 1.2	19 0.9	83 3.9	5 0.2	183 8.5	4 0.2	-	324 15.1	
	無回答	2 100.0	-	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	
問7 パート・有 限社員 の人数 割合別	25%未満	3,307 100.0	16 0.5	443 13.4	822 24.9	49 1.5	100 3.0	207 6.3	603 18.2	36 1.1	56 1.7	91 2.8	56 1.7	47 1.4	76 2.3	458 13.8	11 0.3	236 7.1	-	-	441 13.3	
	25%以上50%未満	1,830 100.0	4 0.2	76 4.2	325 17.8	8 0.4	21 1.1	46 2.5	237 13.0	8 0.4	17 0.9	22 1.2	113 6.2	45 2.5	154 8.4	608 33.2	6 0.3	140 7.7	-	-	326 17.8	
	50%以上75%未満	1,038 100.0	1 0.1	16 1.5	117 11.3	-	6 0.6	23 2.2	141 13.6	2 0.2	8 0.8	11 1.1	150 14.5	50 4.8	75 7.2	337 32.5	4 0.4	97 9.3	-	-	312 30.1	
	75%以上	443 100.0	-	9 2.0	44 9.9	-	3 0.7	9 2.0	74 16.7	2 0.5	9 2.0	-	102 23.0	17 3.8	22 16.5	73 16.5	1 0.2	78 17.6	-	-	198 44.7	
	無回答	259 100.0	-	34 13.1	41 15.8	1 0.4	6 2.3	13 5.0	36 13.9	-	2 0.8	2 0.8	19 7.3	7 2.7	13 5.0	60 23.2	2 0.8	23 8.9	-	-	53 20.5	
業 種× 規模 × 役 位集 計	計	494,196 100.0	408 0.1	55,771 11.3	95,738 19.4	486 0.1	13,291 2.7	30,998 6.3	98,935 20.0	3,598 0.7	9,825 2.0	15,022 3.0	35,313 7.1	19,567 4.0	14,315 2.9	69,663 14.1	1,047 0.2	30,218 6.1	-	-	101,167 20.5	
	いわゆる中小企業	391,154 100.0	152 0.0	48,295 12.3	80,620 20.6	77 0.0	9,550 2.4	28,779 7.4	85,509 21.9	2,698 0.7	7,833 2.0	9,336 2.4	31,318 8.0	14,147 3.6	9,821 2.5	50,430 12.9	285 0.1	12,304 3.1	-	-	67,389 17.2	
	いわゆる大企業	21,268 100.0	6 0.0	273 1.3	1,588 7.5	24 0.1	929 4.4	43 0.2	3,236 15.2	414 1.9	188 0.9	469 2.2	827 3.9	760 3.6	1,642 7.7	9,586 45.1	495 2.3	789 3.7	-	-	3,340 15.7	
無回答	81,774 100.0	250 0.3	7,203 8.8	13,531 16.5	386 0.5	2,812 3.4	2,176 2.7	10,189 12.5	486 0.6	1,804 2.2	5,217 6.4	3,168 3.9	4,660 5.7	2,852 3.5	9,647 11.8	268 0.3	17,125 20.9	-	-	30,438 37.2		

問4. 常用雇用者※の人数規模はどれくらいですか（1つに○）。

※貴社が直接雇用している、すべての労働者（「契約期間が1ヶ月未満」の者は除く）の合計。なお、人材派遣会社の場合は、貴社が直接雇用し他社に派遣している労働者も含めてください。

	全有効 回答企業 計	人数規模							300 人以下 計 (中小規模 企業)	301 人以上 計 (大規模 企業)
		10 人 以下	11 人 以上 50 人 以下	51 人 以上 100 人 以下	101 人 以上 300 人 以下	301 人 以上 500 人 以下	501 人 以上 1,000 人 以下	1,000 人 以上		
総計	9,027 100.0	1,200 13.3	5,453 60.4	1,167 12.9	807 8.9	253 2.8	77 0.9	70 0.8	8,627 95.6	330 3.7
問3 主たる業種別										
鉱業、採石業、砂利採取業	25 100.0	5 20.0	17 68.0	1 4.0	1 4.0	1 4.0	-	-	24 96.0	1 4.0
建設業	1,219 100.0	249 20.4	845 69.3	74 6.1	35 2.9	11 0.9	2 0.2	3 0.2	1,203 98.7	13 1.1
製造業	1,753 100.0	216 12.3	1,127 64.3	227 12.9	128 7.3	35 2.0	4 0.2	16 0.9	1,698 96.9	39 2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	95 100.0	27 28.4	55 57.9	8 8.4	2 2.1	1 1.1	2 2.1	-	92 96.8	3 3.2
情報通信業	207 100.0	27 13.0	123 59.4	29 14.0	19 9.2	7 3.4	1 0.5	1 0.5	198 95.7	8 3.9
運輸業、郵便業	487 100.0	48 9.9	311 63.9	54 11.1	52 10.7	12 2.5	6 1.2	4 0.8	465 95.5	18 3.7
卸売業、小売業	1,406 100.0	203 14.4	846 60.2	180 12.8	108 7.7	43 3.1	15 1.1	11 0.8	1,337 95.1	58 4.1
金融業、保険業	62 100.0	8 12.9	27 43.5	8 12.9	11 17.7	7 11.3	1 1.6	-	54 87.1	8 12.9
不動産業、物品賃貸業	136 100.0	33 24.3	76 55.9	10 7.4	13 9.6	2 1.5	1 0.7	1 0.7	132 97.1	3 2.2
学術研究、専門・ 技術サービス業	209 100.0	44 21.1	133 63.6	18 8.6	8 3.8	2 1.0	3 1.4	1 0.5	203 97.1	5 2.4
宿泊業、飲食サービス業	468 100.0	42 9.0	230 49.1	88 18.8	69 14.7	24 5.1	9 1.9	6 1.3	429 91.7	33 7.1
生活関連サービス業、娯楽業	191 100.0	21 11.0	104 54.5	31 16.2	23 12.0	9 4.7	1 0.5	2 1.0	179 93.7	10 5.2
教育、学習支援業	359 100.0	13 3.6	220 61.3	67 18.7	36 10.0	13 3.6	7 1.9	3 0.8	336 93.6	20 5.6
医療、福祉	1,620 100.0	132 8.1	910 56.2	279 17.2	222 13.7	53 3.3	7 0.4	17 1.0	1,543 95.2	60 3.7
複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	29 100.0	1 3.4	7 24.1	5 17.2	6 20.7	6 20.7	4 13.8	-	19 65.5	10 34.5
サービス業 (他に分類されないもの)	757 100.0	130 17.2	419 55.4	88 11.6	74 9.8	27 3.6	14 1.8	5 0.7	711 93.9	41 5.4
その他	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-	-	-	-	-	4 100.0	-
サービス業計	1,654 100.0	238 14.4	893 54.0	230 13.9	180 10.9	68 4.1	31 1.9	14 0.8	1,541 93.2	99 6.0
問1 本 社 所 在 地 (地 域 ブ ロ ッ ク 別)										
北海道・東北	1,607 100.0	210 13.1	1,026 63.8	203 12.6	122 7.6	30 1.9	15 0.9	1 0.1	1,561 97.1	45 2.8
関東	2,626 100.0	352 13.4	1,518 57.8	350 13.3	271 10.3	94 3.6	35 1.3	6 0.2	2,491 94.9	129 4.9
北陸・東海	1,541 100.0	230 14.9	941 61.1	196 12.7	128 8.3	38 2.5	7 0.5	1 0.1	1,495 97.0	45 2.9
近畿	1,199 100.0	149 12.4	729 60.8	153 12.8	118 9.8	41 3.4	8 0.7	1 0.1	1,149 95.8	49 4.1
中国・四国	857 100.0	122 14.2	533 62.2	104 12.1	70 8.2	21 2.5	6 0.7	1 0.1	829 96.7	27 3.2
九州・沖縄	1,114 100.0	132 11.8	691 62.0	160 14.4	97 8.7	28 2.5	6 0.5	-	1,080 96.9	34 3.1
無回答	83 100.0	5 6.0	15 18.1	1 1.2	1 1.2	1 1.2	-	60 72.3	22 26.5	1 1.2
問2 事業所数別										
1ヶ所(本社のみ)	4,746 100.0	953 20.1	3,280 69.1	336 7.1	148 3.1	19 0.4	3 0.1	7 0.1	4,717 99.4	22 0.5
2ヶ所以上	4,175 100.0	242 5.8	2,140 51.3	829 19.9	655 15.7	232 5.6	74 1.8	3 0.1	3,866 92.6	306 7.3
無回答	106 100.0	5 4.7	33 31.1	2 1.9	4 3.8	2 1.9	-	60 56.6	44 41.5	2 1.9
問6 ス ト ー ブ の 雇 用 状 況										
雇用している	6,877 100.0	564 8.2	4,063 59.1	1,081 15.7	780 11.3	250 3.6	77 1.1	62 0.9	6,488 94.3	327 4.8
雇用していない	2,148 100.0	636 29.6	1,389 64.7	85 4.0	27 1.3	3 0.1	-	8 0.4	2,137 99.5	3 0.1
無回答	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	2 100.0	-
問7 パ ー ト ・ 有 期 社 員 の 人 数 割 合										
25%未満	3,307 100.0	306 9.3	2,041 61.7	466 14.1	346 10.5	93 2.8	25 0.8	30 0.9	3,159 95.5	118 3.6
25%以上50%未満	1,830 100.0	119 6.5	1,121 61.3	299 16.3	212 11.6	55 3.0	11 0.6	13 0.7	1,751 95.7	66 3.6
50%以上75%未満	1,038 100.0	68 6.6	572 55.1	191 18.4	130 12.5	52 5.0	16 1.5	9 0.9	961 92.6	68 6.6
75%以上	443 100.0	42 9.5	180 40.6	92 20.8	69 15.6	36 8.1	21 4.7	3 0.7	383 86.5	57 12.9
無回答	259 100.0	29 11.2	149 57.5	33 12.7	23 8.9	14 5.4	4 1.5	7 2.7	234 90.3	18 6.9
業 種 × 規 模 ・ 復 元 集 計										
計	494,196 100.0	67,264 13.6	310,137 62.8	57,922 11.7	40,939 8.3	13,572 2.7	4,362 0.9	-	476,262 96.4	17,934 3.6
いわゆる中小企業	391,154 100.0	54,403 13.9	259,373 66.3	47,881 12.2	22,996 5.9	5,196 1.3	1,305 0.3	-	384,654 98.3	6,500 1.7
いわゆる大企業	21,268 100.0	-	-	937 4.4	11,026 51.8	6,483 30.5	2,823 13.3	-	11,963 56.2	9,306 43.8
無回答	81,774 100.0	12,861 15.7	50,764 62.1	9,104 11.1	6,917 8.5	1,894 2.3	235 0.3	-	79,646 97.4	2,128 2.6

II 同一労働同一賃金ルールの認知度や対応状況

問5. 「パートタイム・有期雇用労働法」の施行（2020年4月1日）に伴い、同一企業内の正社員とパート・有期社員の間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることを禁止する同一労働同一賃金ルールが規定されました（中小企業は2021年4月1日より適用）。このことを、ご存じですか（1つに○）。

	全有効回答企業計	知っている内容が異なる内容がある	知っている内容が異なる内容がある	知っている内容が異なる内容がある	わかったくない知らない	無回答
総計	n 9,027 100.0	5,773 64.0	2,835 31.4	242 2.7	177 2.0	
問3 主たる業種別						
鉱業、採石業、砂利採取業	25 100.0	15 60.0	10 40.0	—	—	—
建設業	1,219 100.0	643 52.7	486 39.9	69 5.7	21 1.7	—
製造業	1,753 100.0	1,141 65.1	529 30.2	37 2.1	46 2.6	—
電気・ガス・熱供給・水道業	95 100.0	52 54.7	36 37.9	7 7.4	—	—
情報通信業	207 100.0	164 79.2	34 16.4	3 1.4	6 2.9	—
運輸業、郵便業	487 100.0	306 62.8	159 32.6	14 2.9	8 1.6	—
卸売業、小売業	1,406 100.0	893 63.5	460 32.7	30 2.1	23 1.6	—
金融業、保険業	62 100.0	50 80.6	10 16.1	1 1.6	1 1.6	—
不動産業、物品賃貸業	136 100.0	83 61.0	49 36.0	3 2.2	1 0.7	—
学術研究、専門・技術サービス業	209 100.0	150 71.8	50 23.9	4 1.9	5 2.4	—
宿泊業、飲食サービス業	468 100.0	274 58.5	174 37.2	12 2.6	8 1.7	—
生活関連サービス業、娯楽業	191 100.0	127 66.5	58 30.4	3 1.6	3 1.6	—
教育、学習支援業	359 100.0	234 65.2	111 30.9	6 1.7	8 2.2	—
医療、福祉	1,620 100.0	1,093 67.5	456 28.1	33 2.0	38 2.3	—
複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	29 100.0	20 69.0	8 27.6	—	1 3.4	—
サービス業 (他に分類されないもの)	757 100.0	527 69.6	203 26.8	19 2.5	8 1.1	—
その他	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	—	—
サービス業計	1,654 100.0	1,098 66.4	493 29.8	38 2.3	25 1.5	—
問4 常用雇 用者の 規模別						
50人以下	6,653 100.0	3,876 58.3	2,461 37.0	222 3.3	94 1.4	—
51人以上100人以下	1,167 100.0	896 76.8	240 20.6	13 1.1	18 1.5	—
101人以上300人以下	807 100.0	686 85.0	114 14.1	5 0.6	2 0.2	—
301人以上1,000人以下	253 100.0	237 93.7	13 5.1	—	3 1.2	—
1,001人以上	77 100.0	72 93.5	4 5.2	—	1 1.3	—
無回答	70 100.0	6 8.6	3 4.3	2 2.9	59 84.3	—
300人以下計 (中小規模企業)	8,627 100.0	5,458 63.3	2,815 32.6	240 2.8	114 1.3	—
301人以上計 (大規模企業)	330 100.0	309 93.6	17 5.2	—	4 1.2	—
問1 本 社所 在地 域別						
北海道・東北	1,607 100.0	1,012 63.0	520 32.4	48 3.0	27 1.7	—
関東	2,626 100.0	1,760 67.0	758 28.9	73 2.8	35 1.3	—
北陸・東海	1,541 100.0	962 62.4	514 33.4	44 2.9	21 1.4	—
近畿	1,199 100.0	783 65.3	379 31.6	26 2.2	11 0.9	—
中国・四国	857 100.0	540 63.0	286 33.4	19 2.2	12 1.4	—
九州・沖縄	1,114 100.0	700 62.8	371 33.3	31 2.8	12 1.1	—
無回答	83 100.0	16 19.3	7 8.4	1 1.2	59 71.1	—
問2 事 業所 数別						
1ヶ所(本社のみ)	4,746 100.0	2,840 59.8	1,684 35.5	154 3.2	68 1.4	—
2ヶ所以上	4,175 100.0	2,900 69.5	1,140 27.3	86 2.1	49 1.2	—
無回答	106 100.0	33 31.1	11 10.4	2 1.9	60 56.6	—
問6 パ ー ト ・ 有 期 雇 用 者 の 雇 用 状 況						
雇用している	6,877 100.0	4,599 66.9	1,989 28.9	144 2.1	145 2.1	—
雇用していない	2,148 100.0	1,172 54.6	846 39.4	98 4.6	32 1.5	—
無回答	2 100.0	2 100.0	—	—	—	—
問7 パ ー ト ・ 有 期 雇 用 者 の 人 割 別						
25%未満	3,307 100.0	2,241 67.8	923 27.9	73 2.2	70 2.1	—
25%以上50%未満	1,830 100.0	1,206 65.9	554 30.3	34 1.9	36 2.0	—
50%以上75%未満	1,038 100.0	697 67.1	305 29.4	14 1.3	22 2.1	—
75%以上	443 100.0	295 66.6	130 29.3	12 2.7	6 1.4	—
無回答	259 100.0	160 61.8	77 29.7	11 4.2	11 4.2	—
業 種 × 規 模 ・ 復 元 集 計						
計	494,196 100.0	316,498 64.0	158,613 32.1	12,686 2.6	6,399 1.3	—
いわゆる中小企業	391,154 100.0	243,809 62.3	130,842 33.5	10,931 2.8	5,572 1.4	—
いわゆる大企業	21,268 100.0	19,403 91.2	1,592 7.5	72 0.3	201 0.9	—
無回答	81,774 100.0	53,286 65.2	26,180 32.0	1,683 2.1	626 0.8	—

問6. 2020年10月1日現在で、貴社はパート・有期社員（定年後の再雇用者も含む）を雇用していますか（1つに○）。

	全有効回答企業計	雇用している	雇用していない	無回答
総計	9,027 100.0	6,877 76.2	2,148 23.8	2 0.0
問3 主たる業種別				
紙業、採石業、砂利採取業	25 100.0	21 84.0	4 16.0	-
建設業	1,219 100.0	578 47.4	641 52.6	-
製造業	1,753 100.0	1,349 77.0	404 23.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	95 100.0	58 61.1	37 38.9	-
情報通信業	207 100.0	136 65.7	71 34.3	-
運輸業、郵便業	487 100.0	298 61.2	189 38.8	-
卸売業、小売業	1,406 100.0	1,091 77.6	314 22.3	1 0.1
金融業、保険業	62 100.0	48 77.4	14 22.6	-
不動産業、物品賃貸業	136 100.0	92 67.6	44 32.4	-
学術研究、専門・技術サービス業	209 100.0	126 60.3	83 39.7	-
宿泊業、飲食サービス業	468 100.0	440 94.0	28 6.0	-
生活関連サービス業、娯楽業	191 100.0	166 86.9	25 13.1	-
教育、学習支援業	359 100.0	340 94.7	19 5.3	-
医療、福祉	1,620 100.0	1,536 94.8	83 5.1	1 0.1
複合サービス事業 （郵便局、協同組合など）	29 100.0	24 82.8	5 17.2	-
サービス業 （他に分類されないもの）	757 100.0	574 75.8	183 24.2	-
その他	4 100.0	-	4 100.0	-
サービス業計	1,654 100.0	1,330 80.4	324 19.6	-
問4 常用 雇用者の 規模別				
50人以下	6,653 100.0	4,627 69.5	2,025 30.4	1 0.0
51人以上100人以下	1,167 100.0	1,081 92.6	85 7.3	1 0.1
101人以上300人以下	807 100.0	780 96.7	27 3.3	-
301人以上1,000人以下	253 100.0	250 98.8	3 1.2	-
1,001人以上	77 100.0	77 100.0	-	-
無回答	70 100.0	62 88.6	8 11.4	-
300人以下計 （中小規模企業）	8,627 100.0	6,488 75.2	2,137 24.8	2 0.0
301人以上計 （大規模企業）	330 100.0	327 99.1	3 0.9	-
問1 本 社 所 在 地 域 別				
北海道・東北	1,607 100.0	1,187 73.9	419 26.1	1 0.1
関東	2,626 100.0	1,961 74.7	665 25.3	-
北陸・東海	1,541 100.0	1,220 79.2	321 20.8	-
近畿	1,199 100.0	926 77.2	272 22.7	1 0.1
中国・四国	857 100.0	640 74.7	217 25.3	-
九州・沖縄	1,114 100.0	871 78.2	243 21.8	-
無回答	83 100.0	72 86.7	11 13.3	-
問2 事 業 所 数 別				
1ヶ所（本社のみ）	4,746 100.0	3,249 68.5	1,497 31.5	-
2ヶ所以上	4,175 100.0	3,538 84.7	635 15.2	2 0.0
無回答	106 100.0	90 84.9	16 15.1	-
問7 パ ー ト ・ 有 期 社 員 の 人 数 割 合 別				
25%未満	3,307 100.0	3,307 100.0	-	-
25%以上50%未満	1,830 100.0	1,830 100.0	-	-
50%以上75%未満	1,038 100.0	1,038 100.0	-	-
75%以上	443 100.0	443 100.0	-	-
無回答	259 100.0	259 100.0	-	-
業 種 × 規 模 ・ 復 元 集 計	494,196 100.0	376,716 76.2	117,375 23.8	105 0.0
いわゆる中小企業	391,154 100.0	294,452 75.3	96,643 24.7	58 0.0
いわゆる大企業	21,268 100.0	21,176 99.6	93 0.4	-
無回答	81,774 100.0	61,088 74.7	20,639 25.2	47 0.1

問7. 常用雇用に占める、パート・有期社員の人数と割合を教えてください。

常用雇用に占めるパート・有期社員の人数（数値を記入）

業種別	雇用形態別	有効回答数	パート		有期社員			無回答		有期社員占割合	標準偏差	平均	中央値	標準偏差	
			人	%	人	%	人	%	人						%
問3 主な業種別	総計	6,877	3,617	1,516	441	333	124	115	116	615	6,262	305,450	48.8	8.0	530.4
	100.0	52.6	22.0	6.4	4.8	1.8	1.7	1.7	8.9	91.1					
	鉱業、採石業、砂利採取業	21	14	3	1	-	-	-	1	2	19	459	24.2	5.0	73.5
	100.0	66.7	14.3	4.8	-	-	-	-	4.8	9.5	90.5				
	建設業	578	462	52	12	8	4	1	1	38	540	4,625	8.6	2.0	33.8
	100.0	79.9	9.0	2.1	1.4	0.7	0.2	0.2	6.6	63.4	93.4				
	製造業	1,349	847	266	74	45	7	6	6	98	1,251	23,285	18.6	5.0	147.1
	100.0	62.8	19.7	5.5	3.3	0.5	0.4	0.4	7.3	92.7	92.7				
	電気・ガス・熱供給・水道業	58	48	6	-	-	-	1	2	1	57	1,666	29.2	3.0	124.0
	100.0	82.8	10.3	-	-	-	-	1.7	3.4	1.7	98.3				
	情報通信業	136	98	27	-	3	1	-	1	6	130	1,707	13.1	3.0	53.0
	100.0	72.1	19.9	-	2.2	0.7	-	0.7	4.4	95.6	95.6				
	運輸業、郵便業	298	194	43	14	8	7	4	8	20	278	8,953	32.2	5.0	117.9
	100.0	65.1	14.4	4.7	2.7	2.3	1.3	2.7	6.7	93.3	93.3				
	卸売業、小売業	1,091	651	208	52	36	12	19	25	88	1,003	47,644	47.5	6.0	342.5
	100.0	59.7	19.1	4.8	3.3	1.1	1.7	2.3	8.1	91.9	91.9				
	金融業、保険業	48	24	9	3	5	3	1	1	2	46	1,724	37.5	8.5	61.3
	100.0	50.0	18.8	6.3	10.4	6.3	2.1	2.1	4.2	95.8	95.8				
	不動産業、物品賃貸業	92	56	16	3	7	2	2	-	6	86	1,733	20.2	5.0	39.0
	100.0	60.9	17.4	3.3	7.6	2.2	2.2	-	6.5	93.5	93.5				
学術研究、専門・技術サービス業	126	93	20	2	1	-	2	2	6	120	4,092	34.1	4.0	210.6	
100.0	73.8	15.9	1.6	0.8	-	-	1.6	1.6	4.8	95.2	95.2				
宿泊業、飲食サービス業	440	86	136	52	41	13	22	22	68	372	78,707	211.6	23.0	1,836.7	
100.0	19.5	30.9	11.8	9.3	3.0	5.0	5.0	15.5	84.5	84.5					
生活関連サービス業、娯楽業	166	65	37	19	13	7	5	5	15	151	8,141	53.9	15.0	149.0	
100.0	39.2	22.3	11.4	7.8	4.2	3.0	3.0	9.0	91.0	91.0					
教育、学習支援業	340	118	114	34	16	10	8	10	30	310	29,302	94.5	14.0	608.6	
100.0	34.7	33.5	10.0	4.7	2.9	2.4	2.9	8.8	91.2	91.2					
医療、福祉	1,536	568	459	143	116	37	23	6	184	1,352	38,955	28.8	14.0	68.8	
100.0	37.0	29.9	9.3	7.6	2.4	1.5	0.4	12.0	88.0	88.0					
複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	24	6	3	2	2	4	1	4	2	22	5,171	235.0	55.0	478.8	
100.0	25.0	12.5	8.3	8.3	16.7	4.2	16.7	8.3	91.7	91.7					
サービス業 (他に分類されないもの)	574	287	117	30	32	17	20	22	49	525	49,286	93.9	9.0	632.4	
100.0	50.0	20.4	5.2	5.6	3.0	3.5	3.8	8.5	91.5	91.5					
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	1,330	537	313	105	89	41	50	55	140	1,190	145,397	122.2	13.0	1,115.6	
100.0	40.4	23.5	7.9	6.7	3.1	3.8	4.1	10.5	89.5	89.5					
問4 常用雇用の規模別	50人以下	4,627	3,164	966	70	-	-	-	-	427	4,200	31,587	7.5	5.0	7.6
	100.0	68.4	20.9	1.5	-	-	-	-	-	9.2	90.8				
	51人以上100人以下	1,081	308	354	215	108	-	-	-	96	985	24,171	24.5	20.0	19.6
	100.0	28.5	32.7	19.9	10.0	-	-	-	-	8.9	91.1				
	101人以上300人以下	780	106	163	131	184	79	51	-	66	714	42,274	59.2	43.0	53.0
	100.0	13.6	20.9	16.8	23.6	10.1	6.5	-	8.5	91.5	91.5				
	301人以上1,000人以下	250	8	18	18	35	41	53	62	15	235	47,761	203.2	150.0	168.0
	100.0	3.2	7.2	7.2	14.0	16.4	21.2	24.8	6.0	94.0	94.0				
	1,001人以上	77	1	1	2	2	2	10	54	5	72	158,314	2,198.8	1,003.5	4,449.5
	100.0	1.3	1.3	2.6	2.6	2.6	13.0	70.1	6.5	93.5	93.5				
	無回答	62	30	14	5	4	2	1	-	6	56	1,343	24.0	9.5	36.2
	100.0	48.4	22.6	8.1	6.5	3.2	1.6	-	-	9.7	90.3				
	300人以下計 (中小規模企業)	6,488	3,578	1,483	416	292	79	51	-	589	5,899	98,032	16.6	7.0	27.1
100.0	55.1	22.9	6.4	4.5	1.2	0.8	-	-	9.1	90.9					
301人以上計 (大規模企業)	327	9	19	20	37	43	63	116	20	307	206,075	671.3	198.0	2,309.2	
100.0	2.8	5.8	6.1	11.3	13.1	19.3	35.5	6.1	93.9	93.9					
問1 本社所在地（地域）別	北海道・東北	1,187	661	271	62	61	16	12	14	90	1,097	35,258	32.1	7.0	222.9
	100.0	55.7	22.8	5.2	5.1	1.3	1.0	1.2	7.6	92.4	92.4				
	関東	1,961	981	419	126	105	47	35	55	193	1,768	138,608	78.4	8.0	902.7
	100.0	50.0	21.4	6.4	5.4	2.4	1.8	2.8	9.8	90.2	90.2				
	北陸・東海	1,220	703	230	75	58	22	20	14	98	1,122	45,021	40.1	6.0	348.0
	100.0	57.6	18.9	6.1	4.8	1.8	1.6	1.1	8.0	92.0	92.0				
	近畿	926	472	204	61	44	19	18	17	91	835	37,745	45.2	7.0	320.5
	100.0	51.0	22.0	6.6	4.8	2.1	1.9	1.8	9.8	90.2	90.2				
中国・四国	640	352	131	46	29	8	15	5	54	586	18,644	31.8	7.0	173.6	
100.0	55.0	20.5	7.2	4.5	1.3	2.3	0.8	8.4	91.6	91.6					
九州・沖縄	871	413	246	65	32	11	14	11	79	792	28,885	36.5	10.0	179.8	
100.0	47.4	28.2	7.5	3.7	1.3	1.6	1.3	9.1	90.9	90.9					
無回答	72	35	15	6	4	1	1	-	10	62	1,289	20.8	9.0	31.6	
100.0	48.6	20.8	8.3	5.6	1.4	1.4	-	-	13.9	86.1					
問2 事業所数別	1ヶ所（本社のみ）	3,249	2,088	667	121	69	9	10	5	280	2,969	36,196	12.2	5.0	43.8
	100.0	64.3	20.5	3.7	2.1	0.3	0.3	0.2	8.6	91.4	91.4				
	2ヶ所以上	3,538	1,480	829	314	261	114	103	110	327	3,211	266,990	83.1	12.0	737.8
	100.0	41.8	23.4	8.9	7.4	3.2	2.9	3.1	9.2	90.8	90.8				
無回答	90	49	20	6	3	1	2	1	8	82	2,264	27.6	7.0	79.0	
100.0	54.4	22.2	6.7	3.3	1.1	2.2	1.1	8.9	91.1	91.1					
問7 パート・有期社員の人数割合別	25%未満	3,307	2,587	343	66	55	17	13	7	219	3,088	39,588	12.8	3.0	147.2
	100.0	78.2	10.4	2.0	1.7	0.5	0.4	0.2	6.6	93.4	93.4				
	25%以上50%未満	1,830	727	618	163	94	45	19	16	148	1,682	52,987	31.5	12.0	117.8
	100.0	39.7	33.8	8.9	5.1	2.5	1.0	0.9	8.1	91.9	91.9				
	50%以上75%未満	1,038	152	429	146	104	35	47	43	82	956	114,299	119.6	25.0	1,162.3
	100.0	14.6	41.3	14.1	10.0	3.4	4.5	4.1	7.9	92.1	92.1				
	75%以上	443	51	94	62	78	27	35	48	48	395	95,786	242.5	46.0	950.2
100.0	11.5	21.2	14.0	17.6	6.1	7.9	10.8	10.8	89.2	89.2					
無回答	259	100	32	4	2	-	1	2	118	141	2,790	19.8	4.0	82.6	
100.0	38.6	12.4	1.5	0.8	-	-	0.4	0.8	45.6	54.4	54.4				
総計	376,716	202,505	84,903	22,150	15,760	5,827	5,944	5,620	34,008	342,708	14,935,700	43.6	7.0	461	
100.0	53.8	22.5	5.9	4.2	1.5	1.6	1.5	1.5	9.0	91.0					
いわゆる中小企業	294,452	168,591	67,512	15,284	8,541	1,966	2,643	2,536	27,378	267,074	6,282,933	23.5	6.0	152	
100.0	57.3	22.9	5.2	2.9	0										

常用雇用に占めるパート・有期社員の割合（1つに○）

	パート・有期社員を 用いている企業 を計	25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上	無回答
総計	6,877 100.0	3,307 48.1	1,830 26.6	1,038 15.1	443 6.4	259 3.8
問3 主たる業種別						
鉱業、採石業、砂利採取業	21 100.0	16 76.2	4 19.0	1 4.8	- -	- -
建設業	578 100.0	443 76.6	76 13.1	16 2.8	9 1.6	34 5.9
製造業	1,349 100.0	822 60.9	325 24.1	117 8.7	44 3.3	41 3.0
電気・ガス・熱供給・水道業	58 100.0	49 84.5	8 13.8	- -	- -	1 1.7
情報通信業	136 100.0	100 73.5	21 15.4	6 4.4	3 2.2	6 4.4
運輸業、郵便業	298 100.0	207 69.5	46 15.4	23 7.7	9 3.0	13 4.4
卸売業、小売業	1,091 100.0	603 55.3	237 21.7	141 12.9	74 6.8	36 3.3
金融業、保険業	48 100.0	36 75.0	8 16.7	2 4.2	2 4.2	- -
不動産業、物品賃貸業	92 100.0	56 60.9	17 18.5	8 8.7	9 9.8	2 2.2
学術研究、専門・技術サービス業	126 100.0	91 72.2	22 17.5	11 8.7	- -	2 1.6
宿泊業、飲食サービス業	440 100.0	56 12.7	113 25.7	150 34.1	102 23.2	19 4.3
生活関連サービス業、娯楽業	166 100.0	47 28.3	45 27.1	50 30.1	17 10.2	7 4.2
教育、学習支援業	340 100.0	76 22.4	154 45.3	75 22.1	22 6.5	13 3.8
医療、福祉	1,536 100.0	458 29.8	608 39.6	337 21.9	73 4.8	60 3.9
複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	24 100.0	11 45.8	6 25.0	4 16.7	1 4.2	2 8.3
サービス業 (他に分類されないもの)	574 100.0	236 41.1	140 24.4	97 16.9	78 13.6	23 4.0
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -
サービス業計	1,330 100.0	441 33.2	326 24.5	312 23.5	198 14.9	53 4.0
問4 常用雇用の規模別						
50人以下	4,627 100.0	2,347 50.7	1,240 26.8	640 13.8	222 4.8	178 3.8
51人以上100人以下	1,081 100.0	466 43.1	299 27.7	191 17.7	92 8.5	33 3.1
101人以上300人以下	780 100.0	346 44.4	212 27.2	130 16.7	69 8.8	23 2.9
301人以上1,000人以下	250 100.0	93 37.2	55 22.0	52 20.8	36 14.4	14 5.6
1,001人以上	77 100.0	25 32.5	11 14.3	16 20.8	21 27.3	4 5.2
無回答	62 100.0	30 48.4	13 21.0	9 14.5	3 4.8	7 11.3
300人以下計 (中小規模企業)	6,488 100.0	3,159 48.7	1,751 27.0	961 14.8	383 5.9	234 3.6
301人以上計 (大規模企業)	327 100.0	118 36.1	66 20.2	68 20.8	57 17.4	18 5.5
問1 本社所在地(地域ブロック別)						
北海道・東北	1,187 100.0	574 48.4	334 28.1	159 13.4	75 6.3	45 3.8
関東	1,961 100.0	968 49.4	471 24.0	301 15.3	147 7.5	74 3.8
北陸・東海	1,220 100.0	613 50.2	329 27.0	164 13.4	73 6.0	41 3.4
近畿	926 100.0	445 48.1	230 24.8	155 16.7	67 7.2	29 3.1
中国・四国	640 100.0	315 49.2	177 27.7	93 14.5	30 4.7	25 3.9
九州・沖縄	871 100.0	353 40.5	277 31.8	156 17.9	48 5.5	37 4.2
無回答	72 100.0	39 54.2	12 16.7	10 13.9	3 4.2	8 11.1
問2 事業所数別						
1ヶ所(本社のみ)	3,249 100.0	1,640 50.5	869 26.7	426 13.1	179 5.5	135 4.2
2ヶ所以上	3,538 100.0	1,619 45.8	941 26.6	599 16.9	260 7.3	119 3.4
無回答	90 100.0	48 53.3	20 22.2	13 14.4	4 4.4	5 5.6
業種×規模×復元集計						
計	376,716 100.0	183,429 48.7	96,968 25.7	58,171 15.4	24,277 6.4	13,871 3.7
いわゆる中小企業	294,452 100.0	147,077 49.9	76,832 26.1	43,158 14.7	17,203 5.8	10,182 3.5
いわゆる大企業	21,176 100.0	9,490 44.8	5,970 28.2	3,430 16.2	1,437 6.8	849 4.0
無回答	61,088 100.0	26,862 44.0	14,165 23.2	11,584 19.0	5,637 9.2	2,841 4.7

問8. 不合理な待遇差を設けることを禁止する、同一労働同一賃金ルールへの対応状況（雇用管理の見直し状況）を教えてください（1つに○）。

	雇用している有期社員数を	必要な見直しを行った・行っている、検討中					未定・方針は、	の従来通りで見直し（対応完了）	無回答
		計	行既に必要見直しを完了した（対応完了）	行っている（対応中）	検討中（見直しに向けて）	検討後の見直し（対応完了）			
総計	n % 6,877 100.0	3,152 45.8	1,022 14.9	790 11.5	1,340 19.5	1,336 19.4	2,345 34.1	44 0.6	
問3 主な業種別									
鉱業、採石業、砂利採取業	21 100.0	7 33.3	3 14.3	2 9.5	2 9.5	5 23.8	9 42.9	-	
建設業	578 100.0	205 35.5	90 15.6	34 5.9	81 14.0	101 17.5	267 46.2	5 0.9	
製造業	1,349 100.0	579 42.9	185 13.7	148 11.0	246 18.2	257 19.1	503 37.3	10 0.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	58 100.0	22 37.9	12 20.7	2 3.4	8 13.8	8 13.8	27 46.6	1 1.7	
情報通信業	136 100.0	64 47.1	35 25.7	17 12.5	12 8.8	18 13.2	54 39.7	-	
運輸業、郵便業	298 100.0	118 39.6	46 15.4	27 9.1	45 15.1	53 17.8	123 41.3	4 1.3	
卸売業、小売業	1,091 100.0	480 44.0	160 14.7	102 9.3	218 20.0	225 20.6	379 34.7	7 0.6	
金融業、保険業	48 100.0	24 50.0	10 20.8	6 12.5	8 16.7	5 10.4	19 39.6	-	
不動産業、物品賃貸業	92 100.0	39 42.4	10 10.9	13 14.1	16 17.4	29 31.5	24 26.1	-	
学術研究、専門・技術サービス業	126 100.0	54 42.9	22 17.5	14 11.1	18 14.3	21 16.7	50 39.7	1 0.8	
宿泊業、飲食サービス業	440 100.0	208 47.3	38 8.6	62 14.1	108 24.5	123 28.0	107 24.3	2 0.5	
生活関連サービス業、娯楽業	166 100.0	80 48.2	26 15.7	18 10.8	36 21.7	31 18.7	53 31.9	2 1.2	
教育、学習支援業	340 100.0	160 47.1	47 13.8	44 12.9	69 20.3	73 21.5	106 31.2	1 0.3	
医療、福祉	1,536 100.0	814 53.0	238 15.5	223 14.5	353 23.0	289 18.8	425 27.7	8 0.5	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	24 100.0	14 58.3	6 25.0	4 16.7	4 16.7	3 12.5	7 29.2	-	
サービス業（他に分類されないもの）	574 100.0	284 49.5	94 16.4	74 12.9	116 20.2	95 16.6	192 33.4	3 0.5	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業計	1,330 100.0	640 48.1	186 14.0	172 12.9	282 21.2	273 20.5	409 30.8	8 0.6	
問4 常用雇用の規模別									
50人以下	4,627 100.0	1,792 38.7	650 14.0	401 8.7	741 16.0	988 21.4	1,810 39.1	37 0.8	
51人以上100人以下	1,081 100.0	581 53.7	128 11.8	148 13.7	305 28.2	195 18.0	302 27.9	3 0.3	
101人以上300人以下	780 100.0	492 63.1	136 17.4	152 19.5	204 26.2	120 15.4	167 21.4	1 0.1	
301人以上1,000人以下	250 100.0	191 76.4	66 26.4	54 21.6	71 28.4	19 7.6	40 16.0	-	
1,001人以上	77 100.0	61 79.2	24 31.2	24 31.2	13 16.9	2 2.6	14 18.2	-	
無回答	62 100.0	35 56.5	18 29.0	11 17.7	6 9.7	12 19.4	12 19.4	3 4.8	
300人以下計（中小規模企業）	6,488 100.0	2,865 44.2	914 14.1	701 10.8	1,250 19.3	1,303 20.1	2,279 35.1	41 0.6	
301人以上計（大規模企業）	327 100.0	252 77.1	90 27.5	78 23.9	84 25.7	21 6.4	54 16.5	-	
問1 本所在地の地域別									
北海道・東北	1,187 100.0	565 47.6	181 15.2	131 11.0	253 21.3	244 20.6	377 31.8	1 0.1	
関東	1,961 100.0	894 45.6	304 15.5	229 11.7	361 18.4	352 18.0	702 35.8	13 0.7	
北陸・東海	1,220 100.0	535 43.9	155 12.7	150 12.3	230 18.9	238 19.5	436 35.7	11 0.9	
近畿	926 100.0	393 42.4	139 15.0	86 9.3	168 18.1	172 18.6	356 38.4	5 0.5	
中国・四国	640 100.0	284 44.4	92 14.4	58 9.1	134 20.9	132 20.6	221 34.5	3 0.5	
九州・沖縄	871 100.0	441 50.6	132 15.2	124 14.2	185 21.2	186 21.4	236 27.1	8 0.9	
無回答	72 100.0	40 55.6	19 26.4	12 16.7	9 12.5	12 16.7	17 23.6	3 4.2	
問2 事業所数別									
1ヶ所（本社のみ）	3,249 100.0	1,330 40.9	479 14.7	305 9.4	546 16.8	649 20.0	1,249 38.4	21 0.6	
2ヶ所以上	3,538 100.0	1,775 50.2	525 14.8	470 13.3	780 22.0	669 18.9	1,074 30.4	20 0.6	
無回答	90 100.0	47 52.2	18 20.0	15 16.7	14 15.6	18 20.0	22 24.4	3 3.3	
問7 パート・有期社員の人割別									
25%未満	3,307 100.0	1,318 39.9	533 16.1	284 8.6	501 15.1	595 18.0	1,373 41.5	21 0.6	
25%以上50%未満	1,830 100.0	912 49.8	245 13.4	257 14.0	410 22.4	409 22.3	500 27.3	9 0.5	
50%以上75%未満	1,038 100.0	565 54.4	137 13.2	166 16.0	262 25.2	212 20.4	257 24.8	4 0.4	
75%以上	443 100.0	223 50.3	68 15.3	55 12.4	100 22.6	76 17.2	141 31.8	3 0.7	
無回答	259 100.0	134 51.7	39 15.1	28 10.8	67 25.9	44 17.0	74 28.6	7 2.7	
業種×規模・業種別	376,716 100.0	169,858 45.1	54,877 14.6	41,415 11.0	73,566 19.5	75,160 20.0	129,327 34.3	2,371 0.6	
いわゆる小企業	294,452 100.0	127,741 43.4	38,955 13.2	30,399 10.3	58,386 19.8	60,600 20.6	104,193 35.4	1,918 0.7	
いわゆる大企業	21,176 100.0	14,860 70.2	6,405 30.2	3,940 18.6	4,515 21.3	1,993 9.4	4,287 20.2	36 0.2	
無回答	61,088 100.0	27,257 44.6	9,516 15.6	7,076 11.6	10,665 17.5	12,567 20.6	20,847 34.1	416 0.7	

問9. 同一労働同一賃金ルールへの対応が完了するまでに、どれくらいの期間がかりましたか（1つに○）。

	行既に つた必要 な見直し を企業	6 ヶ 月 未 満	6 ヶ 月 以 上 1 年 未 満	1 年 以 上 2 年 未 満	2 年 以 上	無 回 答		
総計	n 1,022 100.0	619 60.8	245 24.0	77 7.5	27 2.6	54 5.3		
問3 主たる業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-		
	建設業	90 100.0	67 74.4	12 13.3	3 3.3	1 1.1	7 7.8	
	製造業	185 100.0	120 64.9	36 19.5	7 3.8	6 3.2	16 8.6	
	電気・ガス・熱供給・水道業	12 100.0	7 58.3	4 33.3	-	-	1 8.3	
	情報通信業	35 100.0	21 60.0	12 34.3	1 2.9	-	1 2.9	
	運輸業、郵便業	46 100.0	32 69.6	10 21.7	2 4.3	-	2 4.3	
	卸売業、小売業	160 100.0	105 65.6	30 18.8	15 9.4	3 1.9	7 4.4	
	金融業、保険業	10 100.0	3 30.0	4 40.0	1 10.0	2 20.0	-	
	不動産業、物品賃貸業	10 100.0	7 70.0	2 20.0	-	-	1 10.0	
	学術研究、専門・ 技術サービス業	22 100.0	17 77.3	3 13.6	2 9.1	-	-	
	宿泊業、飲食サービス業	38 100.0	27 71.1	7 18.4	3 7.9	-	1 2.6	
	生活関連サービス業、娯楽業	26 100.0	15 57.7	8 30.8	1 3.8	1 3.8	1 3.8	
	教育、学習支援業	47 100.0	19 40.4	15 31.9	8 17.0	5 10.6	-	
	医療、福祉	238 100.0	123 51.7	75 31.5	24 10.1	7 2.9	9 3.8	
	複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	6 100.0	3 50.0	2 33.3	1 16.7	-	-	
	サービス業 (他に分類されないもの)	94 100.0	51 54.3	24 25.5	9 9.6	2 2.1	8 8.5	
	その他	-	-	-	-	-	-	
	サービス業計	186 100.0	113 60.8	44 23.7	16 8.6	3 1.6	10 5.4	
	問4 常用雇 用者の 規模別	50人以下	650 100.0	451 69.4	111 17.1	31 4.8	15 2.3	42 6.5
		51人以上100人以下	128 100.0	63 49.2	44 34.4	12 9.4	2 1.6	7 5.5
101人以上300人以下		136 100.0	59 43.4	54 39.7	17 12.5	4 2.9	2 1.5	
301人以上1,000人以下		66 100.0	26 39.4	27 40.9	9 13.6	4 6.1	-	
1,001人以上		24 100.0	5 20.8	8 33.3	7 29.2	2 8.3	2 8.3	
無回答		18 100.0	15 83.3	1 5.6	1 5.6	-	1 5.6	
300人以下計 (中小規模企業)		914 100.0	573 62.7	209 22.9	60 6.6	21 2.3	51 5.6	
301人以上計 (大規模企業)		90 100.0	31 34.4	35 38.9	16 17.8	6 6.7	2 2.2	
問1 本 社 所 在 地 (地 域 ブ ロ ッ ク 別)	北海道・東北	181 100.0	105 58.0	41 22.7	17 9.4	5 2.8	13 7.2	
	関東	304 100.0	181 59.5	81 26.6	22 7.2	5 1.6	15 4.9	
	北陸・東海	155 100.0	103 66.5	31 20.0	9 5.8	5 3.2	7 4.5	
	近畿	139 100.0	84 60.4	33 23.7	12 8.6	5 3.6	5 3.6	
	中国・四国	92 100.0	49 53.3	26 28.3	8 8.7	1 1.1	8 8.7	
	九州・沖縄	132 100.0	82 62.1	31 23.5	8 6.1	6 4.5	5 3.8	
	無回答	19 100.0	15 78.9	2 10.5	1 5.3	-	1 5.3	
	問2 事 業 所 数 別	1ヶ所(本社のみ)	479 100.0	314 65.6	97 20.3	30 6.3	10 2.1	28 5.8
2ヶ所以上	525 100.0	290 55.2	147 28.0	46 8.8	17 3.2	25 4.8		
無回答	18 100.0	15 83.3	1 5.6	1 5.6	-	1 5.6		
問7 ベ ー ト - 官 務 社 員 の 人 数 割 合 別	25%未満	533 100.0	352 66.0	113 21.2	33 6.2	9 1.7	26 4.9	
	25%以上50%未満	245 100.0	136 55.5	67 27.3	18 7.3	9 3.7	15 6.1	
	50%以上75%未満	137 100.0	77 56.2	31 22.6	16 11.7	7 5.1	6 4.4	
	75%以上	68 100.0	27 39.7	28 41.2	7 10.3	2 2.9	4 5.9	
	無回答	39 100.0	27 69.2	6 15.4	3 7.7	-	3 7.7	
	業種× 規模 × 復 元 集 計	計	54,877 100.0	33,604 61.2	12,933 23.6	3,986 7.3	1,553 2.8	2,800 5.1
いわゆる中小企業	38,955 100.0	25,590 65.7	8,386 21.5	2,080 5.3	862 2.2	2,037 5.2		
いわゆる大企業	6,405 100.0	2,315 36.1	2,317 36.2	1,209 18.9	450 7.0	115 1.8		
無回答	9,516 100.0	5,699 59.9	2,231 23.4	697 7.3	242 2.5	648 6.8		

問10. 同一労働同一賃金ルールに対応するため、どのような見直しを行いましたか（行いますか）（該当すべてに○）。

	行必要なら見直しを行った企業計	待遇の見直しを行った(見直す)												その他	具体的な内容は検討中	無回答
		計	(見直し) (の対応)	正社員とパート・有期社員との待遇差への対応	左記以外(パート・有期社員)の待遇差への対応	正社員とパート・有期社員との待遇差への見直し(正社員とパート・有期社員との待遇差)										
総計	3,152	1,765	593	1,351	193	402	32	610	54	336	537	159	587	11	260	274
飲食業、採石業、砂利採取業	7	5	3	3	3	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-
建設業	205	112	35	86	11	13	1	17	5	14	35	6	33	1	17	22
製造業	579	307	105	222	35	61	12	109	19	60	101	24	86	4	55	51
電気・ガス・熱供給・水道業	22	13	5	9	1	2	-	1	1	1	2	1	4	-	3	3
情報通信業	64	45	14	38	4	7	-	12	1	6	14	4	19	-	2	2
運輸業、郵便業	118	74	27	52	10	4	3	15	3	8	15	2	14	-	12	14
卸売業、小売業	480	245	70	191	28	66	7	96	7	61	76	19	82	-	36	55
金融業、保険業	24	17	5	15	1	4	-	3	-	5	4	-	8	-	3	-
不動産業、物品賃貸業	39	20	7	16	-	7	-	10	2	6	8	7	13	-	2	4
学術研究、専門・技術サービス業	54	36	14	25	2	6	1	10	3	7	10	4	13	-	3	5
宿泊業、飲食サービス業	208	105	46	79	20	41	4	50	1	37	43	19	48	1	16	14
生活関連サービス業、娯楽業	80	41	9	31	4	5	-	18	2	12	15	4	15	-	5	5
教育、学習支援業	160	95	34	76	7	17	-	34	1	16	28	10	33	-	15	9
医療、福祉	814	476	163	373	46	134	2	172	5	75	135	44	155	4	71	63
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	14	9	3	7	3	1	-	3	-	3	4	3	4	-	1	1
サービス業(他に分類されないもの)	284	165	53	128	20	34	2	60	4	23	47	12	59	1	19	26
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	640	356	125	270	49	87	7	141	10	82	119	42	139	2	44	51
50人以下	1,792	988	309	741	104	197	22	279	36	162	287	82	274	8	142	178
51人以上100人以下	581	320	124	243	33	99	2	125	7	68	109	34	131	-	59	39
101人以上300人以下	492	269	96	209	34	65	6	131	8	64	92	26	106	2	43	37
301人以上1,000人以下	191	121	44	99	12	28	-	52	1	28	34	10	44	-	13	16
1,001人以上	61	45	10	43	7	8	2	18	-	11	12	5	27	1	2	1
無回答	35	22	10	16	3	5	-	5	2	3	3	2	5	-	1	3
300人以下計(中小規模企業)	2,865	1,577	529	1,193	171	361	30	535	51	294	488	142	511	10	244	254
301人以上計(大規模企業)	252	166	54	142	19	36	2	70	1	39	46	15	71	1	15	17
問1 本所在地(地域)別	100.0	65.9	21.4	56.3	7.5	14.3	0.8	27.8	0.4	15.5	18.3	6.0	28.2	0.4	6.0	6.7
北海道・東北	565	310	99	248	31	73	10	108	8	49	104	25	106	4	43	49
関東	894	504	171	378	64	119	14	174	14	109	155	40	187	3	72	75
北陸・東海	535	285	104	214	31	60	2	109	11	56	102	32	93	1	52	45
近畿	393	239	76	185	25	47	3	70	8	40	56	21	64	1	32	42
中国・四国	284	146	48	108	18	37	-	56	5	29	52	13	42	1	21	21
九州・沖縄	441	256	86	198	21	61	3	88	6	50	64	26	89	1	39	38
無回答	40	25	9	20	3	5	-	5	2	3	4	2	6	-	1	4
問2 事業所数別	1,330	748	247	564	82	123	15	211	19	121	224	60	227	5	103	126
1ヶ所(本社のみ)	100.0	56.2	18.6	42.4	6.2	9.2	1.1	15.9	1.4	9.1	16.8	4.5	17.1	0.4	7.7	9.5
2ヶ所以上	1,775	990	336	767	107	273	17	392	32	211	307	95	354	6	153	142
無回答	47	27	10	20	4	6	-	7	3	4	6	4	6	-	4	6
問7 パート・有期社員の人数割合別	100.0	57.4	21.3	42.6	8.5	12.8	-	14.9	6.4	8.5	12.8	8.5	12.8	-	8.5	12.8
25%未満	1,318	726	232	553	59	128	9	217	30	129	210	56	208	8	109	131
25%以上50%未満	912	502	191	378	57	135	14	182	16	104	169	50	181	1	82	68
50%以上75%未満	565	327	115	248	43	96	5	140	6	63	109	34	128	1	54	33
75%以上	223	129	40	106	22	33	4	54	2	33	39	14	56	1	11	18
無回答	134	81	15	66	12	10	-	17	-	7	10	5	14	-	4	24
業種×規模・業種別集計	100.0	60.4	11.2	49.3	9.0	7.5	-	12.7	-	5.2	7.5	3.7	10.4	-	3.0	17.9
計	169,858	94,006	31,120	71,838	10,080	21,167	1,896	33,182	3,020	18,891	29,991	8,559	31,158	559	14,259	14,769
いわゆる中小企業	127,741	69,016	23,426	51,966	7,208	15,679	1,512	24,372	2,441	14,466	21,748	6,069	22,250	456	11,420	11,312
いわゆる大企業	14,860	9,249	2,551	8,065	925	2,065	58	3,945	-	1,909	2,815	919	3,672	103	1,231	1,025
無回答	27,257	15,741	5,143	11,807	1,948	3,422	325	4,865	579	2,515	5,027	1,571	5,236	-	1,609	2,432
業種別集計	100.0	57.8	18.9	43.3	7.1	12.6	1.2	17.8	2.1	9.2	18.4	5.8	19.2	-	5.9	8.9

業種	(見直し)企業計を行った	役職手当					業務の危険度や作業環境に応じた特殊手当					交替勤務等の勤務形態に応じた特殊勤務手当					精皆働手当					時間外、深夜・休日労働に対する手当(割増率を含む)				
		パート・有期社員		正社員			パート・有期社員		正社員			パート・有期社員		正社員			パート・有期社員		正社員			パート・有期社員		正社員		
		(制度の新設)	増額や拡充	減額や縮小	(制度の廃止)	(制度の新設)	増額や拡充	減額や縮小	(制度の廃止)	(制度の新設)	増額や拡充	減額や縮小	(制度の廃止)	(制度の新設)	増額や拡充	減額や縮小	(制度の廃止)	(制度の新設)	増額や拡充	減額や縮小	(制度の廃止)	(制度の新設)	増額や拡充	減額や縮小	(制度の廃止)	
総計	1,765 100.0	86	132	55	33	47	92	20	39	40	82	18	37	55	69	22	71	88	257	41	11	5.0	14.6	2.3	0.6	
問3 主な業種別																										
鉱業、採石業、砂利採取業	5 100.0	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	112 100.0	9	14	2	2	4	12	2	1	1	5	1	3	4	6	1	3	9	28	4	-	-	-	-	-	
製造業	307 100.0	15	21	9	8	12	18	2	8	10	17	6	7	27	20	4	2.7	8.0	25.0	3.6	4	4	4	4		
電気・ガス・熱供給・水道業	13 100.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	
情報通信業	45 100.0	2	4	-	2	-	-	-	2	1	-	-	1	-	-	-	2	3	-	1	-	-	-	-		
運輸業、郵便業	74 100.0	1	4	5	5	1	5	2	4	-	4	-	4	2	4	3	3	5	9	5	1	1	1	1		
卸売業、小売業	245 100.0	14	20	8	6	3	4	3	7	4	6	3	8	3	8	5	12	10	41	8	4	4	4	4		
金融業、保険業	17 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
不動産業、物品賃貸業	20 100.0	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-		
学術研究、専門・技術サービス業	36 100.0	2	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	1	2	4	-	-	-	-	-		
宿泊業、飲食サービス業	105 100.0	10	9	7	2	5	1	2	4	8	2	1	3	2	3	3	7	9	18	5	1	1	1	1		
生活関連サービス業、娯楽業	41 100.0	3	1	2	-	1	3	-	-	2	1	-	3	2	-	1	2	4	1	-	-	-	-	-		
教育、学習支援業	95 100.0	1	8	2	-	3	3	2	-	8	1	-	2	3	2	2	1	13	2	-	-	-	-	-		
医療、福祉	476 100.0	24	35	13	7	11	33	6	13	12	29	4	11	8	14	3	18	20	60	9	1	1	1	1		
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	9 100.0	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		
サービス業(他に分類されないもの)	165 100.0	4	16	6	1	4	11	1	-	10	1	-	2	6	1	5	6	28	2	-	-	-	-	-		
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業計	356 100.0	20	27	15	3	13	15	3	4	12	13	3	3	9	11	4	14	19	55	8	1	0.3	0.3	0.3		
問4 常用雇用者の規模別																										
50人以下	988 100.0	46	86	41	28	22	65	13	30	23	48	13	28	36	53	17	48	66	177	29	9	9	9	9		
51人以上100人以下	320 100.0	18	18	7	4	13	10	2	4	9	14	1	5	10	9	1	14	11	36	7	2	2	2	2		
101人以上300人以下	269 100.0	13	21	7	1	7	10	3	5	4	12	4	4	5	4	3	6	6	29	4	-	-	-	-		
301人以上1,000人以下	121 100.0	7	2	-	-	3	6	2	-	3	7	-	-	3	1	-	3	3	10	1	-	-	-	-		
1,001人以上	45 100.0	2	2	-	-	2	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	1	3	-	-	-	-	-		
無回答	22 100.0	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-		
300人以下計(中小規模企業)	1,577 100.0	77	125	55	33	42	85	18	39	36	74	18	37	51	66	21	68	83	242	40	11	0.7	0.7	0.7		
301人以上計(大規模企業)	166 100.0	9	4	-	-	5	7	2	-	4	7	-	-	4	1	1	4	4	13	1	-	-	-	-		
問1 本社所在地の地域・ブロック別																										
北海道・東北	310 100.0	14	21	7	7	11	18	4	8	9	16	5	6	12	14	2	14	20	55	6	-	-	-	-		
関東	504 100.0	25	38	23	9	14	26	5	10	10	25	5	10	18	16	12	22	26	59	15	1	1	1	1		
北陸・東海	285 100.0	13	20	6	3	5	13	3	5	7	11	3	6	8	7	2	13	9	41	7	4	4	4	4		
近畿	239 100.0	6	7	4	5	5	15	3	6	8	14	1	7	10	12	3	6	12	38	4	4	4	4	4		
中国・四国	146 100.0	4	12	4	5	2	6	1	2	2	5	1	2	2	8	1	1	5	22	4	-	-	-	-		
九州・沖縄	256 100.0	17	20	11	4	9	13	4	8	4	10	3	5	9	2	16	15	39	5	2	2	2	2	2		
無回答	25 100.0	-	4	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	3	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-		
問2 事業所数別																										
1ヶ所(本社のみ)	748 100.0	30	65	30	17	15	45	11	22	14	36	9	23	28	46	10	34	41	120	19	7	7	7	7		
2ヶ所以上	990 100.0	55	64	25	16	32	47	9	17	26	45	9	14	27	21	12	37	45	133	22	4	4	4	4		
無回答	27 100.0	1	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	1	2	4	-	-	-	-	-	-		
問7 パート・有期社員の数別																										
25%未満	726 100.0	28	52	20	15	19	38	7	11	17	26	8	10	26	39	8	21	41	104	16	3	3	3	3		
25%以上50%未満	502 100.0	23	30	17	10	17	33	4	15	10	28	5	15	15	15	6	29	23	72	14	6	6	6	6		
50%以上75%未満	327 100.0	23	30	15	4	9	13	8	6	8	17	4	4	7	7	6	16	14	47	8	1	1	1	1		
75%以上	129 100.0	8	10	2	-	1	-	1	1	3	4	-	1	3	-	-	3	3	17	1	-	-	-	-		
無回答	81 100.0	4	10	1	4	1	8	-	6	2	7	1	7	4	8	2	3	7	17	2	1	1	1	1		
計	94,000 100.0	4,604	6,710	3,231	1,891	2,364	4,595	1,077	2,284	2,390	4,098	1,014	2,135	3,276	3,633	1,294	4,152	4,935	13,772	2,406	726	726	726	726		
いわゆる中小企業	69,016 100.0	3,422	4,560	2,544	1,491	1,535	3,363	786	1,819	1,823	3,083	907	1,731	2,370	3,312	1,128	3,231	3,929	10,681	1,827	652	652	652	652		
いわゆる大企業	9,249 100.0	487	526	167	36	413	323	119	108	231	266	70	108	322	74	72	238	712	186	186	186	186	186	186		
無回答	15,741 100.0	695	1,623	520	364	416	909	172	357	336	749	38	296	583	321	91	849	767	2,379	393	75	75	75	75		

	(見直し)企業計	通勤手当 (交通費支給を含む)				食事手当				単身赴任手当				特定の地域で働く補償としての地域手当				退職金 (退職手当)				
		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員		
		(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	
総計	1,765 100.0	189 10.7	348 19.7	35 2.0	11 0.6	44 2.5	62 3.5	17 1.0	65 3.7	14 0.8	12 0.7	10 0.6	63 3.6	22 1.2	20 1.1	5 0.3	63 3.8	135 7.6	163 9.2	31 1.8	31 1.8	
問3 主たる業種別																						
鉱業、採石業、砂利採取業	5 100.0	1 20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 20.0	
建設業	112 100.0	14 12.5	28 25.0	5 4.5	-	2 1.8	4 3.6	-	5 4.5	2 1.8	2 1.8	1 0.9	4 3.6	2 1.8	4 3.6	1 0.9	2 1.8	10 8.9	18 16.1	2 1.8	1 0.9	
製造業	307 100.0	42 13.7	52 16.9	4 1.3	3 1.0	15 4.9	14 4.6	2 0.7	15 4.9	4 1.3	3 1.0	3 1.0	16 5.2	4 1.3	3 1.0	-	16 5.2	22 12.2	34 11.1	4 1.3	5 1.6	
電気・ガス・熱供給・水道業	13 100.0	-	3 23.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 7.7	-	-	1 7.7	-	-	-	-
情報通信業	45 100.0	3 6.7	7 15.6	-	-	-	1 2.2	-	3 6.7	-	-	-	2 4.4	-	-	-	2 4.4	2 4.4	3 6.7	-	3 6.7	
運輸業、郵便業	74 100.0	4 5.4	14 18.9	2 2.7	2 2.7	3 4.1	1 1.4	6 8.1	-	-	-	-	6 8.1	-	-	-	6 8.1	5 5.4	4 2.7	2 4.1	3 4.1	
卸売業、小売業	245 100.0	23 9.4	57 23.3	5 2.0	2 0.8	3 1.2	4 3.3	4 1.6	11 4.5	1 0.4	2 0.8	2 0.8	7 2.9	2 0.8	2 0.8	1 0.4	8 3.3	23 9.4	23 9.4	5 2.0	4 1.6	
金融業、保険業	17 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 5.9	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	20 100.0	1 5.0	2 10.0	-	-	-	1 5.0	-	-	-	-	-	-	1 5.0	-	-	-	3 15.0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	36 100.0	1 2.8	4 11.1	-	-	3 8.3	1 2.8	-	2 5.6	-	-	-	3 8.3	-	-	-	-	3 8.3	3 8.3	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	105 100.0	14 13.3	22 21.0	7 6.7	1 1.0	7 6.7	9 8.6	3 2.9	6 5.7	3 2.9	-	1 1.0	7 7.2	2 1.9	-	-	7 6.7	12 11.4	7 6.7	2 1.9	2 1.9	
生活関連サービス業、娯楽業	41 100.0	3 7.3	11 26.8	-	-	1 2.4	2 4.9	1 2.4	-	-	-	-	2 4.9	1 2.4	2 4.9	-	2 4.9	4 4.9	3 7.3	-	3 7.3	
教育、学習支援業	95 100.0	8 8.4	18 18.9	4 4.2	-	3 3.2	3 3.2	2 2.1	-	-	1 1.1	-	-	1 1.1	2 2.1	-	-	5 5.3	9 9.5	3 3.2	-	
医療、福祉	476 100.0	52 10.9	86 18.1	7 1.5	2 0.4	7 1.5	12 2.5	3 0.6	15 3.2	1 0.2	4 0.8	2 0.4	16 3.4	1 0.2	3 0.6	2 0.4	18 3.8	31 6.5	44 9.2	8 1.7	8 1.7	
複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	9 100.0	2 22.2	3 33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 11.1	-
サービス業 (他に分類されないもの)	165 100.0	21 12.7	41 24.8	1 0.6	1 0.6	3 1.8	4 2.4	1 0.6	3 1.8	1 0.6	-	1 0.6	3 1.8	5 3.0	3 1.8	1 0.6	3 1.8	16 9.7	17 10.3	3 1.8	1 0.6	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	356 100.0	41 11.5	81 22.8	8 2.2	2 0.6	14 3.9	16 4.5	5 1.4	10 2.8	6 1.7	-	2 0.6	12 3.4	11 3.1	5 1.4	1 0.3	12 3.4	33 9.3	30 8.4	6 1.7	6 1.7	
問4 常用雇用者の規模別																						
50人以下	988 100.0	118 11.9	211 21.4	26 2.6	8 0.8	29 2.9	43 4.4	12 1.2	50 5.1	8 0.8	8 0.7	5 0.5	54 5.5	10 1.0	11 1.1	4 0.4	51 5.2	74 7.5	108 10.9	24 2.4	27 2.7	
51人以上100人以下	320 100.0	39 12.2	55 17.2	2 0.6	2 0.6	6 1.9	12 3.8	4 1.3	8 2.5	4 1.3	2 0.6	5 1.6	5 1.6	2 0.6	3 0.3	1 0.5	6 1.9	29 9.1	22 6.9	2 0.6	2 0.6	
101人以上300人以下	269 100.0	17 6.3	47 17.5	4 1.5	1 0.4	7 2.6	5 1.9	1 0.4	4 1.5	4 1.5	1 0.7	4 1.5	4 1.5	3 1.1	3 1.1	-	6 2.2	20 7.4	23 8.6	4 1.5	1 0.4	
301人以上1,000人以下	121 100.0	7 5.8	23 19.0	3 2.5	-	-	1 0.8	-	2 1.7	-	1 0.8	-	3 2.5	3 2.5	-	-	9 7.4	7 5.8	-	-	1 0.8	
1,001人以上	45 100.0	5 11.1	8 17.8	-	-	1 2.2	-	-	1 2.2	1 2.2	-	1 2.2	1 2.2	1 2.2	-	-	2 2.2	4 4.4	2 2.2	-	-	
無回答	22 100.0	3 13.6	4 18.2	-	-	1 4.5	1 4.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 4.5	2 9.1	1 4.5	-	
300人以下計 (中小規模企業)	1,577 100.0	174 11.0	313 19.8	32 2.0	11 0.7	42 2.7	60 3.8	17 1.1	62 3.9	13 0.8	11 0.7	9 0.6	63 4.0	18 1.1	16 1.0	5 0.3	62 3.9	123 7.8	153 9.7	30 1.9	30 1.9	
301人以上計 (大規模企業)	166 100.0	12 7.2	31 18.7	3 1.8	-	1 0.6	1 0.6	-	3 1.8	1 0.6	1 0.6	1 0.6	4 2.4	4 2.4	-	-	1 0.6	11 6.6	8 4.8	-	1 0.6	
問5 本社所在地(地域)別																						
北海道・東北	310 100.0	32 10.3	60 19.4	3 1.0	1 0.3	6 1.9	6 1.9	2 0.6	15 4.8	5 1.6	2 0.6	3 1.0	14 4.5	6 1.9	5 1.6	-	14 4.5	26 8.4	28 9.0	3 1.0	4 1.3	
関東	504 100.0	35 6.9	98 19.4	10 2.0	3 0.6	18 3.6	24 4.8	7 1.4	18 3.6	4 0.8	3 0.6	3 0.6	19 3.8	6 1.2	9 1.8	2 0.4	19 3.8	40 7.9	48 9.5	11 2.2	10 2.0	
北陸・東海	285 100.0	28 9.8	62 21.8	5 1.8	1 0.4	11 4.6	13 5.1	3 1.2	7 2.5	3 1.1	2 0.7	2 0.7	8 2.8	1 0.4	1 0.4	1 0.4	9 3.2	29 10.2	30 10.5	4 1.4	6 2.1	
近畿	239 100.0	26 10.9	37 15.5	3 1.3	3 1.3	8 3.3	10 4.2	2 0.8	8 3.3	2 1.3	2 0.8	1 0.4	7 2.5	6 0.8	2 0.4	1 0.4	6 2.5	21 8.8	17 7.1	1 0.4	4 1.7	
中国・四国	146 100.0	22 15.1	26 17.8	5 3.4	1 0.7	5 3.4	1 0.7	-	5 3.4	-	1 0.7	-	4 2.7	-	-	-	4 2.7	7 4.8	11 7.5	4 2.7	1 0.7	
九州・沖縄	256 100.0	43 16.8	60 23.4	9 3.5	2 0.8	3 1.2	6 2.3	3 1.2	11 4.3	-	1 0.4	1 0.4	10 3.9	3 1.2	3 1.2	1 0.4	11 4.3	12 4.7	25 9.8	7 2.7	6 2.3	
無回答	25 100.0	3 12.0	5 20.0	-	-	1 4.0	2 8.0	-	1 4.0	-	-	-	1 4.0	-	-	-	-	-	4 16.0	1 4.0	-	-
問6 事業所数別																						
1ヶ所(本社のみ)	748 100.0	76 10.2	159 21.3	16 2.1	12 1.2	20 2.7	35 4.7	8 1.1	34 4.5	4 0.5	6 0.8	5 0.7	36 4.8	7 0.9	6 0.8	4 0.5	43 5.6	82 7.2	14 11.0	14 1.9	16 2.1	
2ヶ所以上	990 100.0	110 11.1	184 18.6	19 1.9	2 0.2	23 2.3	26 2.6	9 0.9	31 3.1	10 1.0	6 0.6	5 0.5	27 1.5	14 1.4	1 0.1	30 1.3	81 8.2	79 8.0	16 1.6	15 1.5	-	
無回答	27 100.0	3 11.1	5 18.5	-	-	1 3.7	1 3.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 7.4	1 3.7	-	-	
問7 パート・有期社員の人数割合別																						
25%未満	726 100.0	70 9.6	124 17.1	11 1.5	3 0.3	21 2.9	25 3.4	7 1.0	24 3.3	8 1.1	9 1.2	6 0.8	19 2.6	11 1.5	14 1.9	3 0.4	18 2.5	47 6.5	69 9.5	14 1.9	7 1.0	
25%以上50%未満	502 100.0	50 10.0	101 20.1	11 2.2	4 0.8	11 2.2	17 3.4	5 1.0	17 4.8	2 0.6	3 0.4	2 0.2	25 5.0	6 1.2	2 0.4	2 0.5	25 5.0	39 7.8	47 9.4	5 1.0	13 2.6	
50%以上75%未満	327 100.0	29 8.9	78 23.9	7 2.1	2 0.6	5 1.5	12 3.7	4 1.2	9 2.8	2 0.6	-	-	9 2.8	3 0.9	3 0.9	1 0.3	11 3.4	26 8.0	27 8.3	9 2.8	5 1.5	
75%以上	129 100.0	27 20.9	27 20.9	5 3.9	1 0.8	2 1.6	5 3.9	-	2 1.6	-	1 0.8	-	2 1.6	1 0.8	1 0.8	1 0.8	2 1.6	12 9.3	10 7.8	-	3 2.3	
無回答	81 100.0	13 16.0	18 22.2	1 1.2	2 2.5	5 6.2	3 3.7	1 1.2	6 7.4	1 1.2	-	-	8 9.9	1 1.2	-	-	7 8.6	11 13.6	10 12.3	3 3.7	3 3.7	
業種・規模・従業員数別																						
計	94,006 100.0	9,804 10.4	18,456 19.6	1,949 2.1	679 0.7	2,592 2.8	3,674 3.9	1,042 1.1	3,763 4.0	829 0.9	613 0.7	520 0.6	3,727 4.0	1,328 1.4	1,012 1.1	241 0.3	3,730 4.0	7,345 7.8	8,766 9.3	1,645 1.7	1,950 2.1	
いわゆる中小企業	69,016 100.0	7,944 11.5	13,774 20.0	1,498 2.2	509 0.7	2,141 3.1	2,863 4.1	756 1.1	2,900 4.2	714 1.0	566 0.8	424 0.6	2,850 4.1	1,037 1.5	650 0.9							

	(見直し) 企業計	それ以外の手当								給食施設、休憩室、更衣室の利用				それ以外の福利厚生				慶弔休暇				健康診断に伴う勤務免除や有給の保障				
		パート・有期社員		正社員		(制度の) 廃止	パート・有期社員		正社員		(制度の) 廃止	パート・有期社員		正社員		(制度の) 廃止	パート・有期社員		正社員		(制度の) 廃止	パート・有期社員		正社員		(制度の) 廃止
		(制度の) 新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の) 新設		増額や拡充	減額や縮小	(制度の) 新設	増額や拡充		減額や縮小	(制度の) 新設	増額や拡充	減額や縮小		(制度の) 新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の) 新設		増額や拡充	減額や縮小	(制度の) 新設	増額や拡充	
合計	n %	1,765 100.0	42 2.4	36 2.0	6 0.3	26 1.5	47 2.7	173 9.8	17 1.0	13 0.7	34 1.9	68 3.9	13 0.7	13 0.7	178 10.1	298 16.9	34 1.9	5 0.3	106 6.0	250 14.2	25 1.4	6 0.3				
問3 主たる業種別																										
鉱業、採石業、砂利採取業	5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
建設業	112	100.0	1 0.9	2 1.8	-	2 1.8	3 2.7	11 9.8	1 0.9	1 0.9	3 2.7	9 8.0	2 1.8	-	14 12.5	25 22.3	2 1.8	-	9 8.0	23 20.5	3 2.7	1 0.9				
製造業	307	100.0	5 1.6	3 1.0	-	6 2.0	12 3.9	39 12.7	3 1.0	1 0.3	7 2.3	11 3.6	2 0.7	3 1.0	28 9.1	49 16.0	6 2.0	2 0.7	18 5.9	50 16.3	4 1.3	1 0.3				
電気・ガス・熱供給・水道業	13	100.0	-	1 7.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 15.4	2 15.4	-	-	1 7.7	3 23.1	-	-	-			
情報通信業	45	100.0	1 2.2	-	-	4.4 4.4	4.4 4.4	-	-	2.2 2.2	6.7 6.7	-	-	-	6.7 6.7	20.0 20.0	-	-	4.4 4.4	13.3 13.3	-	-	-			
運輸業、郵便業	74	100.0	-	1 1.4	-	2 2.7	8 10.8	1 1.4	2 2.7	1 1.4	2 2.7	2 1.4	2 1.4	1 1.4	2 2.7	19 25.7	1 1.4	-	3 4.1	11 14.9	2 2.7	-	-			
卸売業、小売業	245	100.0	2 0.8	3 1.2	-	3 1.2	6 2.4	27 11.0	1 0.4	2 0.8	4 1.6	5 2.0	-	-	17 6.9	43 17.6	7 2.9	-	12 4.9	45 18.4	2 0.8	-	-			
金融業、保険業	17	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 5.9	1 5.9	-	-	2 11.8	5 29.4	-	-	-	1 5.9	-	-	-			
不動産業、物品賃貸業	20	100.0	-	-	-	-	1 5.0	2 10.0	-	-	-	1 5.0	-	-	4 20.0	6 30.0	-	-	2 10.0	3 15.0	-	-	-			
学術研究、専門・技術サービス業	36	100.0	2 5.6	1 2.8	-	-	1 2.8	2 5.6	-	-	1 2.8	2 5.6	-	-	3 8.3	4 11.1	1 2.8	-	2 5.6	3 8.3	-	-	-			
宿泊業、飲食サービス業	105	100.0	7 6.7	2 1.9	1 1.0	1 1.9	5 4.8	14 13.3	-	-	4 3.8	1 1.0	2 1.9	-	24 22.9	14 13.3	2 1.9	-	14 13.3	12 11.4	1 1.0	-	-			
生活関連サービス業、娯楽業	41	100.0	-	1 2.4	1 2.4	2 4.9	1 2.4	2 4.9	-	-	1 2.4	3 7.3	-	-	7 17.1	4 9.8	-	-	2 4.9	5 12.2	1 2.4	-	-			
教育、学習支援業	95	100.0	3 3.2	4 4.2	1 1.1	-	1 1.1	9 9.5	1 1.1	-	4 4.2	-	-	-	8 8.4	11 11.6	4 4.2	-	2 2.1	14 14.7	2 2.1	-	-			
医療、福祉	476	100.0	18 3.8	15 3.2	3 0.6	6 1.3	9 1.9	43 9.0	8 1.7	5 1.1	6 1.3	19 4.0	6 1.3	5 1.1	47 9.9	82 17.2	8 1.7	3 0.6	29 6.1	63 13.2	7 1.5	4 0.8				
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	9	100.0	1 11.1	-	-	-	-	1 11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
サービス業(他に分類されないもの)	165	100.0	2 1.2	3 1.8	-	1 0.6	4 2.4	13 7.9	2 1.2	-	3 1.8	4 2.4	-	-	17 10.3	25 15.2	3 1.8	-	10 6.1	11 6.7	3 1.8	-	-			
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
サービス業計	356	100.0	12 3.4	7 2.0	2 0.6	5 1.4	11 3.1	32 9.0	2 0.6	1 0.3	11 3.1	13 3.7	2 0.6	2 0.6	51 14.3	47 13.2	6 1.7	-	28 7.9	31 8.7	5 1.4	-	-			
問4 常用雇用者数の規模別																										
50人以下	988	100.0	17 1.7	21 2.1	3 0.3	21 2.1	38 3.8	131 13.3	13 1.3	20 2.0	48 4.9	10 1.0	13 1.3	93 9.4	177 17.9	23 2.3	3 0.3	79 8.0	195 19.7	19 1.9	6 0.6					
51人以上100人以下	320	100.0	8 2.5	4 1.3	-	2 0.6	7 2.2	18 5.6	1 0.3	-	4 1.3	9 2.8	2 0.6	-	30 9.4	44 13.8	4 1.3	14 4.4	31 9.7	3 0.9	-	-				
101人以上300人以下	269	100.0	9 3.3	8 3.0	1 1.1	3 1.1	18 6.7	3 1.1	-	3 1.1	5 1.9	5 1.9	1 0.4	28 10.4	38 14.1	4 1.5	1 0.4	8 3.0	16 5.9	3 1.1	-	-				
301人以上1,000人以下	121	100.0	4 3.3	1 0.8	-	-	5 4.1	-	-	-	2 1.7	-	-	19 15.7	25 20.7	1 0.8	-	3 2.5	5 4.1	-	-	-				
1,001人以上	45	100.0	3 6.7	2 4.4	-	-	-	-	-	1 2.2	2 4.4	-	-	7 15.6	12 26.7	2 4.4	-	1 2.2	-	-	-	-				
無回答	22	100.0	1 4.5	-	-	-	1 4.5	-	-	1 4.5	2 9.1	-	-	1 4.5	2 9.1	-	-	1 4.5	3 13.6	-	-	-				
300人以下計(中小規模企業)	1,577	100.0	34 2.2	33 2.1	6 0.4	26 1.6	46 2.9	167 10.6	17 1.1	13 0.8	27 1.7	62 3.9	13 0.8	13 0.8	151 9.6	259 16.4	31 2.0	5 0.3	101 6.4	242 15.3	25 1.6	6 0.4				
301人以上計(大規模企業)	166	100.0	7 4.2	3 1.8	-	-	-	5 3.0	-	-	4 2.4	-	-	-	26 15.7	37 22.3	3 1.8	-	4 2.4	5 3.0	-	-				
問1 本社所在地(地域別)																										
北海道・東北	310	100.0	10 3.2	10 3.2	2 0.6	4 1.3	12 3.9	27 8.7	2 0.6	2 0.6	12 3.9	3 0.9	3 0.9	38 12.3	51 16.5	4 1.3	1 0.3	23 7.4	42 13.5	5 1.6	2 0.6					
関東	504	100.0	15 3.0	8 1.6	2 0.4	9 1.8	12 2.4	54 10.7	7 1.4	3 0.6	12 2.4	22 4.4	3 0.6	6 1.2	60 11.9	91 18.1	13 2.6	4 0.4	30 6.0	73 14.5	8 1.6	2 0.4				
北陸・東海	285	100.0	1 0.4	3 1.1	-	3 1.1	5 1.8	32 11.2	3 1.1	-	7 2.5	8 2.8	1 0.4	1 0.4	18 6.3	54 18.9	6 2.1	-	16 5.6	42 14.7	4 1.4	-				
近畿	239	100.0	8 3.3	7 2.9	4 1.5	3 1.3	9 3.7	29 12.1	3 1.3	4 1.6	33 14.2	3 0.8	4 1.1	22 9.2	36 15.1	3 1.3	-	14 5.9	32 13.4	4 1.7	-	-				
中国・四国	146	100.0	1 0.7	2 1.4	-	2 1.4	6 4.1	11 7.5	1 0.7	2 1.4	2 1.4	4 2.7	2 0.7	1 0.7	18 12.3	15 10.3	4 2.7	-	8 5.5	21 14.4	2 1.4	-				
九州・沖縄	256	100.0	6 2.3	6 2.3	4 1.5	4 1.6	3 1.2	19 7.4	1 0.4	4 1.6	7 2.7	13 5.1	2 0.8	4 1.2	20 7.8	48 18.8	4 1.6	2 0.8	13 5.1	37 14.5	2 0.8	2 0.8				
無回答	25	100.0	1 4.0	-	-	1 4.0	2 8.0	1 4.0	-	1 4.0	2 8.0	-	-	-	2 8.0	3 12.0	-	-	2 8.0	3 12.0	-	1 4.0				
問2 事業所数別																										
1ヶ所(本社のみ)	748	100.0	15 2.0	20 2.7	4 0.5	15 2.0	17 2.3	87 11.6	7 0.9	10 1.3	17 2.3	28 3.7	7 0.9	9 1.2	70 9.4	126 16.8	17 2.3	2 0.3	50 6.7	124 16.6	12 1.6	4 0.5				
2ヶ所以上	990	100.0	25 2.5	16 1.6	2 0.2	11 1.1	29 2.9	85 8.6	10 1.0	3 0.3	17 1.7	39 3.9	6 0.6	4 0.4	106 10.7	170 17.2	17 1.7	3 0.3	54 5.5	122 12.3	13 1.3	2 0.2				
無回答	27	100.0	2 7.4	-	-	-	1 3.7	-	-	-	-	1 3.7	-	-	2 7.4	2 7.4	-	-	2 7.4	4 14.8	-	-				
問5 パート・有期社員の数割合別																										
25%未満	726	100.0	14 1.9	15 2.1	1 0.1	5 0.7	21 2.9	74 10.2	7 0.6	4 0.2	16 2.2	23 3.2	6 0.8	4 0.6	53 7.3	131 18.0	15 2.1	-	34 4.7	116 16.0	12 1.7	-				
25%以上50%未満	502	100.0	12 2.4	6 1.2	2 0.2	2 0.8	9 1.8	50 10.0	4 0.8	4 0.8	23 4.6	7 1.6	4 0.8	2 0.4	64 12.7	74 14.7	8 1.6	3 0.6	34 6.8	65 12.9	7 1.4	2 0.4				
50%以上75%未満	327	100.0	10 3.1	10 3.1	2 0.6	4 1.2	6 1.8	30 9.2	2 0.6	4 1.2	14 4.3	2 0.6	2 0.6	4 9.2	30 16.8	55 18.8	6 0.3	1 0.5	19 13.5	44 18.8	6 0.6	2 0.6				
75%以上	129	100.0	5 3.9	3 2.3	1 1.6	-	5 3.9	11 8.5	1 0.8	1 1.6	3 2.3	2 1.6	1 0.8	-	17 13.2	25 19.4	3 2.3	-	5 3.9	9 7.0	-	-				
無回答	81	100.0	1 1.2	2 2.5	-	7 8.6	6 7.4	8 9.9	1 1.2	2 2.5	6 7.4	6 7.4	-	3 3.7	14 17.3	13 16.0	2 2.5	1 1.7	14 17.3	16 19.8	-	2 2.5				
業種×規模×復元集計																										
計	94,006	1,982 2.1	1,830 1.9	279 0.3	1,639 1.7	2,664 2.8	9,615 10.2	795 0.8	785 0.8	1,870 2.0	3,476 3.7	716 0.8	760 0.8	9,500 10.1	16,528 17.6	1,780 1.9	237 0.3	5,840 6.2	13,728 14.6	1,253 1.3	287 0.3					
いわゆる中小企業	69,016	1,349 2.0	1,159 1.7	141 0.2	1,179 1.7	2,385 3.5	7,639 11.1	601 0.9	514 0.7	1,380 2.0	2,593 3.7	555 0.8	511 0.7	6,882 10.0	12,582 18.2	1,451 2.1	154 0.2	4,613 6.7	11,145 16.1	914 1.3	240 0.3					
いわゆる大企業	9,249	516 5.6	235 2.5	70 0.8	36 0.4	-	227 2.5	72 0.8	-	167 1.8	113 1.2	-	-	1,130 12.2	1,349 14.6	81 0.9	36 0.4	146 1.6	247 2.7	72 0.8	-					
無回答	15,741	100.0	11																							

	n	病气休職				動続期間に応じた法定外(有給)の休職				それ以外の休職・休職				教育訓練				その他				無回答
		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員		パート・有期社員		正社員		
		(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	(制度の)新設	増額や拡充	減額や縮小	(制度の)廃止	
総計	1,765	93	191	24	13	111	218	24	9	53	80	12	13	54	158	23	13	19	13	3	9	51
	100.0	5.3	10.8	1.4	0.7	6.3	12.4	1.4	0.5	3.0	4.5	0.7	0.7	3.1	9.0	1.3	0.7	1.1	0.7	0.2	0.5	2.9
主たる業種別																						
鉱業、採石業、砂利採取業	5				1																	
100.0	100.0				20.0																	
建設業	112	5	20	3	1	15	21	3		3	9	3	1	7	19	3				1		5
100.0	4.5	17.9	2.7	0.9	13.4	18.8	2.7		2.7	8.0	2.7	0.9	6.3	17.0	2.7				0.9			4.5
製造業	307	19	33	4	3	21	33	5	2	6	12		3	13	29	5	2	6	2		3	13
100.0	6.2	10.7	1.3	1.0	6.8	10.7	1.6	0.7	2.0	3.9		1.0	4.2	9.4	1.6	0.7	2.0	0.7			1.0	4.2
電気・ガス・熱供給・水道業	13		2			1	1			1												2
100.0		15.4			7.7	7.7			7.7													15.4
情報通信業	45	3	4			2	2		1				1		7		1			1		2
100.0	6.7	8.9			4.4	4.4		2.2				2.2		15.6		2.2				2.2		4.4
運輸業、郵便業	74	3	7	1		5	10	3	2	1	3	2			5	3		1	1	1	1	3
100.0	4.1	9.5	1.4		6.8	13.5	4.1	2.7	1.4	4.1	2.7			6.8	4.1		1.4	1.4	1.4	1.4		4.1
卸売業、小売業	245	5	30	4		13	41	2		2	7	1	2	7	16	1	3	1		1		12
100.0	2.0	12.2	1.6		5.3	16.7	0.8		0.8	2.9	0.4	0.8	2.9	6.5	0.4	1.2	0.4	0.4				4.9
金融業、保険業	17									11.8	5.9				5.9						11.8	5.9
100.0										11.8	5.9			5.9							11.8	5.9
不動産業、物品賃貸業	20	1	5			2	2			1				1	1							
100.0	5.0	25.0			10.0	10.0				5.0				5.0	5.0							
学術研究、専門・技術サービス業	36	2	4			1	5			4	3			1	4					1		
100.0	5.6	11.1			2.8	13.9			11.1	8.3				2.8	11.1					2.8		
宿泊業、飲食サービス業	105	13	10	1		8	13	2	1	2	1	1		3	4	1			2	1	1	2
100.0	12.4	9.5	1.0		7.6	12.4	1.9	1.0	1.9	1.0	1.0		2.9	3.8	1.0				1.9	1.0	1.0	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	41	5	3		1	4	3			4	1			1					1			1
100.0	12.2	7.3		2.4	9.8	7.3			9.8	2.4			2.4					2.4				2.4
教育、学習支援業	95		9	2		5	9	2		2	11	1		1	11	1			2	2		2
100.0		9.5	2.1		5.3	9.5	2.1		2.1	11.6	1.1		1.1	11.6	1.1			2.1	2.1			2.1
医療、福祉	476	23	52	8	5	29	58	5	2	17	20	2	6	14	49	6	5	5	1	1	1	6
100.0	4.8	10.9	1.7	1.1	6.1	12.2	1.1	0.4	3.6	4.2	0.4	1.3	2.9	10.3	1.3	1.1	1.1	0.2	0.2	0.2	0.6	1.3
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	9					1				1												
100.0						11.1				11.1												
サービス業(他に分類されないもの)	165	14	12	1	2	5	19	2	1	9	10	2		5	13	2	1	1	1	1		2
100.0	8.5	7.3	0.6	1.2	3.0	11.5	1.2	0.6	5.5	6.1	1.2		3.0	7.9	1.2	0.6	0.6	0.6	0.6			1.2
その他																						
サービス業計	356	34	29	2	3	18	41	4	2	19	16	3		10	21	4	2	4	2	1	2	5
100.0	9.6	8.1	0.6	0.8	5.1	11.5	1.1	0.6	5.3	4.5	0.8		2.8	5.9	1.1	0.6	1.1	0.6	0.3	0.6	1.4	
常用雇用者の規模別																						
50人以下	988	54	129	17	11	86	165	17	8	27	46	6	12	35	113	19	11	8	4	1	8	33
100.0	5.5	13.1	1.7	1.1	8.7	16.7	1.7	0.8	2.7	4.7	0.6	1.2	3.5	11.4	1.9	1.1	0.8	0.4	0.1	0.8	3.3	
51人以上100人以下	320	10	28	3	2	14	23	4		7	11	2	1	8	26		1	5	3			7
100.0	3.1	8.8	0.9	0.6	4.4	7.2	1.3		2.2	3.4	0.6	0.3	2.5	8.1		0.3	1.6	0.9			2.2	
101人以上300人以下	269	15	18	4		9	17	2		7	10	2		7	12	3	1	3	3	2		5
100.0	5.6	6.7	1.5		3.3	6.3	0.7		2.6	3.7	0.7		2.6	4.5	1.1	0.4	1.1	1.1	0.7		1.9	
301人以上1,000人以下	121	9	11			2	8		1	5	6			4	5			2	1			3
100.0	7.4	9.1			1.7	6.6		0.8	4.1	5.0			3.3	4.1			1.7	0.8			2.5	
1,001人以上	45	4	3			2			6	7	1							2			1	3
100.0	8.9	6.7			4.4				13.3	15.6								4.4			2.2	6.7
無回答	22	1	2			3	1		1					2	1			1				
100.0	4.5	9.1			13.6	4.5			4.5					9.1	4.5			4.5				
300人以下計(中小規模企業)	1,577	79	175	24	13	109	205	23	8	41	67	10	13	50	151	22	13	16	10	3	8	45
100.0	5.0	11.1	1.5	0.8	6.9	13.0	1.5	0.5	2.6	4.2	0.6	0.8	3.2	9.6	1.4	0.8	1.0	0.6	0.2	0.5	2.9	
301人以上計(大規模企業)	166	13	14			2	10		1	11	13	1		4	5			2	3		1	6
100.0	7.8	8.4			1.2	6.0		0.6	6.6	7.8	0.6		2.4	3.0			1.2	1.8		0.6	3.6	
本社所在地(地域ブロック別)																						
北海道・東北	310	14	31	5	3	20	45	5	2	12	13	4	3	10	34	4	1	3	2	1	1	12
100.0	4.5	10.0	1.6	1.0	6.5	14.5	1.6	0.6	3.9	4.2	1.3	1.0	3.2	11.0	1.3	0.3	1.0	0.6	0.3	0.3	3.9	
関東	504	29	55	8	3	35	53	7	3	19	24	4	3	18	42	7	6	5	5	1	4	13
100.0	5.8	10.9	1.6	0.6	6.9	10.5	1.4	0.6	3.8	4.8	0.8	0.6	3.6	8.3	1.4	1.2	1.0	1.0	0.2	0.8	2.6	
北陸・東海	285	11	29	5	3	18	35	3		5	10		1	6	26	3		1	1			12
100.0	3.9	10.2	1.8	1.1	6.3	12.3	1.1		1.8	3.5		0.4	2.1	9.1	1.1		0.4	0.4			4.2	
近畿	239	16	27	2	1	15	33	2	1	6	8		2	9	19	4	3	3	1		2	
100.0	6.7	11.3	0.8	0.4	6.3	13.8	0.8	0.4	2.5	3.3		0.8	3.8	7.9	1.7	1.3	1.3	0.4			0.8	
中国・四国	146	11	18	2		7	12	4		3	8	3		6	12	2	1	2	1			5
100.0	7.5	12.3	1.4		4.8	8.2	2.7		2.1	5.5	2.1		4.1	8.2	1.4	0.7	1.4	0.7			3.4	
九州・沖縄	256	11	28	2	3	15	36	2	3	7	16		4	4	22	2	2	4	3	1	2	7
100.0	4.3	10.9	0.8	1.2	5.9	14.1																

問11. パート・有期社員や正社員の待遇の見直しについて、具体的な内容を教えてください（該当すべてに○）。

	(見直しの見直しを行った企業計)	基本給を回答	手当関係を回答	を福利厚生、その他を回答	無回答	増額や拡充を回答	パート・有期社員の新設、または増額や拡充を回答	正社員の減額や縮小を回答	(制度の)廃止を回答	無回答
総計	n 1,765 100.0	1,141 64.6	1,375 77.9	865 49.0	51 2.9	1,677 95.0	223 12.6	185 10.5	51 2.9	
問3 主たる業種別										
鉱業、採石業、砂利採取業	5 100.0	4 80.0	3 60.0	1 20.0	-	4 80.0	1 20.0	1 20.0	-	
建設業	112 100.0	77 68.8	92 82.1	67 59.8	4.5	106 94.6	13 11.6	9 8.0	5 4.5	
製造業	307 100.0	188 61.2	230 74.9	140 45.6	13 4.2	288 93.8	38 12.4	38 12.4	13 4.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	13 100.0	6 46.2	8 61.5	7 53.8	2 15.4	11 84.6	2 15.4	-	2 15.4	
情報通信業	45 100.0	22 48.9	27 60.0	21 46.7	2 4.4	42 93.3	3 6.7	6 13.3	2 4.4	
運輸業、郵便業	74 100.0	46 62.2	57 77.0	35 47.3	3 4.1	68 91.9	17 23.0	15 20.3	3 4.1	
卸売業、小売業	245 100.0	160 65.3	195 79.6	116 47.3	12 4.9	223 91.0	32 13.1	31 12.7	12 4.9	
金融業、保険業	17 100.0	5 29.4	11 64.7	10 58.8	1 5.9	16 94.1	-	1 5.9	1 5.9	
不動産業、物品賃貸業	20 100.0	20 100.0	14 70.0	10 50.0	-	20 100.0	1 5.0	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	36 100.0	26 72.2	22 61.1	17 47.2	-	35 97.2	2 5.6	1 2.8	-	
宿泊業、飲食サービス業	105 100.0	77 73.3	83 79.0	62 59.0	2 1.9	101 96.2	21 20.0	17 16.2	2 1.9	
生活関連サービス業、娯楽業	41 100.0	26 63.4	29 70.7	18 43.9	1 2.4	38 92.7	5 12.2	5 12.2	1 2.4	
教育、学習支援業	95 100.0	59 62.1	73 76.8	45 47.4	2 2.1	93 97.9	11 11.6	4 4.2	2 2.1	
医療、福祉	476 100.0	315 66.2	383 80.5	230 48.3	6 1.3	466 97.9	50 10.5	46 9.7	6 1.3	
複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	9 100.0	4 44.4	9 100.0	2 22.2	-	9 100.0	3 33.3	-	-	
サービス業 (他に分類されないもの)	165 100.0	106 64.2	139 84.2	84 50.9	2 1.2	157 95.2	24 14.5	11 6.7	2 1.2	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業計	356 100.0	239 67.1	282 79.2	183 51.4	5 1.4	340 95.5	55 15.4	34 9.6	5 1.4	
問4 常用雇 用者の 規模別										
50人以下	988 100.0	710 71.9	764 77.3	520 52.6	33 3.3	934 94.5	128 13.0	116 11.7	33 3.3	
51人以上100人以下	320 100.0	205 64.1	250 78.1	134 41.9	7 2.2	308 96.3	35 10.9	34 10.6	7 2.2	
101人以上300人以下	269 100.0	142 52.8	213 79.2	108 40.1	5 1.9	256 95.2	37 13.8	22 8.2	5 1.9	
301人以上1,000人以下	121 100.0	53 43.8	99 81.8	60 49.6	3 2.5	115 95.0	13 10.7	10 8.3	3 2.5	
1,001人以上	45 100.0	15 33.3	33 73.3	29 64.4	3 6.7	42 93.3	7 15.6	2 4.4	3 6.7	
無回答	22 100.0	16 72.7	16 72.7	14 63.6	-	22 100.0	3 13.6	1 4.5	-	
300人以下計 (中小規模企業)	1,577 100.0	1,057 67.0	1,227 77.8	762 48.3	45 2.9	1,498 95.0	200 12.7	172 10.9	45 2.9	
301人以上計 (大規模企業)	166 100.0	68 41.0	132 79.5	89 53.6	6 3.6	157 94.6	20 12.0	12 7.2	6 3.6	
問1 本 社 所 在 地 (地 域 ブ ロ ッ ク 別)										
北海道・東北	310 100.0	205 66.1	247 79.7	155 50.0	12 3.9	289 93.2	39 12.6	28 9.0	12 3.9	
関東	504 100.0	312 61.9	384 76.2	268 53.2	13 2.6	476 94.4	74 14.7	61 12.1	13 2.6	
北陸・東海	285 100.0	176 61.8	216 75.8	125 43.9	12 4.2	267 93.7	30 10.5	29 10.2	12 4.2	
近畿	239 100.0	164 68.6	190 79.5	119 49.8	2 0.8	233 97.5	26 10.9	24 10.0	2 0.8	
中国・四国	146 100.0	91 62.3	116 79.5	66 45.2	5 3.4	140 95.9	20 13.7	13 8.9	5 3.4	
九州・沖縄	256 100.0	175 68.4	204 79.7	117 45.7	7 2.7	247 96.5	31 12.1	28 10.9	7 2.7	
無回答	25 100.0	18 72.0	18 72.0	15 60.0	-	25 100.0	3 12.0	2 8.0	-	
問2 事業所 数別										
1ヶ所(本社のみ)	748 100.0	508 67.9	578 77.3	364 48.7	21 2.8	713 95.3	102 13.6	87 11.6	21 2.8	
2ヶ所以上	990 100.0	615 62.1	777 78.5	484 48.9	29 2.9	938 94.7	117 11.8	95 9.6	29 2.9	
無回答	27 100.0	18 66.7	20 74.1	17 63.0	1 3.7	26 96.3	4 14.8	3 11.1	1 3.7	
問7 パート・有期社員 の人数割合 別										
25%未満	726 100.0	462 63.6	545 75.1	338 46.6	20 2.8	690 95.0	78 10.7	63 8.7	20 2.8	
25%以上50%未満	502 100.0	335 66.7	392 78.1	239 47.6	19 3.8	476 94.8	66 13.1	65 12.9	19 3.8	
50%以上75%未満	327 100.0	202 61.8	267 81.7	171 52.3	6 1.8	314 96.0	50 15.3	35 10.7	6 1.8	
75%以上	129 100.0	84 65.1	101 78.3	69 53.5	5 3.9	121 93.8	16 12.4	11 8.5	5 3.9	
無回答	81 100.0	58 71.6	70 86.4	48 59.3	1 1.2	76 93.8	13 16.0	11 13.6	1 1.2	
業種×規模 ×復元集計										
計	94,006 100.0	60,793 64.7	72,548 77.2	46,490 49.5	2,830 3.0	89,022 94.7	11,790 12.5	10,634 11.3	2,830 3.0	
いわゆる中小企業	69,016 100.0	46,058 66.7	53,093 76.9	34,400 49.8	2,183 3.2	65,174 94.4	8,705 12.6	8,475 12.3	2,183 3.2	
いわゆる大企業	9,249 100.0	3,639 39.3	7,671 82.9	4,135 44.7	189 2.0	8,990 97.2	1,081 11.7	370 4.0	189 2.0	
無回答	15,741 100.0	11,095 70.5	11,783 74.9	7,955 50.5	458 2.9	14,858 94.4	2,003 12.7	1,790 11.4	458 2.9	

問12. 同一労働同一賃金ルールへの対応後、パート・有期社員の人件費総額はどれくらい増減しましたか（増減する見通しですか）（1つに○）。

	（見通す見直しを行った企業計）	増加する（増加する見通し）					（ほぼ同じは5%未満）	5%以上減少	わからない	無回答
		計	20%以上増加	10%以上20%未満	5%以上10%未満	5%未満				
総計	n 1,765 100.0	720 40.8	66 3.7	209 11.8	445 25.2	650 36.8	15 0.8	322 18.2	58 3.3	
問3 主たる業種別										
紙業、採石業、砂利採取業	5 100.0	2 40.0	-	-	2 40.0	2 40.0	-	1 20.0	-	
建設業	112 100.0	46 41.1	3 2.7	14 12.5	29 25.9	44 39.3	2 1.8	16 14.3	4 3.6	
製造業	307 100.0	120 39.1	13 4.2	30 9.8	77 25.1	130 42.3	1 0.3	49 16.0	7 2.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	13 100.0	3 23.1	1 7.7	1 7.7	1 7.7	8 61.5	-	-	2 15.4	
情報通信業	45 100.0	14 31.1	2 4.4	3 6.7	9 20.0	27 60.0	-	4 8.9	-	
運輸業、郵便業	74 100.0	26 35.1	2 2.7	8 10.8	16 21.6	33 44.6	-	14 18.9	1 1.4	
卸売業、小売業	245 100.0	89 36.3	9 3.7	23 9.4	57 23.3	100 40.8	3 1.2	39 15.9	14 5.7	
金融業、保険業	17 100.0	1 5.9	-	-	1 5.9	10 58.8	-	5 29.4	1 5.9	
不動産業、物品賃貸業	20 100.0	10 50.0	2 10.0	4 20.0	4 20.0	7 35.0	1 5.0	2 10.0	-	
学術研究、専門・技術サービス業	36 100.0	8 22.2	1 2.8	3 8.3	4 11.1	19 52.8	-	9 25.0	-	
宿泊業、飲食サービス業	105 100.0	36 34.3	4 3.8	9 8.6	23 21.9	42 40.0	2 1.9	21 20.0	4 3.8	
生活関連サービス業、娯楽業	41 100.0	17 41.5	-	4 9.8	13 31.7	14 34.1	-	10 24.4	-	
教育、学習支援業	95 100.0	53 55.8	4 4.2	17 17.9	32 33.7	22 23.2	-	16 16.8	4 4.2	
医療、福祉	476 100.0	216 45.4	17 3.6	68 14.3	131 27.5	138 29.0	3 0.6	101 21.2	18 3.8	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	9 100.0	2 22.2	-	-	2 22.2	4 44.4	-	3 33.3	-	
サービス業（他に分類されないもの）	165 100.0	77 46.7	8 4.8	25 15.2	44 26.7	50 30.3	3 1.8	32 19.4	3 1.8	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業計	356 100.0	140 39.3	13 3.7	41 11.5	86 24.2	129 36.2	5 1.4	75 21.1	7 2.0	
問4 常用雇用の規模別										
50人以下	988 100.0	430 43.5	44 4.5	137 13.9	249 25.2	378 38.3	11 1.1	141 14.3	28 2.8	
51人以上100人以下	320 100.0	133 41.6	9 2.8	38 11.9	86 26.9	95 29.7	2 0.6	77 24.1	13 4.1	
101人以上300人以下	269 100.0	95 35.3	8 3.0	21 7.8	66 24.5	104 38.7	2 0.7	60 22.3	8 3.0	
301人以上1,000人以下	121 100.0	37 30.6	1 0.8	7 5.8	29 24.0	44 36.4	-	33 27.3	7 5.8	
1,001人以上	45 100.0	16 35.6	3 6.7	1 2.2	12 26.7	19 42.2	-	8 17.8	2 4.4	
無回答	22 100.0	9 40.9	1 4.5	5 22.7	3 13.6	10 45.5	-	3 13.6	-	
300人以下計（中小規模企業）	1,577 100.0	658 41.7	61 3.9	196 12.4	401 25.4	577 36.6	15 1.0	278 17.6	49 3.1	
301人以上計（大規模企業）	166 100.0	53 31.9	4 2.4	8 4.8	41 24.7	63 38.0	-	41 24.7	9 5.4	
問1 本社所在地（地域ブロック）別										
北海道・東北	310 100.0	137 44.2	18 5.8	39 12.6	80 25.8	105 33.9	2 0.6	51 16.5	15 4.8	
関東	504 100.0	203 40.3	20 4.0	55 10.9	128 25.4	185 36.7	7 1.4	92 18.3	17 3.4	
北陸・東海	285 100.0	114 40.0	12 4.2	31 10.9	71 24.9	106 37.2	3 1.1	54 18.9	8 2.8	
近畿	239 100.0	100 41.8	8 3.3	23 9.6	69 28.9	96 40.2	-	40 16.7	3 1.3	
中国・四国	146 100.0	46 31.5	2 1.4	21 14.4	23 15.8	60 41.1	-	34 23.3	6 4.1	
九州・沖縄	256 100.0	112 43.8	6 2.3	34 13.3	72 28.1	86 33.6	3 1.2	46 18.0	9 3.5	
無回答	25 100.0	8 32.0	-	6 24.0	2 8.0	12 48.0	-	5 20.0	-	
問2 事業所数別										
1ヶ所（本社のみ）	748 100.0	318 42.5	28 3.7	94 12.6	196 26.2	278 37.2	6 0.8	130 17.4	16 2.1	
2ヶ所以上	990 100.0	391 39.5	38 3.8	109 11.0	244 24.6	360 36.4	9 0.9	188 19.0	42 4.2	
無回答	27 100.0	11 40.7	-	6 22.2	5 18.5	12 44.4	-	4 14.8	-	
問7 パート・有期社員の人件費割合別										
25%未満	726 100.0	247 34.0	22 3.0	60 8.3	165 22.7	357 49.2	3 0.4	103 14.2	16 2.2	
25%以上50%未満	502 100.0	229 45.6	20 4.0	70 13.9	139 27.7	149 29.7	6 1.2	101 20.1	17 3.4	
50%以上75%未満	327 100.0	155 47.4	17 5.2	51 15.6	87 26.6	81 24.8	3 0.9	72 22.0	16 4.9	
75%以上	129 100.0	55 42.6	4 3.1	17 13.2	34 26.4	34 26.4	2 1.6	31 24.0	7 5.4	
無回答	81 100.0	34 42.0	3 3.7	11 13.6	20 24.7	29 35.8	1 1.2	15 18.5	2 2.5	
業種×規模×復元集計	94,006 100.0	37,410 39.8	3,571 3.8	10,545 11.2	23,295 24.8	35,695 38.0	907 1.0	17,249 18.3	2,744 2.9	
いわゆる中小企業	69,016 100.0	27,494 39.8	2,378 3.4	8,097 11.7	17,020 24.7	26,533 38.4	642 0.9	12,410 18.0	1,936 2.8	
いわゆる大企業	9,249 100.0	2,737 29.6	414 4.5	366 4.0	1,958 21.2	3,807 41.2	-	2,385 25.8	320 3.5	
無回答	15,741 100.0	7,179 45.6	780 5.0	2,082 13.2	4,317 27.4	5,355 34.0	265 1.7	2,455 15.6	488 3.1	

問14. 同一労働同一賃金ルールへの対応により、得られた(得られると見込む)効果はありますか(該当すべてに○)。

	必要と思われる見直しを行った企業割合	納得感の公平な評価・公正化	働く意欲や生産性の向上	人材の確保・教育・訓練(採用コストの減少を含む)	企業イメージの改善	訴訟リスクの低下	労働組合によるパワート・代表者の確保(組織化・過半数)	その他	特になし・わからない	無回答	効果があった(見込)	
											n	%
合計	3,152	1,270	1,234	908	264	274	15	20	897	134	2,121	67.3
	100.0	40.3	39.1	28.8	8.4	8.7	0.5	0.6	28.5	4.3	67.3	
問3 主たる業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	7	2	3	1	-	-	-	2	1	4	
		100.0	28.6	42.9	14.3	-	-	-	28.6	14.3	57.1	
	建設業	205	75	86	59	19	7	-	2	57	9	139
		100.0	36.6	42.0	28.8	9.3	3.4	-	1.0	27.8	4.4	67.8
	製造業	579	230	217	137	48	67	3	3	170	26	383
		100.0	39.7	37.5	23.7	8.3	11.6	0.5	0.5	29.4	4.5	66.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	22	3	9	8	2	1	-	-	7	3	12
		100.0	13.6	40.9	36.4	9.1	4.5	-	-	31.8	13.6	54.5
	情報通信業	64	19	19	14	5	9	1	1	25	1	38
		100.0	29.7	29.7	21.9	7.8	14.1	1.6	1.6	39.1	1.6	59.4
	運輸業、郵便業	118	38	45	34	7	20	-	1	38	2	78
		100.0	32.2	38.1	28.8	5.9	16.9	-	0.8	32.2	1.7	66.1
	卸売業、小売業	480	191	168	126	36	41	-	4	146	23	311
		100.0	39.8	35.0	26.3	7.5	8.5	-	0.8	30.4	4.8	64.8
	金融業、保険業	24	16	10	7	-	1	-	-	5	-	19
		100.0	66.7	41.7	29.2	-	4.2	-	-	20.8	-	79.2
	不動産業、物品賃貸業	39	12	16	10	3	2	-	-	15	-	24
	100.0	30.8	41.0	25.6	7.7	5.1	-	-	38.5	-	61.5	
学術研究、専門・技術サービス業	54	17	22	15	1	5	-	-	19	3	32	
	100.0	31.5	40.7	27.8	1.9	9.3	-	-	35.2	5.6	59.3	
宿泊業、飲食サービス業	208	86	91	74	36	19	2	-	56	6	146	
	100.0	41.3	43.8	35.6	17.3	9.1	1.0	-	26.9	2.9	70.2	
生活関連サービス業、娯楽業	80	30	30	18	9	7	-	-	25	5	50	
	100.0	37.5	37.5	22.5	11.3	8.8	-	-	31.3	6.3	62.5	
教育、学習支援業	160	75	74	60	14	16	1	1	30	6	124	
	100.0	46.9	46.3	37.5	8.8	10.0	0.6	0.6	18.8	3.8	77.5	
医療、福祉	814	367	331	262	68	47	7	5	207	39	568	
	100.0	45.1	40.7	32.2	8.4	5.8	0.9	0.6	25.4	4.8	69.8	
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	14	7	5	2	1	2	-	-	3	-	11	
	100.0	50.0	35.7	14.3	7.1	14.3	-	-	21.4	-	78.6	
サービス業(他に分類されないもの)	284	102	108	81	15	30	1	3	92	10	182	
	100.0	35.9	38.0	28.5	5.3	10.6	0.4	1.1	32.4	3.5	64.1	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業計	640	242	256	190	62	63	3	3	195	24	421	
	100.0	37.8	40.0	29.7	9.7	9.8	0.5	0.5	30.5	3.8	65.8	
問4 常用雇用の規模別	50人以下	1,792	674	703	522	157	109	7	11	524	86	1,182
		100.0	37.6	39.2	29.1	8.8	6.1	0.4	0.6	29.2	4.8	66.0
	51人以上100人以下	581	252	231	165	31	55	5	5	164	22	395
		100.0	43.4	39.8	28.4	5.3	9.5	0.9	0.9	28.2	3.8	68.0
	101人以上300人以下	492	215	182	134	44	60	2	3	133	15	344
		100.0	43.7	37.0	27.2	8.9	12.2	0.4	0.6	27.0	3.0	69.9
	301人以上1,000人以下	191	82	74	58	22	31	1	1	56	7	128
		100.0	42.9	38.7	30.4	11.5	16.2	0.5	0.5	29.3	3.7	67.0
	1,001人以上	61	32	29	20	6	17	-	-	10	2	49
		100.0	52.5	47.5	32.8	9.8	27.9	-	-	16.4	3.3	80.3
	無回答	35	15	15	9	4	2	-	-	10	2	23
	100.0	42.9	42.9	25.7	11.4	5.7	-	-	28.6	5.7	65.7	
300人以下計(中小規模企業)	2,865	1,141	1,116	821	232	224	14	19	821	123	1,921	
	100.0	39.8	39.0	28.7	8.1	7.8	0.5	0.7	28.7	4.3	67.1	
301人以上計(大規模企業)	252	114	103	78	28	48	1	1	66	9	177	
	100.0	45.2	40.9	31.0	11.1	19.0	0.4	0.4	26.2	3.6	70.2	
問1 本社所在地(地域ブロック別)	北海道・東北	565	237	230	170	44	42	2	3	145	31	389
		100.0	41.9	40.7	30.1	7.8	7.4	0.4	0.5	25.7	5.5	68.8
	関東	894	349	327	252	67	91	6	7	271	34	589
		100.0	39.0	36.6	28.2	7.5	10.2	0.7	0.8	30.3	3.8	65.9
	北陸・東海	535	213	198	142	40	43	1	7	167	16	352
		100.0	39.8	37.0	26.5	7.5	8.0	0.2	1.3	31.2	3.0	65.8
	近畿	393	157	145	100	33	36	4	2	119	19	255
		100.0	39.9	36.9	25.4	8.4	9.2	1.0	0.5	30.3	4.8	64.9
	中国・四国	284	103	112	85	30	21	1	-	78	16	190
	100.0	36.3	39.4	29.9	10.6	7.4	0.4	-	27.5	5.6	66.9	
九州・沖縄	441	194	205	149	45	39	1	1	107	14	320	
	100.0	44.0	46.5	33.8	10.2	8.8	0.2	0.2	24.3	3.2	72.6	
無回答	40	17	17	10	5	2	-	-	10	4	26	
	100.0	42.5	42.5	25.0	12.5	5.0	-	-	25.0	10.0	65.0	
問2 事業所数別	1ヶ所(本社のみ)	1,330	544	525	391	102	91	6	7	362	65	903
		100.0	40.9	39.5	29.4	7.7	6.8	0.5	0.5	27.2	4.9	67.9
	2ヶ所以上	1,775	710	693	507	158	181	9	13	516	66	1,193
	100.0	40.0	39.0	28.6	8.9	10.2	0.5	0.7	29.1	3.7	67.2	
無回答	47	16	16	10	4	2	-	-	19	3	25	
	100.0	34.0	34.0	21.3	8.5	4.3	-	-	40.4	6.4	53.2	
問7 パート・有期社員の数割合別	25%未満	1,318	497	493	350	92	107	7	8	411	56	851
		100.0	37.7	37.4	26.6	7.0	8.1	0.5	0.6	31.2	4.2	64.6
	25%以上50%未満	912	396	375	276	75	66	6	10	240	40	632
		100.0	43.4	41.1	30.3	8.2	7.2	0.7	1.1	26.3	4.4	69.3
	50%以上75%未満	565	261	241	167	68	57	-	-	134	21	410
		100.0	46.2	42.7	29.6	12.0	10.1	-	-	23.7	3.7	72.6
75%以上	223	76	75	74	23	32	1	-	71	13	139	
	100.0	34.1	33.6	33.2	10.3	14.3	0.4	-	31.8	5.8	62.3	
無回答	134	40	50	41	6	12	1	2	41	4	89	
	100.0	29.9	37.3	30.6	4.5	9.0	0.7	1.5	30.6	3.0	66.4	
業種×規模×復興集計	計	169,858	68,422	66,313	48,722	14,839	15,241	749	1,055	48,734	6,985	114,139
		100.0	40.3	39.0	28.7	8.7	9.0	0.4	0.6	28.7	4.1	67.2
	いわゆる中小企業	127,741	50,231	48,393	36,315	11,574	11,283	593	726	37,458	5,433	84,850
		100.0	39.3	37.9	28.4	9.1	8.8	0.5	0.6	29.3	4.3	66.4
いわゆる大企業	14,860	7,698	6,414	4,958	1,294	2,018	72	110	3,538	417	10,905	
	100.0	51.8	43.2	33.4	8.7	13.6	0.5	0.7	23.8	2.8	73.4	
無回答	27,257	10,493	11,506	7,449	1,970	1,940	84	219	7,738	1,134	18,385	
	100.0	38.5	42.2	27.3	7.2	7.1	0.3	0.8	28.4	4.2	67.5	

問15. 同一労働同一賃金ルールへの対応にあたり、労使の話し合いを行いましたか（行う予定はありますか）（1つに○）。

	行 つ つ な 見 直 し を 行 っ た ・ 検 討 中 の 企 業 計	労 パ ー ト ・ 有 期 社 員 を 行 っ た （ 行 う ）	社 ・ 有 期 社 員 は 含 ま れ て い な い ・ 有 期 社 員 は 含 ま れ て い な い	い ら い の 話 合 い は 行 っ て い な い	無 回 答
総計	3,152 100.0	1,050 33.3	419 13.3	1,524 48.4	159 5.0
同3 主たる業種別					
鉱業、採石業、砂利採取業	7 100.0	2 28.6	1 14.3	3 42.9	1 14.3
建設業	205 100.0	68 33.2	26 12.7	101 49.3	10 4.9
製造業	579 100.0	176 30.4	73 12.6	295 50.9	35 6.0
電気・ガス・熱供給・水道業	22 100.0	6 27.3	3 13.6	10 45.5	3 13.6
情報通信業	64 100.0	21 32.8	14 21.9	28 43.8	1 1.6
運輸業、郵便業	118 100.0	48 40.7	17 14.4	49 41.5	4 3.4
卸売業、小売業	480 100.0	160 33.3	52 10.8	243 50.6	25 5.2
金融業、保険業	24 100.0	10 41.7	4 16.7	9 37.5	1 4.2
不動産業、物品賃貸業	39 100.0	10 25.6	8 20.5	21 53.8	-
学術研究、専門・技術サービス業	54 100.0	21 38.9	8 14.8	24 44.4	1 1.9
宿泊業、飲食サービス業	208 100.0	65 31.3	46 22.1	90 43.3	7 3.4
生活関連サービス業、娯楽業	80 100.0	27 33.8	14 17.5	35 43.8	4 5.0
教育、学習支援業	160 100.0	56 35.0	20 12.5	78 48.8	6 3.8
医療、福祉	814 100.0	268 32.9	78 9.6	419 51.5	49 6.0
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	14 100.0	8 57.1	5 35.7	1 7.1	-
サービス業（他に分類されないもの）	284 100.0	104 36.6	50 17.6	118 41.5	12 4.2
その他	-	-	-	-	-
サービス業計	640 100.0	225 35.2	123 19.2	268 41.9	24 3.8
同4 常用雇用者の規模別					
50人以下	1,792 100.0	605 33.8	177 9.9	907 50.6	103 5.7
51人以上100人以下	581 100.0	184 31.7	77 13.3	293 50.4	27 4.6
101人以上300人以下	492 100.0	163 33.1	93 18.9	218 44.3	18 3.7
301人以上1,000人以下	191 100.0	65 34.0	41 21.5	79 41.4	6 3.1
1,001人以上	61 100.0	25 41.0	24 39.3	10 16.4	2 3.3
無回答	35 100.0	8 22.9	7 20.0	17 48.6	3 8.6
300人以下計（中小規模企業）	2,865 100.0	952 33.2	347 12.1	1,418 49.5	148 5.2
301人以上計（大規模企業）	252 100.0	90 35.7	65 25.8	89 35.3	8 3.2
同5 本社所在地（地域ブロック別）					
北海道・東北	565 100.0	191 33.8	78 13.8	264 46.7	32 5.7
関東	894 100.0	301 33.7	125 14.0	426 47.7	42 4.7
北陸・東海	535 100.0	173 32.3	64 12.0	273 51.0	25 4.7
近畿	393 100.0	130 33.1	57 14.5	184 46.8	22 5.6
中国・四国	284 100.0	93 32.7	36 12.7	140 49.3	15 5.3
九州・沖縄	441 100.0	155 35.1	49 11.1	219 49.7	18 4.1
無回答	40 100.0	7 17.5	10 25.0	18 45.0	5 12.5
同6 事業所数別					
1ヶ所（本社のみ）	1,330 100.0	454 34.1	147 11.1	651 48.9	78 5.9
2ヶ所以上	1,775 100.0	585 33.0	263 14.8	850 47.9	77 4.3
無回答	47 100.0	11 23.4	9 19.1	23 48.9	4 8.5
同7 パート・有期社員の人数割合別					
25%未満	1,318 100.0	446 33.8	174 13.2	631 47.9	67 5.1
25%以上50%未満	912 100.0	301 33.0	114 12.5	452 49.6	45 4.9
50%以上75%未満	565 100.0	193 34.2	80 14.2	264 46.7	28 5.0
75%以上	223 100.0	67 30.0	39 17.5	107 48.0	10 4.5
無回答	134 100.0	43 32.1	12 9.0	70 52.2	9 6.7
業種×規模×規模×集計					
計	169,858 100.0	56,742 33.4	22,879 13.5	82,127 48.4	8,110 4.8
いわゆる中小企業	127,741 100.0	42,757 33.5	15,772 12.3	62,796 49.2	6,416 5.0
いわゆる大企業	14,860 100.0	4,912 33.1	3,099 20.9	6,581 44.3	268 1.8
無回答	27,257 100.0	9,073 33.3	4,007 14.7	12,751 46.8	1,426 5.2

問16. 同一労働同一賃金ルールへの対応にあたり、課題になった(なっている)ことはありますか(該当すべてに○)。

Table with 16 columns (headers) and 16 rows (data). Columns represent different categories of issues or responses, and rows represent various industry and demographic segments. The table is divided into major sections like '業種別' (by industry), '雇用者の規模別' (by employee size), '地域別' (by region), '事業所数別' (by number of establishments), and 'パート・有期雇員の人数割合別' (by percentage of part-time/limited-term employees).

問17. 同一労働同一賃金に向けて取り組むうえで、行政に求めたい支援はありますか（該当すべてに○）。

	必要と見ていない見直しを伴わない企業計	サービスの内容や資料	サービスの内容等を解説	不合理な待遇差を解消するための取組の派遣	自社の内容を問合せたり、電話等を通じて相談	他社の取組事例の紹介	取組に対する助成	その他	特にない	無回答	行政に求めたい支援がある計
総計	n 4,488 100.0	1,625 36.2	914 20.4	508 11.3	1,061 23.6	1,416 31.6	1,284 28.6	75 1.7	926 20.6	248 5.5	3,314 73.8
問3 主たる業種別											
鉱業、採石業、砂利採取業	12 100.0	6 50.0	3 25.0	1 8.3	1 8.3	4 33.3	4 33.3	1 8.3	2 16.7	-	10 83.3
建設業	306 100.0	102 33.3	53 17.3	26 8.5	53 17.3	94 30.7	71 23.2	6 2.0	75 24.5	16 5.2	215 70.3
製造業	836 100.0	326 39.0	161 19.3	72 8.6	180 21.5	284 34.0	207 24.8	16 1.9	176 21.1	44 5.3	616 73.7
電気・ガス・熱供給・水道業	30 100.0	11 36.7	6 20.0	2 6.7	9 30.0	6 20.0	6 20.0	-	7 23.3	4 13.3	19 63.3
情報通信業	82 100.0	30 36.6	15 18.3	13 15.9	25 30.5	26 31.7	23 28.0	2 2.4	19 23.2	2 2.4	61 74.4
運輸業、郵便業	171 100.0	67 39.2	35 20.5	15 8.8	39 22.8	52 30.4	43 25.1	4 2.3	38 22.2	8 4.7	125 73.1
卸売業、小売業	705 100.0	232 32.9	118 16.7	63 8.9	158 22.4	209 29.6	178 25.2	9 1.3	171 24.3	46 6.5	488 69.2
金融業、保険業	29 100.0	15 51.7	8 27.6	4 13.8	10 34.5	15 51.7	8 27.6	-	6 20.7	-	23 79.3
不動産業、物品賃貸業	68 100.0	23 33.8	17 25.0	7 10.3	16 23.5	21 30.9	15 22.1	1 1.5	16 23.5	2 2.9	50 73.5
学術研究、専門・技術サービス業	75 100.0	24 32.0	9 12.0	9 12.0	18 24.0	26 34.7	16 21.3	-	25 33.3	4 5.3	46 61.3
宿泊業、飲食サービス業	331 100.0	111 33.5	60 18.1	43 13.0	86 26.0	106 32.0	122 36.9	6 1.8	53 16.0	14 4.2	264 79.8
生活関連サービス業、娯楽業	111 100.0	43 38.7	21 18.9	13 11.7	30 27.0	34 30.6	34 30.6	1 0.9	21 18.9	10 9.0	80 72.1
教育、学習支援業	233 100.0	89 38.2	61 26.2	33 14.2	54 23.2	76 32.6	66 28.3	3 1.3	41 17.6	14 6.0	178 76.4
医療、福祉	1,103 100.0	398 36.1	272 24.7	160 14.5	287 26.0	354 32.1	376 34.1	20 1.8	182 16.5	67 6.1	854 77.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	17 100.0	7 41.2	3 17.6	1 5.9	5 29.4	7 41.2	4 23.5	-	3 17.6	-	14 82.4
サービス業（他に分類されないもの）	379 100.0	141 37.2	72 19.0	46 12.1	90 23.7	102 26.9	111 29.3	6 1.6	91 24.0	17 4.5	271 71.5
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	913 100.0	326 35.7	165 18.1	112 12.3	229 25.1	275 30.1	287 31.4	13 1.4	193 21.1	45 4.9	675 73.9
問4 常用雇用の規模別											
50人以下	2,780 100.0	986 35.5	478 17.2	280 10.1	569 20.5	777 27.9	775 27.9	42 1.5	650 23.4	181 6.5	1,949 70.1
51人以上100人以下	776 100.0	295 38.0	199 25.6	102 13.1	212 27.3	287 37.0	237 30.5	18 2.3	129 16.6	28 3.6	619 79.8
101人以上300人以下	612 100.0	227 37.1	155 25.3	83 13.6	177 28.9	233 38.1	193 31.5	10 1.6	98 16.0	21 3.4	493 80.6
301人以上1,000人以下	210 100.0	81 38.6	55 26.2	30 14.3	76 36.2	85 40.5	55 26.2	2 1.0	22 10.5	12 5.7	176 83.8
1,001人以上	63 100.0	18 28.6	16 25.4	9 14.3	14 22.2	25 39.7	11 17.5	2 3.2	16 25.4	1 1.6	46 73.0
無回答	47 100.0	18 38.3	11 23.4	4 8.5	13 27.7	9 19.1	9 27.7	1 2.1	11 23.4	5 10.6	31 66.0
300人以下計（中小規模企業）	4,168 100.0	1,508 36.2	832 20.0	465 11.2	958 23.0	1,297 31.1	1,205 28.9	70 1.7	877 21.0	230 5.5	3,061 73.4
301人以上計（大規模企業）	273 100.0	99 36.3	71 26.0	39 14.3	90 33.0	110 40.3	66 24.2	4 1.5	38 13.9	13 4.8	222 81.3
問1 本社所在地（地域）別											
北海道・東北	809 100.0	290 35.8	171 21.1	82 10.1	182 22.5	238 29.4	221 27.3	13 1.6	171 21.1	56 6.9	582 71.9
関東	1,246 100.0	485 38.9	267 21.4	170 13.6	325 26.1	393 31.5	343 27.5	16 1.3	261 20.9	52 4.2	933 74.9
北陸・東海	773 100.0	275 35.6	144 18.6	74 9.6	166 21.5	224 29.0	221 28.6	11 1.4	170 22.0	47 6.1	556 71.9
近畿	565 100.0	208 36.8	113 20.0	55 9.7	137 24.2	194 34.3	175 31.0	12 2.1	106 18.8	26 4.6	433 76.6
中国・四国	416 100.0	146 35.1	66 15.9	41 9.9	94 22.6	137 32.9	106 25.5	8 1.9	90 21.6	34 8.2	292 70.2
九州・沖縄	627 100.0	202 32.2	141 22.5	83 13.2	139 22.2	217 34.6	203 32.4	14 2.2	118 18.8	27 4.3	482 76.9
無回答	52 100.0	19 36.5	12 23.1	3 5.8	18 34.6	13 25.0	15 28.8	1 1.9	10 19.2	6 11.5	36 69.2
問2 事業所数別											
1ヶ所（本社のみ）	1,979 100.0	735 37.1	373 18.8	219 11.1	429 21.7	595 30.1	565 28.5	32 1.6	438 22.1	122 6.2	1,419 71.7
2ヶ所以上	2,444 100.0	865 35.4	524 21.4	284 11.6	619 25.3	804 32.9	703 28.8	41 1.7	471 19.3	121 5.0	1,852 75.8
無回答	65 100.0	25 38.5	17 26.2	5 7.7	13 20.0	17 26.2	16 24.6	2 3.1	17 26.2	5 7.7	43 66.2
問7 パート、有期社員の人件割合別											
25%未満	1,913 100.0	652 34.1	368 19.2	161 8.4	393 20.5	585 30.6	443 23.2	31 1.6	487 25.5	114 6.0	1,312 68.6
25%以上50%未満	1,321 100.0	522 39.5	287 21.7	180 13.6	341 25.8	438 33.2	427 32.3	16 1.2	215 16.3	78 5.9	1,028 77.8
50%以上75%未満	777 100.0	299 38.5	172 22.1	106 13.6	207 26.6	264 34.0	267 34.4	18 2.3	117 15.1	32 4.1	628 80.8
75%以上	299 100.0	102 34.1	68 22.7	44 14.7	89 29.8	91 30.4	102 34.1	9 3.0	54 18.1	15 5.0	230 76.9
無回答	178 100.0	50 28.1	19 10.7	17 9.6	31 17.4	38 21.3	45 25.3	1 0.6	53 29.8	9 5.1	116 65.2
業種×規模×規模×元集計	245,018 100.0	88,606 36.2	48,910 20.0	27,310 11.1	57,892 23.6	77,022 31.4	68,864 28.1	4,076 1.7	51,628 21.1	13,567 5.5	179,823 73.4
いわゆる中小企業	188,341 100.0	68,219 36.2	36,886 19.6	20,180 10.7	43,610 23.2	59,750 31.7	54,973 29.2	3,162 1.7	39,204 20.8	10,939 5.8	138,199 73.4
いわゆる大企業	16,853 100.0	5,777 34.3	4,331 25.7	2,452 14.5	5,018 29.8	6,817 40.4	4,616 27.4	135 0.8	2,888 17.1	680 4.0	13,285 78.8
無回答	39,824 100.0	14,610 36.7	7,693 19.3	4,677 11.7	9,265 23.3	10,454 26.3	9,275 23.3	778 2.0	9,536 23.9	1,948 4.9	28,340 71.2

Ⅲ パート・有期社員の活用状況

問18. パート・有期社員の中に、正社員と職務（業務内容と責任の程度）が同じ人はいますか（1つに○）。

	雇 用 し て い る 有 期 社 員 計	同 業 じ 者 が い る も 、 責 任 の 程 度 も	異 な る 業 務 の 内 容 が い る も 、 責 任 の 程 度 が	一 般 的 な 業 務 の 内 容 も 、 責 任 の 程 度 も	無 回 答		
総計	6,877 100.0	1,089 15.8	2,622 38.1	2,838 41.3	328 4.8		
問3 主たる業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	21 100.0	5 23.8	11 52.4	4 19.0	1 4.8	
	建設業	578 100.0	115 19.9	179 31.0	265 45.8	19 3.3	
	製造業	1,349 100.0	221 16.4	502 37.2	557 41.3	69 5.1	
	電気・ガス・熱供給・水道業	58 100.0	6 10.3	13 22.4	34 58.6	5 8.6	
	情報通信業	136 100.0	34 25.0	44 32.4	56 41.2	2 1.5	
	運輸業、郵便業	298 100.0	74 24.8	80 26.8	136 45.6	8 2.7	
	卸売業、小売業	1,091 100.0	153 14.0	420 38.5	461 42.3	57 5.2	
	金融業、保険業	48 100.0	5 10.4	21 43.8	20 41.7	2 4.2	
	不動産業、物品賃貸業	92 100.0	13 14.1	30 32.6	46 50.0	3 3.3	
	学術研究、専門・技術サービス業	126 100.0	29 23.0	34 27.0	61 48.4	2 1.6	
	宿泊業、飲食サービス業	440 100.0	49 11.1	190 43.2	186 42.3	15 3.4	
	生活関連サービス業、娯楽業	166 100.0	26 15.7	56 33.7	78 47.0	6 3.6	
	教育、学習支援業	340 100.0	36 10.6	121 35.6	169 49.7	14 4.1	
	医療、福祉	1,536 100.0	227 14.8	716 46.6	500 32.6	93 6.1	
	複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	24 100.0	3 12.5	11 45.8	9 37.5	1 4.2	
	サービス業 (他に分類されないもの)	574 100.0	93 16.2	194 33.8	256 44.6	31 5.4	
	その他	-	-	-	-	-	
サービス業計	1,330 100.0	200 15.0	485 36.5	590 44.4	55 4.1		
問4 常用雇 用者の 規模別	50人以下	4,627 100.0	762 16.5	1,571 34.0	2,053 44.4	241 5.2	
	51人以上100人以下	1,081 100.0	158 14.6	474 43.8	404 37.4	45 4.2	
	101人以上300人以下	780 100.0	113 14.5	389 49.9	251 32.2	27 3.5	
	301人以上1,000人以下	250 100.0	32 12.8	131 52.4	77 30.8	10 4.0	
	1,001人以上	77 100.0	11 14.3	33 42.9	33 42.9	-	
	無回答	62 100.0	13 21.0	24 38.7	20 32.3	5 8.1	
	300人以下計 (中小規模企業)	6,488 100.0	1,033 15.9	2,434 37.5	2,708 41.7	313 4.8	
	301人以上計 (大規模企業)	327 100.0	43 13.1	164 50.2	110 33.6	10 3.1	
	問1 本 社 所 在 地 の 地 域 プ ロ ダ ク ト 別	北海道・東北	1,187 100.0	214 18.0	473 39.8	438 36.9	62 5.2
		関東	1,961 100.0	325 16.6	717 36.6	836 42.6	83 4.2
北陸・東海		1,220 100.0	160 13.1	469 38.4	533 43.7	58 4.8	
近畿		926 100.0	124 13.4	343 37.0	415 44.8	44 4.8	
中国・四国		640 100.0	107 16.7	258 40.3	247 38.6	28 4.4	
九州・沖縄		871 100.0	145 16.6	335 38.5	345 39.6	46 5.3	
無回答		72 100.0	14 19.4	27 37.5	24 33.3	7 9.7	
問2 事 業 所 数 別		1ヶ所(本社のみ)	3,249 100.0	547 16.8	1,113 34.3	1,433 44.1	156 4.8
	2ヶ所以上	3,538 100.0	523 14.8	1,471 41.6	1,377 38.9	167 4.7	
	無回答	90 100.0	19 21.1	38 42.2	28 31.1	5 5.6	
問7 パ ー ト ・ 有 期 社 員 の 人 数 割 合 別	25%未満	3,307 100.0	591 17.9	1,178 35.6	1,393 42.1	145 4.4	
	25%以上50%未満	1,830 100.0	280 15.3	772 42.2	688 37.6	90 4.9	
	50%以上75%未満	1,038 100.0	138 13.3	433 41.7	416 40.1	51 4.9	
	75%以上	443 100.0	48 10.8	148 33.4	224 50.6	23 5.2	
	無回答	259 100.0	32 12.4	91 35.1	117 45.2	19 7.3	
業 種 × 規 模 ・ 復 元 集 計	計	376,716 100.0	59,573 15.8	141,831 37.6	158,218 42.0	17,094 4.5	
	いわゆる中小企業	294,452 100.0	47,697 16.2	109,126 37.1	124,408 42.3	13,222 4.5	
	いわゆる大企業	21,176 100.0	2,397 11.3	10,719 50.6	7,320 34.6	740 3.5	
	無回答	61,088 100.0	9,479 15.5	21,986 36.0	26,491 43.4	3,133 5.1	

問 19. 正社員と職務が同じ、パート・有期社員の待遇について教えてください。

①基本的な賃金（基本給）の決定方法（1つに○）

		が責 任の 企業 も同 じ者	正 社 員 と 同 様 の	正 社 員 と は 異 な る	無 回 答	
総計	n %	1,089 100.0	632 58.0	421 38.7	36 3.3	
問3 主たる業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	5 100.0	4 80.0	1 20.0	-	
	建設業	115 100.0	75 65.2	34 29.6	6 5.2	
	製造業	221 100.0	120 54.3	91 41.2	10 4.5	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-	
	情報通信業	34 100.0	27 79.4	7 20.6	-	
	運輸業、郵便業	74 100.0	44 59.5	28 37.8	2 2.7	
	卸売業、小売業	153 100.0	77 50.3	72 47.1	4 2.6	
	金融業、保険業	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-	
	不動産業、物品賃貸業	13 100.0	7 53.8	5 38.5	1 7.7	
	学術研究、専門・技術サービス業	29 100.0	20 69.0	9 31.0	-	
	宿泊業、飲食サービス業	49 100.0	27 55.1	21 42.9	1 2.0	
	生活関連サービス業、娯楽業	26 100.0	19 73.1	7 26.9	-	
	教育、学習支援業	36 100.0	19 52.8	16 44.4	1 2.8	
	医療、福祉	227 100.0	135 59.5	84 37.0	8 3.5	
	複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	3 100.0	-	3 100.0	-	
	サービス業（他に分類されないもの）	93 100.0	52 55.9	38 40.9	3 3.2	
	その他	-	-	-	-	
	サービス業計	200 100.0	118 59.0	78 39.0	4 2.0	
	問4 常用雇用者の規模別	50人以下	762 100.0	459 60.2	278 36.5	25 3.3
		51人以上100人以下	158 100.0	91 57.6	61 38.6	6 3.8
		101人以上300人以下	113 100.0	54 47.8	55 48.7	4 3.5
		301人以上1,000人以下	32 100.0	14 43.8	17 53.1	1 3.1
		1,001人以上	11 100.0	8 72.7	3 27.3	-
		無回答	13 100.0	6 46.2	7 53.8	-
300人以下計（中小規模企業）		1,033 100.0	604 58.5	394 38.1	35 3.4	
301人以上計（大規模企業）		43 100.0	22 51.2	20 46.5	2 2.3	
問5 本社所在地（地域）別		北海道・東北	214 100.0	133 62.1	79 36.9	2 0.9
		関東	325 100.0	189 58.2	123 37.8	13 4.0
	北陸・東海	160 100.0	90 56.3	65 40.6	5 3.1	
	近畿	124 100.0	74 59.7	47 37.9	3 2.4	
	中国・四国	107 100.0	53 49.5	48 44.9	6 5.6	
	九州・沖縄	145 100.0	86 59.3	52 35.9	7 4.8	
	無回答	14 100.0	7 50.0	7 50.0	-	
	問6 事業所数別	1ヶ所（本社のみ）	547 100.0	333 60.9	193 35.3	21 3.8
		2ヶ所以上	523 100.0	290 55.4	218 41.7	15 2.9
		無回答	19 100.0	9 47.4	10 52.6	-
問7 パート・有期社員の人権割合別		25%未満	591 100.0	354 59.9	220 37.2	17 2.9
	25%以上50%未満	280 100.0	160 57.1	108 38.6	12 4.3	
	50%以上75%未満	138 100.0	75 54.3	60 43.5	3 2.2	
	75%以上	48 100.0	26 54.2	20 41.7	2 4.2	
	無回答	32 100.0	17 53.1	13 40.6	2 6.3	
	業種×規模×復元集計	59,573 100.0	34,560 58.0	23,222 39.0	1,790 3.0	
いわゆる中小企業	47,697 100.0	27,080 56.8	19,199 40.3	1,418 3.0		
いわゆる大企業	2,397 100.0	1,279 53.4	1,019 42.5	99 4.1		
無回答	9,479 100.0	6,201 65.4	3,004 31.7	273 2.9		

②基本給の水準（1つに○）

		が責 任の 企業 も同 じ者	正 社 員 の 基 本 給 と 同 じ	正 社 員 の 基 本 給 の 80% 以上	以 時 正 社 員 の 基 本 給 の 80% 未満	以 時 正 社 員 の 基 本 給 の 60% 未満	正 社 員 の 基 本 給 の 40% 未満	無 回 答		
総計	n %	1,089 100.0	134 12.3	614 56.4	176 16.2	109 10.0	12 1.1	3 0.3	41 3.8	
問3 主たる業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	5 100.0	-	4 80.0	-	-	1 20.0	-	-	
	建設業	115 100.0	14 12.2	71 61.7	16 13.9	9 7.8	1 0.9	-	4 3.5	
	製造業	221 100.0	23 10.4	111 50.2	51 23.1	23 10.4	4 1.8	1 0.5	8 3.6	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	-	2 33.3	2 33.3	1 16.7	1 16.7	-	-	
	情報通信業	34 100.0	7 20.6	21 61.8	2 5.9	3 8.8	-	-	1 2.9	
	運輸業、郵便業	74 100.0	5 6.8	48 64.9	12 16.2	4 5.4	-	1 1.4	4 5.4	
	卸売業、小売業	153 100.0	20 13.1	74 48.4	24 15.7	25 16.3	3 2.0	1 0.7	6 3.9	
	金融業、保険業	5 100.0	-	2 40.0	1 20.0	1 20.0	-	-	1 20.0	
	不動産業、物品賃貸業	13 100.0	1 7.7	5 38.5	4 30.8	3 23.1	-	-	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	29 100.0	2 6.9	20 69.0	3 10.3	3 10.3	-	-	1 3.4	
	宿泊業、飲食サービス業	49 100.0	5 10.2	30 61.2	8 16.3	4 8.2	-	-	2 4.1	
	生活関連サービス業、娯楽業	26 100.0	5 19.2	15 57.7	3 11.5	2 7.7	-	-	1 3.8	
	教育、学習支援業	36 100.0	1 2.8	25 69.4	4 11.1	5 13.9	-	-	1 2.8	
	医療、福祉	227 100.0	41 18.1	133 58.6	29 12.8	16 7.0	-	-	8 3.5	
	複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	3 100.0	1 33.3	-	-	1 33.3	-	-	1 33.3	
	サービス業（他に分類されないもの）	93 100.0	9 9.7	53 57.0	17 18.3	9 9.7	2 2.2	-	3 3.2	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	
	サービス業計	200 100.0	22 11.0	118 59.0	31 15.5	19 9.5	2 1.0	-	8 4.0	
	問4 常用雇用者の規模別	50人以下	762 100.0	106 13.9	433 56.8	116 15.2	67 8.8	9 1.2	3 0.4	28 3.7
		51人以上100人以下	158 100.0	14 8.9	91 57.6	29 18.4	19 12.0	-	-	5 3.2
		101人以上300人以下	113 100.0	9 8.0	59 52.2	21 18.6	15 13.3	3 2.7	-	6 5.3
		301人以上1,000人以下	32 100.0	3 9.4	15 46.9	8 25.0	4 12.5	-	-	2 6.3
		1,001人以上	11 100.0	-	8 72.7	1 9.1	2 18.2	-	-	-
		無回答	13 100.0	2 15.4	8 61.5	1 7.7	2 15.4	-	-	-
300人以下計（中小規模企業）		1,033 100.0	129 12.5	583 56.4	166 16.1	101 9.8	12 1.2	3 0.3	39 3.8	
301人以上計（大規模企業）		43 100.0	3 7.0	23 53.5	9 20.9	6 14.0	-	-	2 4.7	
問5 本社所在地（地域）別		北海道・東北	214 100.0	25 11.7	132 61.7	31 14.5	21 9.8	2 0.9	-	3 1.4
		関東	325 100.0	45 13.8	176 54.2	44 13.5	35 10.8	4 1.2	1 0.3	20 6.2
	北陸・東海	160 100.0	22 13.8	89 55.6	27 16.9	13 8.1	1 0.6	1 0.6	7 4.4	
	近畿	124 100.0	9 7.3	72 58.1	22 17.7	15 12.1	4 3.2	1 0.8	1 0.8	
	中国・四国	107 100.0	14 13.1	51 47.7	26 24.3	12 11.2	-	-	4 3.7	
	九州・沖縄	145 100.0	17 11.7	86 59.3	25 17.2	10 6.9	1 0.7	-	6 4.1	
	無回答	14 100.0	2 14.3	8 57.1	1 7.1	3 21.4	-	-	-	
	問6 事業所数別	1ヶ所（本社のみ）	547 100.0	69 12.6	317 58.0	88 16.1	41 7.5	6 1.1	1 0.2	25 4.6
		2ヶ所以上	523 100.0	63 12.0	286 54.7	86 16.4	64 12.2	6 1.1	2 0.4	16 3.1
		無回答	19 100.0	2 10.5	11 57.9	2 10.5	4 21.1	-	-	-
問7 パート・有期社員の人権割合別		25%未満	591 100.0	64 10.8	343 58.0	98 16.6	58 9.8	9 1.5	2 0.3	17 2.9
	25%以上50%未満	280 100.0	49 17.5	147 52.5	50 17.9	23 8.2	-	-	11 3.9	
	50%以上75%未満	138 100.0	19 13.8	74 53.6	17 12.3	18 13.0	2 1.4	-	8 5.8	
	75%以上	48 100.0	1 2.1	35 72.9	3 6.3	6 12.5	-	-	2 4.2	
	無回答	32 100.0	1 3.1	15 46.9	7 21.9	4 12.5	1 3.1	1 3.1	3 9.4	
	業種×規模×復元集計	59,573 100.0	7,458 12.5	33,227 55.8	9,959 16.7	6,021 10.1	574 1.0	190 0.3	2,143 3.6	
いわゆる中小企業	47,697 100.0	5,822 12.2	25,945 54.4	9,283 19.5	4,349 9.1	518 1.1	190 0.4	1,591 3.3		
いわゆる大企業	2,397 100.0	228 9.5	1,347 56.2	36 1.5	532 22.2	-	-	254 10.6		
無回答	9,479 100.0	1,408 14.9	5,934 62.6	641 6.8	1,140 12.0	57 0.6	-	299 3.2		

③賞与の支給有無・決定方法（1つに○）

	業種等の内容も同じ者がいる企業	支給している				パート・有期社員には支給していない	正社員には支給していない	無回答
		計	正社員と同等で支給している	正社員とは異なる基準で支給している	正社員には支給していない			
総計	n 1,089 100.0	782 71.8	400 36.7	382 35.1	184 16.9	108 9.9	15 1.4	
問3 主たる業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	5 100.0	4 80.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	-	
	建設業	115 100.0	88 76.5	54 47.0	34 29.6	20 17.4	3 2.6	
	製造業	221 100.0	165 74.7	76 34.4	89 40.3	28 12.7	3 1.4	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	4 66.7	1 16.7	3 50.0	1 16.7	-	
	情報通信業	34 100.0	23 67.6	18 52.9	5 14.7	8 23.5	-	
	運輸業、郵便業	74 100.0	49 66.2	31 41.9	18 24.3	13 17.6	1 1.4	
	卸売業、小売業	153 100.0	105 68.6	51 33.3	54 35.3	33 21.6	2 1.3	
	金融業、保険業	5 100.0	3 60.0	2 40.0	2 20.0	1 20.0	-	
	不動産業、物品賃貸業	13 100.0	11 84.6	5 38.5	6 46.2	2 15.4	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	29 100.0	23 79.3	16 55.2	7 24.1	5 17.2	1 3.4	
	宿泊業、飲食サービス業	49 100.0	21 42.9	8 16.3	13 26.5	8 16.3	1 2.0	
	生活関連サービス業、娯楽業	26 100.0	16 61.5	8 30.8	8 30.8	5 19.2	-	
	教育、学習支援業	36 100.0	27 75.0	14 38.9	13 36.1	6 16.7	1 2.8	
	医療、福祉	227 100.0	174 76.7	75 33.0	99 43.6	40 17.6	2 0.9	
	複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	3 100.0	2 66.7	2 66.7	-	1 33.3	-	
	サービス業（他に分類されないもの）	93 100.0	67 72.0	38 40.9	29 31.2	12 12.9	1 1.1	
	その他	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業計	200 100.0	129 64.5	72 36.0	57 28.5	31 15.5	37 18.5	3 1.5
	問4 常用雇用の規模別	50人以下	762 100.0	535 70.2	288 37.8	247 32.4	130 17.1	84 11.0
		51人以上100人以下	158 100.0	125 79.1	56 35.4	69 43.7	20 12.7	1 0.6
101人以上300人以下		113 100.0	82 72.6	39 34.5	43 38.1	25 22.1	6 5.3	
301人以上1,000人以下		32 100.0	22 68.8	9 28.1	13 40.6	6 18.8	1 3.1	
1,001人以上		11 100.0	9 81.8	3 27.3	6 54.5	2 18.2	-	
無回答		13 100.0	9 69.2	5 38.5	4 30.8	1 7.7	3 23.1	
300人以下計（中小規模企業）		1,033 100.0	742 71.8	383 37.1	359 34.8	175 16.9	102 9.9	
301人以上計（大規模企業）		43 100.0	31 72.1	12 27.9	19 44.2	8 18.6	3 7.0	
問1 本所在地（地域）別		北海道・東北	214 100.0	160 74.8	87 40.7	73 34.1	33 15.4	3 1.4
関東		325 100.0	217 66.8	120 36.9	97 29.8	56 17.2	4 1.2	
北陸・東海		160 100.0	118 73.8	52 32.5	66 41.3	32 20.0	1 0.6	
近畿	124 100.0	96 77.4	49 39.5	47 37.9	18 14.5	1 0.8		
中国・四国	107 100.0	70 65.4	32 29.9	38 35.5	25 23.4	2 1.9		
九州・沖縄	145 100.0	111 76.6	55 37.9	56 38.6	19 13.1	2 1.4		
無回答	14 100.0	10 71.4	5 35.7	5 35.7	1 7.1	3 21.4		
問2 事業所数別	1ヶ所（本社のみ）	547 100.0	400 73.1	219 40.0	181 33.1	86 15.7	9 1.6	
	2ヶ所以上	523 100.0	369 70.6	173 33.1	196 37.5	96 18.4	6 1.1	
	無回答	19 100.0	13 68.4	8 42.1	5 26.3	2 10.5	4 21.1	
問7 パート・有期社員の数割合別	25%未満	591 100.0	430 72.8	233 39.4	197 33.3	112 19.0	6 1.0	
	25%以上50%未満	280 100.0	210 75.0	99 35.4	111 39.6	39 13.9	6 2.1	
	50%以上75%未満	138 100.0	98 71.0	44 31.9	54 39.1	18 13.0	1 0.7	
	75%以上	48 100.0	24 50.0	15 31.3	9 18.8	11 22.9	1 2.1	
	無回答	32 100.0	20 62.5	9 28.1	11 34.4	4 12.5	7 21.9	
	業種×規模×復元集計	計	59,573 100.0	42,007 70.5	21,565 36.2	20,442 34.3	10,398 17.5	767 1.3
いわゆる中小企業	47,697 100.0	33,917 71.1	17,093 35.8	16,824 35.3	8,132 17.0	4,927 10.3	720 1.5	
いわゆる大企業	2,397 100.0	1,817 75.8	876 36.5	942 39.3	452 18.9	127 5.3	-	
無回答	9,479 100.0	6,272 66.2	3,596 37.9	2,676 28.2	1,813 19.1	1,347 14.2	47 0.5	

④賞与の水準（1つに○）

	賞与を支給している企業計	より高い賞与の時給換算	正社員の賞与の時給換算	正社員0%以上の賞与の時給換算	正社員0%以上の賞与の時給換算	正社員0%以上の賞与の時給換算	正社員0%以上の賞与の時給換算	無回答	
									正社員0%未満の時給換算
総計	n 782 100.0	19 2.4	374 47.8	96 12.3	85 10.9	97 12.4	97 12.4	14 1.8	
問3 主たる業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	4 100.0	-	1 25.0	1 25.0	-	2 50.0	-	
	建設業	88 100.0	3 3.4	54 61.4	10 11.4	5 5.7	7 8.0	8 9.1	
	製造業	165 100.0	3 1.8	70 42.4	24 14.5	21 12.7	23 13.9	3 1.8	
	電気・ガス・熱供給・水道業	4 100.0	-	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0	-	
	情報通信業	23 100.0	-	17 73.9	1 4.3	1 4.3	1 4.3	3 13.0	
	運輸業、郵便業	49 100.0	1 2.0	29 59.2	10 20.4	1 2.0	3 6.1	4 8.2	
	卸売業、小売業	105 100.0	4 3.8	49 46.7	14 13.3	11 10.5	10 9.5	15 14.3	
	金融業、保険業	3 100.0	-	1 33.3	-	1 33.3	-	-	1 33.3
	不動産業、物品賃貸業	11 100.0	-	4 36.4	3 27.3	2 18.2	1 9.1	1 9.1	-
	学術研究、専門・技術サービス業	23 100.0	1 4.3	14 60.9	4 17.4	2 8.7	1 4.3	1 4.3	-
	宿泊業、飲食サービス業	21 100.0	-	11 52.4	2 9.5	3 14.3	3 14.3	2 9.5	-
	生活関連サービス業、娯楽業	16 100.0	1 6.3	6 37.5	2 12.5	1 6.3	4 25.0	2 12.5	-
	教育、学習支援業	27 100.0	2 7.4	12 44.4	4 14.8	-	4 14.8	3 11.1	2 7.4
	医療、福祉	174 100.0	17 10.0	70 40.2	17 9.8	29 16.7	25 14.4	28 16.1	2 1.1
	複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	2 100.0	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-
	サービス業（他に分類されないもの）	67 100.0	1 1.5	34 50.7	3 4.5	8 11.9	11 16.4	8 11.9	2 3.0
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業計	129 100.0	3 2.3	66 51.2	11 8.5	14 10.9	20 15.5	13 10.1	2 1.6
	問4 常用雇用の規模別	50人以下	535 100.0	17 3.2	270 50.5	63 11.8	55 10.3	59 11.0	62 11.6
		51人以上100人以下	125 100.0	1 0.8	56 44.8	19 15.2	8 6.4	19 15.2	21 16.8
101人以上300人以下		82 100.0	1 1.2	31 37.8	11 13.4	12 14.6	15 18.3	9 11.0	
301人以上1,000人以下		22 100.0	-	8 36.4	2 9.1	4 18.2	3 13.6	4 18.2	
1,001人以上		9 100.0	-	4 44.4	-	3 33.3	1 11.1	1 11.1	
無回答		9 100.0	-	5 55.6	1 11.1	3 33.3	-	-	
300人以下計（中小規模企業）		742 100.0	19 2.6	357 48.1	93 12.5	75 10.1	93 12.5	92 12.4	
301人以上計（大規模企業）		31 100.0	-	12 38.7	2 6.5	7 22.6	4 12.9	5 16.1	
問1 本所在地（地域）別		北海道・東北	160 100.0	4 2.5	80 50.0	19 11.9	24 15.0	18 11.3	-
関東		217 100.0	7 3.2	114 52.5	23 10.6	15 6.9	25 11.5	23 10.6	
北陸・東海		118 100.0	2 1.7	48 40.7	16 13.6	14 11.9	21 17.8	15 12.7	
近畿	124 100.0	2 1.6	50 40.3	9 7.3	11 8.9	11 8.9	13 10.5		
中国・四国	107 100.0	-	27 25.2	11 10.3	9 8.4	8 7.5	13 12.2		
九州・沖縄	145 100.0	4 2.8	50 34.5	17 11.7	9 6.2	14 9.7	17 11.7		
無回答	10 100.0	-	5 50.0	1 10.0	3 30.0	-	1 10.0		
問2 事業所数別	1ヶ所（本社のみ）	400 100.0	9 2.3	203 50.8	47 11.8	40 10.0	45 11.3	48 12.0	
	2ヶ所以上	369 100.0	9 2.4	165 44.7	48 13.0	41 11.1	52 14.1	48 13.0	
	無回答	13 100.0	1 7.7	6 46.2	1 7.7	4 30.8	-	1 7.7	
問7 パート・有期社員の数割合別	25%未満	430 100.0	11 2.6	227 52.8	49 11.4	49 11.4	47 10.9	5 1.2	
	25%以上50%未満	210 100.0	5 2.4	89 42.4	29 13.8	20 9.5	30 14.3	33 15.7	
	50%以上75%未満	98 100.0	3 3.1	38 38.8	13 13.3	10 10.2	15 15.3	16 16.3	
	75%以上	24 100.0	-	13 54.2	1 4.2	3 12.5	3 12.5	3 12.5	
	無回答	20 100.0	-	7 35.0	4 20.0	3 15.0	2 10.0	3 15.0	
	業種×規模×復元集計	計	42,007 100.0	1,050 2.5	20,236 48.2	5,329 12.7	4,522 10.8	5,056 12.0	688 1.6
いわゆる中小企業	33,917 100.0	806 2.4	15,928 47.0	4,989 14.7	3,772 11.1	3,836 11.3	4,084 12.0	501 1.5	
いわゆる大企業	1,817 100.0	-	755 41.6	56 3.1	285 15.7	368 20.3	205 11.3	149 8.2	
無回答	9,479 100.0	244 2.6	3,553 37.6	284 3.0	466 5.0	852 9.0	837 8.9	38 0.4	

⑤退職金の支給有無・算定方法（1つに○）

	業種も同じ者がいる責任の企業	支給している			パート・有期社員には支給していない	正社員にも支給していない	無回答	
		計	決定し、正社員と同様の基準で支給している	決定し、正社員とは異なる基準で支給している				
総計	n 1,089 100.0	342 31.4	224 20.6	118 10.8	506 46.5	201 18.5	40 3.7	
問3 主な業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	5 100.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	3 60.0	-	
	建設業	115 100.0	57 49.6	43 37.4	14 12.2	41 35.7	12 10.4	
	製造業	221 100.0	70 31.7	38 17.2	32 14.5	115 52.0	29 13.1	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	2 33.3	1 16.7	1 16.7	3 50.0	1 16.7	
	情報通信業	34 100.0	6 17.6	4 11.8	2 5.9	10 29.4	17 50.0	
	運輸業、郵便業	74 100.0	14 18.9	10 13.5	4 5.4	39 52.7	20 27.0	
	卸売業、小売業	153 100.0	43 28.1	27 17.6	16 10.5	82 53.6	22 14.4	
	金融業、保険業	5 100.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	2 40.0	
	不動産業、物品賃貸業	13 100.0	2 15.4	1 7.7	1 7.7	9 69.2	1 7.7	
	学術研究、専門・技術サービス業	29 100.0	6 20.7	3 10.3	3 10.3	17 58.6	5 17.2	
	宿泊業、飲食サービス業	49 100.0	7 14.3	2 4.1	2 4.1	18 36.7	22 44.9	
	生活関連サービス業、娯楽業	26 100.0	3 11.5	1 3.8	2 7.7	13 50.0	10 38.5	
	教育、学習支援業	36 100.0	15 41.7	13 36.1	2 5.6	15 41.7	1 2.8	
	医療、福祉	227 100.0	92 40.5	65 28.6	27 11.9	87 38.3	38 16.7	
	複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	3 100.0	-	-	-	3 100.0	-	
	サービス業 (他に分類されないもの)	93 100.0	21 22.6	14 15.1	7 7.5	50 53.8	21 22.6	
	その他	-	-	-	-	-	-	
	サービス業計	200 100.0	37 18.5	20 10.0	17 8.5	101 50.5	58 29.0	
	問4 常用雇用の規模別	50人以下	762 100.0	263 34.5	172 22.6	91 11.9	322 42.3	147 19.3
		51人以上100人以下	158 100.0	49 31.0	34 21.5	15 9.5	77 48.7	25 15.8
101人以上300人以下		113 100.0	19 16.8	11 9.7	8 7.1	75 66.4	17 15.0	
301人以上1,000人以下		32 100.0	5 15.6	3 9.4	2 6.3	18 56.3	8 25.0	
1,001人以上		11 100.0	3 27.3	1 9.1	2 18.2	7 63.6	1 9.1	
無回答		13 100.0	3 23.1	3 23.1	-	7 53.8	3 23.1	
300人以下計 (中小規模企業)		1,033 100.0	331 32.0	217 21.0	114 11.0	474 45.9	189 18.3	
301人以上計 (大規模企業)		43 100.0	8 18.6	4 9.3	4 9.3	25 58.1	9 20.9	
問1 本社所在地・地域ブロック別		北海道・東北	214 100.0	82 38.3	56 26.2	26 12.1	88 41.1	36 16.8
		関東	325 100.0	81 24.9	45 13.8	36 11.1	156 48.0	74 22.8
	北陸・東海	160 100.0	53 33.1	39 24.4	14 8.8	79 49.4	23 14.4	
	近畿	124 100.0	40 32.3	22 17.7	18 14.5	60 48.4	20 16.1	
	中国・四国	107 100.0	35 32.7	24 22.4	11 10.3	51 47.7	18 16.8	
	九州・沖縄	145 100.0	48 33.1	35 24.1	13 9.0	64 44.1	27 18.6	
	無回答	14 100.0	3 21.4	3 21.4	-	8 57.1	3 21.4	
	問2 事業所数別	1ヶ所（本社のみ）	547 100.0	190 34.7	126 23.0	64 11.7	239 43.7	91 16.6
		2ヶ所以上	523 100.0	148 28.3	95 18.2	53 10.1	257 49.1	105 20.1
		無回答	19 100.0	4 21.1	3 15.8	1 5.3	10 52.6	5 26.3
問7 パート・有期社員の人数割合別		25%未満	591 100.0	190 32.1	132 22.3	58 9.8	293 49.6	90 15.2
	25%以上50%未満	280 100.0	85 30.4	54 19.3	31 11.1	129 46.1	54 19.3	
	50%以上75%未満	138 100.0	45 32.6	26 18.8	19 13.8	49 35.5	38 27.5	
	75%以上	48 100.0	9 18.8	5 10.4	4 8.3	23 47.9	12 25.0	
	無回答	32 100.0	13 40.6	7 21.9	6 18.8	12 37.5	7 21.9	
業種×規模・複元集計	計	59,573 100.0	17,917 30.1	11,234 18.9	6,684 11.2	27,800 46.7	11,785 19.8	
	いわゆる中小企業	47,697 100.0	15,253 32.0	9,540 20.0	5,713 12.0	21,807 45.7	8,986 18.8	
	いわゆる大企業	2,397 100.0	568 23.7	362 15.1	206 8.6	1,657 69.1	135 5.6	
	無回答	9,479 100.0	2,096 22.1	1,331 14.0	765 8.1	4,336 45.7	2,664 28.1	

問20. 正社員と職務が同じパート・有期社員について、（人材活用の違い等を踏まえても説明できない）不合理な待遇差の有無にかかわる認識を教えてください（それぞれ1つに○）。

①基本的な賃金（基本給）

②賞与

③退職金

	n	が責任の内容も同じ者		不合理な待遇差がある		わからない		無回答
		1,089	69	868	102	50		
総計	1,089	69	868	102	50			
3 主な業種別								
鉱業、採石業、砂利採取業	5		5					
建設業	115	3	101	6	5			
製造業	221	21	167	23	10			
電気・ガス・熱供給・水道業	6		4	2				
情報通信業	34	1	30	3				
運輸業、郵便業	74	3	61	7	3			
卸売業、小売業	153	7	126	14	6			
金融業、保険業	5		4	1				
不動産業、物品賃貸業	13	2	10	1				
学術研究、専門・技術サービス業	29	1	27	1				
宿泊業、飲食サービス業	49	6	28	8	7			
生活関連サービス業、娯楽業	26	1	21	2	2			
教育、学習支援業	36	1	28	5	2			
医療、福祉	227	16	179	22	10			
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	3		3					
サービス業（他に分類されないもの）	93	7	74	7	5			
その他								
サービス業計	200	15	153	18	14			
4 常用雇者の規模別								
50人以下	762	32	623	69	38			
51人以上100人以下	158	15	122	14	7			
101人以上300人以下	113	13	84	13	3			
301人以上1,000人以下	32	7	19	6				
1,001人以上	11	1	10					
無回答	13	1	10		2			
300人以下計（中小規模企業）	1,033	60	829	96	48			
301人以上計（大規模企業）	43	8	29	6				
1 北海道・東北	214	10	175	17	12			
関東	325	20	256	34	15			
北陸・東海	160	14	122	13	11			
近畿	124	6	103	15				
中国・四国	107	9	82	13	3			
九州・沖縄	145	9	119	10	7			
無回答	14	1	11		2			
2 1ヶ所（本社のみ）	547	29	441	48	29			
2ヶ所以上	523	38	413	53	19			
無回答	19	2	14	1	2			
3 25%未満	591	29	487	49	26			
25%以上50%未満	280	43	222	23	12			
50%以上75%未満	138	11	96	23	8			
75%以上	48	5	39	3	1			
無回答	32	1	24	4	3			
業種×規模×還元集計	59,573	3,498	47,459	5,648	2,968			
いわゆる中小企業	47,697	2,952	37,706	4,614	2,424			
いわゆる大企業	2,397	108	1,993	295				
無回答	9,479	437	7,759	739	544			

	n	が責任の内容も同じ者		不合理な待遇差がある		わからない		無回答
		1,089	90	754	161	84		
総計	1,089	90	754	161	84			
3 主な業種別								
鉱業、採石業、砂利採取業	5		4	1				
建設業	115	3	89	15	8			
製造業	221	20	148	34	19			
電気・ガス・熱供給・水道業	6		4	2				
情報通信業	34	2	27	5				
運輸業、郵便業	74	2	54	10	8			
卸売業、小売業	153	13	107	25	8			
金融業、保険業	5		5					
不動産業、物品賃貸業	13	2	10	1				
学術研究、専門・技術サービス業	29	1	26	1	1			
宿泊業、飲食サービス業	49	4	28	7	10			
生活関連サービス業、娯楽業	26	2	16	6	2			
教育、学習支援業	36	2	25	7	2			
医療、福祉	227	33	144	34	16			
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	3		3					
サービス業（他に分類されないもの）	93	6	64	13	10			
その他								
サービス業計	200	13	137	27	23			
4 常用雇者の規模別								
50人以下	762	51	546	98	67			
51人以上100人以下	158	17	96	36	9			
101人以上300人以下	113	13	77	18	5			
301人以上1,000人以下	32	7	18	7				
1,001人以上	11	2	7	2				
無回答	13		10		3			
300人以下計（中小規模企業）	1,033	81	719	152	81			
301人以上計（大規模企業）	43	9	25	9				
1 北海道・東北	214	16	152	30	16			
関東	325	24	225	48	28			
北陸・東海	160	17	106	20	17			
近畿	124	10	91	20	3			
中国・四国	107	8	74	16	5			
九州・沖縄	145	15	95	23	12			
無回答	14		11		3			
2 1ヶ所（本社のみ）	547	35	384	79	49			
2ヶ所以上	523	54	356	81	32			
無回答	19	1	14	1	3			
3 25%未満	591	35	429	85	42			
25%以上50%未満	280	59	192	38	17			
50%以上75%未満	138	13	81	30	14			
75%以上	48	7	32	4	5			
無回答	32	2	20	4	6			
業種×規模×還元集計	59,573	4,623	41,146	8,984	4,819			
いわゆる中小企業	47,697	4,048	32,428	7,269	3,952			
いわゆる大企業	2,397	257	1,649	454	36			
無回答	9,479	318	7,069	1,262	831			

	n	が責任の内容も同じ者		不合理な待遇差がある		わからない		無回答
		1,089	72	690	223	104		
総計	1,089	72	690	223	104			
3 主な業種別								
鉱業、採石業、砂利採取業	5		3	2				
建設業	115	5	86	15	9			
製造業	221	16	124	59	22			
電気・ガス・熱供給・水道業	6		4	2				
情報通信業	34	1	25	5	3			
運輸業、郵便業	74	1	50	15	8			
卸売業、小売業	153	11	103	31	8			
金融業、保険業	5		5					
不動産業、物品賃貸業	13	2	9	2				
学術研究、専門・技術サービス業	29	1	23	4	1			
宿泊業、飲食サービス業	49	2	30	8	9			
生活関連サービス業、娯楽業	26	1	12	8	5			
教育、学習支援業	36	4	20	9	3			
医療、福祉	227	20	144	41	22			
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	3		3					
サービス業（他に分類されないもの）	93	8	49	22	14			
その他								
サービス業計	200	12	117	42	29			
4 常用雇者の規模別								
50人以下	762	40	497	142	83			
51人以上100人以下	158	12	95	41	10			
101人以上300人以下	113	12	66	29	6			
301人以上1,000人以下	32	5	18	7	2			
1,001人以上	11	2	8	1				
無回答	13	1	6	3	3			
300人以下計（中小規模企業）	1,033	64	658	212	99			
301人以上計（大規模企業）	43	7	26	8	2			
1 北海道・東北	214	12	142	38	22			
関東	325	12	206	71	36			
北陸・東海	160	15	98	30	17			
近畿	124	10	76	35	3			
中国・四国	107	12	74	16	5			
九州・沖縄	145	10	87	30	18			
無回答	14	1	7	3	3			
2 1ヶ所（本社のみ）	547	23	350	115	59			
2ヶ所以上	523	47	331	104	41			
無回答	19	2	9	4	4			
3 25%未満	591	31	390	121	49			
25%以上50%未満	280	52	172	57	28			
50%以上75%未満	138	7	82	32	10			
75%以上	48	7	27	8	6			
無回答	32	4	19	5	4			
業種×規模×還元集計	59,573	3,703	37,760	12,224	5,886			
いわゆる中小企業	47,697	3,261	30,016	9,865	4,555			
いわゆる大企業	2,397	212	1,704	445	36			
無回答	9,479	230	6,041	1,914	1,294			

問21. 正社員と職務が同じパート・有期社員の中に、さらに、人材活用（転動や配置の変更有無・範囲）まで同じ人はいますか（1つに○）。

	が責 任の 業務 内容 も同 じ者	い る	い ない	無 回 答	
総計	1,089 100.0	309 28.4	733 67.3	47 4.3	
問3 主たる業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	5	2	3	-
	100.0	40.0	60.0	-	
	建設業	115	24	86	5
	100.0	20.9	74.8	4.3	
	製造業	221	58	154	9
	100.0	26.2	69.7	4.1	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	1	4	1
	100.0	16.7	66.7	16.7	
	情報通信業	34	16	18	-
	100.0	47.1	52.9	-	
	運輸業、郵便業	74	22	50	2
	100.0	29.7	67.6	2.7	
	卸売業、小売業	153	40	108	5
	100.0	26.1	70.6	3.3	
	金融業、保険業	5	3	2	-
	100.0	60.0	40.0	-	
	不動産業、物品賃貸業	13	5	8	-
	100.0	38.5	61.5	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	29	11	18	-
	100.0	37.9	62.1	-	
宿泊業、飲食サービス業	49	13	29	7	
100.0	26.5	59.2	14.3		
生活関連サービス業、娯楽業	26	7	18	1	
100.0	26.9	69.2	3.8		
教育、学習支援業	36	21	14	1	
100.0	58.3	38.9	2.8		
医療、福祉	227	57	158	12	
100.0	25.1	69.6	5.3		
複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	3	-	3	-	
100.0	-	100.0	-		
サービス業 (他に分類されないもの)	93	29	60	4	
100.0	31.2	64.5	4.3		
その他	-	-	-	-	
サービス業計	200	60	128	12	
100.0	30.0	64.0	6.0		
問4 常用雇 用者の 規模別	50人以下	762	196	529	37
	100.0	25.7	69.4	4.9	
	51人以上100人以下	158	47	106	5
	100.0	29.7	67.1	3.2	
	101人以上300人以下	113	45	65	3
	100.0	39.8	57.5	2.7	
	301人以上1,000人以下	32	13	19	-
	100.0	40.6	59.4	-	
	1,001人以上	11	5	6	-
	100.0	45.5	54.5	-	
無回答	13	3	8	2	
100.0	23.1	61.5	15.4		
300人以下計 (中小規模企業)	1,033	288	700	45	
100.0	27.9	67.8	4.4		
301人以上計 (大規模企業)	43	18	25	-	
100.0	41.9	58.1	-		
問1 本社 所在地 (地域 別)	北海道・東北	214	57	148	9
	100.0	26.6	69.2	4.2	
	関東	325	95	215	15
	100.0	29.2	66.2	4.6	
	北陸・東海	160	41	110	9
	100.0	25.6	68.8	5.6	
	近畿	124	37	87	-
	100.0	29.8	70.2	-	
	中国・四国	107	28	75	4
	100.0	26.2	70.1	3.7	
九州・沖縄	145	48	89	8	
100.0	33.1	61.4	5.5		
無回答	14	3	9	2	
100.0	21.4	64.3	14.3		
問2 事業 所数別	1ヶ所(本社のみ)	547	134	385	28
	100.0	24.5	70.4	5.1	
	2ヶ所以上	523	171	336	16
	100.0	32.7	64.2	3.1	
無回答	19	4	12	3	
100.0	21.1	63.2	15.8		
問7 パート 有期社 員の 人数 割合 別	25%未満	591	155	412	24
	100.0	26.2	69.7	4.1	
	25%以上50%未満	280	96	175	9
	100.0	34.3	62.5	3.2	
	50%以上75%未満	138	34	95	9
	100.0	24.6	68.8	6.5	
75%以上	48	16	31	1	
100.0	33.3	64.6	2.1		
無回答	32	8	20	4	
100.0	25.0	62.5	12.5		
業種× 規模× 復元集計	計	59,573	16,512	40,386	2,675
	100.0	27.7	67.8	4.5	
	いわゆる中小企業	47,697	12,783	32,742	2,172
	100.0	26.8	68.6	4.6	
いわゆる大企業	2,397	1,064	1,332	-	
100.0	44.4	55.6	-		
無回答	9,479	2,664	6,311	503	
100.0	28.1	66.6	5.3		

問2. 正社員と職務・人材活用とも同じ、パート・有期社員の今後の活用方針を教えてください（主なもの1つに○）。

	変人 更材 有活 用無 企業 （へ 転働 や配 置の まで 同じ 人	正 社 員 に 転 換 す る	活 用 を 縮 小 す る	こ れ ま で 通 り 活 用	活 用 を 拡 大 す る	わ か ら な い	無 回 答
総計	309 100.0	70 22.7	10 3.2	195 63.1	4 1.3	28 9.1	2 0.6
問3 主たる業種別							
鉱業、採石業、砂利採取業	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-
建設業	24 100.0	3 12.5	-	21 87.5	-	-	-
製造業	58 100.0	12 20.7	3 5.2	39 67.2	-	4 6.9	-
電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-
情報通信業	16 100.0	6 37.5	-	9 56.3	-	1 6.3	-
運輸業、郵便業	22 100.0	1 4.5	1 4.5	17 77.3	-	2 9.1	1 4.5
卸売業、小売業	40 100.0	6 15.0	4 10.0	25 62.5	-	4 10.0	1 2.5
金融業、保険業	3 100.0	1 33.3	-	1 33.3	-	1 33.3	-
不動産業、物品賃貸業	5 100.0	2 40.0	-	3 60.0	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	11 100.0	1 9.1	-	10 90.9	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	13 100.0	4 30.8	-	7 53.8	-	2 15.4	-
生活関連サービス業、娯楽業	7 100.0	3 42.9	-	4 57.1	-	-	-
教育、学習支援業	21 100.0	11 52.4	1 4.8	6 28.6	-	3 14.3	-
医療、福祉	57 100.0	14 24.6	1 1.8	31 54.4	4 7.0	7 12.3	-
複合サービス事業 （郵便局、協同組合など）	-	-	-	-	-	-	-
サービス業 （他に分類されないもの）	29 100.0	5 17.2	-	20 69.0	-	4 13.8	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	60 100.0	13 21.7	-	41 68.3	-	6 10.0	-
問4 常用雇 用者の 規模別							
50人以下	196 100.0	40 20.4	5 2.6	135 68.9	3 1.5	13 6.6	-
51人以上100人以下	47 100.0	11 23.4	-	31 66.0	-	5 10.6	-
101人以上300人以下	45 100.0	11 24.4	3 6.7	21 46.7	1 2.2	7 15.6	2 4.4
301人以上1,000人以下	13 100.0	5 38.5	2 15.4	3 23.1	-	3 23.1	-
1,001人以上	5 100.0	2 40.0	-	3 60.0	-	-	-
無回答	3 100.0	1 33.3	-	2 66.7	-	-	-
300人以下計 （中小規模企業）	288 100.0	62 21.5	8 2.8	187 64.9	4 1.4	25 8.7	2 0.7
301人以上計 （大規模企業）	18 100.0	7 38.9	2 11.1	6 33.3	-	3 16.7	-
問1 本 社 所 在 地 （ 地 域 プ ロ テ ク ト 別							
北海道・東北	57 100.0	15 26.3	1 1.8	36 63.2	-	4 7.0	1 1.8
関東	95 100.0	22 23.2	5 5.3	60 63.2	-	7 7.4	1 1.1
北陸・東海	41 100.0	9 22.0	1 2.4	26 63.4	1 2.4	4 9.8	-
近畿	37 100.0	7 18.9	-	26 70.3	1 2.7	3 8.1	-
中国・四国	28 100.0	4 14.3	2 7.1	18 64.3	1 3.6	3 10.7	-
九州・沖縄	48 100.0	12 25.0	1 2.1	27 56.3	1 2.1	7 14.6	-
無回答	3 100.0	1 33.3	-	2 66.7	-	-	-
問2 事 業 所 数 別							
1ヶ所（本社のみ）	134 100.0	20 14.9	3 2.2	96 71.6	2 1.5	12 9.0	1 0.7
2ヶ所以上	171 100.0	49 28.7	7 4.1	97 56.7	2 1.2	15 8.8	1 0.6
無回答	4 100.0	1 25.0	-	2 50.0	-	1 25.0	-
問7 パ ー ト ・ 有 期 社 員 の 人 数 割 合 型							
25%未満	155 100.0	28 18.1	7 4.5	108 69.7	-	11 7.1	1 0.6
25%以上50%未満	96 100.0	27 28.1	3 3.1	53 55.2	4 4.2	8 8.3	1 1.0
50%以上75%未満	34 100.0	12 35.3	-	17 50.0	-	5 14.7	-
75%以上	16 100.0	2 12.5	-	11 68.8	-	3 18.8	-
無回答	8 100.0	1 12.5	-	6 75.0	-	1 12.5	-
業 種 × 規 模 × 復 元 集 計							
計	16,512 100.0	3,755 22.7	620 3.8	10,494 63.6	177 1.1	1,342 8.1	123 0.7
いわゆる中小企業	12,783 100.0	2,555 20.0	584 4.6	8,552 66.9	94 0.7	937 7.3	61 0.5
いわゆる大企業	1,064 100.0	388 36.5	36 3.4	279 26.2	36 3.4	263 24.7	63 5.9
無回答	2,664 100.0	813 30.5	-	1,662 62.4	47 1.8	142 5.3	-

問 2 3. パート・有期社員の基本的な賃金※（基本給）の決定にあたり、どのような算定要素を考慮していますか。比較のため、正社員についても教えてください（該当すべてに○）。また、パート・有期社員の基本給の算定要素について、同一労働同一賃金ルールへの対応を含めて過去3年間に見直しを行っている場合は、「見直し前」の状況についても教えてください（該当すべてに○）。

※毎月支払われるもので、実際に支払われる賃金から①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）、②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、③所定労働時間を超える時間や所定労働日以外の勤務に対して支払われる賃金（時間外・深夜割増賃金、休日割増賃金等）、④精算手当、通勤手当及び家族手当を除いたもの。

正社員

	パート・有期社員を 雇用している 割合	6,877	5,319	3,699	5,185	3,764	922	652	1,132	1,514	1,411	2,938	1,193	144	1,941	1,271	549	88	498
	n	100.0	77.3	53.8	75.4	54.7	13.4	9.5	16.5	22.0	20.5	42.7	17.3	2.1	28.2	18.5	8.0	1.3	7.2
業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種
総計	21	16	13	18	12	2	1	5	7	4	16	6	2	8	3	3	-	-	2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	76.2	61.9	85.7	57.1	9.5	4.8	23.8	33.3	19.0	76.2	28.6	9.5	38.1	14.3	14.3	-	-	9.5
建設業	578	454	316	467	305	46	31	100	123	130	357	127	22	204	74	60	3	4	44
製造業	1,349	1,086	836	1,094	689	189	102	255	321	229	374	291	29	462	201	89	8	8	62
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	70.7	63.8	75.9	46.6	8.6	5.2	15.5	15.5	15.5	56.9	27.6	3.4	27.6	12.1	-	-	-	6.9
情報通信業	136	107	100	108	55	16	11	14	21	20	25	20	-	34	21	-	-	-	11
運輸業、郵便業	298	203	147	188	120	29	23	60	54	54	117	53	3	63	22	17	6	30	30
卸売業、小売業	1,091	854	727	813	556	162	136	184	239	201	311	204	20	346	150	86	6	77	10.1
金融業、保険業	48	39	33	38	25	11	10	6	5	9	12	5	2	8	11	1	2	2	2
不動産業、物品賃貸業	100.0	81.3	68.8	79.2	52.1	22.9	20.8	12.5	10.4	18.8	25.0	10.4	4.2	16.7	22.9	2.1	4.2	4.2	4.2
学術研究、専門・技術サービス業	92	74	64	71	43	5	4	13	14	13	43	15	2	24	19	9	1	6	6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	80.4	69.6	77.2	46.7	5.4	4.3	14.1	15.2	14.1	46.7	16.3	2.2	26.1	20.7	9.8	1.1	6.5	
生活関連サービス業、娯楽業	126	113	90	106	67	13	13	23	29	25	65	26	3	41	39	10	2	1	0.8
教育、学習支援業	100.0	89.7	71.4	84.1	53.2	10.3	10.3	18.3	23.0	19.8	51.6	20.6	2.4	32.5	31.0	7.9	1.6	0.8	
医療、福祉	440	355	242	328	211	75	57	101	97	106	129	85	7	124	35	56	7	39	8.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	166	124	89	121	80	26	21	27	32	27	54	25	1	37	20	8	2	15	9.0
サービス業計	340	259	123	246	250	28	13	37	77	92	184	41	5	97	132	30	8	10	10
その他	100.0	76.2	36.2	72.4	73.5	8.2	3.8	10.9	22.6	27.1	54.1	12.1	1.5	28.5	38.8	8.8	2.4	2.9	
医療、福祉	1,536	1,134	538	1,098	1,014	216	150	199	355	389	1,001	183	31	295	425	133	32	113	7.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	100.0	73.8	35.0	71.5	66.0	14.1	9.8	13.0	23.1	25.3	65.2	11.9	2.0	19.2	27.7	8.7	2.1	7.4	
サービス業（他に分類されないもの）	24	22	19	21	15	3	2	3	4	5	7	4	2	10	8	1	-	1	-
その他	100.0	91.7	79.2	87.5	62.5	12.5	8.3	12.5	16.7	20.8	29.2	16.7	8.3	41.7	33.3	4.2	-	-	4.2
サービス業計	574	438	325	424	295	96	75	96	127	98	210	92	13	172	104	46	11	61	6.1
その他	100.0	76.3	56.6	73.9	51.4	16.7	13.1	16.7	22.1	17.1	36.6	16.0	2.3	30.0	18.1	8.0	1.9	10.6	
サービス業計	1,330	1,052	765	1,000	668	213	168	250	289	261	465	232	26	384	206	121	22	117	
その他	100.0	79.1	57.5	75.2	50.2	16.0	12.6	18.8	21.7	19.6	35.0	17.4	2.0	28.9	15.5	9.1	1.7	8.8	
50人以下	4,627	3,495	2,363	3,415	2,491	468	239	790	1,023	941	1,936	813	106	1,220	674	387	57	379	8.9
51人以上100人以下	1,081	881	623	840	623	196	154	171	221	221	501	178	19	324	246	81	13	58	8.2
101人以上300人以下	100.0	81.5	57.6	77.7	57.6	18.1	14.2	15.8	21.6	20.4	46.3	16.5	1.8	30.0	22.8	7.5	1.2	5.4	
301人以上1,000人以下	780	618	446	607	450	168	158	128	167	161	354	131	9	268	227	56	15	45	
1,000人以上	100.0	79.2	57.2	77.8	57.7	21.5	20.3	16.4	21.4	20.6	45.4	16.8	1.2	34.4	29.1	7.2	1.9	5.8	
無回答	250	216	177	212	136	59	70	25	62	55	100	47	9	97	84	16	3	6	2.4
1,001人以上	100.0	86.4	70.8	84.8	54.4	23.6	28.0	10.0	24.8	22.0	40.0	18.8	3.6	38.8	33.6	6.4	1.2	2.4	
無回答	77	67	60	69	33	19	24	7	18	20	22	11	1	16	26	3	-	2	
300人以下計（中小規模企業）	100.0	87.0	77.9	89.6	42.9	24.7	31.2	9.1	23.4	26.0	28.6	14.3	1.3	20.8	33.8	3.9	-	-	2.6
301人以上計（大規模企業）	62	42	30	42	31	12	7	11	10	13	25	13	-	16	14	6	-	8	
無回答	100.0	67.7	48.4	67.7	50.0	19.4	11.3	17.7	16.1	21.0	40.3	21.0	-	25.8	22.6	9.7	-	-	12.9
北海道・東北	6,488	4,994	3,432	4,862	3,564	832	551	1,089	1,421	1,323	2,791	1,122	134	1,812	1,147	524	85	482	
関東	100.0	77.0	52.9	74.9	54.9	12.8	8.5	16.8	21.9	20.4	43.0	17.3	2.1	27.9	17.7	8.1	1.3	7.4	
北陸・東海	327	283	237	281	169	78	94	32	80	75	122	58	10	113	110	19	3	8	
近畿	100.0	86.5	72.5	85.9	51.7	23.9	28.7	9.8	24.5	22.9	37.3	17.7	3.1	34.6	33.6	5.8	0.9	2.4	
中国・四国	1,187	908	570	865	657	144	87	176	301	248	546	181	29	357	240	113	20	87	
九州・沖縄	100.0	76.5	48.0	72.9	55.3	12.1	7.3	14.8	25.4	20.9	46.0	15.2	2.4	30.1	20.2	9.5	1.7	7.3	
無回答	1,961	1,554	1,184	1,544	1,047	278	206	310	404	410	807	361	42	548	357	153	17	130	
北陸・東海	100.0	79.2	60.4	78.7	53.4	14.2	10.5	15.8	20.6	20.9	41.2	18.4	2.1	27.9	18.2	7.8	0.9	6.6	
近畿	1,220	950	674	932	670	158	108	216	255	227	488	253	28	396	207	91	18	99	
中国・四国	100.0	77.9	55.2	76.4	54.9	13.0	8.9	17.7	20.9	18.6	40.0	20.7	2.3	32.5	17.0	7.5	1.5	8.1	
九州・沖縄	926	715	507	704	508	138	108	160	175	168	374	164	24	247	153	75	14	65	
無回答	100.0	77.2	54.8	76.0	54.9	14.9	11.7	17.3	18.9	18.1	40.4	17.7	2.6	26.7	16.5	8.1	1.5	7.0	
中国・四国	640	494	344	466	338	77	59	108	153	140	286	95	8	186	122	53	4	39	
九州・沖縄	100.0	77.2	53.8	72.8	52.8	12.0	9.2	16.9	23.9	21.9	44.7	14.8	1.3	29.1	19.1	8.3	0.6	6.1	
無回答	871	650	388	626	510	113	75	148	216	202	412	123	12	189	178	58	14	67	
無回答	100.0	74.6	44.5	71.9	58.6	13.0	8.6	17.0	24.8	23.2	47.3	14.1	1.4	21.7	20.4	6.7	1.6	7.7	
無回答	72	48	32	48	34	14	9	14	10	16	25	16	1	18	14	6	1	11	
無回答	100.0	66.7	44.4	66.7	47.2	19.4	12.5	19.4	13.9	22.2	34.7	22.2	1.4	25.0	19.4	8.3	1.4	15.3	
1ヶ所（本社のみ）	3,249	2,450	1,593	2,366	1,733	300	81	532	694	667	1,339	535	70	856	506	257	42	261	
2ヶ所以上	100.0	75.4	49.0	72.8	53.3	9.2	2.5	16.4	21.4	20.5	41.2	16.5	2.2	26.3	15.6	7.9	1.3	8.0	
無回答	3,538	2,803	2,064	2,756	1,985	610	564	585	808	725	1,561	644	74	1,060	746	287	46	226	
無回答	100.0	79.2	58.3	77.9	56.1	17.2	15.9	16.5	22.8	20.5	44.1	18.2	2.1	30.0	21.1	8.1	1.3	6.4	
25%未満	90	66	42	63	46	12	7	15	12	19	38	14	-	25	19	5	-	11	
25%以上50%未満	100.0	73.3	46.7	70.0	51.1	13.3	7.8	16.7	13.3	21.1	42.2	15.6	-	27.8	21.1	5.6	-	12.2	
50%以上75%未満	3,307	2,564	1,908	2,529	1,766	399	263	530	692	636	1,434	623	80	1,047	570	271	32	238	
75%以上	100.0																		

パート・有期社員（現在）

	雇用している有期社員を 占める割合	責任の程度（業務の内容や 業務の成果）	業務 成果	能力 経験	勤続 年数	事業所内での 配置転換	事業所間の 有無や範囲 の有無や範囲 の有無や範囲 の有無や範囲	残業の有無や 頻度	地域の賃金相 場	同業他社の賃 金相場	資格・免許の 所有状況	家族の状況・ 結婚・	年金額（減額率 含む）	年齢	学歴	人手の過不足 状況	その他	無回答
総計	6,877 100.0	3,955 57.5	2,201 32.0	4,299 62.5	2,555 37.2	387 5.6	235 3.4	549 8.0	2,291 33.3	1,316 19.1	1,991 29.0	419 6.1	209 3.0	990 14.4	381 5.5	724 10.5	126 1.8	567 8.2
問3 主たる業種別																		
鉱業、採石業、砂利採取業	21 100.0	15 71.4	9 42.9	15 71.4	7 33.3	2 9.5	1 4.8	3 14.3	7 33.3	3 14.3	11 52.4	4 19.0	4 19.0	6 28.6	2 9.5	2 9.5	-	2 9.5
建設業	578 100.0	349 60.4	195 33.7	399 69.0	187 32.4	13 2.2	12 2.1	48 8.3	152 26.3	99 17.1	208 36.0	58 10.0	39 6.7	129 22.3	24 4.2	56 9.7	6 1.0	55 9.5
製造業	1,349 100.0	752 55.7	515 38.2	927 68.7	455 33.7	8 0.6	11 2.2	117 8.7	501 37.1	182 13.5	200 14.9	89 6.6	53 3.9	234 17.3	38 2.8	120 8.9	17 1.3	97 7.2
電気・ガス・熱供給・水道業	58 100.0	29 50.0	20 34.5	31 53.4	16 27.6	3 5.2	2 3.4	5 8.6	16 27.6	5 8.6	17 29.3	5 8.6	2 3.4	9 15.5	2 3.4	6 10.3	2 3.4	7 12.1
情報通信業	136 100.0	93 68.4	70 51.5	102 75.0	35 25.7	7 5.1	5 3.7	9 6.6	27 19.9	17 12.5	14 10.3	8 5.9	4 0.7	14 10.3	6 4.4	6 4.4	1 0.7	11 8.1
運輸業、郵便業	298 100.0	158 53.0	87 29.2	151 50.7	71 23.8	12 4.0	11 3.7	42 14.1	81 27.2	45 15.1	73 24.5	24 8.1	10 3.4	41 13.8	8 2.7	18 6.0	7 2.3	34 11.4
卸売業、小売業	1,091 100.0	617 56.6	399 36.6	664 60.9	374 34.3	59 5.4	45 4.1	79 7.2	410 37.6	179 16.4	173 15.9	68 6.2	31 2.8	140 12.8	37 3.4	120 11.0	14 1.3	92 8.4
金融業、保険業	48 100.0	28 58.3	21 43.8	29 60.4	12 25.0	1 2.1	1 2.1	2 4.2	21 43.8	7 14.6	3 6.3	1 2.1	3 6.3	1 6.3	2 4.2	3 6.3	3 6.3	3 6.3
不動産業、物品賃貸業	92 100.0	62 67.4	35 38.0	58 63.0	27 29.3	6 6.5	6 6.5	4 4.3	27 29.3	14 15.2	18 19.6	5 5.4	2 2.2	9 9.8	7 7.6	6 6.5	4 4.3	6 6.5
学術研究、専門・ 技術サービス業	126 100.0	97 77.0	52 41.3	94 74.6	38 30.2	7 5.6	3 2.4	13 10.3	38 30.2	16 12.7	47 37.3	7 5.6	4 3.2	23 18.3	15 11.9	14 11.1	2 1.6	4 3.2
宿泊業、飲食サービス業	440 100.0	240 54.5	129 29.3	283 64.3	169 38.4	24 5.5	18 4.1	37 8.4	183 41.6	122 27.7	62 14.1	26 5.9	7 1.6	66 15.0	7 1.6	85 19.3	6 1.4	53 12.0
生活関連サービス業、娯楽業	166 100.0	95 57.2	52 31.3	103 62.0	53 31.9	9 5.4	4 2.4	11 6.6	56 33.7	34 20.5	30 18.1	4 2.4	1 0.6	17 10.2	7 4.2	18 10.8	4 2.4	17 10.2
教育、学習支援業	340 100.0	204 60.0	75 22.1	191 56.2	159 46.8	14 4.1	7 2.1	21 6.2	101 29.7	78 22.9	167 49.1	14 4.1	5 1.5	41 12.1	50 14.7	28 8.2	10 2.9	12 3.5
医療、福祉	1,536 100.0	859 55.9	345 22.5	898 58.5	757 49.3	105 6.8	68 4.4	112 7.4	457 29.8	405 26.4	911 59.3	72 4.7	29 1.9	184 12.0	149 9.7	174 11.3	25 2.3	117 7.6
複合サービス事業 （郵便局、協同組合など）	24 100.0	15 62.5	6 25.0	14 58.3	9 37.5	3 12.5	2 8.3	3 12.5	11 45.8	5 20.8	7 29.2	3 12.5	1 4.2	2 8.3	-	2 8.3	-	1 4.2
サービス業 （他に分類されないもの）	574 100.0	342 59.6	191 33.3	340 59.2	186 32.4	44 7.7	20 3.5	42 7.3	203 35.4	105 18.3	130 22.6	31 5.4	17 3.0	74 12.9	26 4.5	67 11.7	15 2.6	56 9.8
その他																		
サービス業計	1,330 100.0	789 59.3	430 32.3	834 62.7	455 34.2	87 6.5	47 3.5	106 8.0	491 36.9	282 21.2	276 20.8	71 5.3	30 2.3	182 13.7	55 4.1	186 14.0	27 2.0	131 9.8
問4 常用雇用者の規模別																		
50人以下	4,627 100.0	2,582 55.8	1,478 31.9	2,867 62.0	1,703 36.8	223 4.8	97 2.1	387 8.4	1,488 32.2	846 18.3	1,305 28.2	309 6.7	163 3.5	683 14.8	241 5.2	487 10.5	86 1.9	423 9.1
51人以上100人以下	1,081 100.0	662 61.2	351 32.5	703 65.0	418 38.7	77 7.1	52 4.8	85 7.9	368 34.0	210 19.4	330 30.5	64 5.9	28 2.6	146 13.5	68 6.3	111 10.3	17 1.6	69 6.4
101人以上300人以下	780 100.0	468 60.0	246 31.5	479 61.4	290 37.2	55 7.1	48 6.2	57 7.3	260 33.3	167 21.4	245 31.4	27 3.5	14 1.8	107 13.7	41 5.3	87 11.2	19 2.4	54 6.9
301人以上1,000人以下	250 100.0	158 63.2	86 34.4	170 68.0	99 39.6	21 8.4	11 10.8	112 4.4	61 24.4	79 31.6	11 4.4	3 1.2	35 14.0	21 8.4	22 8.8	4 1.6	4 1.0	
1,001人以上	77 100.0	55 71.4	22 28.6	43 55.8	22 28.6	6 7.8	7 9.1	2 2.6	44 55.8	22 28.6	17 22.1	3 3.9	8 1.3	8 10.4	9 10.4	9 11.7	-	4 5.2
無回答	62 100.0	30 48.4	18 29.0	37 59.7	23 37.1	5 8.1	4 6.5	7 11.3	20 32.3	10 16.1	15 24.2	5 8.1	-	11 3.2	2 12.9	-	-	7 11.3
300人以下計 （中小規模企業）	6,488 100.0	3,712 57.2	2,075 32.0	4,049 62.4	2,411 37.2	355 5.5	197 3.0	529 8.2	2,116 32.6	1,223 18.9	1,880 29.0	400 6.2	205 3.2	936 14.4	350 5.4	685 10.6	122 1.9	546 8.4
301人以上計 （大規模企業）	327 100.0	213 65.1	108 33.0	213 65.1	121 37.0	27 8.3	34 10.4	13 4.0	155 47.4	83 25.4	96 29.4	14 4.3	4 1.2	43 13.1	29 8.9	31 9.5	4 1.2	14 4.3
問1 本社所在地・地域・ 地域別																		
北海道・東北	1,187 100.0	663 55.9	365 30.7	718 60.5	450 37.9	61 5.1	38 3.2	97 8.2	390 32.9	240 20.2	410 34.5	75 6.3	43 3.6	213 17.9	98 8.3	145 12.2	29 2.4	107 9.0
関東	1,961 100.0	1,183 60.3	731 37.3	1,291 65.8	737 37.6	104 5.3	73 3.7	137 7.0	657 33.5	373 19.0	536 27.3	116 5.9	63 3.2	266 13.6	87 4.4	204 10.4	28 1.4	146 7.4
北陸・東海	1,220 100.0	713 58.4	374 30.7	771 63.2	435 35.7	60 4.9	35 2.9	97 8.0	406 33.3	214 17.5	301 24.7	76 6.2	49 4.0	188 15.4	50 4.1	104 8.5	21 1.7	103 8.4
近畿	926 100.0	543 58.6	304 32.8	580 62.6	353 38.1	62 6.7	38 4.1	78 8.4	318 34.3	160 17.3	233 25.2	54 5.8	23 2.5	121 13.1	47 5.1	90 9.7	14 1.5	76 8.2
中国・四国	640 100.0	353 55.2	186 29.1	388 60.6	211 33.0	33 5.2	18 2.8	54 8.4	210 32.8	134 20.9	184 28.8	43 6.7	14 2.2	100 15.6	31 4.8	92 14.4	15 2.3	52 8.1
九州・沖縄	871 100.0	466 53.5	220 25.3	506 58.1	342 39.3	50 5.7	29 3.3	77 8.8	290 33.3	181 20.8	313 35.9	48 5.5	16 1.8	88 10.1	65 7.5	83 9.5	18 2.1	74 8.9
無回答	72 100.0	34 47.2	21 29.2	45 62.5	27 37.5	6 8.3	4 5.6	9 12.5	20 27.8	14 19.4	14 19.4	7 9.7	1 1.4	14 19.4	3 4.2	6 8.3	1 1.4	9 12.5
問2 事業所数別																		
1ヶ所（本社のみ）	3,249 100.0	1,812 55.8	999 30.7	1,992 61.3	1,163 35.8	146 4.5	43 1.3	260 8.0	986 30.3	610 18.8	909 28.0	197 6.1	112 3.4	497 15.3	171 5.3	320 9.8	20 0.6	298 9.2
2ヶ所以上	3,538 100.0	2,098 59.3	1,178 33.3	2,253 63.7	1,358 38.4	235 6.6	188 5.3	279 7.9	1,283 36.3	692 19.6	1,058 29.9	215 6.1	93 2.6	477 13.5	207 5.9	397 11.2	61 1.7	260 7.3
無回答	90 100.0	45 50.0	24 26.7	54 60.0	34 37.8	6 6.7	4 4.4	10 11.1	22 24.4	14 15.6	24 26.7	7 7.8	4 4.4	16 17.8	3 3.3	7 7.8	1 1.1	9 10.0
問7 パート・有期社員 の年齢別																		
25未満	3,307 100.0	1,920 58.1	1,106 33.4	2,077 62.8	1,086 32.8	165 5.0	107 3.2	263 8.0	992 30.0	507 15.3	851 25.7	236 7.1	130 3.9	548 16.6	168 5.1	307 9.3	55 1.7	286 8.6
25以上50未満	2,830 100.0	1,070 58.5	587 32.1	1,188 64.9	777 42.5	112 6.1	54 3.0	146 8.0	645 35.2	410 22.4	654 35.7	101 5.5	51 2.8	263 14.4	134 7.3	208 11.4	34 1.9	112 6.1
50以上75未満	1,038 100.0	585 56.4	306 29.5	625 60.2	430 41.4	76 7.3	48 4.6	76 7.3	402 38.7	252 24.3	337 32.5	48 4.6	17 1.6	108 10.4	55 5.3	123 11.8	24 2.3	88 8.5
75以上	443 100.0	255 57.6	131 29.6	280 63.2	177 40.0	24 5.4	17 3.8	41 9.3	188 42.4	109 24.6	88 19.9	18 4.1	3 0.7	31 7.0	9 2.0	60 13.5	9 2.0	37 8.4
無回答	259 100.0	125 48.3	71 27.4	129 49.8	85 32.8	10 3.9	9 3.5	23 8.9	64 24.7	38 14.7	61 23.6	16 6.2	8 3.1	15 15.4	15 5.8	26 10.0	4 1.5	44 17.0
業種・規模・ 地域別	376,716 100.0	216,622 57.5	123,372 32.7	235,494 62.5	136,352 36.2	20,536 5.5	12,363 3.3	30,278 8.0	127,748 33.9	70,952 18.8	97,613 25.9							

パート・有期社員（見直し前）

	雇 用 し て い る 有 期 社 員 計	責 任 の 程 度 （ 業 務 の 内 容 や 成 果 ）	業 績 成 果	能 力 経 験	勤 続 年 数	の 事 業 所 内 で の 配 置 転 換 有 無	の 事 業 所 間 の 転 換 有 無	残 業 の 有 無 や 頻 度	地 域 の 賃 金 相 場	同 業 他 社 の 賃 金 相 場	資 格 免 許 の 有 無 状 況	家 生 計 の 費 用 状 況 や 婚 姻	年 金 額 （ 減 額 率 含 む ）	年 齢	学 歴	人 手 の 過 不 足 状 況	そ の 他	無 回 答
総計	6,877 100.0	633 9.2	376 5.5	675 9.8	430 6.3	78 1.1	46 0.7	104 1.5	407 5.9	235 3.4	340 4.9	63 0.9	39 0.6	164 2.4	57 0.8	151 2.2	26 0.4	5,543 80.6
問3 主たる業種別																		
鉱業、採石業、砂利採取業	21 100.0	1 4.8	1 4.8	1 4.8	1 4.8	-	-	2 9.5	-	-	2 9.5	-	1 4.8	-	-	-	-	19 90.5
建設業	578 100.0	42 7.3	31 5.4	50 8.7	28 4.8	2 0.3	3 0.5	18 3.1	30 5.2	15 2.6	23 4.0	8 1.4	3 0.5	14 2.4	3 0.5	10 1.7	3 0.5	482 83.4
製造業	1,349 100.0	111 8.2	87 6.4	145 10.7	69 5.1	13 1.0	4 0.3	12 0.9	91 6.7	28 2.1	17 1.3	13 1.0	9 0.7	29 2.1	4 0.3	15 1.1	2 0.1	1,113 82.5
電気・ガス・熱供給・水道業	58 100.0	1 1.7	1 1.7	2 3.4	-	-	1 1.7	-	3 5.2	-	1 1.7	-	1 1.7	1 1.7	-	-	-	51 87.9
情報通信業	136 100.0	11 8.1	8 5.9	10 7.4	5 3.7	-	-	-	4 2.9	2 1.5	-	1 0.7	-	1 0.7	-	1 0.7	-	118 86.8
運輸業、郵便業	298 100.0	25 8.4	12 4.0	23 7.7	9 3.0	2 0.7	-	8 2.7	12 4.0	5 1.7	12 4.0	5 1.7	3 1.0	7 2.3	1 0.3	6 2.0	2 0.7	244 81.9
卸売業、小売業	1,091 100.0	76 7.0	58 5.3	96 8.8	47 4.3	12 1.1	8 0.7	16 1.5	58 5.3	28 2.6	18 1.6	11 1.0	5 0.5	22 2.0	5 0.5	25 2.3	4 0.4	904 82.9
金融業、保険業	48 100.0	7 14.6	5 10.4	5 10.4	3 6.3	-	1 2.1	1 2.1	4 8.3	2 4.2	2 4.2	1 2.1	2 4.2	2 4.2	1 4.2	-	-	39 81.3
不動産業、物品賃貸業	92 100.0	5 5.4	3 3.3	7 7.6	3 3.3	-	-	-	2 2.2	1 1.1	-	-	1 1.1	2 2.2	-	1 1.1	-	81 88.0
学術研究、専門・技術サービス業	126 100.0	12 9.5	9 7.1	7 5.6	6 4.8	1 0.8	-	-	7 5.6	4 3.2	8 6.3	1 0.8	2 1.6	5 4.0	2 1.6	2 1.6	-	105 83.3
宿泊業、飲食サービス業	440 100.0	50 11.4	28 6.4	56 12.7	36 8.2	6 1.4	4 0.9	4 0.9	33 7.5	19 4.3	13 3.0	4 0.9	2 0.5	15 3.4	3 0.7	23 5.2	1 0.2	338 76.8
生活関連サービス業、娯楽業	166 100.0	9 5.4	6 3.6	11 6.6	12 7.2	1 0.6	-	-	10 6.0	3 1.8	2 1.2	-	1 0.6	5 3.0	1 0.6	2 1.2	1 0.6	140 84.3
教育、学習支援業	340 100.0	31 9.1	16 4.7	26 7.6	25 7.4	-	1 0.3	5 1.5	21 6.2	9 2.6	9 6.2	1 0.3	-	6 1.8	4 1.2	2 0.6	2 0.6	274 80.6
医療、福祉	1,536 100.0	187 12.2	71 4.6	178 11.6	150 9.8	32 2.1	18 1.2	15 1.9	91 5.9	92 6.0	192 12.5	14 0.9	7 0.5	38 2.5	29 1.9	46 3.0	9 0.6	1,155 75.2
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	24 100.0	3 12.5	2 8.3	3 12.5	2 8.3	2 8.3	2 8.3	-	4 16.7	3 12.5	1 4.2	-	-	-	-	-	-	17 70.8
サービス業（他に分類されないもの）	574 100.0	62 10.8	38 6.6	55 9.6	34 5.9	7 1.2	4 0.7	9 1.6	37 6.4	24 4.2	28 4.9	4 0.7	2 0.3	17 3.0	4 0.7	16 2.8	2 0.3	463 80.7
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	1,330 100.0	136 10.2	83 6.2	132 9.9	90 6.8	17 1.3	10 0.8	13 1.0	91 6.8	53 4.0	52 3.9	9 0.7	7 0.5	42 3.2	10 0.8	43 3.2	4 0.3	1,063 79.9
問4 常用雇用者の規模別																		
50人以下	4,627 100.0	393 8.5	244 5.3	417 9.0	261 5.6	53 1.1	26 0.6	17 0.7	243 5.3	132 2.9	208 4.5	44 1.0	30 0.6	104 2.2	33 0.7	102 2.2	15 0.3	3,771 81.5
51人以上100人以下	1,081 100.0	103 9.5	60 5.6	118 10.9	80 7.4	10 0.9	8 0.7	13 1.2	68 6.3	46 4.3	53 4.9	14 1.3	4 0.4	30 2.8	12 1.1	21 1.9	4 0.4	868 80.3
101人以上300人以下	780 100.0	86 11.0	45 5.8	89 11.4	52 6.7	12 1.5	9 1.2	11 1.4	56 7.2	34 4.4	53 6.8	3 0.4	3 0.4	22 2.8	7 0.9	20 2.6	6 0.8	611 78.3
301人以上1,000人以下	250 100.0	39 15.6	21 8.4	35 14.0	25 10.0	2 0.8	2 0.8	-	23 9.2	16 6.4	17 6.8	1 0.4	2 2.0	5 1.6	4 2.0	5 2.0	1 0.4	185 74.0
1,001人以上	77 100.0	9 11.7	3 3.9	10 13.0	6 7.8	1 1.3	1 1.3	1 1.3	12 15.6	4 5.2	6 7.8	1 1.3	-	2 2.6	1 1.3	2 2.6	-	59 76.6
無回答	62 100.0	3 4.8	3 4.8	6 9.7	6 9.7	-	-	1 1.6	5 8.1	3 4.8	3 4.8	-	-	1 1.6	-	1 1.6	-	49 79.0
300人以下計 （中小規模企業）	6,488 100.0	582 9.0	349 5.4	624 9.6	393 6.1	75 1.2	43 0.7	102 1.6	367 5.7	212 3.3	314 4.8	61 0.9	37 0.6	156 2.4	52 0.8	143 2.2	25 0.4	5,250 80.9
301人以上計 （大規模企業）	327 100.0	48 14.7	24 7.3	45 13.8	31 9.5	3 0.9	3 0.9	1 0.3	35 10.7	20 6.1	23 7.0	2 0.6	2 1.1	7 1.5	5 2.1	7 3.3	1 0.3	244 74.6
問1 本社所在地・地域・ブロック別																		
北海道・東北	1,187 100.0	117 9.9	70 5.9	131 11.0	95 8.0	18 1.5	9 0.8	22 1.9	76 6.4	34 2.9	74 6.2	8 0.7	9 0.8	32 2.7	19 1.6	39 3.3	6 0.5	936 78.9
関東	1,961 100.0	184 9.4	128 6.5	202 10.3	112 5.7	19 0.8	15 0.8	28 1.4	116 5.9	71 3.6	83 4.2	16 0.8	10 0.5	46 2.3	7 0.4	7 2.3	-	1,586 80.9
北陸・東海	1,220 100.0	109 8.9	55 4.5	103 8.4	69 5.7	14 1.1	10 0.8	18 1.5	73 6.0	38 3.1	46 3.8	11 0.9	9 0.7	30 2.5	10 0.8	18 1.5	3 0.3	1,001 82.0
近畿	926 100.0	86 9.3	53 5.7	93 10.0	60 6.5	13 1.4	6 0.6	9 1.0	58 6.3	38 4.1	52 5.6	10 1.1	5 0.5	27 2.9	9 1.0	19 2.1	2 0.2	736 79.5
中国・四国	640 100.0	57 8.9	34 5.3	64 10.0	32 5.0	2 0.3	2 0.3	11 1.7	29 4.5	17 2.7	32 5.0	8 1.3	2 0.3	14 2.2	5 0.8	18 2.8	5 0.8	520 81.3
九州・沖縄	871 100.0	78 9.0	32 3.7	76 8.7	57 6.5	12 1.4	4 0.5	15 1.7	50 5.7	35 4.0	52 6.0	10 1.1	4 0.5	14 1.6	7 0.8	12 1.4	1 1.0	704 80.8
無回答	72 100.0	2 2.8	4 5.6	6 8.3	5 6.9	-	-	1 1.4	5 6.9	2 2.8	1 1.4	-	-	1 1.4	-	-	-	60 83.3
問2 事業所数別																		
1ヶ所（本社のみ）	3,249 100.0	292 9.0	175 5.4	307 9.4	189 5.8	40 1.2	18 0.6	47 1.4	177 5.4	109 3.4	162 5.0	31 1.0	20 0.6	81 2.5	27 0.8	72 2.2	11 0.3	2,626 80.8
2ヶ所以上	3,538 100.0	334 9.4	197 5.6	358 10.1	233 6.6	38 1.1	28 0.8	54 1.5	226 6.4	124 3.5	175 4.9	32 0.9	17 0.5	81 2.3	30 0.8	79 2.2	15 0.4	2,845 80.4
無回答	90 100.0	7 7.8	4 4.4	10 11.1	8 8.9	-	-	3 3.3	4 4.4	2 2.2	3 3.3	-	2 2.2	-	-	-	-	72 80.0
問7 パート・有期社員の人数割合別																		
25%未満	3,307 100.0	267 8.1	164 5.0	278 8.4	159 4.8	32 1.0	20 0.6	50 1.5	161 4.9	78 2.4	129 3.9	36 1.1	20 0.6	81 2.4	22 0.7	72 2.2	4 0.1	2,741 82.9
25%以上50%未満	1,830 100.0	178 9.7	111 6.1	201 11.0	143 7.8	23 1.3	10 0.5	26 1.4	108 5.9	76 4.2	117 6.4	12 0.7	12 0.7	47 2.6	21 1.1	35 1.9	8 0.4	1,451 79.3
50%以上75%未満	1,038 100.0	111 10.7	57 5.5	114 11.0	77 7.4	14 1.3	8 0.8	16 1.5	85 8.2	51 4.9	66 6.4	9 0.9	4 0.4	20 1.9	8 0.8	25 2.4	8 0.8	802 77.3
75%以上	443 100.0	53 12.0	31 7.0	58 13.1	31 7.0	7 1.6	6 1.4	8 1.8	37 8.4	23 5.2	14 3.2	4 0.9	1 0.2	9 2.0	3 0.7	12 2.7	2 0.5	343 77.4
無回答	259 100.0	24 9.3	13 5.0	24 9.7	20 7.7	2 0.8	2 0.8	4 1.5	16 6.2	7 2.7	14 5.4	2 0.8	2 0.8	7 1.2	3 2.7	7 2.7	4 1.5	206 79.5
業種×規模・業種集計	376,716 100.0	34,057 9.0	20,804 5.5	36,379 9.7	22,651 6.0	4,157 1.1	2,359 0.6	5,173 1.4	21,824 5.8	11,960 3.2	16,033 4.3	3,466 0.9	2,203 0.6	9,037 2.4	3,030 0.8	8,472 2.2	1,383 0.4	304,946 80.9
いわゆる中小企業	294,452 100.0	25,562 8.7	15,046 5.1	27,473 9.3	16,867 5.7	3,486 1.2	1,932 0.7	3,707 1.3	16,822 5.7	8,777 3.0	11,410 3.9	2,860 1.0	1,789 0.6	7,238 2.5	2,410 0.8	6,565 2.2	1,013 0.3	239,972 81.5
いわゆる大企業	21,176 100.0	2,627 12.4	1,259 5.9	2,644 12.5	2,062 9.7	209 1.0	173 0.8	331 1.6	1,975 9.3	967 4.6	2,068 9.8	145 0.7	83 0.4	485 2.3	341 1.6	501 2.4	72 0.3	15,804 74.6
無回答	61,088 100.0	5,868 9.6	4,499 7.4	6,263 10.3	3,722 6.1	461 0.8	255 0.4											

正社員（※正社員とパート・有期社員（現在）とも回答した企業で集計）

		雇用して、有期社員を計	責任の程度(業務の内容や)	業績	能力	勤続年数	の事業所や内での配置転換	有事業所間の転換	残業の有無や頻度	地域の賃金相場	同業他社の賃金相場	資格・免許の所有状況	家族計の状況や婚姻	年金額(減額率含む)	年齢	学歴	人手の過不足状況	その他	無回答
総計		6,260	5,235	3,648	5,108	3,706	911	643	1,109	1,498	1,397	2,903	1,175	139	1,910	1,263	538	87	-
		100.0	83.6	58.3	81.6	59.2	14.6	10.3	17.7	23.9	22.3	46.4	18.8	2.2	30.5	20.0	8.8	1.4	-
問3 主たる業種別	鉱業、採石業、砂利採取業	19	16	13	18	12	2	1	5	7	4	16	6	2	8	3	3	-	-
		100.0	84.2	68.4	94.7	63.2	10.5	5.3	26.3	36.8	21.1	84.2	31.6	10.5	42.1	15.8	15.8	-	-
	建設業	520	443	311	457	299	44	30	97	121	127	350	124	20	198	72	56	3	-
		100.0	85.2	59.8	87.9	57.5	8.5	5.8	18.7	23.3	24.4	67.3	23.8	3.8	38.1	13.8	10.8	0.6	-
	製造業	1,244	1,067	825	1,079	677	189	102	250	316	227	368	287	28	456	198	87	8	-
		100.0	85.8	66.3	86.7	54.4	15.2	8.2	20.1	25.4	18.2	29.6	23.1	2.3	36.7	15.9	7.0	0.6	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	51	39	36	42	26	5	3	9	9	9	32	16	2	15	6	-	-	-
		100.0	76.5	70.6	82.4	51.0	9.8	5.9	17.6	17.6	17.6	62.7	31.4	3.9	29.4	11.8	-	-	-
	情報通信業	124	106	99	107	55	16	11	14	20	19	24	20	-	34	21	-	-	-
		100.0	85.5	79.8	86.3	44.4	12.9	8.9	11.3	16.1	15.3	19.4	16.1	-	27.4	16.9	-	-	-
	運輸業、郵便業	260	198	143	182	118	29	23	60	54	54	114	51	3	62	22	17	6	-
		100.0	76.2	55.0	70.0	45.4	11.2	8.8	23.1	20.8	20.8	43.8	19.6	1.2	23.8	8.5	6.5	2.3	-
	卸売業、小売業	997	840	716	803	547	160	134	179	237	200	309	201	19	342	149	86	6	-
		100.0	84.3	71.8	80.5	54.9	16.0	13.4	18.0	23.8	20.1	31.0	20.2	1.9	34.3	14.9	8.6	0.6	-
	金融業、保険業	45	38	33	37	24	11	10	6	5	9	11	5	2	8	11	1	2	-
		100.0	84.4	73.3	82.2	53.3	24.4	22.2	13.3	11.1	20.0	24.4	11.1	4.4	17.8	24.4	2.2	4.4	-
	不動産業、物品賃貸業	84	72	62	70	41	5	4	13	14	13	43	15	2	24	19	9	1	-
		100.0	85.7	73.8	83.3	48.8	6.0	4.8	15.5	16.7	15.5	51.2	17.9	2.4	28.6	22.6	10.7	1.2	-
	学術研究、専門・技術サービス業	122	113	89	105	67	13	13	22	29	25	64	26	3	40	39	9	2	-
		100.0	92.6	73.0	86.1	54.9	10.7	10.7	18.0	23.8	20.5	52.5	21.3	2.5	32.8	32.0	7.4	1.6	-
	宿泊業、飲食サービス業	384	346	237	318	207	74	56	98	94	104	127	84	7	121	35	54	6	-
	100.0	90.1	61.7	82.8	53.9	19.3	14.6	25.5	24.5	27.1	33.1	21.9	1.8	31.5	9.1	14.1	1.6	-	
生活関連サービス業、娯楽業	148	121	88	120	78	26	20	27	32	27	54	25	1	36	19	8	2	-	
	100.0	81.8	59.5	81.1	52.7	17.6	13.5	18.2	21.6	18.2	36.5	16.9	0.7	24.3	12.8	5.4	1.4	-	
教育、学習支援業	328	257	123	244	249	28	13	37	77	92	184	40	5	97	132	30	8	-	
	100.0	78.4	37.5	74.4	75.9	8.5	4.0	11.3	23.5	28.0	56.1	12.2	1.5	29.6	40.2	9.1	2.4	-	
医療、福祉	1,408	1,125	533	1,089	1,004	212	148	194	352	385	994	182	30	292	421	132	32	-	
	100.0	79.9	37.9	77.3	71.3	15.1	10.5	13.8	25.0	27.3	70.6	12.9	2.1	20.7	29.9	9.4	2.3	-	
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	22	21	18	20	14	3	2	3	4	5	6	3	2	9	7	1	-	-	
	100.0	95.5	81.8	90.9	63.6	13.6	9.1	13.6	18.2	22.7	27.3	13.6	9.1	40.9	31.8	4.5	-	-	
サービス業(他に分類されないもの)	504	433	322	417	288	94	73	95	127	97	207	90	13	168	99	45	11	-	
	100.0	85.9	63.9	82.7	57.1	18.7	14.5	18.8	25.2	19.2	41.1	17.9	2.6	33.3	19.6	8.9	2.2	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	1,180	1,034	754	980	654	210	164	245	286	258	458	228	26	374	199	117	21	-	
	100.0	87.6	63.9	83.1	55.4	17.8	13.9	20.8	24.2	21.9	38.8	19.3	2.2	31.7	16.9	9.9	1.8	-	
問4 常用雇用の規模別	50人以下	4,164	3,435	2,327	3,361	2,451	462	236	771	1,012	931	1,914	797	101	1,199	666	377	56	-
		100.0	82.5	55.9	80.7	58.9	11.1	5.7	18.5	24.3	22.4	46.0	19.1	2.4	28.8	16.0	9.1	1.3	-
	51人以上100人以下	1,008	871	618	830	616	192	150	169	233	218	497	178	19	322	244	81	13	-
		100.0	86.4	61.3	82.3	61.1	19.0	14.9	16.8	23.1	21.6	49.3	17.7	1.9	31.9	24.2	8.0	1.3	-
	101人以上300人以下	722	609	440	598	443	167	157	127	165	161	348	130	9	262	221	55	15	-
		100.0	84.3	60.9	82.8	61.4	23.1	21.7	17.6	22.9	22.3	48.2	18.0	1.2	36.3	30.6	7.6	2.1	-
	301人以上1,000人以下	239	212	175	210	133	59	69	25	61	54	98	46	9	96	83	16	3	-
		100.0	88.7	73.2	87.9	55.6	24.7	28.9	10.5	25.5	22.6	41.0	19.2	3.8	40.2	34.7	6.7	1.3	-
	1,001人以上	73	66	58	67	32	19	24	6	17	20	21	11	1	15	25	3	-	-
		100.0	90.4	79.5	91.8	43.8	26.0	32.9	8.2	23.3	27.4	28.8	15.1	1.4	20.5	34.2	4.1	-	-
	無回答	54	42	30	42	31	12	7	11	10	13	25	13	-	16	14	6	-	-
		100.0	77.8	55.6	77.8	57.4	22.2	13.0	20.4	18.5	24.1	46.3	24.1	-	29.6	25.9	11.1	-	-
	300人以下計(中小規模企業)	5,894	4,915	3,385	4,789	3,510	821	543	1,067	1,410	1,310	2,759	1,105	129	1,783	1,131	513	84	-
		100.0	83.4	57.4	81.3	59.6	13.9	9.2	18.1	23.9	22.2	46.8	18.7	2.2	30.3	19.2	8.7	1.4	-
301人以上計(大規模企業)	312	278	233	277	165	78	93	31	78	74	119	57	10	111	108	19	3	-	
	100.0	89.1	74.7	88.8	52.9	25.0	29.8	9.9	25.0	23.7	38.1	18.3	3.2	35.6	34.6	6.1	1.0	-	
問1 本社所在地(地域ブロック別)	北海道・東北	1,071	885	560	847	642	141	85	169	295	244	537	179	29	352	239	111	20	-
		100.0	82.6	52.3	79.1	59.9	13.2	7.9	15.8	27.5	22.8	50.1	16.7	2.7	32.9	22.3	10.4	1.9	-
	関東	1,802	1,532	1,167	1,521	1,030	275	203	305	400	408	798	354	47	540	352	151	17	-
		100.0	85.0	64.8	84.4	57.2	15.3	11.3	16.9	22.2	22.6	44.3	19.6	2.3	30.0	19.5	8.4	0.9	-
	北陸・東海	1,102	936	665	920	664	157	106	212	252	225	484	250	24	392	203	88	18	-
		100.0	84.9	60.3	83.5	60.3	14.2	9.6	19.2	22.9	20.4	43.9	22.7	2.2	35.6	18.4	8.0	1.6	-
	近畿	845	704	500	695	503	137	107	157	172	165	369	161	23	241	151	72	14	-
		100.0	83.3	59.2	82.2	59.5	16.2	12.7	18.6	20.4	19.5	43.7	19.1	2.7	28.5	17.9	8.5	1.7	-
	中国・四国	585	485	339	456	330	76	58	105	153	138	279	92	8	179	118	52	4	-
		100.0	82.9	57.9	77.9	56.4	13.0	9.9	17.9	26.2	23.6	47.7	15.7	1.4	30.6	20.2	8.9	0.7	-
	九州・沖縄	794	645	385	621	503	111	75	147	216	201	411	123	12	188	176	58	13	-
		100.0	81.2	48.5	78.2	63.4	14.0	9.4	18.5	27.2	25.3	51.8	15.5	1.5	23.7	22.2	7.3	1.6	-
	無回答	61	48	32	48	34	14	9	14	10	16	25	16	1	18	14	6	1	-
		100.0	78.7	52.5	78.7	55.7	23.0	14.8	23.0	16.4	26.2	41.0	26.2	1.6	29.5	23.0	9.8	1.6	-
	問2 事業所数別	1ヶ所(本社のみ)	2,924	2,406	1,572	2,328	1,705	297	79	518	684	659	1,323	522	65	8			

パート・有期社員（※正社員とパート・有期社員（現在）とも回答した企業で集計）

Table with 18 columns: 業種・業態, 業種別, 業種別. Rows include 業種別, 業種別.

パート・有期社員（現在）（※パート・有期社員（現在）とパート・有期社員（見直し前）とも回答した企業で集計）

パート・有期社員（現在）	パート・有期社員（見直し前）	とも回答した企業で集計	パート・有期社員を雇用している企業数を集計	責任者への業務の内容や程度	業績成果	能力経験	勤続年数	の事業所内での配置転換の有無や範囲	有無や所間の転換の有無や範囲	就業の有無や頻度	地域の賃金相場	同業他社の賃金相場	資格・免許の有無や状況	家族の状況や婚姻	年金（減額率含む）	年齢	学歴	人手の過不足状況	その他	無回答
総計	1,299	796	480	868	527	104	64	137	455	322	440	89	42	189	73	176	24	1.8		
問3 主たる業種別																				
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	1	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
建設業	92	60	44	69	35	4	3	16	29	20	32	6	6	19	7	12	1	-	-	
製造業	229	139	102	172	82	14	6	17	90	38	22	19	7	42	2	16	3	-	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	7	2	3	3	2	-	1	1	2	-	-	2	1	1	1	-	-	-	-	
情報通信業	18	12	11	14	3	-	-	5	3	1	2	11.1	-	5.6	-	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	52	28	16	28	12	4	1	9	11	11	15	6	3	9	2	5	1	-	-	
卸売業、小売業	181	111	80	123	57	13	9	23	70	37	27	15	4	19	3	30	3	-	-	
金融業、保険業	8	6	6	7	2	-	-	12	4	3	2	1	2	-	2	1	-	-	-	
不動産業、物品賃貸業	11	9	3	7	6	1	1	-	2	4	1	1	1	1	1	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	21	18	12	16	10	2	1	4	8	5	11	1	1	5	4	3	-	-	-	
宿泊業、飲食サービス業	98	57	37	65	32	4	6	8	40	27	13	5	2	16	2	26	1	-	-	
生活関連サービス業、娯楽業	25	15	9	17	9	1	1	2	10	5	5	-	-	6	2	2	1	-	-	
教育、学習支援業	66	38	17	38	31	3	1	6	26	15	35	3	1	6	7	3	2	-	-	
医療、福祉	375	218	88	230	200	40	28	38	115	119	237	20	10	46	34	61	8	-	-	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	7	4	1	4	2	2	2	-	4	2	2	1	-	-	-	1	-	-	-	
サービス業（他に分類されないもの）	107	78	50	74	43	16	4	9	39	33	33	8	3	17	6	16	4	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	258	172	109	176	96	25	14	23	101	72	64	15	6	44	14	48	6	-	-	
問4 常用雇用の規模別																				
50人以下	837	513	307	545	324	64	25	101	282	193	270	60	32	117	44	120	14	-	-	
51人以上100人以下	208	131	88	150	90	17	12	19	73	55	81	13	4	29	15	22	2	-	-	
101人以上300人以下	163	96	55	112	73	18	19	14	57	44	60	11	4	29	8	23	6	-	-	
301人以上1,000人以下	61	40	24	41	24	4	6	1	28	23	20	3	2	9	4	6	2	-	-	
1,001人以上	17	10	4	11	9	1	2	1	10	4	5	2	-	3	2	3	-	-	-	
無回答	13	6	2	9	7	-	-	-	5	3	4	-	-	2	-	2	-	-	-	
300人以下計（中小規模企業）	1,208	740	450	807	487	99	56	134	412	292	411	84	40	175	67	165	22	-	-	
301人以上計（大規模企業）	78	50	28	52	33	5	8	2	38	27	25	5	2	12	6	9	2	-	-	
問1 本社所在地・地域別																				
北海道・東北	242	146	94	166	103	27	15	30	84	57	90	15	12	42	26	43	6	-	-	
関東	367	238	167	255	139	23	18	39	132	88	103	23	11	50	9	53	2	-	-	
北陸・東海	213	141	75	144	87	18	13	24	84	55	70	16	8	33	10	23	5	-	-	
近畿	184	105	63	119	80	18	10	12	62	47	59	11	4	31	12	19	-	-	-	
中国・四国	118	62	35	77	43	3	2	16	37	29	37	11	2	15	6	24	3	-	-	
九州・沖縄	163	100	43	98	69	15	6	13	51	44	79	13	5	16	10	14	8	-	-	
無回答	12	4	3	9	6	-	-	1	5	2	2	-	-	2	-	-	-	-	-	
問2 事業所数別																				
1ヶ所（本社のみ）	610	376	215	400	232	42	15	67	196	145	196	41	23	97	32	86	8	-	-	
2ヶ所以上	671	412	262	456	285	62	49	67	254	173	238	48	17	89	41	90	16	-	-	
無回答	18	8	3	12	10	-	-	3	5	4	6	-	2	3	-	-	-	-	-	
問7 パート・有期社員の人数割合別																				
25%未満	557	341	212	371	212	40	25	65	177	117	166	46	25	98	30	75	5	-	-	
25%以上50%未満	367	227	131	262	164	32	16	30	131	98	157	19	13	49	30	49	7	-	-	
50%以上75%未満	227	136	77	138	94	21	16	20	93	72	86	16	3	24	11	27	8	-	-	
75%以上	97	65	39	70	39	8	5	16	37	26	15	5	-	10	-	16	2	-	-	
無回答	51	27	21	27	18	3	2	6	17	9	16	3	1	8	2	9	2	-	-	
業種×規模×役員集計																				
計	69,729	43,070	26,561	46,461	26,980	5,386	3,187	7,361	24,345	16,625	20,638	4,869	2,228	10,070	3,720	9,723	1,259	-	-	
いわゆる中小企業	52,953	32,576	19,365	34,479	20,217	3,902	2,192	5,536	18,775	12,576	15,079	3,945	1,795	8,053	2,839	7,668	951	-	-	
いわゆる大企業	5,273	2,937	1,882	3,625	2,520	465	588	459	2,194	1,359	2,418	379	83	760	377	760	72	-	-	
無回答	11,503	7,557	5,314	8,358	4,243	1,018	407	1,367	3,376	2,690	3,141	546	350	1,257	505	1,296	236	-	-	

パート・有期社員(見直し前) (※パート・有期社員(現在)とパート・有期社員(見直し前)とも回答した企業で集計)

	n	パート・有期社員(見直し前)																		
		パート・有期社員(見直し前)割合																		
年金額(減額率含む)	年齢	学歴	人手の過不足状況	その他	無回答	資格、免許の有無	同業他社の資金相場	地域の資金相場	残業の有無や頻度	有事業所内での配置転換	有事業所の範囲	有事業所内の配置転換	有事業所の範囲	有事業所内の配置転換	有事業所の範囲	有事業所内の配置転換	有事業所の範囲	有事業所内の配置転換	有事業所の範囲	
総計	1,299	621	366	662	420	75	45	101	394	232	394	61	38	157	55	148	24			
	100.0	47.8	28.2	51.0	32.3	5.8	3.5	7.8	30.3	17.9	25.7	4.7	2.9	12.1	4.2	11.4	1.8			
業種別																				
紙業、採石業、砂利採取業	2	1	1	1	1	-	-	2	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-
建設業	92	41	31	50	27	2	3	17	28	15	23	8	3	13	3	9	3	-	-	-
製造業	229	109	84	140	67	13	4	12	88	28	17	13	9	27	4	15	2	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	7	1	1	2	-	-	1	5	3	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	18	11	8	10	5	-	-	-	4	2	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-
運輸業、郵便業	52	24	11	23	9	2	-	8	12	5	12	5	3	7	1	6	2	-	-	-
卸売業、小売業	181	73	55	92	45	10	7	14	55	26	16	10	4	19	4	24	3	-	-	-
金融業、保険業	8	6	5	5	2	-	1	1	4	2	1	1	2	2	1	1	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	11	5	3	7	3	-	-	-	2	1	-	-	1	2	-	1	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	21	12	9	7	6	1	-	-	7	4	8	1	2	5	2	2	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	98	50	26	55	35	5	4	4	33	19	13	4	2	15	3	23	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	25	9	6	11	12	1	-	-	9	3	2	-	1	5	1	2	1	-	-	-
教育、学習支援業	66	31	16	26	25	-	1	5	21	9	21	1	-	6	4	2	2	-	-	-
医療、福祉	375	185	70	177	148	32	18	29	89	91	190	13	7	38	29	46	9	-	-	-
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	7	3	2	3	2	2	2	2	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	107	60	38	53	33	7	4	9	35	24	27	4	2	16	3	16	2	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	258	134	81	129	88	16	10	13	88	53	51	9	7	41	9	43	3	-	-	-
	100.0	51.9	31.4	50.0	34.1	6.2	3.9	5.0	34.1	20.5	19.8	3.5	2.7	15.9	3.5	16.7	1.2			
従業員数別																				
50人以下	837	386	238	411	254	52	25	75	236	130	205	42	29	101	32	100	13	-	-	-
51人以上100人以下	208	100	59	115	78	9	8	13	67	45	52	14	4	29	11	21	4	-	-	-
101人以上300人以下	163	85	44	86	52	11	9	11	53	34	53	3	3	20	7	19	6	-	-	-
301人以上1,000人以下	61	38	20	35	24	2	2	-	22	16	16	1	2	5	4	5	1	-	-	-
1,001人以上	17	9	2	9	6	1	1	1	11	4	5	1	-	1	1	2	-	-	-	-
無回答	13	3	3	6	6	-	-	-	5	3	3	-	-	1	-	1	-	-	-	-
	100.0	23.1	23.1	46.2	46.2			7.7	38.5	23.1	23.1			7.7		7.7				
300人以下計(中小規模企業)	1,208	571	341	612	384	72	42	99	356	209	310	59	36	150	50	140	23	-	-	-
	100.0	47.3	28.2	50.7	31.8	6.0	3.5	8.2	29.5	17.3	25.7	4.9	3.0	12.4	4.1	11.6	1.9			
301人以上計(大規模企業)	78	47	22	44	30	3	3	1	33	20	21	2	2	6	5	7	1	-	-	-
	100.0	60.3	28.2	56.4	38.5	3.8	3.8	1.3	42.3	25.6	26.9	2.6	2.6	7.7	6.4	9.0	1.3			
地域別																				
北海道・東北	242	115	69	127	89	18	9	21	72	33	72	7	9	32	19	38	6	-	-	-
	100.0	47.5	28.5	52.5	36.8	7.4	3.7	8.7	29.8	13.6	29.8	2.9	3.7	13.2	7.9	15.7	2.5			
関東	367	181	124	198	111	18	15	27	114	71	80	16	10	44	6	45	-	-	-	-
	100.0	49.3	33.8	54.0	30.2	4.9	4.1	7.4	31.1	19.3	21.8	4.4	2.7	12.0	1.6	12.3				
北陸・東海	213	106	54	101	69	14	10	18	71	38	46	11	9	28	10	17	4	-	-	-
	100.0	49.8	25.4	47.4	32.4	6.6	4.7	8.5	33.3	17.8	21.6	5.2	4.2	13.1	4.7	8.0	1.9			
近畿	184	84	50	91	58	11	5	8	56	37	51	9	4	24	8	18	1	-	-	-
	100.0	45.7	27.2	49.5	31.5	6.0	2.7	4.3	30.4	20.1	27.7	4.9	2.2	13.0	4.3	9.8	0.5			
中国・四国	118	56	33	63	32	2	2	11	28	17	32	8	2	14	5	18	5	-	-	-
	100.0	47.5	28.0	53.4	27.1	1.7	1.7	9.3	23.7	14.4	27.1	6.8	1.7	11.9	4.2	15.3	4.2			
九州・沖縄	163	77	32	76	56	12	4	15	48	34	52	10	4	14	7	12	8	-	-	-
	100.0	47.2	19.6	46.6	34.4	7.4	2.5	9.2	29.4	20.9	31.9	6.1	2.5	8.6	4.3	7.4	4.9			
無回答	12	2	4	6	5	-	-	-	5	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	100.0	16.7	33.3	50.0	41.7			8.3	41.7	16.7	8.3			8.3						
事業所数別																				
1ヶ所(本社のみ)	610	287	172	303	186	39	17	45	171	108	160	30	19	78	25	71	9	-	-	-
	100.0	47.0	28.2	49.7	30.5	6.4	2.8	7.4	28.0	17.7	26.2	4.9	3.1	12.8	4.1	11.6	1.5			
2ヶ所以上	671	327	190	349	226	36	28	53	219	122	171	31	17	77	30	77	15	-	-	-
	100.0	48.7	28.3	52.0	33.7	5.4	4.2	7.9	32.6	18.2	25.5	4.6	2.5	11.5	4.5	11.5	2.2			
無回答	18	7	4	10	8	-	-	3	4	2	3	-	2	2	-	-	-	-	-	-
	100.0	38.9	22.2	55.6	44.4			16.7	22.2	11.1	16.7			11.1						
パート・有期社員の人割別																				
25%未満	557	264	164	275	155	32	20	50	159	77	127	35	20	79	22	70	4	-	-	-
	100.0	47.4	29.4	49.4	27.8	5.7	3.6	9.0	28.5	13.8	22.8	6.3	3.6	14.2	3.9	12.6	0.7			
25%以上50%未満	367	173	106	196	141	22	10	25	103	76	116	12	12	44	20	35	8	-	-	-
	100.0	47.1	28.9	53.4	38.4	6.0	2.7	6.8	28.1	20.7	31.6	3.3	3.3	12.0	5.4	9.5	2.2			
50%以上75%未満	227	108	54	111	74	14	8	15	83	50	65	9	4	20	8	25	7	-	-	-
	100.0	47.6	23.8	48.9	32.6	6.2	3.5	6.6	36.6	22.0	28.6	4.0	1.8	8.8	3.5	11.0	3.1			

問24. 上記で○を付けたうち、もっとも比重が大きい算定要素は何ですか（それぞれ番号を記入）。

正社員

		雇 用 し て お く る 正 社 員 を	責 任 の 重 さ や 任 務 の 内 容	業 績 成 果	能 力 証 驗	勤 続 年 数	の 事 業 所 内 の 配 置 転 換	有 事 業 所 内 の 勤 働 の 範 圍	残 業 の 有 無 や 頻 度	地 域 の 賃 金 相 場	同 業 他 社 の 賃 金 相 場	資 格 免 許 の 有 無 状 況	家 計 の 状 況 や 婚 姻	年 金 額 (減 額 率 含 む)	年 齢	学 歴	人 手 の 過 不 足 状 況	そ の 他	無 回 答	
総計	n %	6,877 100.0	2,431 35.3	978 14.2	1,643 23.9	424 6.2	7 0.1	10 0.1	21 0.3	96 1.4	94 1.2	254 3.7	15 0.2	3 0.0	98 1.4	21 0.3	48 0.7	52 0.8	692 10.1	
問3 業種別																				
鉱業、採石業、砂利採取業	21	100.0	42.9	4.8	23.8	5	5	-	-	1	-	-	1	-	4.8	-	-	-	-	2
建設業	578	100.0	182	73	185	18	18	-	-	5	6	25	2	-	8	-	8	2	63	9.5
製造業	1,349	100.0	472	231	395	47	47	2	2	28	4	7	5	1	22	2	5	3	121	
電気・ガス・熱供給・水道業	58	100.0	35.0	17.1	29.3	3.5	0.1	0.1	0.1	2.1	0.3	0.5	0.4	0.1	1.6	0.1	0.4	0.2	9.0	
情報通信業	136	100.0	35	36	43	5	5	-	-	1	1	2	-	-	1.7	-	-	-	7	
運輸業、郵便業	298	100.0	104	44	57	17	17	-	-	5	6	7	1	-	4	-	3	4	39	
卸売業、小売業	1,091	100.0	393	269	212	31	2	2	3	12	13	9	1	1	22	1	7	4	109	
金融業、保険業	48	100.0	23	9	8	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	
不動産業、物品賃貸業	92	100.0	47.9	18.8	16.7	4.2	-	2.1	-	-	2.1	-	-	-	-	-	-	2.1	6.3	
学術研究、専門・技術サービス業	126	100.0	32.6	27.2	17.4	5.4	-	-	-	2.2	1.1	-	-	-	2.2	1.1	1.1	-	9.8	
宿泊業、飲食サービス業	440	100.0	180	50	112	13	1	1	2	8	6	2	1	-	7	1	2	3	51	
生活関連サービス業、娯楽業	166	100.0	64	26	38	10	-	-	-	1	2	2	-	-	3	1	-	-	18	
教育、学習支援業	340	100.0	117	29	57	61	-	-	1	4	7	21	-	-	7	2	5	6	23	
医療、福祉	1,536	100.0	518	79	362	164	2	2	4	11	26	166	2	1	5	12	12	17	153	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	24	100.0	11	3	4	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	3	
サービス業（他に分類されないもの）	574	100.0	219	73	110	41	-	2	2	15	7	7	2	-	10	1	4	9	72	
その他																				
サービス業計	1,330	100.0	529	173	288	71	1	3	4	26	17	16	3	-	25	3	7	15	149	
問4 常用雇 用者の 規模別																				
50人以下	4,627	100.0	1,543	629	1,157	310	2	7	20	75	64	158	12	2	59	8	34	30	517	
51人以上100人以下	1,081	100.0	333	136	250	67	0.0	0.2	0.4	1.6	1.4	3.4	0.3	0.0	1.3	0.2	0.7	0.6	11.2	
101人以上300人以下	780	100.0	306	114	159	43	2	1	-	10	10	36	-	-	14	5	4	10	66	
301人以上1,000人以下	250	100.0	102	40	63	9	1	-	-	-	1	8	-	-	1	7	1	3	12	
1,001人以上	77	100.0	37	16	14	3	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	4	
無回答	62	100.0	22	9	13	5	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	8	
300人以下計 （中小規模企業）	6,488	100.0	2,270	913	1,553	407	6	9	21	96	82	242	15	2	91	19	44	50	668	
301人以上計 （大規模企業）	327	100.0	139	56	77	12	1	1	-	-	2	8	-	-	7	2	3	2	16	
問1 本社所 在地域 （地域 プロセ ック）別																				
北海道・東北	1,187	100.0	409	135	282	86	2	3	1	20	20	59	3	-	17	3	12	9	125	
関東	1,961	100.0	689	335	479	109	1	1	3	23	11	60	4	1	31	6	8	13	187	
北陸・東海	1,220	100.0	35.1	17.1	24.4	5.6	0.1	0.1	0.2	1.2	0.6	3.1	0.2	0.1	1.6	0.3	0.4	0.7	9.5	
近畿	926	100.0	35.4	13.6	25.4	5.5	0.2	0.2	0.2	1.8	0.7	2.2	0.2	-	2.4	0.3	0.6	0.7	10.4	
中国・四国	640	100.0	37.0	15.7	22.7	5.6	0.1	0.1	0.4	0.6	1.6	3.2	-	-	0.9	0.3	0.6	0.6	10.4	
九州・沖縄	871	100.0	314	90	191	65	-	-	6	14	21	44	3	1	6	4	8	11	93	
無回答	72	100.0	29	8	14	5	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	11	
問2 事業所 数別																				
1ヶ所（本社のみ）	3,249	100.0	1,093	407	818	228	3	-	13	48	42	133	8	2	41	6	29	24	354	
2ヶ所以上	3,538	100.0	1,305	563	804	192	4	10	7	48	42	114	7	1	55	15	19	28	324	
無回答	90	100.0	33	8	21	4	-	-	1	-	-	7	-	-	2	-	-	-	14	
問7 パート・有 期社員 の人数 割合別																				
25%未満	3,307	100.0	1,121	552	821	158	2	3	9	40	38	104	11	1	58	10	26	21	332	
25%以上50%未満	1,830	100.0	623	243	456	159	1	2	7	24	27	92	4	2	25	3	9	7	146	
50%以上75%未満	1,038	100.0	431	103	209	75	2	3	1	20	13	42	-	-	10	7	7	16	99	
75%以上	443	100.0	183	53	92	19	1	1	2	8	3	6	-	-	2	1	3	6	63	
無回答	259	100.0	73	27	65	13	1	1	2	4	3	10	-	-	3	-	3	2	52	
業種×規模・復 元集計																				
計	376,716	100.0	133,812	57,302	89,602	21,388	349	593	1,241	5,280	4,547	11,213	795	198	5,551	1,005	2,510	2,705	38,625	
いわゆる中小企業	294,452	100.0	103,039	45,375	70,585	16,389	312	593	1,088	4,027	3,845	8,493	778	76	4,181	559	1,972	1,686	31,453	
いわゆる大企業	21,176	100.0	8,160	2,931	4,495	1,282	36	-	-	108	266	1,288	-	-	440	344	222	365	1,238	
無回答	61,088	100.0	22,613	8,996	14,522	3,716	-	-	153	1,144	436	1,432	17	122	930	101	317	654	5,935	

パート・有期社員（見直し前）

	雇 用 シ テ ・ 有 期 社 員 計 を	職 任 の 程 度 （ 業 務 の 内 容 や	業 績 成 果	能 力 経 験	勤 続 年 数	の 事 有 無 所 内 で の 配 置 転 換	有 事 業 所 間 の 転 勤	疾 業 の 有 無 や 頻 度	地 域 の 賃 金 相 場	同 業 他 社 の 賃 金 相 場	資 格 免 許 の 所 有 状 況	家 生 計 費 や 婚 姻 ・	年 金 額 （ 減 額 率 含 む）	年 齢	学 歴	人 手 の 過 不 足 状 況	そ の 他	無 回 答
総計	6,877 100.0	308 4.5	127 1.8	307 4.5	114 1.7	5 0.1	4 0.1	19 0.3	143 2.1	45 0.7	86 1.3	7 0.1	7 0.1	26 0.4	2 0.0	62 0.9	18 0.3	5,597 81.4
問3 主たる業種別																		
鉱業、採石業、砂利採取業	21 100.0	- -	1 4.8	- -	- -	- -	- -	1 4.8	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	19 90.5
建設業	578 100.0	16 2.8	11 1.9	26 4.5	7 1.2	- -	- -	3 0.5	8 1.4	4 0.7	5 0.9	1 0.2	- -	5 0.9	- -	4 0.7	2 0.3	486 84.1
製造業	1,349 100.0	49 3.6	33 2.4	67 5.0	19 1.4	- -	- -	- -	37 2.7	4 0.3	1 0.1	3 0.2	- -	3 0.2	- -	7 0.5	2 0.1	1,124 83.3
電気・ガス・熱供給・水道業	58 100.0	1 1.7	1 1.7	1 1.7	- -	- -	- -	- -	2 3.4	- -	- -	- -	1 1.7	1 1.7	- -	- -	- -	51 87.9
情報通信業	136 100.0	4 2.9	6 4.4	3 2.2	3 2.2	- -	- -	- -	1 0.7	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	119 87.5
運輸業、郵便業	298 100.0	12 4.0	5 1.7	16 5.4	2 0.7	- -	- -	2 0.7	6 2.0	- -	1 0.3	1 0.3	1 0.3	1 0.3	- -	3 1.0	2 0.7	246 82.6
卸売業、小売業	1,091 100.0	41 3.8	24 2.2	44 4.0	13 1.2	- -	- -	5 0.5	24 2.2	4 0.4	3 0.3	- -	1 0.1	5 0.5	- -	11 1.0	2 0.2	914 83.8
金融業、保険業	48 100.0	4 8.3	1 2.1	2 4.2	1 2.1	- -	1 2.1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	39 81.3
不動産業、物品賃貸業	92 100.0	2 2.2	1 1.1	2 2.2	1 1.1	- -	- -	- -	- -	1 1.1	- -	- -	1 1.1	1 1.1	- -	1 1.1	- -	82 89.1
学術研究、専門・技術サービス業	126 100.0	4 3.2	2 1.6	3 2.4	3 0.8	- -	- -	- -	3 2.4	- -	2 1.6	- -	1 0.8	1 0.8	- -	2 1.6	- -	107 84.9
宿泊業、飲食サービス業	440 100.0	24 5.5	8 1.8	29 6.6	10 2.3	2 0.5	- -	- -	8 1.8	3 0.7	1 0.2	- -	1 0.2	1 0.2	- -	12 2.7	1 0.2	340 77.3
生活関連サービス業、娯楽業	166 100.0	5 3.0	5 3.0	4 2.4	3 1.8	- -	- -	- -	4 2.4	2 1.2	- -	- -	1 0.6	1 0.6	- -	1 0.6	- -	140 84.3
教育、学習支援業	340 100.0	16 4.7	6 1.8	6 1.8	9 2.6	- -	- -	- -	9 2.6	2 0.6	11 3.2	- -	- -	1 0.3	- -	1 0.3	1 0.3	278 81.8
医療、福祉	1,536 100.0	94 6.1	14 0.9	79 5.1	38 2.5	3 0.2	3 0.2	7 0.5	25 1.6	23 1.5	59 3.8	1 0.1	1 0.1	2 0.1	2 0.1	13 0.8	6 0.4	1,166 75.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	24 100.0	2 8.3	1 4.2	1 4.2	1 4.2	- -	- -	- -	1 4.2	1 4.2	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	17 70.8
サービス業（他に分類されないもの）	574 100.0	34 5.9	8 1.4	24 4.2	6 1.0	- -	- -	1 0.2	15 2.6	1 0.2	3 0.5	- -	- -	4 0.7	- -	7 1.2	2 0.3	469 81.7
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	1,330 100.0	69 5.2	24 1.8	61 4.6	21 1.6	2 0.2	- -	1 0.1	31 2.3	7 0.5	6 0.5	1 0.1	2 0.2	5 0.5	- -	22 1.7	3 0.2	1,073 80.7
問4 常用雇用工数の規模別																		
50人以下	4,627 100.0	194 4.2	79 1.7	211 4.6	65 1.4	2 0.0	4 0.1	14 0.3	89 1.9	27 0.6	52 1.1	4 0.1	6 0.1	23 0.5	2 0.0	44 1.0	10 0.2	3,801 82.1
51人以上100人以下	1,081 100.0	48 4.4	21 1.9	50 4.6	25 2.3	1 0.1	- -	2 0.2	22 2.0	8 0.7	14 1.3	2 0.2	1 0.1	- -	- -	7 0.6	3 0.3	877 81.1
101人以上300人以下	780 100.0	35 4.5	19 2.4	33 4.2	11 1.4	2 0.3	- -	2 0.3	22 2.8	7 0.9	14 1.8	1 0.1	- -	2 0.3	- -	7 0.9	4 0.5	621 79.6
301人以上1,000人以下	250 100.0	25 10.0	6 2.4	7 2.8	9 3.6	- -	- -	- -	6 2.4	1 0.4	4 1.6	- -	- -	1 0.4	- -	2 0.8	1 0.4	188 75.2
1,001人以上	77 100.0	5 6.5	- -	4 5.2	2 2.6	- -	- -	- -	3 3.9	1 1.3	1 1.3	- -	- -	- -	- -	1 1.3	- -	60 77.9
無回答	62 100.0	1 1.6	2 3.2	2 3.2	2 3.2	- -	- -	1 1.6	1 1.6	1 1.6	1 1.6	- -	- -	- -	- -	1 1.6	- -	50 80.6
300人以下計（中小規模企業）	6,488 100.0	277 4.3	119 1.8	294 4.5	101 1.6	5 0.1	4 0.1	18 0.3	133 2.0	42 0.6	80 1.2	7 0.1	7 0.1	25 0.4	2 0.0	58 0.9	17 0.3	5,299 81.7
301人以上計（大規模企業）	327 100.0	30 9.2	6 1.8	11 3.4	11 3.4	- -	- -	- -	9 2.8	2 0.6	5 1.5	- -	- -	1 0.3	- -	3 0.9	1 0.3	248 75.8
問1 本社所在地（地域別）																		
北海道・東北	1,187 100.0	58 4.9	20 1.7	61 5.1	20 1.7	2 0.2	1 0.1	4 0.3	22 1.9	6 0.5	20 1.7	1 0.1	1 0.1	7 0.6	- -	15 1.3	4 0.3	945 79.6
関東	1,961 100.0	86 4.4	47 2.4	79 4.0	33 1.7	- -	1 0.1	4 0.2	14 2.2	14 0.9	17 0.9	1 0.1	3 0.2	6 0.3	2 0.1	19 1.0	- -	1,605 81.8
北陸・東海	1,220 100.0	55 4.5	20 1.6	52 4.3	21 1.7	1 0.1	- -	3 0.2	23 1.9	7 0.6	9 0.7	2 0.2	1 0.1	7 0.6	- -	7 0.6	2 0.2	1,010 82.8
近畿	926 100.0	47 5.1	15 1.6	50 5.4	15 1.6	1 0.1	1 0.1	- -	22 2.4	9 1.0	12 1.3	2 0.2	- -	4 0.4	- -	8 0.9	- -	740 79.9
中国・四国	640 100.0	25 3.9	13 2.0	30 4.7	5 0.8	- -	- -	4 0.6	12 1.9	3 0.5	11 1.7	- -	- -	1 0.2	- -	8 1.3	4 0.6	524 81.9
九州・沖縄	871 100.0	36 4.1	9 1.0	34 3.9	18 2.1	1 0.1	1 0.1	3 0.3	18 2.1	6 0.7	16 1.8	1 0.1	2 0.2	1 0.1	- -	5 0.6	8 0.9	712 81.7
無回答	72 100.0	1 1.4	3 4.2	1 1.4	2 2.8	- -	- -	1 1.4	2 2.8	- -	1 1.4	- -	- -	- -	- -	- -	- -	61 84.7
問2 事業所数別																		
1ヶ所（本社のみ）	3,249 100.0	146 4.5	52 1.6	148 4.6	44 1.4	2 0.1	2 0.1	9 0.3	64 2.0	25 0.8	46 1.4	2 0.1	4 0.1	15 0.5	2 0.1	32 1.0	9 0.3	2,647 81.5
2ヶ所以上	3,538 100.0	159 4.5	73 2.1	155 4.4	67 1.9	3 0.1	2 0.1	8 0.2	77 2.2	20 0.6	39 1.1	5 0.1	3 0.1	11 0.3	- -	30 0.8	9 0.3	2,877 81.3
無回答	90 100.0	3 3.3	2 2.2	4 4.4	3 3.3	- -	- -	2 2.2	2 2.2	- -	1 1.1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	73 81.1
問3 パート有期社員の人数割合別																		
25%未満	3,307 100.0	131 4.0	57 1.7	126 3.8	37 1.1	4 0.1	1 0.0	10 0.3	65 2.0	17 0.5	33 1.0	6 0.2	5 0.2	16 0.5	1 0.0	30 0.9	2 0.1	2,766 83.6
25%以上50%未満	1,830 100.0	86 4.7	36 2.0	92 5.0	39 2.1	- -	1 0.1	7 0.4	33 1.8	11 0.6	34 1.9	1 0.1	1 0.1	4 0.2	1 0.1	14 0.8	5 0.3	1,465 80.1
50%以上75%未満	1,038 100.0	50 4.8	17 1.6	56 5.4	23 2.2	- -	1 0.1	1 0.1	31 3.0	12 1.2	15 1.4	- -	1 0.1	6 0.6	- -	10 1.0	7 0.7	808 77.8
75%以上	443 100.0	28 6.3	11 2.5	22 5.0	10 2.3	1 0.2	1 0.2	- -	10 2.3	3 0.7	2 0.5	- -	- -	- -	- -	6 1.4	1 0.2	348 78.6
無回答	259 100.0	13 5.0	6 2.3	11 4.2	5 1.9	- -	- -	1 0.4	4 1.5	2 0.8	2 0.8	- -	- -	- -	- -	2 0.8	3 1.2	210 81.1
計	376,716 100.0	16,609 4.4	7,280 1.9	16,854 4.5	5,896 1.6	257 0.1	203 0.1	904 0.2	7,756 2.1	2,276 0.6	3,786 1.0	403 0.1	414 0.1	1,445 0.4	94 0.0	3,627 1.0	954 0.3	307,957 81.7
いわゆる中小企業	294,452 100.0	12,358 4.2	4,937 1.7	13,621 4.6	4,615 1.6	221 0.1	203 0.1	716 0.2	6,029 2.0	1,577 0.5	2,519 0.8	403 0.1	289 0.1	1,089 0.4	94 0.0	3,037 1.0	666 0.2	242,079 82.2
いわゆる大企業	21,176 100.0	1,481 7.0	447 2.1	748 3.5	572 2.7	36 0.2	- -	95 0.4	744 3.5	183 0.9	582 2.7	- -	- -	92 0.4	- -	201 0.9	36 0.2	15,959 75.4
無回答	61,088 100.0	2,771 4.5	1,895 3.1	2,486 4.1	709 1.2	- -	- -	94 0.2	983 1.6	516 0.8	685 1.1	- -	125 0.2	264 0.4	- -	390 0.6	252 0.4	49,919 81.7

問25. パート・有期社員から、正社員との待遇差の理由について説明を求められた場合、「不合理ではない」ことをどの程度、説明できると思いますか（1つに○）。

	パート・有期社員計を 用いている企業 計を	説明できない と思う場合と、 説明できない 場合が ある場合 (説明できない 場合を含む)	説明できない 場合と、 説明できない 場合が ある場合 (説明できない 場合を含む)	説明できない 場合と、 説明できない 場合が ある場合 (説明できない 場合を含む)	わから ない	無 回 答
総計	6,877 100.0	3,964 57.6	2,024 29.4	169 2.5	377 5.5	343 5.0
問3 主たる業種別						
鉱業、採石業、砂利採取業	21 100.0	12 57.1	7 33.3	1 4.8	1 4.8	-
建設業	578 100.0	359 62.1	121 20.9	13 2.2	45 7.8	40 6.9
製造業	1,349 100.0	751 55.7	420 31.1	30 2.2	78 5.8	70 5.2
電気・ガス・熱供給・水道業	58 100.0	39 67.2	10 17.2	2 3.4	4 6.9	3 5.2
情報通信業	136 100.0	94 69.1	33 24.3	3 2.2	1 0.7	5 3.7
運輸業、郵便業	298 100.0	188 63.1	69 23.2	9 3.0	19 6.4	13 4.4
卸売業、小売業	1,091 100.0	619 56.7	330 30.2	29 2.7	56 5.1	57 5.2
金融業、保険業	48 100.0	30 62.5	14 29.2	1 2.1	2 4.2	1 2.1
不動産業、物品賃貸業	92 100.0	46 50.0	27 29.3	2 2.2	13 14.1	4 4.3
学術研究、専門・ 技術サービス業	126 100.0	92 73.0	21 16.7	2 1.6	7 5.6	4 3.2
宿泊業、飲食サービス業	440 100.0	229 52.0	146 33.2	10 2.3	36 8.2	19 4.3
生活関連サービス業、娯楽業	166 100.0	104 62.7	44 26.5	4 2.4	10 6.0	4 2.4
教育、学習支援業	340 100.0	210 61.8	92 27.1	7 2.1	13 3.8	18 5.3
医療、福祉	1,536 100.0	829 54.0	538 35.0	38 2.5	58 3.8	73 4.8
複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	24 100.0	18 75.0	4 16.7	-	-	2 8.3
サービス業 (他に分類されないもの)	574 100.0	344 59.9	148 25.8	18 3.1	34 5.9	30 5.2
その他	-	-	-	-	-	-
サービス業計	1,330 100.0	787 59.2	363 27.3	34 2.6	87 6.5	59 4.4
問4 常用雇用者の規模別						
50人以下	4,627 100.0	2,764 59.7	1,192 25.8	129 2.8	275 5.9	267 5.8
51人以上100人以下	1,081 100.0	587 54.3	385 35.6	18 1.7	52 4.8	39 3.6
101人以上300人以下	780 100.0	396 50.8	307 39.4	18 2.3	31 4.0	28 3.6
301人以上1,000人以下	250 100.0	123 49.2	107 42.8	2 0.8	13 5.2	5 2.0
1,001人以上	77 100.0	55 71.4	20 26.0	-	1 1.3	1 1.3
無回答	62 100.0	39 62.9	13 21.0	2 3.2	5 8.1	3 4.8
300人以下計 (中小規模企業)	6,488 100.0	3,747 57.8	1,884 29.0	165 2.5	358 5.5	334 5.1
301人以上計 (大規模企業)	327 100.0	178 54.4	127 38.8	2 0.6	14 4.3	6 1.8
問1 本社所在地(地域ブロック別)						
北海道・東北	1,187 100.0	645 54.3	385 32.4	42 3.5	63 5.3	52 4.4
関東	1,961 100.0	1,143 58.3	579 29.5	35 1.8	106 5.4	98 5.0
北陸・東海	1,220 100.0	703 57.6	361 29.6	26 2.1	69 5.7	61 5.0
近畿	926 100.0	552 59.6	259 28.0	28 3.0	42 4.5	45 4.9
中国・四国	640 100.0	380 59.4	190 29.7	8 1.3	34 5.3	28 4.4
九州・沖縄	871 100.0	499 57.3	234 26.9	28 3.2	57 6.5	53 6.1
無回答	72 100.0	42 58.3	16 22.2	2 2.8	6 8.3	6 8.3
問2 事業所数別						
1ヶ所(本社のみ)	3,249 100.0	1,916 59.0	867 26.7	82 2.5	190 5.8	194 6.0
2ヶ所以上	3,538 100.0	2,000 56.5	1,131 32.0	83 2.3	181 5.1	143 4.0
無回答	90 100.0	48 53.3	26 28.9	4 4.4	6 6.7	6 6.7
問7 パート・有期社員 の人数割合別						
25%未満	3,307 100.0	2,010 60.8	857 25.9	77 2.3	190 5.7	173 5.2
25%以上50%未満	1,830 100.0	1,003 54.8	617 33.7	41 2.2	91 5.0	78 4.3
50%以上75%未満	1,038 100.0	550 53.0	360 34.7	33 3.2	52 5.0	43 4.1
75%以上	443 100.0	251 56.7	134 30.2	8 1.8	23 5.2	27 6.1
無回答	259 100.0	150 57.9	56 21.6	10 3.9	21 8.1	22 8.5
業種×規模・ 従業員集計	376,716 100.0	217,541 57.7	110,215 29.3	9,072 2.4	21,469 5.7	18,418 4.9
法定義に基づく中小企業	294,452 100.0	169,143 57.4	85,264 29.0	7,388 2.5	17,473 5.9	15,183 5.2
法定義に基づく大企業	21,176 100.0	11,887 56.1	7,796 36.8	354 1.7	601 2.8	537 2.5
無回答	61,088 100.0	36,511 59.8	17,155 28.1	1,330 2.2	3,395 5.6	2,698 4.4

問 2 6 . パート・有期社員に対する正社員との待遇差や理由にかかかる説明を、どのような方法で行っていますか（行いますか）（該当すべてに○）。

	雇用して いる正社員を 計	個別の 問合せに 応じて	口頭 の問合せ に 応じて	説明会 を開催	雇 入 口 頭 で 説 明	労働 条 件 通 知 書 に 明 記	作 成 ・ 配 布 （ 冊 子 等 ） を	就業 規 則 に 明 記 ・ 周 知	そ の 他	行 っ て い な い （ 行 わ な い ）	無 回 答	何 ら か の 方 法 で 行 っ て い る （ 行 っ た 方 法 は ○ ）
総計	6,877 100.0	699 10.2	3,502 50.9	231 3.4	2,701 39.3	2,156 31.4	106 1.5	1,503 21.9	95 1.4	701 10.2	354 5.1	5,822 84.7
問3 主たる業種別												
鉱業、採石業、砂利採取業	21 100.0	2 9.5	9 42.9	— —	10 47.6	6 28.6	— —	4 19.0	— —	4 19.0	— —	17 81.0
建設業	578 100.0	57 9.9	270 46.7	3 0.5	227 39.3	176 30.4	4 0.7	100 17.3	6 1.0	70 12.1	39 6.7	469 81.1
製造業	1,349 100.0	130 9.6	670 49.7	40 3.0	478 35.4	399 29.6	17 1.3	246 18.2	21 1.6	164 12.2	67 5.0	1,118 82.9
電気・ガス・熱供給・水道業	58 100.0	6 10.3	32 55.2	2 3.4	12 20.7	16 27.6	1 1.7	12 20.7	1 1.7	6 10.3	3 5.2	49 84.5
情報通信業	136 100.0	25 18.4	65 47.8	8 5.9	62 45.6	50 36.8	4 2.9	37 27.2	4 2.9	13 9.6	4 2.9	119 87.5
運輸業、郵便業	298 100.0	36 12.1	128 43.0	9 3.0	114 38.3	103 34.6	3 1.0	58 19.5	4 1.3	33 11.1	16 5.4	249 83.6
卸売業、小売業	1,091 100.0	111 10.2	573 52.5	32 2.9	367 33.6	317 29.1	14 1.3	217 19.9	15 1.4	126 11.5	56 5.1	909 83.3
金融業、保険業	48 100.0	3 6.3	24 50.0	3 6.3	20 41.7	15 31.3	1 2.1	15 31.3	1 2.1	8 16.7	1 2.1	39 81.3
不動産業、物品賃貸業	92 100.0	9 9.8	38 41.3	5 5.4	33 35.9	29 31.5	1 1.1	13 14.1	— —	15 16.3	5 5.4	72 78.3
学術研究、専門・ 技術サービス業	126 100.0	12 9.5	67 53.2	6 4.8	65 51.6	43 34.1	2 1.6	28 22.2	1 0.8	6 4.8	4 3.2	116 92.1
宿泊業、飲食サービス業	440 100.0	44 10.0	236 53.6	15 3.4	163 37.0	119 27.0	6 1.4	86 19.5	3 0.7	53 12.0	26 5.9	361 82.0
生活関連サービス業、娯楽業	166 100.0	16 9.6	84 50.6	8 4.8	65 39.2	57 34.3	4 2.4	40 24.1	2 1.2	15 9.0	5 3.0	146 88.0
教育、学習支援業	340 100.0	32 9.4	181 53.2	11 3.2	160 47.1	131 38.5	5 1.5	106 31.2	5 1.5	21 6.2	15 4.4	304 89.4
医療、福祉	1,536 100.0	145 9.4	817 53.2	62 4.0	690 44.9	523 34.0	31 2.0	417 27.1	22 1.4	104 6.8	84 5.5	1,348 87.8
複合サービス事業 （郵便局、協同組合など）	24 100.0	4 16.7	12 50.0	3 12.5	10 41.7	7 29.2	2 8.3	4 16.7	— —	1 4.2	1 4.2	22 91.7
サービス業 （他に分類されないもの）	574 100.0	67 11.7	296 51.6	24 4.2	225 39.2	165 28.7	11 1.9	120 20.9	10 1.7	62 10.8	28 4.9	484 84.3
その他	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
サービス業計	1,330 100.0	143 10.8	695 52.3	56 4.2	528 39.7	391 29.4	25 1.9	278 20.9	16 1.2	137 10.3	64 4.8	1,129 84.9
問4 常雇 雇用者の 規模別												
50人以下	4,627 100.0	441 9.5	2,258 48.8	110 2.4	1,761 38.1	1,410 30.5	50 1.1	974 21.1	64 1.4	522 11.3	272 5.9	3,833 82.8
51人以上100人以下	1,081 100.0	99 9.2	584 54.0	44 4.1	436 40.3	388 35.9	17 1.6	244 22.6	13 1.2	94 8.7	42 3.9	945 87.4
101人以上300人以下	780 100.0	95 12.2	422 54.1	45 5.8	341 43.7	245 31.4	23 2.9	193 24.7	10 1.3	57 7.3	31 4.0	692 88.7
301人以上1,000人以下	250 100.0	41 16.4	158 63.2	24 9.6	101 40.4	75 30.0	11 4.4	56 22.4	3 1.2	18 7.2	3 1.2	229 91.6
1,001人以上	77 100.0	18 23.4	53 68.8	6 7.8	37 48.1	21 27.3	4 5.2	20 26.0	3 3.9	2 2.6	1 1.3	74 96.1
無回答	62 100.0	5 8.1	27 43.5	2 3.2	25 40.3	17 27.4	1 1.6	16 25.8	2 3.2	8 12.9	5 8.1	49 79.0
300人以下計 （中小規模企業）	6,488 100.0	635 9.8	3,264 50.3	199 3.1	2,538 39.1	2,043 31.5	90 1.4	1,411 21.7	87 1.3	673 10.4	345 5.3	5,470 84.3
301人以上計 （大規模企業）	327 100.0	59 18.0	211 64.5	30 9.2	138 42.2	96 29.4	15 4.6	76 23.2	6 1.8	20 6.1	4 1.2	303 92.7
問1 本社所在地 地域別												
北海道・東北	1,187 100.0	123 10.4	575 48.4	46 3.9	531 44.7	400 33.7	13 1.1	279 23.5	20 1.7	119 10.0	55 4.6	1,013 85.3
関東	1,961 100.0	216 11.0	1,017 51.9	79 4.0	753 38.4	591 30.1	36 1.8	423 21.6	31 1.6	195 9.9	100 5.1	1,666 85.0
北陸・東海	1,220 100.0	118 9.7	613 50.2	27 2.2	451 37.0	370 30.3	22 1.8	252 20.7	15 1.2	142 11.6	64 5.2	1,014 83.1
近畿	926 100.0	90 9.7	493 53.2	25 2.7	353 38.1	254 27.4	15 1.6	187 20.2	15 1.6	93 10.0	47 5.1	786 84.9
中国・四国	640 100.0	62 9.7	349 54.5	17 2.7	211 33.0	216 33.8	9 1.4	138 21.6	5 0.8	62 9.7	32 5.0	546 85.3
九州・沖縄	871 100.0	83 9.5	421 48.3	36 4.1	371 42.6	306 35.1	11 1.3	206 23.7	8 0.9	83 9.5	49 5.6	739 84.8
無回答	72 100.0	7 9.7	34 47.2	1 1.4	31 43.1	19 26.4	— —	18 25.0	1 1.4	7 9.7	7 9.7	58 80.6
問2 事業所数別												
1ヶ所（本社のみ）	3,249 100.0	296 9.1	1,549 47.7	93 2.9	1,247 38.4	1,003 30.9	47 1.4	679 20.9	43 1.3	365 11.2	195 6.0	2,689 82.8
2ヶ所以上	3,538 100.0	395 11.2	1,912 54.0	137 3.9	1,419 40.1	1,128 31.9	59 1.7	803 22.7	50 1.4	325 9.2	151 4.3	3,062 86.5
無回答	90 100.0	8 8.9	41 45.6	1 1.1	35 38.9	25 27.8	— —	21 23.3	2 2.2	11 12.2	8 8.9	71 78.9
問7 パート・有期社員 の人数割合別												
25%未満	3,307 100.0	338 10.2	1,618 48.9	80 2.4	1,297 39.2	1,057 32.0	37 1.1	657 19.9	42 1.3	358 10.8	177 5.4	2,772 83.8
25%以上50%未満	1,830 100.0	174 9.5	955 52.2	75 4.1	766 41.9	595 32.5	29 1.6	430 23.5	28 1.5	167 9.1	82 4.5	1,581 86.4
50%以上75%未満	1,038 100.0	117 11.3	587 56.6	41 3.9	413 39.8	321 30.9	31 3.0	261 25.1	15 1.4	96 9.2	44 4.2	898 86.5
75%以上	443 100.0	50 11.3	224 50.6	23 5.2	146 33.0	117 26.4	8 1.8	106 23.9	3 0.7	53 12.0	26 5.9	364 82.2
無回答	259 100.0	20 7.7	118 45.6	12 4.6	79 30.5	66 25.5	1 0.4	49 18.9	7 2.7	27 10.4	25 9.7	207 79.9
業種×規模× 復元集計												
計	376,716 100.0	38,366 10.2	191,128 50.7	12,722 3.4	145,268 38.6	117,253 31.1	5,837 1.5	80,325 21.3	5,183 1.4	39,559 10.5	19,110 5.1	318,047 84.4
いわゆる中小企業	294,452 100.0	27,669 9.4	147,951 50.2	9,141 3.1	111,507 37.9	91,649 31.1	4,166 1.4	62,462 21.2	4,136 1.4	31,722 10.8	16,231 5.5	246,498 83.7
いわゆる大企業	21,176 100.0	2,667 12.6	13,304 62.8	1,301 6.1	9,453 44.6	6,603 31.2	939 4.4	5,144 24.3	206 1.0	1,452 6.9	431 2.0	19,292 91.1
無回答	61,088 100.0	8,030 13.1	29,873 48.9	2,279 3.7	24,308 39.8	19,001 31.1	732 1.2	12,718 20.8	842 1.4	6,385 10.5	2,448 4.0	52,256 85.5

JILPT 調査シリーズ No.214

「同一労働同一賃金の対応状況等に関する調査」
(企業に対するアンケート調査 及び ヒアリング調査) 結果

発行年月日 2021年11月12日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 株式会社 デイグ

©2021 JILPT

Printed in Japan

* 調査シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<https://www.jil.go.jp/>)